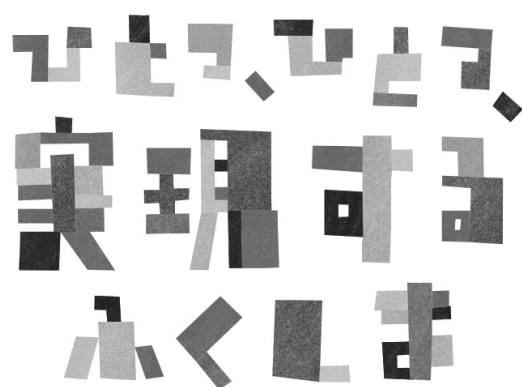


令和 7 年 度

事業計画書



福島県保健福祉部

目 次

1	保健福祉部の組織	2
2	令和7年度保健福祉部施策の基本方針及び重点施策等	
(1)	基本方針及び主要施策	6
(2)	部門別計画・個別計画一覧	9
3	令和7年度保健福祉部当初予算の概要及び重点事業	
(1)	令和7年度当初予算の概要	1 2
(2)	令和7年度重点事業一覧	1 3
4	令和7年度各課別事業計画	
◎	保健福祉総務課／国民健康保険課	(保健福祉総室)
(1)	施策の基本方針	2 1
(2)	事業計画	2 3
(3)	事業費	3 2
◎	社会福祉課／高齢福祉課／障がい福祉課	(生活福祉総室)
(1)	施策の基本方針	3 6
(2)	事業計画	4 6
(3)	事業費	9 3
◎	健康づくり推進課／県民健康調査課／地域医療課／医療人材対策室／ 感染症対策課／食品生活衛生課／薬務課	(健康衛生総室)
(1)	施策の基本方針	9 9
(2)	事業計画	1 1 1
(3)	事業費	1 8 3
◎	こども・青少年政策課／子育て支援課／児童家庭課	(こども未来局)
(1)	施策の基本方針	1 8 9
(2)	事業計画	1 9 6
(3)	事業費	2 3 7
5	資 料	
(1)	補助事業一覧	2 4 2
(2)	附属機関等	2 8 0
(3)	保健・医療・福祉関連 年間行事（キャンペーン）一覧	2 9 0

1 保 健 福 祉 部 の 組 織

■令和7年度 福島県保健福祉部の組織

◆ 本庁機関

(保健福祉総室)
保健福祉総務課
国民健康保険課

◆ 保健福祉事務所

県北保健福祉事務所 (県北保健所)
県中保健福祉事務所 (県中保健所)
県南保健福祉事務所 (県南保健所)
会津保健福祉事務所 (会津保健所)
南会津保健福祉事務所 (南会津保健所)
相双保健福祉事務所 (相双保健所)
相双保健福祉事務所いわき出張所 (相双保健所いわき出張所)

◆ その他出先機関

(生活福祉総室)
社会福祉課
高齢福祉課
障がい福祉課

障がい者総合福祉センター
精神保健福祉センター

(健康衛生総室)
健康づくり推進課
県民健康調査課
地域医療課
医療人材対策室
感染症対策課
食品生活衛生課
薬務課

食肉衛生検査所
動物愛護センター
衛生研究所

会津支所

相双支所

県中支所

会津支所

<こども未来局>
こども・青少年政策課
子育て支援課
児童家庭課

中央児童相談所
県中児童相談所
会津児童相談所
浜児童相談所
福島学園
女性のための相談支援センター
大笹生学園
総合療育センター

白河相談室

南会津相談室

南相馬相談室

◆ 保健福祉事務所（保健所）の組織



※南会津保健福祉事務所は健康増進課を設置せず、その業務を保健福祉課において担当しています。
また、課内でのチーム制をとっておりません。

◆ 本庁機関の主な業務内容

課・室名	主な業務内容
(保健福祉総室)	
保健福祉総務課	部内の総合企画・調整
国民健康保険課	国民健康保険、後期高齢者医療、保険医療機関等の指導・監査
(生活福祉総室)	
社会福祉課	地域福祉の推進、生活保護、生活困窮者自立支援、援護・恩給、福祉・介護人材確保、社会福祉法人・施設の指導監督、介護及び障害福祉サービス事業者等指導監査
高齢福祉課	高齢者の在宅福祉、施設福祉、認知症対策、介護保険
障がい福祉課	障がい者の福祉、精神障がい者の保健・医療、自殺対策、心のケア、難病対策
(健康衛生総室)	
健康づくり推進課	健康づくりの推進、地域包括ケアシステム、生活習慣病対策、がん対策（予防・早期発見）、食育、歯科保健、原子爆弾被爆者援護、被災者の健康支援
県民健康調査課	県民健康調査
地域医療課	医療提供体制の整備・充実
医療人材対策室	医師・看護職員等医療人材の養成・確保
感染症対策課	感染症対策
食品生活衛生課	食品安全確保対策の推進、動物の愛護と適正飼養の推進、衛生的な環境対策の推進、水道事業の推進
薬務課	医薬品等の品質・有効性・安全性の確保、献血、薬物乱用防止、温泉の適正利用、医薬品等の生産振興
(こども未来局)	
こども・青少年政策課	こども施策の総合企画・調整、少子化対策、青少年健全育成
子育て支援課	こども・子育て支援新制度の推進、保育人材の確保・定着、母子保健の推進
児童家庭課	児童の福祉、女性の福祉、ひとり親家庭等の福祉、児童手当、子ども医療費、障がい児の福祉、発達障がい支援

2 令和7年度保健福祉部 施策の基本方針及び重点施策等

(1) 基本方針及び主要施策

○ 基 本 方 針 ○

令和4年3月に改定した「福島県保健医療福祉復興ビジョン」において、子どもたちが親の世代となる30年ほど先を視野に入れ、令和12年度までを期間として本県が東日本大震災や原子力災害を克服し、地方創生を推進するため、全国に誇れる水準の保健・医療・福祉により将来の本県社会が支えられている「目指すべき将来の姿」を実現するために、5つの主要施策を推進してまいります。

令和6年度については、この5つの主要施策ごとに、県政全体の基本方針を示す「福島総合計画」、復興に向けた必要な取組を示す「福島県復興計画」、人口減少・高齢化対策を総合的に進めるための「ふくしま創生総合戦略」の着実な実行を目指しながら、本県の保健・医療・福祉を取り巻く課題の解決に向けて、積極的かつ効果的な事業の展開を図ります。

また、あらゆる施策にSDGs(※)の視点を取り入れ、本県の保健・医療・福祉の推進を通して、持続可能な地域社会の実現に貢献します。

※SDGs (Sustainable Development Goals)

世界が抱える課題を解決し、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現のため、2015年の国連サミットで決定した国際社会の共通目標。

《参考》福島県保健医療福祉復興ビジョンより抜粋

目指すべき将来の姿 東日本大震災・原子力災害を克服し、地方創生を推進するため、次の3つの側面から捉えた理想のふくしまの実現を目指します。

- 誰もが生涯を通じて健やかに“いきいきと活躍できる”地域社会
- 社会全体で子育て・子育てを支援する環境が整備されており、“安心して子どもを生み育てられる”地域社会
- 安全・安心な保健、医療、介護・福祉サービス提供体制、生活衛生水準、健康危機管理体制などの社会生活基盤が確保されている社会

主要施策

全国に誇れる健康長寿県の実現

質の高い地域医療提供体制の確保

安心して子どもを生み育てられる環境づくり

いきいき暮らせる地域共生社会の推進

誰もが安全で安心できる生活の確保

東日本大震災・原子力災害からの復興・再生 / 地方創生の推進

○ 主 要 施 策 ○

1 全国に誇れる健康長寿県の実現

健康指標の改善に向け、「みんなでチャレンジ！減塩・禁煙・脱肥満」の重点スローガンの下、「減塩対策」に焦点をあてた事業や禁煙支援、「ふくしま健民アプリ」の活用等による運動習慣の定着を進めるとともに、がん検診の受診率向上に資する事業を展開してまいります。

また、これまでの健康経営の取組に加え、女性の県内定着や、より活躍できる地域社会の実現のため、女性の健康づくり等の健康経営に取り組む魅力的で働きやすい事業所の増加に向けた支援を実施してまいります。

さらに、地域包括ケアシステムの深化を図るため、市町村が実施する先進的な取組への支援や研修会による人材育成等を行うとともに、原発事故の被災市町村における地域包括ケアシステム構築に向けた支援を進めてまいります。

2 質の高い地域医療提供体制の確保

地域医療を支える医師や看護師等の人材の養成・確保のほか、地域において質の高い医療を効率的かつ持続可能な形で提供できる体制を構築するため、地域医療構想に基づく医療施設の整備支援や、二次・三次救急医療機関に対する支援による救急医療体制の充実に取り組んでまいります。

また、双葉地域の中核的病院の開設に向けた支援など、避難地域の医療提供体制の再構築に取り組んでまいります。

さらに、新たな感染症危機に備え、感染症法に基づく医療措置協定の締結等により、入院病床や発熱外来の実施機関の確保等を行うなど、医療提供体制の整備を推進してまいります。

3 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

出会い・結婚から出産・子育てまでの県民の希望に応えるため、出会いの機会の提供を始め、交際に至るまでの伴走型支援、結婚新生活への補助など、結婚を希望する若者に寄り添った支援に取り組むほか、プレコンセプションケアの更なる普及・啓発に加え、健診や子育て相談の充実、不妊・不育症に悩む夫婦や妊娠婦への支援など、出産・育児を支える保健・医療体制の充実・確保を図ってまいります。

また、家庭環境や障がいの有無にかかわらず誰もが輝く社会づくりに向けて、児童相談所の相談体制の充実・強化、発達障がいやひきこもりへの相談対応など、援助を必要とするこどもや家庭への支援に取り組んでまいります。

さらに、こどもたちを社会全体で育む環境づくりを進めるため、保育所等の整備や保育人材の確保や保育の質の向上を支援するとともに、市町村や民間団体が地域の実情に応じて実施する子育て事業への支援などを行ってまいります。

4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進

地域生活課題の解決に向け、世代や分野を超えた包括的な体制、地域づくりを支援し、地域共生社会の実現を図る取組を行ってまいります。

また、東日本大震災の避難者等に対する支援として、心のケア事業や生活支援相談員による見守り活動などを実施してまいります。

さらに、福祉・介護人材の確保を図るため、介護職の魅力発信、求職者と施設等をつなぐマッチングサイトの運営などを通じ、介護の職場への就職を後押しするほか、ICT 等を活用した介護分野における生産性向上、さらには避難指示解除区域等における介護施設の円滑な事業再開に向けた支援を進めてまいります。

5 誰もが安全で安心できる生活の確保

県産加工食品の安全確保と風評払拭のため、県内食品事業者を対象に放射性物質管理を組み合わせた県独自の衛生管理手法「ふくしまHACCP（ハサップ）」の導入を推進してまいります。

また、安全な飲料水が安定供給されるよう、市町村や一部事務組合が実施する水道施設の耐震化等の取組を支援してまいります。

さらに、災害拠点病院等にある県内の災害派遣医療チーム（DMAT・ディーマット）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT・ディーパット）の連携体制の整備や福祉・介護専門職等で構成する災害派遣福祉チーム（DWAT・ディーワット）の養成など、災害時の保健・医療・福祉体制の充実強化に引き続き取り組むとともに、災害時健康危機管理支援チーム（福島県DHEAT・ディーヒート）など、大規模災害時の健康危機管理体制を強化してまいります。

(2) 部門別計画・個別計画一覧

	計画の名称	計画期間 (年度)	策定根拠	担当課・室
	福島県総合計画	R4～R12		
	福島県保健医療福祉復興ビジョン	R4～R12	県独自	保健福祉総務課
1	第4期福島県医療費適正化計画	R6～R11	高齢者の医療の確保に関する法律	保健福祉総務課
2	福島県国民健康保険運営方針	R6～R11	国民健康保険法	国民健康保険課
3	福島県地域福祉支援計画	R3～R8	社会福祉法	社会福祉課
4	福島県介護人材確保戦略 ～次のステージへのアプローチ～	R2～R7	県独自	社会福祉課
5	第10次福島県高齢者福祉計画・第9次福島県介護保険事業支援計画 「ふくしま高齢者すこやかプラン」	R6～R8	老人福祉法 介護保険法	高齢福祉課
6	第2次福島県認知症施策推進計画	R3～R7	共生社会の実現を推進するための認知症基本法	高齢福祉課
7	第5次福島県障がい者計画	R4～R12	障害者基本法	障がい福祉課
8	第7期福島県障がい福祉計画	R6～R8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がい福祉課
9	第4次福島県自殺対策推進行動計画	R4～R8	自殺対策基本法	障がい福祉課
10	第6期福島県障がい者工賃向上プラン	R6～R8	「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針	障がい福祉課
11	福島県アルコール健康障害対策推進計画	R5～R9	アルコール健康障害対策基本法	障がい福祉課
12	福島県ギャンブル等依存症対策推進計画	R6～R10	ギャンブル等依存症対策基本法	障がい福祉課
13	第三次健康ふくしま21計画	R6～R17	健康増進法	健康づくり推進課
14	第4次福島県食育推進計画	R4～R8	食育基本法	健康づくり推進課
15	福島県歯科保健基本計画	R6～R17	歯科口腔保健の推進に関する法律	健康づくり推進課
16	第四期福島県がん対策推進計画	R6～R11	がん対策基本法	健康づくり推進課 地域医療課
17	福島県循環器病対策推進計画（第二期）	R6～R11	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法	健康づくり推進課 地域医療課
18	第8次福島県医療計画	R6～R11	医療法	地域医療課

	計画の名称	計画期間 (年度)	策定根拠	担当課・室
19	福島県地域医療構想	H28～R8	医療法	地域医療課
20	福島県外来医療計画	R6～R8	医療法	地域医療課
21	福島県感染症予防計画	R6～R11	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症対策課
22	福島県結核予防計画	H30～	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症対策課
23	福島県肝炎対策基本計画	R6～R11	肝炎対策基本法、肝炎対策の推進に関する基本的な指針	感染症対策課
24	福島県新型インフルエンザ等対策行動計画	H25～	新型インフルエンザ等対策特別措置法	感染症対策課
25	福島県へき地医療対策アクションプログラム	H15～	県独自	医療人材対策室
26	福島県看護職員需給計画	R6～R11	県独自	医療人材対策室
27	福島県医師確保計画	R6～R8	医療法	医療人材対策室
28	ふくしま食の安全・安心に関する基本方針	H24～	県独自	食品生活衛生課
29	ふくしま食の安全・安心対策プログラム（第4期）	R4～R12	県独自	食品生活衛生課
30	福島県水道ビジョン2020	R3～R12	都道府県水道ビジョン策定に関する厚生労働省通知	食品生活衛生課
31	福島県水道水質管理計画	R5～R14	水道水質管理計画の策定についての厚生省通知	食品生活衛生課
32	福島県動物愛護管理推進計画	R6～R15	動物の愛護及び管理に関する法律	食品生活衛生課
33	福島県薬剤師確保計画 (第8次福島県医療計画第7章第3節)	R6～R8	「薬剤師確保計画ガイドラインについて」(令和5年6月9日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)	薬務課
34	福島県こどもまんなかプラン	R7～R11	こども基本法、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、子ども・子育て支援法 等	こども・青少年政策課
35	福島県再犯防止推進計画	R3～R12	再犯の防止等の推進に関する法律	こども・青少年政策課
36	福島県社会的養育推進計画	R1～R11	社会的養育の推進についての厚生労働省子ども家庭局通知	児童家庭課
37	福島県困難な問題を抱える女性への支援並びにDV防止及び被害者の保護・支援のための基本計画	R6～R10	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	児童家庭課
38	第3期福島県障がい児福祉計画	R6～R8	児童福祉法	児童家庭課

3 令和7年度保健福祉部 当初予算の概要及び重点事業

(1) 令和7年度当初予算の概要

○ 一般会計

(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初	財 源 内 訳		
		国 庫	その他	一般財源
(保健福祉総室) 保健福祉総務課 国民健康保険課	66,532,676	3,388,653	5,393,902	57,750,121
(生活福祉総室) 社会福祉課 高齢福祉課 障がい福祉課	60,847,464	8,567,502	4,060,750	48,219,212
(健康衛生総室) 健康づくり推進課 県民健康調査課 地域医療課 医療人材対策室 感染症対策課 食品生活衛生課 薬務課	23,297,751	6,230,408	15,122,258	1,945,085
(こども未来局) こども・青少年政策課 子育て支援課 児童家庭課	35,514,991	4,264,378	779,786	30,450,827
保健福祉部合計	186,192,882	22,450,941	25,356,696	138,365,245
一般財源使用可能額	—	—	—	94,945
(再掲) 職員費	8,875,176	177,416	435,488	8,262,272
県全体	1,281,798,762	201,280,410	396,521,024	683,997,328
保健福祉部／県全体	14.5%	11.2%	6.4%	20.2%

※保健福祉総務課に福島県立病院事業会計への負担金等を含む。

○ 国民健康保険特別会計

(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初	財 源 内 訳			
		分担金負担金	国 庫	繰 入 金	そ の 他
(保健福祉総室) 国民健康保険課	170,692,133	44,867,199	48,597,150	15,540,521	61,687,263

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初	財 源 内 訳			
		国 庫	繰 入 金	繰 越 金	諸 収 入
(こども未来局) 児童家庭課	119,103	0	5,220	62,559	51,324

令和7年度 保健福祉部重点事業一覧

1 全国に誇れる健康長寿県の実現

整理 番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)
1	5-②-10	ふくしま脱メタプロジェクト事業	一部 新規	健康づくり推進課	県民の健康指標改善のため、ふくしま健民アプリを活用したバーチャルウォーキング大会の実施や公共交通機関の利用を促し、適切な生活習慣への行動変容を促す。また、特定給食施設を有する大規模事業所や市町村を対象に、民間企業のノウハウを活用し、栄養と運動との両面から健康づくりへの取組を支援する。	176,351
2	5-②-13	健康長寿ふくしま推進事業	継続	健康づくり推進課	健康長寿県の実現に向け、健康づくりに取り組む県民へのインセンティブの付与や各市町村・医療保険者等が持つ医療等データの分析と見える化を行いながら、健康づくりの普及啓発と健康経営の推進や地域・職域における効果的な保健事業の実施に向けた支援を実施する。	209,160
3	5-②-14	健康長寿ふくしま推進体制等強化事業	継続	健康づくり推進課	第三次健康ふくしま21計画の基本理念である「誰もがすこやかにいきいきと活躍できる笑顔あふれる健康長寿ふくしまの実現」に向けた施策を強く推進するため、知事をトップとした関係団体代表者で構成する健康長寿ふくしま会議推進体制の下、健康づくり事業推進のための体制強化を図る。	7,689
4	3-④-6	被災者健康サポート事業	継続	健康づくり推進課	東日本大震災・原子力災害の影響により、復興公営住宅等で生活している被災者の健康保持及び健康不安の解消のため、継続的な健康支援活動を行うとともに、長期化する住民の広域避難等に対応した保健事業の提供体制の構築を支援する。	163,078
5	5-②-11	女性のための骨粗鬆症重症化予防事業	新規	健康づくり推進課	女性の発症リスクが高い骨粗鬆症に関する普及啓発を実施するとともに、より効果的なアプローチを検証するため、各市町村が実施する骨粗鬆症検診に関する実態調査を実施する。	10,565
6	7-①-1	女性活躍・働く世代の健康づくり推進事業	新規	健康づくり推進課	プレコン出前講座等の各種セミナーを通じて県内事業所における女性の健康づくり等のヘルスリテラシー向上を図ったうえで、女性の健康づくりや働きやすい職場づくりに取り組む事業所に対し、奨励金の交付やメディア等を通じた広報などを行う。	76,449
7	3-④-7	県民健康調査事業	継続	県民健康調査課	県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民健康の維持、増進を図ることを目的に県民健康調査等を実施する。	3,613,468
8	3-④-8	県民健康調査支援事業	継続	県民健康調査課	住民自らが放射線量を把握し、放射線による健康影響に係る理解促進を図ることを目的として、線量計の整備等を行う市町村に対して補助する。 また、甲状腺検査の県内実施医療機関数を維持、増加させるため、検査を担う医療機関に対して甲状腺検査機器を購入する際の費用を補助する。	87,098
9	5-②-12	健康経営トータルサポート事業	一部 新規	健康づくり推進課	健康長寿県の実現に向け、特に生活習慣病の発症リスクの高まる働き盛り世代の健康づくりを推進するため、健康経営に取り組む事業所を取組開始から発展・維持期まで包括的に支援することで、健康経営の更なる普及を図る。	46,996
10	5-②-8	たばこの健康影響対策事業	一部 新規	健康づくり推進課	がんや循環器疾患など様々な生活習慣病のリスク因子となるたばこについて、県民の健康寿命の延伸に寄与することを目的に、幅広い世代への啓発活動や喫煙をやめたい方への禁煙支援等、喫煙対策と受動喫煙対策を推進する。	14,637
11	5-②-6	歯科保健総合対策事業	一部 新規	健康づくり推進課	口腔の健康は、全身の健康に深く関わり、全てのライフステージで健康な歯と口の健康を保つため、口腔保健支援センターを中心に生涯にわたる歯・口腔の健康づくりを推進する。	8,421
12	5-②-7	がん対策推進事業	一部 新規	健康づくり推進課	がんの予防と早期発見のため、がんに対する知識の普及やがん検診の受診率向上を目指し、利用しやすい質の高いがん検診実施体制整備と検診受診を促す取り組み等を実施する。	25,380
13	5-②-18	がん患者支援事業	継続	地域医療課	がん患者一人ひとりの希望をかなえるため、補整具購入者や妊孕性温存治療を行う者への支援、在宅サービス利用料の一部助成を実施する市町村に対し補助を行うとともに、がん・生殖医療ネットワーク体制を構築し、がんに関する正しい知識の普及・啓発を行う。	28,466
14	5-②-15	ふくしまおいしく減塩緊急対策事業	継続	健康づくり推進課	第三次健康ふくしま21計画の基本目標である「誰もがすこやかにいきいきと活躍できる笑顔あふれる健康長寿ふくしまの実現」のため、県民の食塩摂取量の改善に焦点をあて、減塩の実践を促すキャンペーンの実施や、働き盛り世代の食塩摂取量の実態把握を行うとともに、減塩・適量教育に取り組む。	63,043
15	5-②-17	老人クラブ活動等社会活動促進事業	継続	健康づくり推進課	高齢者が健康で豊かな生活を送ることができるよう、市町村が行う老人クラブへの支援や、老人クラブの継続・活性化に向けたサポート人材の養成等の取組に対して補助を行う。	33,207
16	5-②-9	地域包括ケアシステム構築支援事業	一部 新規	健康づくり推進課	高齢者が可能な限り、地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、市町村が地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築できるよう支援する。	112,193
17	5-②-16	高齢者地域課題解決支援事業	継続	健康づくり推進課	地域包括ケアシステムの実現に向け、自立支援・重度化防止の取組の更なる推進を図るため、自立支援型地域ケア会議の定着支援、地域支援事業の連動支援、地域包括支援センター体制整備支援のための研修会等を実施する。	7,697
18	5-②-2	国保健康づくり推進事業	継続	国民健康保険課	国保保険者の健康の保持増進を促し、医療費の適正化を図るため、特定健診・保健指導に関する研修の実施や、未受診者や治療中断者に対する受診勧奨の実施、医療関係者と連携した糖尿病等重症化予防の取組の推進などにより、市町村国保における健康づくり事業の取組を支援する。	174,293

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)
19	5-②-3	福島県認知症サポーターパワーアップ事業	継続	高齢福祉課	認知症の人やその家族を地域の中で支える体制づくりのために、認知症サポーターの活躍が必要である。認知症サポーターの活動と認知症の人とその家族の困りごとをつなげる仕組みが「チームオレンジ」である。全市町村でのチームオレンジの整備に向け、検討会や各種研修を実施する。	1,599
20	5-②-4	認知症疾患医療センター運営事業	継続	高齢福祉課	認知症の人ができるだけ住み慣れた地域で暮らすことができるように、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、保健医療・介護関係者との地域連携を行う「認知症疾患医療センター」を運営する。	53,557

2 質の高い地域医療提供体制の確保

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)
1	5-②-26	医療従事者修学資金貸与事業	継続	医療人材対策室	看護職及び理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、歯科衛生士、臨床検査技師の確保と定着促進を図るため、養成施設の在学者で卒業後に県内の施設で業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与する。	311,560
2	5-②-23	医師確保修学資金貸与事業	継続	医療人材対策室	福島県立医科大学等に在学する県内外の医学部生であつて、県が指定する公的医療機関等での勤務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与することにより県内への定着を図る。	832,254
3	1-①-14	地域医療支援センター運営事業	継続	医療人材対策室	医師確保に必要な病院の支援、医師のキャリア形成支援等を一体的に行い、県内の医師確保や地域偏在を解消するため、福島県立医科大学内に「福島県地域医療支援センター」を設置・運営する。	89,998
4	5-②-24	ふくしま医療人材確保事業	一部 新規	医療人材対策室	東日本大震災で離職した医療従事者の流出防止を図り、県内の医療提供体制の回復及び復興につなげるため、事業を実施する医療機関等に対し、必要な経費を補助する。	1,618,283
5	1-①-13	復興を担う看護職人材育成支援事業	継続	医療人材対策室	復興を担う看護職の人材育成を支援するため、進学・就職活動及びキャリアアップを支援する。また、浜通りの医療機関が看護職員確保に取り組む際の経費を補助する。	226,639
6	5-②-32	“医療の仕事”魅力発信事業	一部 新規	医療人材対策室	県内出身の将来世代の医療人材を安定的かつ着実に増加させるため、医療職種の魅力を伝える機会を創出する。	2,155
7	5-②-21	地域医療介護総合確保事業（医療従事者の確保・養成）	継続	地域医療課	医療従事者の負担軽減や復職の支援に取り組むとともに、職務環境の改善を図るなど、医療従事者の確保・養成を推進する。	104,621
8	5-②-28	病院内保育所運営費補助事業	継続	医療人材対策室	病院職員の離職防止及び未就業看護職員等の再就業の促進を図るため、医療機関が行う院内保育事業の運営を支援する。	99,424
9	5-②-29	看護職員離職防止・復職支援事業	継続	医療人材対策室	看護職員の離職防止や復職を支援するとともに、看護職員の定着に向けた職場の環境づくり等を支援することにより、県内医療機関等の看護職員の安定的確保を図るほか、非常時における応援看護師を確保する。	55,725
10	5-②-31	看護師等養成所運営費補助事業	継続	医療人材対策室	看護職員を養成・確保するため、保健師助産師看護師法に基づく指定を受けた看護師等養成所の運営に要する経費の一部を補助する。	266,096
11	5-②-27	ナースセンター事業	継続	医療人材対策室	県内の看護職員の確保を図るため、無料職業紹介などにより看護職の資格をもつ未就業者の就業促進及び潜在化防止を図るほか、看護補助者の養成と確保に取り組む。	54,637
12	5-②-30	看護教員・実習指導者養成講習会	継続	医療人材対策室	県内の看護師等養成所で看護教育に携わる専任教員及び実習施設において指導に携わる実習指導者が必要な知識や技術を修得する講習会を開催する。	13,630
13	6-①-18	看護教育体制強化支援事業	継続	医療人材対策室	高度化する医療に対応できる臨床実践能力の高い看護職を養成するため、実習教員の配置や研究活動を支援することで、看護基礎教育の充実を図る。	32,454
14	7-②-1	若者の県内定着のための看護の魅力発信事業	一部 新規	医療人材対策室	看護体験イベントや県内看護師等学校養成所への進学促進などにより、看護職を目指す若年層を増やし、就職に至るまでの各年代を切れ目なくサポートすることで、地域医療を支える看護職員の育成・確保・定着を図る。	87,320
15	5-②-19	地域医療介護総合確保事業（病床の機能分化・連携）	継続	地域医療課	地域の不足する医療機能を確保するため、医療機関における病床機能の転換等に必要な施設・設備を整備するなど、医療機関相互の役割分担・連携を推進する。	1,097,359

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)
16	5-②-20	地域医療介護総合確保事業（在宅医療の推進）	継続	地域医療課	在宅医療に関する取り組みや必要な設備整備を支援するとともに、病院、医科・歯科診療所、訪問看護ステーション、介護施設等の連携を促進するなど、在宅医療体制の構築を推進する。	202,551
17	5-②-25	在宅ケア推進事業	一部新規	医療人材対策室	がん看護や訪問看護に関する研修を実施するとともに、看護師特定行為研修の実施体制維持・強化、制度周知、受講経費の補助による受講推進を図る。また、訪問看護提供体制の強化を図る。	67,018
18	3-①-8	地域医療情報ネットワーク活用強化支援事業	一部新規	地域医療課	病院・診療所・薬局・介護施設などの間の医療福祉情報の連携を維持・強化するため、地域医療情報ネットワーク（キビタン健康ネット）の認知理解度強化の取組を支援するとともに、キビタン健康ネットにて診療情報提供を行う医療機関の機器更新費用を支援する。	18,000
19	1-①-11	双葉地域二次医療提供体制確保事業	継続	地域医療課	ふたば医療センター附属病院の運営費の支援等により、双葉地域の二次救急医療提供体制を確保する。	1,665,990
20	1-①-12	避難地域等医療復興事業	継続	地域医療課	避難地域の医療提供体制の再構築のため、双葉地域の中核的役割を担う新病院の整備を進めるとともに、「避難地域等医療復興計画」に基づき、医療機関の再開・継続の支援等を行う。	3,254,068
21	5-②-22	専門医療養成支援事業	一部新規	医療人材対策室	修学資金被貸与医師等若手医師のキャリア形成と地域医療従事者の両立を図るため、特に医師少数区域での需要が高い「総合診療医」の養成を支援するとともに、専門医の養成環境を拡大するため、専門研修施設の新設及び専門研修プログラムの策定を促進することにより、地域医療提供体制の充実を図る。	42,158
22	3-④-9	ふくしま国際医療科学センター運営事業	継続	医療人材対策室	福島県立医科大学の「先端臨床研究センター」が行う、放射性薬剤の研究開発等の取組を支援することにより、県民の健康の保持・増進を図る。	412,902
23	3-④-11	感染症危機管理体制強化事業	一部新規	感染症対策課	国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新興感染症等の発生・まん延に平時から備えるため、県と医療機関の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供等に関する協定を締結し、感染症対応に必要な支援や体制強化を行う。	189,764
24	3-④-10	感染症専門人材養成等事業	継続	医療人材対策室	感染症に関する専門人材である感染管理認定看護師の養成・確保及び感染管理の支援強化に向け、資格取得に要する経費等の補助を行うとともに、県内の養成課程の運営を支援するなど、県内全体の感染管理の底上げを図る。	46,829
25	5-②-33	献血推進事業	継続	業務課	人間尊重と相互扶助の精神を基本理念とした献血意識の普及啓発を図るため、将来の献血の担い手である県内の中学生を対象に「ジュニア献血ポスターコンクール」を実施し、献血推進ポスターを募集する。	930

3 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)
1	5-①-2	結婚・子育て応援事業	継続	こども・青少年政策課	結婚を望む方が結婚し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに向け、新たに結婚支援システム「はび福なび」のマッチング機能の拡充や、交際中の会員の相談支援等を行うほか、民間企業・団体等との連携事業を進化させ、若手社員の交流の場の拡充を図る。	422,765
2	2-①-2	福島県周産期医療システム整備事業	継続	地域医療課	妊娠、出産から新生児に至る高度で専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを図る。	178,367
3	5-①-1	ふくしま子ども・女性医療支援センター運営事業	継続	医療人材対策室	質の高い周産期医療を担う医師等を養成するとともに、県民が安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するため、福島県立医科大学に設置している、ふくしま子ども・女性医療支援センターの運営に要する経費を支援する。	151,787
4	2-①-1	初期救急医療体制整備事業	継続	地域医療課	小児初期救急センターの運営に必要な職員諸手当を補助することにより、地域の小児救急体制を確保し、子育て世代の家族の安心安全の確保を図る。	3,852
5	5-①-12	不妊治療支援総合対策事業	新規	子育て支援課	子どもを持ちたいと望む方で不妊治療を必要とする方が、安心して治療を受け、希望をかなえることのできる環境を整えるため、県立医大生殖医療センターの診療体制強化、不妊治療費の助成及びセミナーの実施による不妊治療と仕事の両立支援を実施する。	292,910
6	5-①-16	妊産婦等支援事業	継続	子育て支援課	核家族化・地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が求められていることから、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための事業を実施する。	1,143
7	5-①-17	市町村妊娠出産包括支援推進事業	継続	子育て支援課	市町村がこども家庭センターを設置して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う体制を整備できるよう、市町村等に対して連絡調整会議や研修会を実施する。	36,484

整理 番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)
8	5-①-18	家庭訪問型子育て支援事業	継続	子育て支援課	ホームスタート事業の中核となるオーガナイザーの人材を確保し、育成するための研修会を実施し、新たな団体の設立に向けた支援を行う。また、こどもやその家族、子育て支援者等を対象とした講演会を開催し、ホームスタート事業の周知を図る。	495
9	5-①-19	産前・産後支援事業	継続	子育て支援課	安心してこどもを産み育てる環境を整備するため、妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に、子育てや健康・母乳等に関して、保健師や助産師による相談体制を充実させ、不安解消に努める。また、市町村の保健師や医療従事者に対して研修を実施し、相談対応の充実を図る。	23,852
10	5-①-14	えがお輝くふくしまの保育支援事業	一部 新規	子育て支援課	こどもたちを取り巻く「ヒト」（保育士）、「モノ」（遊具等の整備）、「コト」（遊びや活動）の改善を一体的に図り、県全体の保育の質を向上させるため、「遊び」の場の環境改善、臨床心理士等の派遣やセミナーの開催、保育士支援アドバイザーによる巡回相談事業を実施する。	37,654
11	5-①-15	未来へつなげる性と健康の支援事業	継続	子育て支援課	安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、ふくしま性と健康の相談センターで様々な相談に応じるとともに、フレコン普及啓発のためのセミナー開催や、学校・職域等への出張講話を行い、若い世代がライフプランを考える機会を提供し、将来の選択肢を広げることを支援する。	35,786
12	5-①-11	ふくしまのこどもたちの体験活動促進事業	新規	こども・青少年政策課	福島県内のこども・若者の居場所（こども食堂等）を利用するこどもたちを対象とする、地域資源を活用した体験活動（スポーツや文化芸術活動、自然体験、社会体験、文化的体験等）の取組に必要な経費を補助し、学校外の体験活動の機会を提供することにより、こどもの頃からの地域への愛着形成を図る。	9,000
13	5-①-23	就学前教育・保育施設整備事業	継続	子育て支援課	教育・保育の質の向上のため認定こども園等の設備整備等を支援する。	11,029
14	5-①-21	保育対策総合支援事業	継続	子育て支援課	地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育の受け皿の確保や保育人材の確保に必要な措置を総合的に講じ、保育環境の整備を行う。また、総合的に講じる支援の一環として、保育所等における医療的ケア児の受け入れ環境整備のため、看護師配置等の費用の一部を補助する。	379,382
15	5-①-22	保育士修学資金貸付等事業	継続	子育て支援課	保育士資格取得を目指す学生に対する修学資金や潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用等の貸付を行い、保育人材の確保を図る。	172,290
16	5-①-24	保育人材確保対策事業	継続	子育て支援課	潜在保育士の再就職支援や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を設置し、保育人材の確保を図る。	8,604
17	5-①-25	保育人材総合対策事業	継続	子育て支援課	県内の保育施設等における保育士の安定的な確保・定着を図るため、指定保育士養成施設や保育関係団体、雇用関係機関と連携し、保育人材の総合的な対策を行う。	11,344
18	5-①-28	認可外保育施設運営支援事業	継続	子育て支援課	認可外保育施設に入所する児童の健康管理、保育環境や職員の質の向上を図るため、経費の補助や研修を実施する。	4,205
19	5-①-29	保育所等安全対策推進事業	継続	子育て支援課	保育所や認定こども園、認可外保育施設等における安全対策を推進するため、巡回指導や研修を行うなど、事故の未然防止を図る。また、認可外保育施設において、より一層こどもを安心して育てることができる環境整備を支援する。	11,454
20	5-①-26	保育の質の向上支援事業	継続	子育て支援課	保育所、認定こども園、地域型保育事業、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業に従事する職員の資質向上及び人材確保を図るため、各種研修を実施する。	46,835
21	5-①-27	病児保育促進事業	継続	子育て支援課	県内の病児保育事業の実施促進を図るため、病児保育施設の広域利用及び施設整備を行う市町村を支援する。	16,968
22	5-①-31	放課後児童クラブ施設整備事業	継続	子育て支援課	放課後児童クラブの整備を行う市町村に対し、整備費用の一部を補助することにより、児童受入の環境整備を促進する。	20,038
23	2-①-3	ふくしま保育料支援事業	継続	子育て支援課	保育所等に入所する第3子以降の3歳未満児にかかる保育料について、市町村が減免する額の一部を支援する。	105,011
24	5-①-9	こどもの居場所づくり支援事業	継続	こども・青少年政策課	こどもたちの社会的孤立を防ぎ、支援が必要なこどもたちやその家族を支援機関に繋げることを目的として、こどもの居場所づくりの取組を支援する。また、経済的に困窮している子育て世帯の支援を目的とした「コミュニティブリッジ（公共冷蔵庫）」の開設に必要な経費を補助する。	12,129
25	5-①-30	地域の子育て支援事業	継続	子育て支援課	子ども・子育て支援新制度に基づく各市町村子ども・子育て支援計画に従い、市町村が実施する事業を支援するために交付金を交付する。	3,593,848
26	5-①-13	放課後児童クラブ人材確保支援事業	新規	子育て支援課	放課後児童クラブの広報活動等により認知度や関心度を高め、多様な人材を発掘するとともに、保育士・保育所支援センターのマッチング機能等を活用し、働き手を確保しやすい体制を整え、また長期休業期の働き手確保も支援することにより、待機児童の解消を図る。	14,099

整理 番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)
27	5-①-35	児童相談所相談体制強化事業	継続	児童家庭課	児童相談所において、児童及び保護者に対する相談対応を行うほか、職員の資質向上に向けた研修受講などを行う。	53,799
28	3-④-13	子どもの心のケア事業	継続	児童家庭課	震災・原発事故により不安を抱えるこどもの心の中長期的に見守っていくため、行政、医療、福祉、教育等の関係機関が連携して「ふくしま子どもの心のケアセンター」を設置し、地域や学校等を訪問して相談対応を行うほか、地域における支援体制の強化に取り組む。	152,079
29	5-①-37	医療的ケア児支援事業	継続	児童家庭課	医療的ケア児及びその家族等に対し相談支援等を行う医療的ケア児支援センターの運営や、地域で支援の総合調整を担う医療的ケア児等コーディネーターの養成等を行うほか、市町村に対し支援体制整備を図るための費用を補助する。	17,305
30	5-①-10	こどもの夢を応援する事業	継続	こども・青少年政策課 児童家庭課	こどもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、様々な支援制度を活用してもらうための取組や、社会的養護を必要とする児童の自立に向けた支援を行う。	43,187
31	5-①-36	母子家庭等自立支援総合対策事業	継続	児童家庭課	ひとり親家庭の自立促進を図るため、就業相談、求人情報の提供、就職に有利な資格取得の支援等を行うとともに、生活一般の相談支援や講習会・交流会を実施する。また、ひとり親家庭のこどもに学習支援等を行う市町村に対して補助金を交付する。	44,549
32	5-①-39	福島県立乳児院管理運営経費	新規	児童家庭課	若松乳児院を廃止し、新たに設置する福島県立乳児院の運営について、指定管理者への委託により実施する。	212,344
33	5-①-40	県立乳児院多機能化推進事業	新規	児童家庭課	新設する福島県立乳児院に「家庭生活に困難を抱える特定妊婦等に対する産前産後の母子支援」や「里親支援」の新たな役割を担わせ多機能化を推進することで、本県の社会的養育環境の充実を図る。	105,535
34	5-①-7	やさしさあふれるふくしま子育て応援事業	継続	こども・青少年政策課	福島県で子育てを行いたいという県民が増えるよう、地域社会や企業とともに子育て応援パスポートや子育て応援駐車場の取組を推進し、こどもや子育て中の方を応援する気運の醸成を図る。	16,036
35	5-①-20	妊婦にやさしい遠方出産支援事業	一部 新規	子育て支援課	周産期医療体制の集約により居住地によって産科医療機関等までのアクセスに差が生じていることから、遠方で出産や妊婦健診を受診する必要のある妊婦等に対して、医療機関等までの交通費及び宿泊費を助成する事業を実施する市町村に対して補助する。	10,599
36	5-①-33	ヤングケアラー支援体制強化事業	一部 新規	児童家庭課	ヤングケアラーの早期把握及び支援にあたっては、多機関が連携した支援体制づくりが必要である。支援体制強化のため、支援者への研修や市町村等への支援体制の構築及び強化への支援、SNSによる情報発信等を実施する。	16,793
37	5-①-6	子育て・子育て環境づくり総合対策事業（地域で支える子育て推進事業）	継続	こども・青少年政策課	地域全体で子育てを支援する機運の向上を図るため、民間団体が行う地域の子育て支援の取組に対して補助を行う。	8,633
38	5-①-4	世代間交流による地域コミュニティ再構築事業	継続	こども・青少年政策課	社会全体で子育てを支援するため、昔ながらの遊びや伝統をこどもたちに伝える「地域の寺子屋」を県内各地で開催し、本県の復興を担うこどもたちを社会全体で育てる。	3,655
39	5-①-3	児童福祉施設等給食体制整備事業	継続	こども・青少年政策課	児童福祉施設等の給食用食材に対する保護者等の不安を軽減し、給食に関してより一層の安全・安心を確保するため、児童福祉施設等の給食の検査体制の整備を図る。	69,125
40	3-④-12	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	継続	こども・青少年政策課 子育て支援課	子育て世帯を訪問し、生活・育児の相談に対応するとともに、復興公営住宅等に住んでいるこどもが安心して過ごすことができる環境づくりを行う。また、被災児童に対する心身の健康に関する相談・援助等を行う市町村へ補助を行う。	25,280
41	2-①-4	子どもの医療費助成事業	継続	児童家庭課	県内で安心してこどもを生み、育てやすい環境づくりを進めるため、市町村が行う18歳以下の医療費無料化事業に必要な費用を補助する。	4,986,413
42	5-①-8	青少年会館運営費補助事業	継続	こども・青少年政策課	福島県青少年会館の運営費の一部を補助するとともに、当該会館の敷地を新たな児童相談所整備の用地とするため、当該会館の解体設計に係る費用を補助する。	33,497
43	5-②-34	ひきこもり対策推進事業（ひきこもり支援体制強化モデル事業）	一部 新規	こども・青少年政策課	ひきこもり状態にある本人やその家族の一次相談窓口として「ひきこもり相談支援センター」を運営するとともに、各保健福祉事務所において、ひきこもり家族教室を開催する。また、地域連携による社会資源の掘り起こし、ひきこもりサポーターの養成研修・派遣等を実施する。	10,967
44	5-③-4	こどもを守る情報モラル向上支援事業	継続	こども・青少年政策課	家庭や学校でのこどものインターネット利用に関する基礎知識の習得度合いと利用状況を把握し、その向上と改善を図る支援システム「ふくしま情報モラル診断」を運用する。	3,960
45	5-③-3	ふくしまの子どもの意見を社会に届ける事業	継続	こども・青少年政策課	「こども・若者の地域への定着」をテーマとした探究活動を行い、こどもたちが地域への定着又はリターンを考えるきっかけづくりを行い、将来の地域づくり・復興創生の担い手を確保するとともに、こどもまんなか社会の実現に向けて、こどもたちからの意見聴取を行う。	2,350

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)
46	5-①-5	屋内遊び場確保事業	継続	子ども・青少年政策課	屋内遊び場の整備及び運営に要する費用について市町村に補助することにより、子どもたちの体を動かす機会の確保を図る。	233,856

4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)
1	5-④-18	地域共生社会構築支援事業	継続	社会福祉課	誰もが生き生きと暮らせる地域共生社会の実現に向けた地域づくり強化のため、市町村支援及び人材育成に取り組む。	6,962
2	5-④-2	日常生活自立支援事業	継続	社会福祉課	認知症高齢者や知的・精神障がい等により判断能力が低下し、日常生活を営むのに支障がある者に対し、金銭管理などの援助を行い自立を支援する。	71,766
3	3-④-3	避難者見守り活動支援事業	継続	社会福祉課	東日本大震災の被災地及び被災地からの避難者を受け入れている地域において、生活支援相談員を配置するなど、被災者の見守り・相談支援、孤立防止のための支援等を行う。	645,478
4	1-①-10	高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業	継続	高齢福祉課	避難指示解除区域内において、高齢者等が安心して健康に暮らせるよう、総合相談、地域交流サロン、デイサービス等の介護支援サービスを提供する高齢者等サポート拠点の設置・運営について支援する。	161,513
5	3-④-4	被災者の心のケア事業	継続	障がい福祉課	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により高いストレス状態にある県民及びその支援者に対する心のケアの拠点として、心のケアセンターを県内各地方に設置し、訪問活動や支援者のための研修会等を実施する。	567,441
6	5-②-5	自殺対策緊急強化事業	一部 新規	障がい福祉課	自殺防止に係る普及啓発や市町村の人材育成・自殺対策事業への支援、民間団体が行う事業への補助、自殺対策推進センターの運営、SNS等を活用した相談対応等を実施するとともに、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ等により若年層及びその家庭への自殺対策を強化する。	89,922
7	1-①-9	被災地介護サービス提供体制再構築支援事業	継続	社会福祉課 高齢福祉課	被災地で介護職員として就労を希望する者に対する就職準備金の貸与や就職支援金の交付等を実施するとともに、介護施設等の運営費等を支援することで、被災地の介護人材の確保や介護施設等の経営体力の維持を図る。	215,732
8	7-②-5	介護のしごと魅力発信事業	一部 新規	社会福祉課	親子介護イベント、高校生等を対象としたSNS等による介護の仕事の映像発信や出前授業を実施し、若年層に介護の仕事の魅力を伝えるとともに、スマートフォンにより介護施設等の情報にアクセスし相互にコミュニケーションが図れるマッチングサイトを制作し女性や若年層の介護職への就職を後押しする。	61,690
9	5-④-3	福祉・介護人材プロジェクト（イメージアップ事業）	継続	社会福祉課	福祉・介護の職場見学会を実施するとともに、人材育成等に取り組む介護事業者を認証評価することなどにより、福祉・介護のイメージアップを図る。	20,861
10	5-④-4	福祉・介護人材プロジェクト（マッチング事業）	継続	社会福祉課	福祉・介護の合同就職説明会やハローワークでの出前相談等を実施することにより、介護事業者と求職者のマッチングを図る。	45,578
11	5-④-5	福祉・介護人材プロジェクト（人材確保事業）	継続	社会福祉課	介護に関する入門的研修や県立高校普通科における特色のあるコース制導入校の生徒に対する介護の出前講座等を実施することにより、福祉・介護人材の確保を図る。	25,556
12	5-④-6	福祉・介護人材プロジェクト（外国人材確保）	継続	社会福祉課	外国人介護留学生に対する奨学金支給や外国人介護人材とのコミュニケーション促進等に取り組む事業者への補助を行うとともに、外国人介護人材や受入れ施設職員等を対象とした研修会等を実施するなど、受入れ環境を整備することにより、外国人介護人材の確保を図る。	38,331
13	5-④-7	福祉・介護人材プロジェクト（人材育成事業）	継続	社会福祉課	市町村等が実施する介護職員初任者及び実務者研修への補助、学生を対象とした介護職員初任者研修、新任介護職員を対象とした介護技術の向上を図る研修等を実施することにより、福祉・介護人材の育成を図る。	51,696
14	5-④-8	福祉・介護人材プロジェクト（人材定着事業）	継続	社会福祉課	新任職員を知事が激励する「福祉・介護職員のつどい」や優秀な職員や労働環境改善の優れた取組を実施している施設を表彰する「キラリふくしま介護賞」を実施することにより、福祉・介護人材の定着を図る。	11,937
15	6-①-17	ICT等を活用した介護現場生産性向上支援事業	継続	高齢福祉課	少子高齢化の進行に伴う要介護者の増加や労働人口の減少、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護施設での人材不足に拍車がかかっている。介護職員の負担軽減や離職防止、定着促進を図るため、県内介護事業所に対して介護ロボットやICTを普及促進し、介護現場の生産性向上を目指す。	418,604
16	5-④-19	広域的支援事業	継続	障がい福祉課	障害者総合支援法では、障がい者に対する一般的な相談支援事業は市町村、広域的・専門的相談支援や地域における相談支援体制整備のための広域的支援は県の役割と位置づけられていることから、県自立支援協議会の活動を通じて市町村単位を超えた広域的支援を実施する。	2,266

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)
17	3-④-5	精神科病院入院患者地域移行マッチング事業	継続	障がい福祉課	震災の影響により、県内外の医療機関に転院を余儀なくされた入院患者の本県への帰還、地域移行を促進するため、転退院調整コーディネーターを配置し、患者の意向確認、症状等を踏まえた転退院調整を行う。	6,887
18	5-④-9	精神障がい者アウトリーチ推進事業	継続	障がい福祉課	居宅生活を行っている精神障がい者のうち、未受診や受療中断等、自らの意思により受診できない者で日常生活上の危機が生じている者に対して、多職種チームを配置し危機介入包括支援を行うことにより、地域生活継続のための支援を行う。	66,387
19	5-④-20	授産振興対策事業（農福連携体制強化事業）	継続	障がい福祉課	農業分野での障がい者の就労に対する農業サイドにおける認知度向上を図り、障がい者の活躍の場を創出し、障がい者の職域と収入の拡大を図るため、農福連携の特色を生かした障がい者施設商品の付加価値向上を図る。	15,740
20	5-①-32	困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業	継続	児童家庭課	困難な問題を抱える女性が相談へ繋がり、それぞれの意思を尊重されながら最適な支援を受けることができる体制を構築するため、関係機関との調整、市町村への研修等の実施、民間団体への支援・補助などを実施する。	34,932
21	5-①-38	こどもの見守り・自立応援事業	継続	児童家庭課	児童虐待の予防から自立の支援まで、援助を必要とするこどもの状況に応じた相談・支援体制を充実強化する。	88,344
22	5-①-34	虐待から子どもを守る総合対策推進事業	継続	児童家庭課	児童虐待の未然防止及び迅速かつ適切な対応に向けて、関係機関の連携強化、児童相談所職員の専門性向上、市町村における相談体制強化への支援などを行う。	30,252

5 誰もが安全で安心できる生活の確保

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)
1	6-①-30	水道事業基盤強化・広域連携推進事業	継続	食品生活衛生課	本県の水道の方向性を示した福島県水道ビジョン、広域化の推進方針・これに基づく当面の具体的取組を示した福島県広域化推進プランに基づき、市町村等の水道事業の支援を行い、水道事業の基盤強化・広域連携を促進する。	14,911
2	3-③-16	水道水質安全確保事業	継続	食品生活衛生課	飲料水の安全性を確保するため、水道水及び飲用井戸水の放射性物質モニタリング検査を実施する。	16,854
3	3-③-15	福島県産加工食品の安全・安心の確保事業	継続	食品生活衛生課	食品事業者のふくしまHACCP導入を支援するため、ふくしまHACCPアプリを用いた導入研修会を県内各地で開催する。	4,392
4	3-③-14	食品中の放射性物質対策事業	継続	食品生活衛生課	飲料水及び加工食品の放射性物質検査に必要な人員を確保するとともに、県産農林水産物等を原材料とする加工食品の検査を実施し、その結果を速やかに公表する。また、県産加工食品の輸出を回復・促進するため、県内事業者を対象に輸出に際して障害となるHACCP等への対応経費を補助する。	41,221
5	3-⑥-15	社会福祉施設危機対応強化支援事業	継続	高齢福祉課 障がい福祉課	大規模災害発生時においても高齢者施設等が利用者に必要なサービスを継続的に提供できるよう、被災施設への職員派遣等について定めた施設間相互応援協定締結促進に向けた取組を行う。	9,316
6	3-⑥-9	災害時健康危機管理体制整備事業	継続	保健福祉総務課	大規模災害において、被災地の保健医療の指揮調整機能を応援し、二次的健康被害の最小化を図ることを目的とした、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制整備・機能強化を図る。	1,651
7	3-⑥-10	広域災害福祉支援ネットワーク構築支援事業	継続	社会福祉課	災害時の福祉支援体制や環境整備等について検討、協議を行うため、福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会事務局を県直営で運営する。 また、災害派遣福祉チーム員の研修を行い、災害発生直後から迅速に行動できる体制を整備する。	2,406

4 令和 7 年度各課室別事業計画

- 保健福祉総務課
- 国民健康保険課

(保健福祉総室)

(1) 施策の基本方針

○ 保健福祉総務課

令和4年3月に改定した「福島県保健医療福祉復興ビジョン」に基づき、保健・医療・福祉分野における各施策を横断的・重点的に推進する必要がある。

このため、他部局との連携を強化するとともに、保健・医療・福祉分野における各施策がより効果的に展開できるよう関係機関・市町村と連携・協働しながら、次の事項を中心とした施策を重点的に推進する。

1 保健・医療・福祉の総合的な推進

- (1) 「福島県総合計画」、「福島県復興計画」、「福島県保健医療福祉復興ビジョン」における施策等の進捗状況を把握・分析し、着実な実施・推進を図る。
- (2) 第4期福島県医療費適正化計画に基づき、県民の健康の保持の推進や医療の効率的な提供の推進を図る。
- (3) 保健厚生における各種統計調査を実施し、効率的な保健福祉行政を促進するための基礎資料の整備を図る。
- (4) 大規模災害時の保健医療活動を迅速かつ効果的に行うことができるよう体制を整備する。

2 市町村・関係機関等との連携

- (1) 保健・医療・福祉が相互に連携した総合的なサービスの提供や県と市町村による連携強化を図るため、研修の企画調整及び県と市町村職員を対象とした新任職員や管理者の研修を実施する。
- (2) 地域における保健・医療・福祉の施策を展開するため、各保健福祉事務所に設置した地域保健医療福祉協議会により、地域実態に即した施策の推進を図る。
- (3) 保健福祉事務所ごとに策定した「地域保健医療福祉推進計画」に基づき、地域の現状及び課題に対応した保健・医療・福祉の施策を展開するとともに、地域における保健・医療・福祉活動の中核的な機関である保健福祉事務所の企画力の強化、市町村支援体制の充実を図る。
- (4) 災害発生時に高齢者や障がい者等の要配慮者が避難できる福祉避難所の指定及び周知、事前整備等を促進するとともに、開設訓練への参加等を通じて、市町村における福祉避難所の設置・運営を支援する。
- (5) 原子力災害避難計画について、所管課や関係機関等と連携して病院、社会福祉施設等における計画の策定を促進する。

3 県立社会福祉施設の適切な管理運営等

福島県総合社会福祉施設「太陽の国」の適切な運営のため、共通施設等を指定管理者（社会福祉法人福島県社会福祉事業団）と管理するとともに、平成30年2月に策定した「県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表」の社会情勢を踏まえた新たな課題等への対応も含めた見直しを行い、施設入所者の処遇や福祉の向上を図る。

○ 国民健康保険課

国民健康保険は、被保険者数が減少しているものの、高齢化及び医療の高度化により一人当たりの医療費は増加しており、今後も財政状況が厳しさを増すことが見込まれる。また、後期高齢者医療制度においても、いわゆる「団塊の世代（昭和22年から昭和24年までの間に生まれた方々）」が後期高齢者医療制度に移行したことから、被保険者数増による医療費増加も予想される。

このため、市町村及び関係機関との連携の下、次の事項を重点的に推進し、国民健康保険の安定的な運営を図るとともに、後期高齢者医療制度の運営主体である福島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）を支援する。

1 国民健康保険の安定的な運営

- (1) 県は国民健康保険特別会計において、市町村が保険給付に必要とする費用を全額交付するとともに、交付金、国保事業費納付金等の財源を適切に確保し、県及び市町村の国保財政の安定化を図る。保険料（税）の収納不足や見込みを上回る保険給付費の支出増などが生じた際には、財政安定化基金等の活用により安定的な財政運営を行う。
- (2) 令和6年2月に改定した「福島県国民健康保険運営方針」に基づき、市町村等と連携し、医療費の適正化、保険給付の適正な実施、収納率の向上、市町村事務の広域化や効率化など、令和11年度の保険料（税）水準の統一に向けた取組を進める。
- (3) 国保被保険者の健康寿命の延伸と医療費適正化を図るため、特定健診・特定保健指導等人材育成事業を実施するとともに、AIを活用した生活習慣病対策等支援事業や特定健診受診率向上に向けた市町村国保支援事業など、医療関係者と連携した糖尿病等重症化予防の取組の推進などにより市町村国保における健康づくりの取組を支援する。

2 後期高齢者医療の円滑化に向けた支援

後期高齢者医療制度の財政運営及び制度の円滑な運用に向け、広域連合及び市町村に対して必要な助言を行う。

3 保険医療機関等への指導監査

東北厚生局福島事務所と連携し、療養の給付等に関する保険医療機関等への指導及び監査を実施し、保険診療の質的向上及び適正化を図る。

4 東日本大震災からの復興

避難指示区域等における被保険者の国保税の減免及び医療費の一部負担金免除を実施し、被災者の負担軽減を図る。

(2) 事業計画

○ 保健福祉総務課担当の事業

1 保健・医療・福祉の総合的な推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 厚生統計関係経常経費	11,323 (国庫 11,169)	1 保健関係統計調査事業 7,974 千円 厚生労働省からの委託を受けて各種統計調査を実施し、国の厚生行政施策の基礎を得る。 ○人口動態調査 ○地域保健・健康増進事業報告 ○介護サービス施設・事業所調査 ○医療施設調査 ○国民生活基礎調査 ○病院報告 ○社会保障・人口問題基本調査 等 2 社会福祉関係統計調査事業 3,195 千円 厚生労働省からの委託を受けて各種統計調査を実施し、国の厚生行政施策の基礎を得る。 ○社会福祉施設等調査 ○国民生活基礎調査・附帯調査 等 3 公衆衛生資料等整備事業（経常行政経費） 154 千円 人口動態調査等の統計データを収集し、地域別の詳細なデータの収集を行うとともに、地域別の各種統計データを掲載した「保健統計の概況」を作成する。
② 社会福祉関係管理運営経常経費	6,125	1 社会福祉関係管理運営経常経費 2,039 千円 保健福祉部の円滑な管理運営を図る。 2 社会福祉審議会等運営経費 3,036 千円 ○本会の開催 2 回 ○民生委員審査専門分科会の開催 5 回 ○身体障がい者福祉専門分科会の開催 6 回 ○計画策定専門分科会の開催 2 回 ○児童福祉専門分科会の開催 2 回 ○児童処遇部会の開催 6 回 ○保育所部会の開催 4 回 3 地域保健福祉関係職員研修事業 393 千円 ○新任研修 2 回 ○管理者研修 1 回 4 指定管理者選定検討会等運営費 421 千円 5 社会福祉関係運営事務経費 236 千円 全国知事会社会保障常任委員長県としての事務の円滑な執行を図る。

事業名	予算額	内 容
③ ふれあい福祉基金の運用益の積立	1,056 (財収 1,056)	高齢者等の保健福祉の一層の推進を図ることを目的として設置された「福島県ふれあい福祉基金」の運用益を基金に積み立てる。
④ 管理運営経常経費・行政経費	453,989 (繰入 1,675) (諸収 1,206)	保健福祉部の円滑な運営及び保健医療行政に従事する技術者等の研修を実施する。
⑤ 災害時健康危機管理体制整備事業	1,651 (国庫 524)	大規模災害発生時において、保健医療福祉活動にかかる業務調整を円滑に図るための体制を整備する。 (1) 災害時健康危機管理体制検討会等 (2) D H E A T 構成員人材育成 (3) 災害時の基礎的研修及び訓練の実施 (4) 資機材の整備
⑥ 地域医療介護総合確保基金造成事業	4,779,345 (国庫 3,185,853) (財収 1,250)	団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を展望し、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための計画の事業を実施するため、国の医療介護提供体制改革推進交付金等を基金に積み立てる。
合 計	5,253,489 (国庫 3,197,546) (財収 2,306) (繰入 1,675) (諸収 1,206)	

2 市町村・関係機関等との連携

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 保健福祉事務所管理運営経常経費	151,987 (財収 395) (諸収 952)	1 保健福祉事務所管理運営経常経費 147,511 千円 ○保健福祉事務所の管理運営経費 ○保健福祉事務所庁舎維持管理等 2 地域保健医療福祉推進事業 993 千円 地域における保健・医療・福祉の連携強化のため、各保健福祉事務所に設置した地域保健医療福祉協議会において、地域の実態に即した保健医療福祉施策の推進を図る。 3 福祉相談員配置事業 3,483 千円

② 保健福祉事務施設・設備整備事業	379,187 (繰入 51,895) (県債 301,900)	老朽化している保健福祉事務所の維持補修を行う。
③ 中核市事務処理の特例等交付金	16,075	福島市、郡山市及びいわき市に対し、条例の定めるところにより中核市が処理することとされた事務等に要する費用を交付する。
④ 感染症等対応人材（I H E A T）派遣事業	5,143 (国庫 2,856)	健康危機発生時に大きくなる保健所の業務負担を軽減するため、人材の活用を可能とする体制を整備する。
合 計	552,392 (国庫 2,856) (財収 395) (繰入 51,895) (諸収 952) (県債 301,900)	

3 県立社会福祉施設の適切な管理運営等

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 太陽の国管理センター等管理運営委託事業	61,811 (財収 76) (諸収 120)	福島県太陽の国管理センター等の管理運営に係る経費
② 退職手当精算交付金	5,100	県が設置した（社福）福島県社会福祉事業団の職員の退職手当一部助成
③ 太陽の国交流センター等管理運営委託事業	2,132 (使用 61)	福島県太陽の国交流センターの管理運営に係る経費 ※指定管理者 （社福）福島県社会福祉事業団
④ 太陽の国クリニック管理運営委託事業	199,226 (国庫 10,835) (手数 1,903)	福島県太陽の国クリニックの管理運営に係る経費 ※指定管理者 （社福）福島県社会福祉事業団 X線撮影変換装置整備事業 10,835 千円
⑤ 勤労身体障がい者体育館管理運営委託事業	2,840 (使用 145)	福島県勤労身体障がい者体育館の管理運営に係る経費 ※指定管理者 （社福）福島県社会福祉事業団
⑥ 太陽の国施設改修整備事業	87,114 (繰入 86,914)	太陽の国構内電話設備更新工事 43,270 千円 太陽の国給食センター屋上防水・外壁改修工事（設計） 5,086 千円 太陽の国構内道路補修工事 38,758 千円

合 計	358,223 (国庫 10,835) (使用 206) (手数 1,903) (財収 76) (繰入 86,914) (諸収 120)	
-----	--	--

○ 国民健康保険課担当の事業

1 国民健康保険事業

(1) 国保指導事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 保険者等指導監督等事業	6,718 (諸収 19)	国民健康保険事業の円滑な運営と保険給付の適正化を図るため、国保保険者及び保険医療機関等へ必要な助言と指導を行う。 1 医療給付適正化 2 国保助言等事業 3 保険医療機関等指導監査 4 国保審査会 5 一般経費
② 国民健康保険特別会計繰出金	11,060,521	国民健康保険法等に基づき、国民健康保険特別会計に必要な経費を繰出す。 1 財政調整分（9％） 2 高額医療費負担金分 3 特定健診、特定保健指導事業分 4 一般管理費分 5 職員費 6 運営協議会費
合 計	11,067,239 (諸収 19)	

(2) 国保助成事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 保険基盤安定負担制度	5,369,900	1 保険基盤安定負担制度 (1) 低所得者の保険料（税）軽減分 国民健康保険法第 72 条の 3 の規定に基づき、国税の軽減措置を行っている保険者（市町村）に対し、低所得者に対する保険税軽減額の国保特別会計の繰入額について、その 4 分の 3 を負担する。

事業名	予算額	内 容
		(2) 保険者支援分 国民健康保険法第72条の4の規定に基づき、主に中間所得者層の国保税軽減を図るための保険者支援に係る国保特別会計への繰入額について、その4分の1を負担する。 2 未就学児均等割軽減措置 国民健康保険法第72条の3の2の規定に基づき、国保税の軽減措置を行っている保険者（市町村）に対し、未就学児に係る国保税均等割額の5割軽減額の国保特別会計繰入額について、その4分の1を負担する。 3 産前産後保険料（税）軽減措置 国民健康保険法第72条の3の3の規定に基づき、国保税の軽減措置を行っている保険者（市町村）に対し、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月分）の均等割保険料と所得割保険料を免除するための国保特別会計の繰入金について、その4分の1を負担する。
② 国保基金貸付金	180,000 (諸収 180,000)	福島県国民健康保険団体連合会が設置する国保基金に対し、保険者（市町村）が保険医療機関等に支払う診療報酬の円滑な資金繰りを支援するため、資金を融資する。 ○貸付先 福島県国民健康保険団体連合会 ○貸付利率 無利子 ○貸付期間 1年間
合 計	5,549,900 (諸収 180,000)	

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 管理費	7,150 (国庫 2,239) (繰入 4,911)	以下の保険者業務を行う。 1 国保事業費納付金等の算定事務及び高額医療費負担金関連業務・特別高額医療費共同事業関連業務 2 国庫負担金、国調整交付金の交付申請等事務 3 国保運営方針の進行管理、定期的な改定事務、市町村事務の標準化など 4 国保総合システムのネットワークを使用した業務 5 その他保険者業務
② 職員費	77,074 (繰入 77,074)	国民健康保険事業に従事する職員の人件費。給料、各種職員手当、共済費。

事業名	予算額	内 容
③ 運営協議会費	493 (繰入 493)	国民健康保険法第 11 条に基づき、国保運営協議会を設置し、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。
④ 保険者機能強化事業費	13,789 (国庫 13,728) (諸収 61)	国民健康保険税の収納対策の強化を図るため、市町村に徴収アドバイザーを派遣し、収納率向上への支援を行う。また、保険者努力支援制度指導員を配置し、医療費の適正化等の取組を支援する。
⑤ 普通交付金	122,925,599 (負担 29,037,102) (国庫 25,750,406) (前期 59,692,993) (繰入 8,445,098)	国民健康保険法第 75 条の 2 に基づき、市町村が国保連合会を通じて医療機関に支払う療養の給付費や、被保険者に支払う療養費などと同額を市町村へ交付する。
⑥ 特別交付金	9,598,197 (国庫 8,570,907) (繰入 1,027,290)	国民健康保険法第 75 条の 2 に基づき、市町村国保特別会計において、各市町村の財政状況その他の事情に応じて負担する費用に対して特別交付金を交付し、財政の調整を図る。 1 災害等特別な事情 2 財政状況 3 医療費適正化の取組状況 4 特定健診取組状況等
⑦ 後期高齢者支援金	26,864,198 (負担 12,132,596) (国庫 10,713,824) (繰入 4,017,778)	後期高齢者（75 歳以上）に要する医療費を社会全体で支えるため、高齢者の医療の確保に関する法律第 118 条に基づき、保険者である県が社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に後期高齢者支援金を納付する。
⑧ 後期高齢者関係事務費拠出金	1,542 (負担 1,542)	後期高齢者医療制度に関する事務処理に要する費用に充てるため、高齢者の医療の確保に関する法律第 118 条に基づき、保険者である県が支払基金に後期高齢者関係事務費拠出金を納付する。
⑨ 前期高齢者納付金	137,455 (負担 137,455)	前期高齢者（65 歳～74 歳）に要する医療費を社会全体で支えるため、高齢者の医療の確保に関する法律第 36 条に基づき、保険者である県が支払基金に前期高齢者納付金を納付する。

事業名	予算額	内 容
⑩ 前期高齢者関係事務費拠出金	1,314 (負担 1,314)	前期高齢者医療制度に関する事務処理に要する費用に充てるため、高齢者の医療の確保に関する法律第36条に基づき、保険者である県が支払基金に前期高齢者関係事務費拠出金を納付する。
⑪ 介護納付金	7,643,082 (負担 3,556,446) (国庫 3,298,759) (繰入 787,877)	介護保険法第150条に基づき、医療保険者である県が支払基金に介護納付金を納付する。
⑫ 病床転換支援金	410 (負担 410)	病床の転換など医療費適正化を推進するため、高齢者の医療の確保に関する法律附則第7条に基づき、保険者である県が支払基金に病床転換支援金を納付する。
⑬ 病床転換助成関係事務費拠出金	139 (負担 139)	病床の転換などに関する事務処理に要する費用に充てるため、高齢者の医療の確保に関する法律附則第7条に基づき、保険者である県が支払基金に病床転換助成関係事務費拠出金を納付する。
⑭ 特別高額医療費共同事業事業費拠出金	396,071 (国庫 73,203) (共同 322,868)	著しく高額な医療費(420万円以上)による国保財政への影響を緩和するため、全国規模で共同事業が実施されており、国民健康保険法第81条の3に基づき、県が国民健康保険中央会に特別高額医療費共同事業事業費拠出金を納付する。
⑮ 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	195 (負担 195)	特別高額医療費共同事業の事務処理に要する費用に充てるため、国民健康保険法第81条の3に基づき、県が国民健康保険中央会に特別高額医療費共同事業事務費拠出金を納付する。
⑯ 財政安定化基金貸付金	180,000 (繰入 180,000)	保険料収納不足などにより市町村が財源不足になった場合に備え、国民健康保険法第81条の2に基づき、県が設置した財政安定化基金により、市町村に貸付を行う。
⑰ 財政安定化基金積立金	8,412 (財収 8,412)	保険給付費等交付金の急増による財政上のリスクを回避する等のために造成した国民健康保険財政安定化基金について、必要となる経費を計上する。
⑱ 国保健康づくり推進事業	174,293 (国庫 174,084) (諸収 209)	国保被保険者の健康寿命の延伸と医療費適正化を図るため、特定健診・保健指導等人材育成事業を実施するとともに、A Iを活用した生活習慣病対策等支援事業や特定健診受診率向上に向けた市町村国保支援事業など、医療関係者と連携した糖尿病等重症化予防の取組の推進などにより市町村国保における健康づくりの取組を支援する。

事業名	予算額	内 容
⑱ 療養給付費等負担金償還金	1,460,432 (繰越 1,460,432)	過年度に係る療養給付費等負担金の超過交付が発生した場合に、超過交付分を厚生労働省へ償還する。
㉓ 特定健康診査等負担金償還金	17,555 (諸収 17,555)	過年度に係る特定健康診査等負担金の超過交付が発生した場合に、超過交付分を厚生労働省へ償還する。
㉔ 特別調整交付金償還金	147,049 (諸収 147,049)	過年度に係る特別調整交付金の超過交付が発生した場合に、超過交付分を厚生労働省へ償還する。
㉕ 保険者努力支援交付金償還金	37,684 (諸収 37,684)	過年度に係る保険者努力支援交付金の超過交付が発生した場合に、超過交付分を厚生労働省へ返還する。
㉖ 予備費	1,000,000 (繰入 1,000,000)	予見しがたい予算外の支出又は予算超過の支出に充てる。
合 計	170,692,133 (負担 44,867,199) (国庫 48,597,150) (前期 59,692,993) (共同 322,868) (財収 8,412) (繰入 15,540,521) (繰越 1,460,432) (諸収 202,558)	

2 高齢者医療給付等事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 後期高齢者医療給付費県費負担金	20,461,550	高齢者の医療の確保に関する法律第96条の規定に基づき、広域連合が実施する後期高齢者医療の給付に要する費用についてその12分の1を県が負担する。
② 後期高齢者医療保険基盤安定制度	4,659,091	高齢者の医療の確保に関する法律第99条の規定に基づき低所得者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の軽減分について、その4分の3を県が負担する。
③ 後期高齢者高額医療費県費負担金	1,382,043	高齢者の医療の確保に関する法律第96条の規定に基づき、後期高齢者医療の財政に与える影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、その4分の1を県が負担する。

事業名	予算額	内 容
④ 後期高齢者医療 財政安定化基金	5,847 (財収 5,847)	高齢者の医療の確保に関する法律第 116 条の規定に基づき、後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るため、見込以上の給付増や保険料の収納率低下等による財政悪化等に対し貸付や交付を行う基金を県が管理運営する。
⑤ 後期高齢者医療 財政安定化基金事業	890,000 (繰入 890,000)	広域連合の後期高齢者医療制度の財政運営に際して、急激な保険給付費の増に備えるため、貸付財源を予算化する。
⑥ 後期高齢者医療 技術的助言等事業	189	高齢者の医療の確保に関する法律第 133 条の規定に基づき、後期高齢者医療広域連合又は市町村に対して後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるよう、必要な助言等を行う。 1 市町村技術的助言等事業 2 後期高齢者医療審査会
合 計	27,398,720 (財収 5,847) (繰入 890,000)	

(3) 事業費

保健福祉総室

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
県民生活総務費	23,026			23,026
職員費（０１８－０１３）	23,026			23,026
厚生統計調査費	32,171	21,321		10,850
職員費（０４５－０１０）	20,848	10,152		10,696
厚生統計調査費（０４５－０３０）	11,323	11,169		154
厚生統計関係経常経費	11,323	11,169		154
社会福祉総務費	5,890,937	3,209,252	109,316	2,572,369
職員費（０６１－０１０）	742,234	9,184	17,936	715,114
管理運営費（０６１－０２０）	12,919	3,380		9,539
社会福祉関係管理運営経常経費	6,125			6,125
災害時健康危機管理体制整備事業	1,651	524		1,127
感染症等対応人材（I H E A T）派遣事業	5,143	2,856		2,287
社会福祉推進費（０６１－０３１）	355,383	10,835	89,074	255,474
太陽の国管理センター等管理運営委託事業	61,811		196	61,615
太陽の国交流センター等管理運営委託事業	2,132		61	2,071
退職手当精算交付金	5,100			5,100
太陽の国クリニック管理運営委託事業	199,226	10,835	1,903	186,488
太陽の国施設改修整備事業	87,114		86,914	200
ふれあい福祉基金（０６１－２００）	1,056		1,056	
ふれあい福祉基金の運用益積立	1,056		1,056	
地域医療介護総合確保対策費（０６１－２１０）	4,779,345	3,185,853	1,250	1,592,242
地域医療介護総合確保基金造成事業	4,779,345	3,185,853	1,250	1,592,242
高齢福祉総務費	27,603,866		895,863	26,708,003
職員費（０６５－０９０）	205,146		16	205,130
高齢者医療給付費（０６５－０５０）	27,398,720		895,847	26,502,873
後期高齢者医療給付費県費負担金	20,461,550			20,461,550
後期高齢者医療保険基盤安定制度	4,659,091			4,659,091
後期高齢者高額医療費県費負担金	1,382,043			1,382,043
後期高齢者医療財政安定化基金	5,847		5,847	
後期高齢者医療財政安定化基金事業	890,000		890,000	
後期高齢者医療技術的助言等事業	189			189
国民健康保険指導費	16,617,139		180,019	16,437,120
国保指導費（０６７－０２０）	11,067,239		19	11,067,220
保険者等指導監督等事業	6,718		19	6,699
国民健康保険特別会計繰出金	11,060,521			11,060,521
国保助成費（０６７－０３０）	5,549,900		180,000	5,369,900
保険基盤安定負担制度	5,369,900			5,369,900
国保基金貸付金	180,000		180,000	
児童福祉総務費	3,283,049	130,987	301,854	2,850,208
職員費（０７２－０１０）	3,283,049	130,987	301,854	2,850,208
生活保護総務費	300,648	27,093		273,555
職員費（０７７－０１０）	300,648	27,093		273,555
公衆衛生総務費	1,311,520		13,372	1,298,148
職員費（０９１－０１０）	1,311,520		13,372	1,298,148
環境衛生費	741,247		54,080	687,167
職員費（０９６－０１０）	741,247		54,080	687,167

保健福祉総室
(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
保健福祉事務所費	2,441,029		364,031	2,076,998
職員費（０９９－０１０）	1,893,780		8,889	1,884,891
管理運営費（０９９－０２１）	168,062		1,347	166,715
保健福祉事務所管理運営経常経費	151,987		1,347	150,640
中核市事務処理の特例等交付金	16,075			16,075
施設整備費（０９９－０４０）	379,187		353,795	25,392
保健福祉事務所施設・設備整備事業	379,187		353,795	25,392
医薬総務費	832,667		42,222	790,445
職員費（１０１－０１０）	353,678		39,341	314,337
管理運営費（１０１－０２０）	478,989		2,881	476,108
管理運営経常経費	399,897		952	398,945
管理運営行政経費（その他の事業）	54,092		1,929	52,163
部局事業調整費	25,000			25,000
雇用対策総務費	2,840		145	2,695
勤労身体障害者体育館運営費（１２７－１４０）	2,840		145	2,695
勤労身体障がい者体育館管理運営委託事業	2,840		145	2,695
病院事業費	7,452,537		3,433,000	4,019,537
病院事業費（３６６－０１０）	7,452,537		3,433,000	4,019,537
県立病院事業費運営費負担金(病院局)	3,824,883		583,000	3,241,883
県立病院事業費運営費補助金(病院局)	777,654			777,654
一時貸付金(病院局)	2,850,000		2,850,000	
合 計	66,532,676	3,388,653	5,393,902	57,750,121

○国民健康保険特別会計

一般管理費	84,224	2,239	81,985	
職員費（８６９－０２０）	77,074		77,074	
管理費（８６９－０１０）	7,150	2,239	4,911	
管理費	7,150	2,239	4,911	
運営協議会費	493		493	
運営協議会費（８７１－０１０）	493		493	
運営協議会費	493		493	
保険者機能強化事業費	13,789	13,728	61	
保険者機能強化事業費（８７９－０１０）	13,789	13,728	61	
保険者機能強化事業費	13,789	13,728	61	
普通交付金	122,925,599	25,750,406	97,175,193	
普通交付金（８６０－０１０）	122,925,599	25,750,406	97,175,193	
普通交付金	122,925,599	25,750,406	97,175,193	
特別交付金	9,598,197	8,570,907	1,027,290	
特別交付金（８６１－０１０）	9,598,197	8,570,907	1,027,290	
特別交付金	9,598,197	8,570,907	1,027,290	
後期高齢者支援金	26,864,198	10,713,824	16,150,374	
後期高齢者支援金（８６５－０１０）	26,864,198	10,713,824	16,150,374	
後期高齢者支援金	26,864,198	10,713,824	16,150,374	
後期高齢者関係事務費拠出金	1,542		1,542	
後期高齢者関係事務費拠出金（８６６－０１０）	1,542		1,542	
後期高齢者関係事務費拠出金	1,542		1,542	
前期高齢者納付金	137,455		137,455	
前期高齢者納付金（８６３－０１０）	137,455		137,455	
前期高齢者納付金	137,455		137,455	

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
前期高齢者関係事務費拠出金	1,314		1,314	
前期高齢者関係事務費拠出金（８６４－０１０）	1,314		1,314	
前期高齢者関係事務費拠出金	1,314		1,314	
介護納付金	7,643,082	3,298,759	4,344,323	
介護納付金（８６２－０１０）	7,643,082	3,298,759	4,344,323	
介護納付金	7,643,082	3,298,759	4,344,323	
病床転換支援金	410		410	
病床転換支援金（８６７－０１０）	410		410	
病床転換支援金	410		410	
病床転換助成関係事務費拠出金	139		139	
病床転換助成関係事務費拠出金（８６８－０１０）	139		139	
病床転換助成関係事務費拠出金	139		139	
特別高額医療費共同事業事業費拠出金	396,071	73,203	322,868	
特別高額医療費共同事業事業費拠出金（８７２－０１０）	396,071	73,203	322,868	
特別高額医療費共同事業事業費拠出金	396,071	73,203	322,868	
特別高額医療費共同事業事務費拠出金	195		195	
特別高額医療費共同事業事務費拠出金（８７８－０１０）	195		195	
特別高額医療費共同事業事務費拠出金	195		195	
財政安定化基金貸付金	180,000		180,000	
財政安定化基金貸付金（８７３－０１０）	180,000		180,000	
財政安定化基金貸付金	180,000		180,000	
財政安定化基金積立金	8,412		8,412	
財政安定化基金積立金（８７５－０１０）	8,412		8,412	
財政安定化基金積立金	8,412		8,412	
保健事業	174,293	174,084	209	
保健事業（８８０－０１０）	174,293	174,084	209	
国保健康づくり推進事業	174,293	174,084	209	
療養給付費等負担金償還金	1,460,432		1,460,432	
療養給付費等負担金償還金（８８４－０１０）	1,460,432		1,460,432	
療養給付費等負担金償還金	1,460,432		1,460,432	
特定健康診査等負担金償還金	17,555		17,555	
特定健康診査等負担金償還金（８８６－０１０）	17,555		17,555	
特定健康診査等負担金償還金	17,555		17,555	
特別調整交付金償還金	147,049		147,049	
特別調整交付金償還金（８８９－０１０）	147,049		147,049	
特別調整交付金償還金	147,049		147,049	
保険者努力支援交付金償還金	37,684		37,684	
保険者努力支援交付金償還金（８９１－０１０）	37,684		37,684	
保険者努力支援交付金償還金	37,684		37,684	
予備費	1,000,000		1,000,000	
予備費（８７７－０００）	1,000,000		1,000,000	
予備費	1,000,000		1,000,000	
合　　計	170,692,133	48,597,150	122,094,983	

- 社会福祉課
- 高齢福祉課
- 障がい福祉課

(生活福祉総室)

(1) 施策の基本方針

○ 社会福祉課

少子高齢化の進行に伴う福祉ニーズの多様化・高度化の中で、身近な地域における福祉サービスの総合的な展開が求められており、地域社会において、すべての人が個人として尊重される福祉コミュニティの形成がこれまでも増して重要となってきた。

このため、地域での総合的な福祉サービス提供体制の構築を目指した住民参加による「地域福祉の推進」を基本として、誰もが家庭や身近な地域の中で、ともに支え合いながら、自分らしい生活をいきいきと安心して送れるよう、次の事項を中心とした施策を重点的に推進する。

また、高齢化等の進行に伴い福祉サービスのニーズが増大・多様化しており、この提供主体となる事業者等も増加している。

こうしたニーズに応える福祉サービスが適切に提供されるためには、社会福祉法人や事業者等が適正な運営を行い、福祉サービスの質の維持・確保を図ることが重要となっている。

このため、社会福祉法人に対する各種認可事務のほか、社会福祉法人・施設や介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等に対する指導監査を適切に実施する。

さらに、福祉サービスの質の向上を促進するため、社会福祉施設職員を対象とした階層別研修事業等の実施や施設種別に応じた実践力を効果的に身につける新人教育などを充実させることにより、人材の育成を推進する。

1 地域福祉の推進

- (1) 少子高齢化・人口減少が進行する中で、多様かつ複合的な課題を抱える方が増えており、地域で課題を解決する地域力やお互いを支え合い共生していけるような地域の福祉力を高めることが重要になっている。

そのため、地域を構成するすべての人が「支え手」「受け手」といった役割に固定されることなく、だれもが「我が事」として参画し、世代や分野を超えて包括的に（丸ごと）つながり、地域をつくる「地域共生社会」の実現を目指し、住み慣れた地域において社会的に孤立することなくいつまでも安心して暮らし続け、地域住民が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができるよう、福島県地域福祉支援計画に基づき、市町村地域福祉計画の策定を促し、進行管理を行う。

また、市町村の「地域共生社会」の実現に向けて、市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築、人材育成を支援する。

さらに、孤独・孤立に対する県民の理解・意識を高め、孤独・孤立で悩む人々に着実に支援を届けるため、孤独・孤立対策を推進する。

- (2) 県民の福祉活動への積極的な参加を促進するため、県ボランティアセンターの活動を支援するとともに、福祉ボランティア・NPO活動に関する情報提供や相互交流等の機能充実を図る。また、災害時に備えた取組として、平時から、災害ボランティアセンターの運営訓練等による体制整備や、災害ボランティア活動関係団体等を含めたネットワークづくり（被災者支援体制の構築）に向けた支援を引き続き行う。
- (3) 各地域において活動する民間事業者等における高齢者等の孤立化や虐待の防止を目的とした地域の見守りに関する取組を促進するため、民間事業者等との協定締結を進める。
- (4) 福祉サービスが措置から契約に基づく利用に移行していることに伴い、安心して福祉サービ

スを利用できる仕組みを充実させる必要がある。

このため、「日常生活自立支援事業」により、認知症や精神障がい等により日常生活を営むのに支障のある者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うことにより、地域で自立した生活が送れるよう支援する。

- (5) 低所得世帯や障がい者世帯等の経済的自立と生活の安定を図り、また失業等によって生活の維持が困難となった世帯の自立を支援する「生活福祉資金貸付事業」などを実施する県社会福祉協議会の取組を支援する。
- (6) 大規模災害時に、障がい者や高齢者等の要配慮者の二次被害防止や広域的な福祉支援体制の構築を目的として設立した福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会を運営するとともに、災害派遣福祉チーム（DWA T）を養成し、避難所等への派遣体制を整備する。

2 民間福祉団体等への支援と連携

- (1) 身近な地域における福祉サービスの総合的な展開が図られるためには、多様な主体が参加し推進する各種の地域福祉活動の展開がこれまでも増して重要となってきた。

このため、福祉に対する県民の理解と参加を促進し、県民ニーズに合った福祉サービスの提供、福祉のまちづくりなど多様な民間福祉活動の振興を図る。

また、これら地域福祉を推進する上で民間活動の中核となる社会福祉協議会の活動基盤の整備や関係機関・団体との連携などを促進する。

- (2) 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、地域住民に最も身近なところで相談・支援活動を行っていることから、地域における要援助者等の把握、助言及び援助の的確な実施のため、民生委員活動の充実を図る。

3 福祉・介護人材に関する事業等の推進

福祉・介護人材不足に対応するため、介護の仕事のイメージアップや人材マッチングを始め、介護人材の確保、育成、定着の5つを施策の柱とし福祉・介護人材確保に向けた取組を実施する。

- (1) 介護イメージアップについては、就労環境等の改善や人材育成に取り組む介護事業者を認証するとともに、親子介護イベント、高校生等を対象としたSNS等による介護の仕事の映像発信や出前授業を実施するなど、介護の仕事のイメージアップを図る。
- (2) 人材マッチングについては、就職合同説明会や福祉人材センターによる無料職業紹介を実施するほか、スマートフォンにより介護施設等の情報にアクセスし相互にコミュニケーションを図れるマッチングサイトを開設するなど、介護事業者と求職者のマッチングを図る。
- (3) 人材確保については、介護に関する入門的研修の実施や介護助手の導入支援のほか、県立高校普通科における特色あるコース制導入校への出前講座等を実施するなど、介護人材の確保を図る。

また、外国人介護留学生に対する奨学金支給や外国人介護人材とのコミュニケーション促進等に取り組む事業者への補助を行うとともに、外国人介護人材や受入れ施設職員等を対象とした研修会等を実施するなど、受入環境を整備することにより、外国人介護人材の確保を図る。

- (4) 人材育成については、介護職員初任者研修や新任介護職員研修を実施するなど、介護人材の育成を図る。
- (5) 人材定着については、新任介護職員を激励する「福祉・介護職員のつどい」や優秀な介護職員等を表彰する「キラリふくしま介護賞」を実施するなど、介護職員の定着を図る。

4 生活保護及び生活困窮者自立支援事業の適正実施

- (1) 被保護世帯の生活の支援と円滑な自立を促進するため、関係機関との連携を強化しながら、生活保護の適正な実施に努める。
- (2) 生活保護行政がより適正かつ効果的に運営できるようにするため、「福島県生活保護法施行事務監査実施要綱」に基づき、福祉事務所への施行事務監査を実施し、援助・指導を行う。
- (3) 被保護世帯の自立を支援するため、子育て世帯や母子世帯に対する支援を充実させ、自立支援に関する取組を推進する。
- (4) 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、生活困窮者及びその家族や関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行うとともに、居住支援や就労支援及び家計改善等の様々な支援を包括的かつ計画的に行い、生活困窮者の自立の促進を図る。
- (5) 貧困の世代間連鎖を解消するため、生活困窮者世帯等の小学生、中学生及び高校生等を対象に、学習支援及び進路相談等の取組を行う「福島県子どもの学習支援事業」を実施する。

5 援護事業の推進

- (1) 旧軍人・軍属、戦傷病者、戦没者遺族などへの支援と福祉の増進を図るとともに、戦没者の追悼に関する施策を実施する。
- (2) 未帰還者の調査究明、中国残留邦人等の援護推進による生活の安定を図る。

6 社会福祉法人の認可等、法人・施設の適正な運営の確保

社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に対する設立認可（認定）・監査等を通して、社会福祉法人等の安定的・継続的な運営の確保を図る。

また、社会福祉施設等に対する指導・監査を通して、社会福祉施設等の適正な運営の確保を図る。

7 介護・障害福祉サービス事業者の対象サービスの質の確保及び給付の適正化

介護保険法、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、介護サービス事業者・障害福祉サービス事業者等に対する指導監査等を実施し、県民が安心して介護・障害福祉サービスを受けられる環境を確保するとともに、給付の適正化を図る。

8 福祉サービスの質の向上の促進

- (1) 利用者と事業者間では解決困難な問題を公正・中立な立場から適切に解決するための運営適正化委員会の運営を支援する。
- (2) 社会福祉事業者の提供する福祉サービスの質を公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う「福祉サービス第三者評価事業」を推進する。
- (3) 社会福祉法第 92 条の規定に基づき社会福祉事業従事者等の資質向上を図るため、県社会福祉協議会に委託し、「社会福祉関係職員研修事業」を実施する。
- (4) 福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、小規模な社会福祉法人等が提供する地域の福祉サービスの一層の充実化を図るため、小規模法人間のネットワークの構築を支援する。

9 東日本大震災からの復興

- (1) 福島県外の者及び避難地域からの避難者で、相双地域等の介護施設等に就労を予定している者に対する研修受講料や就職準備金の貸与、新規採用職員等への就職支援金の交付や介護福祉士養成施設へ進学する者への通学費等の貸与の実施により、福祉・介護人材を確保し、相双地域等の介護サービス提供体制の整備を図る。
- (2) 東日本大震災の被災地及び被災地からの避難者を受け入れている地域において、社会福祉協議会や関係機関と連携し、避難者の孤立防止のための見守りや相談支援等を行う生活支援相談員等を配置するなど支援体制を構築し、避難者の日常生活を支援する。

○ 高齢福祉課

人口減少と高齢化が同時に進行している現在、高齢者の誰もが尊重され、健康でいきいきと暮らせる環境づくりを進めるとともに、地域の中で安心して暮らせるよう、地域全体で高齢者を支える体制づくりがますます重要となっている。

このため、『すべての高齢者が、安心して、すこやかに、自分らしく暮らせる、地域でともに支え合う「ふくしま」の実現』を基本理念とする「第10次福島県高齢者福祉計画・第9次福島県介護保険事業支援計画」（計画期間：令和6年度～8年度）に基づき、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を迎え、介護サービス基盤の整備、高齢者が安心して暮らせる環境の整備等の取組を本格化していくとともに、東日本大震災と原子力災害からの復興のための被災高齢者への支援を継続するなど、高齢者一人一人がその人らしく生涯を送ることのできる地域社会の実現を目指していく。

また、第2次福島県認知症施策推進計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）に基づき、「普及啓発・本人発信支援」「予防の推進」「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」「認知症バリアフリーの推進」「若年性認知症の人への支援」の5つを基本方針として掲げ、認知症になっても地域で安心して暮らすことのできるよう、市町村や関係機関、地域住民等と連携しながら、地域全体で認知症の人やその家族を支援する体制構築を目指していく。

そして、介護保険制度は、「介護」を社会全体で支えるため、負担と給付の関係を明確にする社会保険方式により平成12年4月から運営されており、高齢者自身がサービスを選択することを基本に、保健・医療・福祉にわたる介護サービスを効率的・一体的に提供する利用者本位の制度である。

この介護保険制度が円滑に運営されていくよう、第10次福島県高齢者福祉計画・第9次福島県介護保険事業支援計画に基づき、制度の基本的理念や内容について県民の十分な理解促進を図り、適切なサービス利用を推進するとともに、保険者である市町村の適切な制度運営の確保、事業者によるサービス供給体制の充実やサービスの質の向上などに向け、各種施策を実施していく。

1 認知症施策の推進

- (1) これまでに養成した認知症サポーターに加え、こども・学生など幅広い世代の認知症サポーターを養成することで、地域において広く認知症の理解者を増やすとともに認知症の人が自身のことを発信できる体制づくり等を推進する。
- (2) 認知症の人および高齢者等が地域において身近に通える場の整備・拡充を進めるなど、認知症の予防に資する可能性のある活動を推進する。

- (3) 認知症の人と関わる医療・介護分野の人材の資質向上を図りながら、さらにその間の連携強化を推進する。また、認知症カフェの拡充など、家族の人たちへのサポートも推進する。
- (4) 認知症の人たちが、できる限り地域で安心して暮らすことができるように、買い物や移動、趣味活動など生活のあらゆる場面で抱える障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進する。
- (5) 若年性認知症コーディネーターを引き続き設置し、関係機関との連携を強化しながら、就労や社会参加など広域的な面での支援を推進する。

2 地域リハビリテーションの推進

- (1) 地域リハビリテーション広域支援センターを中核として、保健、医療、福祉・介護の関係機関からなる地域リハビリテーション関係者等による議論の場をつくり、地域リハビリテーション活動の現状と課題について検討する。
- (2) 市町村・施設等に対して、地域リハビリテーション専門職の派遣窓口を周知し、専門職派遣体制の整備を行うとともに、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を派遣し、現地支援・相談対応等を行う。
- (3) 多職種による情報共有の場や研修等を通じて、市町村や施設等が専門職等の役割を理解し、連携しやすい関係づくりを推進する。

3 介護サービス基盤の整備

- (1) 介護保険サービスの基盤づくりを図るために、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設等の介護保険サービスの施設整備を計画的に進める。
また、地域医療介護総合確保基金を活用して、地域密着型の小規模介護施設等の計画的な整備を支援する。
- (2) 少子高齢化の進行等により、介護施設での人材不足に拍車がかかっている中、介護職員の負担軽減や離職防止、定着促進を図るため、県内介護事業所に対して介護ロボットや ICT を普及促進し、介護現場の生産性向上を目指す。
- (3) 介護保険制度の要となる介護支援専門員の資質向上を図るため、実際に業務に従事している介護支援専門員を対象とした研修等を実施する。
- (4) 利用者が介護サービス事業所を選択する際に必要かつ十分な情報を取得できるよう、介護サービス情報の公表を行い、介護サービスの質の向上を目指す。
- (5) 大規模災害発生時においても高齢者施設が利用者に必要なサービスを継続的に提供できるよう、施設同士の相互支援体制の構築及び構築後の円滑な運用に向けた取組を支援する。
- (6) 訪問介護等サービスの事業者が行う人材確保や経営改善に向けた取組を支援する。

4 介護保険制度の円滑な運営

- (1) 市町村に対し、介護給付費負担金として、介護給付及び予防給付に要する費用の 100 分の 12.5（施設等に係る費用は 100 分の 17.5）を負担するとともに、介護保険財政安定化基金を設置し、保険財政に不足が生じる市町村に対し資金の貸付等を行う。また、低所得者の保険料の負担を軽減する目的で、軽減強化に要する費用を負担する。
- (2) 低所得者の負担の軽減等の観点から、障がい者施策においてホームヘルプサービスを利用していた低所得者や社会福祉法人等が提供する介護サービスを利用する低所得者等の利用者負担について軽減措置を行う。
- (3) 市町村の地域支援事業の適切かつ効果的な実施を推進するため、地域支援事業交付金を交付し、保険者事務（地域支援事業）について、引き続き支援・助言を行う。

- (4) 市町村における公正・公平な要介護認定を確保するため、認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修会、主治医意見書研修会等を実施する。
- (5) 制度の適正な運営を図るため、保険者である市町村が行った処分に対する審査請求の審理・裁決を行う「福島県介護保険審査会」を設置運営する。
- (6) 市町村の介護保険事業の適正な運営及び保険財政の健全化を推進するため、保険者事務に関する事項について支援・助言を行う。

また、介護費用が増大する中、健全な保険者運営が図られるよう、要介護者等の自立支援に向けた適切な介護サービスの提供や地域包括ケアシステムの推進など、介護給付の適正化に取り組む。

5 高齢者の権利擁護の推進

高齢者等が地域で安心して普通に暮らせるよう、高齢者虐待防止や成年後見制度利用促進に関する会議及び各種研修等を実施するとともに、市町村が進める権利擁護のための体制整備や個別事案への対応を支援する。

6 東日本大震災からの復興

- (1) 避難指示解除区域の市町村に帰還する高齢者等が安心して生活できるよう、高齢者等サポート拠点の運営を支援する。
- (2) 東日本大震災により被災した高齢者施設や原子力災害により休止している高齢者施設の復旧及び事業再開に向けた取組を支援する。
- (3) 避難指示解除区域等において再開した介護保険施設に対し、全国の社会福祉法人等から介護職員の応援による人材確保を行うとともに、経営を維持するために必要な運営費の補助を行う。
- (4) 避難指示解除区域等で再開・新設する訪問系居宅サービス事業所、又は避難指示解除区域等に事業所がないため外部からサービスを行う訪問系居宅サービス事業所に対して、運営支援を行う。

○ 障がい福祉課

「福島県障がい者計画」の基本理念である「障がいのある方の人権、人格が尊重され、等しく社会の一員として生活できる社会の実現」のもと、「障がいのある方の地域生活への移行支援」「障がいのある方が自立した生活を送るための支援」「障がいのある方が活躍できる社会づくり」「障がいのある方にとって、安全・安心で差別のない社会づくり」の4つの基本目標に沿って事業を積極的に実施する。

また、東日本大震災において被災した事業所等の基盤整備を支援するとともに、長期化する避難生活に伴う心身の負担軽減のため、被災者一人一人に寄り添った心のケアを継続して実施していく。

1 障がいのある方の地域生活への移行支援

【生活支援】

- (1) 障害福祉サービスの充実
在宅障がい者の日常生活を向上させるため、居宅介護等のサービス事業、短期入所事業などを推進する。

地域社会で共同生活を営む障がい者に対しては、日常生活の援助等を行うため、共同生活援助（グループホーム）事業を推進する。

また、障がいのある方の施設福祉サービスの充実を図るため、社会福祉施設の整備を行うとともに、県立の社会福祉施設においては老朽化等により建替工事等を行うための必要な事業を実施する。

さらに、障害福祉サービスの質の確保及び自立支援給付の適正化を図るため、事業者に対して指導監査を行う。

(2) 相談支援体制の構築

障がい者が地域において自立して生活できるよう、県自立支援協議会の活動等を通じ、地域（自立支援）協議会を中心とした相談支援体制の整備を図る。

また、高次脳機能障がいに関しては、県及び圏域支援拠点機関を中心に、高次脳機能障がい者や家族への相談支援を実施し、サロンを開催するほか、高次脳機能障がい者の支援に実際に関わる障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修会を開催する。また、各圏域で連絡会議を開催し、身近な地域での支援体制の構築を図るほか、チラシ等を作成・配布し、広く県民へ普及啓発を図る。

(3) 地域生活への移行の促進・定着

障がいのある方本人が暮らしたいと望む地域において、地域社会の構成員として自分らしい生活が実現できるよう、県自立支援協議会に地域生活支援部会を設置して、障がい者の地域生活への移行及び定着を支援する。また、事業主体である地域の（自立支援）協議会等を支援する。受入条件が整えば退院可能な長期入院者については、自立訓練等により自立力を高め退院を促進するとともに、圏域連絡会や各地域（自立支援）協議会において、関係機関の連携の下、地域生活の定着を図る。

(4) 障害福祉サービスの向上

福祉・介護人材不足と地域偏在が深刻化している中、障害福祉サービス事業所等職員の業務効率化及び負担軽減を図るため、県内の障害福祉サービス事業所等に対してDX導入を促進し、サービスの向上を目指す。

(5) 災害発生時における障害福祉サービス提供体制の確保

大規模災害発生時においても障がい児者施設が利用者に必要なサービスを継続的に提供できるよう、施設同士の相互支援体制の構築を支援する。

【保健・医療・福祉】

(1) 保健・医療・福祉体制の充実

東日本大震災や長期化する避難生活によるストレスの増大、アルコール依存等により、精神的健康の維持が難しくなることが懸念されていることから、保健機関等の連携を図りながら、心の健康づくりの推進に努める。精神障がい者の早期治療の促進と人権に配慮した処遇の確保を図るため、地域の実情に応じた精神科救急医療システムの整備を推進するとともに、精神科病院に対する指導等により、適正な精神医療の確保と充実に努める。

原因が不明で治療法が未確立である難病対策については、難病に関する医療の確立と普及を図るため、難病の患者に対する医療に関する法律に基づく指定難病医療費助成事業に取り組み、患者の医療費の負担軽減を図る。

また、患者や家族が安心して療養生活が送れるよう、難病在宅療養者支援体制整備事業、重症難病患者療養支援ネットワーク事業、在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業などに取り組み、患者や家族の療養支援と難病医療体制の整備に努める。

さらに、難病相談支援センターでの相談及び難病患者支援セミナー事業などにより支援体制

の充実を図る。

2 障がいのある方が自立した生活を送るための支援

【文化芸術・スポーツ活動の振興、社会参加活動の促進】

(1) 文化芸術・スポーツ活動の振興

障がいのある方の生活を豊かにするとともに、県民の障がいへの理解を深めるため、関係団体等と連携を図りながら障がいのある方が創作した作品を紹介する芸術作品展を開催する。

また、障がいのある方の芸術作品の情報収集、情報発信、事業所等への相談支援等を行う「障がい者芸術文化活動支援センター」を設置する法人に補助を行い、障がいのある方の芸術文化活動を推進する。

さらに、精神障がい者や家族等が交流を図るためのスポーツレクリエーション教室等を開催し、精神障がい者の社会参加及び自立を支援する。

(2) 社会参加活動の充実

障がい者施策をはじめとする各種施策への障がいのある方本人の意見を反映させるため、審議会等委員などへの障がいのある方本人や家族の参画を促進する。

障がいのある方同士あるいは家族同士の相互理解を推進するため、地域における様々な障がい者団体等の交流活動を促進する。

精神障がい者の家族等が抱えている問題解決を図るための学習会、及び精神障がい者やその家族が、同じ障がいのある方や家族に対し共感的に支援することが出来る人材育成のための講習会を開催する。

【雇用・就業、経済的自立の支援】

(1) 障がい者雇用の推進

障がいのある方の職業的自立を図るため、労働局と連携し「障害者就業・生活支援センター」を設置し、職場生活と日常生活の両面から支援を行う。

福祉事業所等に雇用促進のための研修等を行うことで、精神障がい者の雇用促進を図る。

また、県自立支援協議会就労支援部会の活動を通して、労働・福祉・教育によるネットワークを構築し、障がいのある方の就労支援における課題の分析及びその解決を図る。

(2) 福祉的就労の充実

「第6期福島県障がい者工賃向上プラン」に基づき、障がい者就労施設等で働く障がい者の工賃の向上を図るため、福島県授産事業振興会と連携し、農福連携による就労機会の創出や障がい者施設商品の付加価値向上等により、売上の減少や生産活動が低下している就労系事業所を支援する。

3 障がいのある方が活躍できる社会づくり

【生活環境】

(1) 外出、移動しやすい環境整備

関係機関等と連携して、障がいのある方が外出、移動しやすい環境整備を進める。

また、身体障害者補助犬の育成・貸与を行うことにより、身体障がい者の自立と社会参加を促進する。

さらに、歩行困難な方などへ県が利用証を交付することで、車椅子利用者用駐車施設を利用しやすくなるよう、おもいやり駐車場利用制度の普及に努める。

(2) 福祉のまちづくりの推進

「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、すべての人に配慮したまちづくりを総合的に推

進するとともに、不特定多数の人が利用する公共性の高い施設が、誰でも安全で快適に利用できるよう、その整備を促進する。

また、条例の整備基準に適合している施設には、「やさしさマーク（条例適合証）」を交付し、条例の基本理念が浸透するよう引き続き普及啓発に努める。

【障がいのある方のアクセシビリティの向上】

(1) 障がいのある方の情報利用

福島県点字図書館や福島県聴覚障害者情報支援センターを活用し、障がいの特性に応じた情報提供の充実を図る。

4 障がいのある方にとって、安全・安心で差別のない社会づくり

【安全・安心】

(1) 防災対策

災害時に社会福祉施設等へ必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努めるとともに、障がいのある方が迅速に避難できるように、関係機関等との情報共有や連携強化の取組を支援する。

【差別の解消及び権利擁護の推進】

(1) 障がいを理由とする差別解消の推進

障がい者差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる障害者差別解消法の円滑な運用を図るため、障がいを理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の解消や合理的配慮等の啓発に努める。

平成 31 年 4 月に施行した「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」に基づき、障がいや障がいのある方に対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めていく。

また、改正障害者差別解消法により令和 6 年 4 月から事業者における合理的配慮の提供が義務化されたこと等から、事業者に対する周知啓発に努めていく。

(2) 虐待防止

関係機関・団体等と連携して虐待防止体制の強化を図るとともに、障害者虐待防止法の理念等について県民への周知徹底を図るほか、通報・相談窓口の情報提供や通報・相談がしやすい環境づくりに努める。

また、障がい者虐待の発生を防止するため、行政職員、障害者福祉施設管理者等を対象とした研修会を開催する。

(3) 理解促進

障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らせるよう、県、市町村、関係団体等が一丸となって県民に対する普及啓発に努める。

5 心の健康を守るための支援

【自殺対策及び被災者の心のケア対策の推進】

(1) 自殺対策の推進

県内の令和 5 年自殺死亡率（人口動態統計）は、人口 10 万対 20.2 で全国ワースト 3 位の状況であることから、地域自殺対策推進センター（精神保健福祉センター）において適切な相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図る。また、若年層や自死遺族に対する支援、ゲートキーパーの養成や自殺予防のための普及啓発活動等の強化を図る。

併せて、SNS 等を活用した相談対応事業、自殺関連の民間団体に対する事業費の助成、うつ病患者とその家族への支援、自殺未遂者の再度の自殺企図を防止するための関係者向けの研修等を通じ、自殺対策の充実に努める。

また、「こども・若者の自殺危機対応チーム」を立ち上げて生きづらさを抱える若年層とその家族への支援を強化することにより、全世代及び将来に向けた自殺の減少を目指す。

(2) 被災者の心のケア対策の推進

被災者の心のケアについては、ふくしま心のケアセンターを設置し、東日本大震災に伴う避難の長期化によりストレスを抱える被災者に対して精神保健福祉士、看護師等の専門職による心のケアや支援者支援を行うほか、県外避難者には避難先の公認心理士協会等に相談窓口を設置するとともに、被災市町村と連携し、看護師等が戸別に訪問し健康相談を行う取組を進める。

(2) 事業計画

○ 社会福祉課担当の事業

1 地域福祉の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 社会福祉施設職員退職手当共済事業給付費補助金	293,904	独立行政法人福祉医療機構が実施している「民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業」に要する経費について国及び県がそれぞれ1/3を補助する。 対象者：民間社会福祉施設の職員 特定社会福祉事業に従事する職員 補助先：独立行政法人福祉医療機構
② 社会福祉大会開催事業	623	県民の福祉に対する理解と積極的な民間福祉活動を促進し、「県民総ぐるみによる社会福祉活動」を展開する。 1 福島県社会福祉大会開催経費 239 千円 第 79 回福島県社会福祉大会において、社会福祉功労者に知事感謝状等を贈呈するとともに、大会に要する経費の一部負担をすることにより大会運営の円滑化を図る。 開催地：会津風雅堂（会津若松市） 開催時期：令和 7 年 10 月 23 日（木）（予定） 参加者：民生委員、社会福祉関係者等 1,000 人 2 知事表彰・感謝状贈呈経費 384 千円 県内の社会福祉事業功労者及びボランティア功労者に対して知事感謝状等の贈呈を行う。
③ 地域福祉推進事務費（運営経費）	2,120 (諸収 46)	一般経費
④ 生活福祉資金貸付等補助事業	75,041 (国庫 43,172) (繰入 6,000)	社会福祉協議会が生活福祉資金の貸付を行うために必要な経費を補助する。 補助先：（社福）福島県社会福祉協議会 補助率：国 1/2 又は定額、県 1/2 (1) 県社協貸付事務費 (2) 市町村社協事務費 (3) 民生委員実費弁償費
⑤ 福祉ボランティア活動強化支援事業	9,567 (国庫 4,593) (繰入 4,522)	福祉ボランティア活動の振興を図るため、県ボランティアセンターの機能の充実を図り、福祉ボランティア活動を総合的に強化・支援していくための経費を補助する。 1 県ボランティアセンター事業費補助 8,900 千円 補助先：（社福）福島県社会福祉協議会 補助率：国 1/2、県 1/2

事業名	予算額	内 容
		地域住民やボランティア団体が行うボランティア活動の支援・強化を図る。また平時の災害ネットワークづくりへの支援等の取組みを行う。 2 災害ボランティアセンター設置・運営等支援事業 667 千円 補助先：（社福）福島県社会福祉協議会 補助率：国 1 / 2、県 1 / 2 （一部補助については定額） 災害時に備えた体制整備と被災者支援体制の構築における強化を図る。
⑥ 日常生活自立支援事業	71,766 （国庫 35,883） （繰入 35,883）	認知症や精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある方が地域で自立した生活を送れるよう、適切な福祉サービスの利用等を援助する事業の経費を補助する。 補助先：（社福）福島県社会福祉協議会 補助率：国 1 / 2、県 1 / 2 (1) 県社協における本事業に係る契約締結の審査、研修・指導、広報啓発等 (2) 市町村社協委託事業 ・ 市町村社協に県社協が業務を委託 ・ 専門員と生活支援員を配置 ・ 福祉サービスの利用や利用料支払等に係る援助を実施
⑦ 地域生活定着支援事業	33,995 （国庫 25,493）	高齢又は障がいにより自立困難な矯正施設退所者及び被疑者等で自立困難な者に対し、福祉サービスにつなげる支援を行う「地域生活定着支援センター」を整備する。 委託先：（社福）福島県社会福祉協議会
⑧ 生活困窮者自立支援事業	167,147 （国庫 115,936）	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及びその家族や関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行うとともに、居住支援や就労支援及び家計改善等の様々な支援を包括的かつ計画的に行い、生活困窮者の自立の促進を図る。 1 自立相談支援事業 116,017 千円 生活困窮者の自立に関する相談支援業務について、委託して実施する。 委託先：（社福）福島県社会福祉協議会 実施区域：県内の市を除く 46 町村 2 住居確保給付金事業 2,413 千円 各市を除く 46 町村に居住する、離職や廃業等により住居を失うおそれのある生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者を対象に、就労活動を条件として、有期で住居確保給付金を支給する。

事業名	予算額	内 容
		3 福島県就労準備支援事業 4,267 千円 一般就労に向けた準備が整っていない生活困窮者を対象に日常生活自立に関する支援、社会生活自立に関する支援及び就労自立に関する支援等を実施する。 委託先：（社福）福島県社会福祉協議会 実施区域：県内の市を除く 46 町村 4 福島県居住支援事業 9,331 千円 住居のない生活困窮者であって、所得等一定水準以下の者を対象に、一定期間、宿泊場所の供与や衣食の日常生活に必要な支援を提供するとともに、住居の確保や就労支援等の支援を行う。 委託先：（社福）福島県社会福祉協議会 実施区域： 県内の市を除く 46 町村 5 福島県家計改善支援事業 3,863 千円 各市を除く 46 町村の家計に課題を抱える生活困窮者を対象に、以下の支援を実施する。 委託先：（社福）福島県社会福祉協議会 実施区域：県内の市を除く 46 町村 実施内容 (1) 家計簿作成等の家計管理に関する支援 (2) 各種給付制度や公的な貸付利用に向けた支援 (3) 滞納や債務整理に関する支援 6 福島県子どもの学習支援事業 29,674 千円 各市を除く 46 町村の生活困窮及び生活保護世帯の小学生から高校生（高校中退者、未進学者含む）を対象に学習支援や進路相談等の取組を行い、貧困の世代間連鎖の解消を目指す。 ○委託先：当該事業を実施可能な法人 ○実施区域：県内の市を除く 46 町村 7 福島県人材養成研修事業 1,582 千円 本法に関わる各支援員の資質向上とネットワーク構築を目的として研修を実施する。
⑨ 広域災害福祉支援ネットワーク構築支援事業	2,406 (国庫 1,250)	大規模災害時における障がい者や高齢者等の要配慮者に対する福祉支援体制を整備するため、関係団体との福祉支援ネットワークを構築するとともに、福祉・介護専門職で構成する災害派遣福祉チームを養成する。 1 広域災害福祉支援ネットワーク支援事業 966 千円 福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会の事務局を運営する。（県直営） 2 福島県災害派遣福祉チーム員養成研修 1,440 千円 災害派遣福祉チーム員を養成するため基礎研修及び応用研修を実施する。
⑩ 地域共生社会構築支援事業	6,962 (国庫 5,218)	地域共生社会の実現に向けた地域づくり強化のため、市町村の支援及び人材育成支援に取り組んでいく。

事業名	予算額	内 容
		1 重層的支援体制構築支援事業 5,896 千円 市町村の重層的支援体制整備事業の実施に向け、各地区トップセミナーの開催、アドバイザー派遣による支援を行う。 ○委託先：（社福）福島県社会福祉協議会 2 地域共生社会推進事業 1,066 千円 地域共生社会推進のための各地区ワークショップを開催する。重層的支援体制整備事業の広域調整のため、各市町村の後方支援を行う。（県直営）
⑪ 重層的支援体制整備補助事業	35,856	社会福祉法第 106 条の 8 に基づき市町村が実施する重層的支援体制整備事業について、費用の一部を負担する。 交付対象：重層的支援体制整備事業実施市町村 負担割合：1 / 4（国 1 / 2、市町村 1 / 4）
⑫ 孤独・孤立対策推進事業	2,441 (国庫 1,219)	孤独・孤立に対する県民の理解・意識を高め、孤独・孤立で悩む人々に着実に支援を届けるため、孤独・孤立対策を実施する。 ・孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにかかる幹事会の開催 3 回 ・孤独・孤立対策強化月間キャンペーンの実施 5 月 ・市町村とのネットワーク強化(市町村の地域協議会整備支援) 10 市町村
合 計	701,828 (国庫 232,764) (繰入 46,405) (諸収 46)	

2 民間福祉団体等への支援と連携

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 福祉活動指導員及び事務職員設置費	34,665 (繰入 22,728)	県社会福祉協議会が設置する福祉活動指導員及び事務職員の人件費及び活動費を補助する。 対象人員：6 人 補 助 先：（社福）福島県社会福祉協議会 補 助 率：定額
② 民生委員諸活動経費	90,598	民生委員法第 26 条に基づき、その活動に要する経費を負担する。 1 民生委員報償費 89,036 千円 民間奉仕者である民生委員の活動の促進を図る。 2 民生委員協議会会長報償費 1,562 千円 民生委員協議会会長の活動を推進し、民生委員の活動促進を図る。

事業名	予算額	内 容
③ 民生委員推薦会負担金	294	市町村民生委員推薦会に対する負担金
④ 民生委員協議会負担金	19,759	民生委員協議会に対する負担金 民協数（131 民協）割及び民生委員数（2,958 人）割
⑤ 民生委員活動事務費（経常行政経費）	624	一般経費
⑥ 民生委員・児童委員養成事業	3,433 (国庫 1,960)	民生委員・児童委員の資質向上を図るために必要な研修を行うとともに担い手確保対策事業を行う。 1 民生委員・児童委員研修 1,648 千円 委託先：(社福)福島県社会福祉協議会 2 民生委員の担い手確保対策事業 1,785 千円 民生委員の担い手確保のため、市町村への補助及び県による周知啓発活動を行う。
⑦ 民生委員一斉改選事務費	3,159	民生委員の一斉改選実施に必要な事務費
合 計	152,532 (国庫 1,960) (繰入 22,728)	

3 福祉・介護人材に関する事業等の推進

事業名	予算額	内 容
一部新 ① 介護のしごと魅力発信事業	61,690 (繰入 56,690)	親子介護イベント、高校生等を対象としたSNS等による介護の仕事の映像発信や出前授業を実施し、若年層に介護の仕事の魅力を伝えとともに、スマートフォンにより介護施設等の情報にアクセスし相互にコミュニケーションが図れるマッチングサイトを制作し女性や若年層の介護職への就職を後押しする。 1 かいごの理解促進事業 10,799 千円 小中学生の親子を対象とした参加型介護イベントを開催する。 新 2 介護のしごとの魅力を伝える映像発信事業 14,722 千円 主に高校生をターゲットとした介護の仕事の魅力を伝える映像を制作し、テレビやSNSで発信する。

事業名	予算額	内 容
		3 介護のしごとキャリア教育事業 10,007 千円 若手介護職員が高校を訪問し高校生に介護の魅力とやりがいを伝えるとともに、全国で介護の魅力発信に取り組んでいる方による講演等を行う。 4 介護の仕事マッチング及び働きやすい職場 P R 事業 21,162 千円 若年層を始めとした求職者が容易に介護事業者の情報を収集し、希望する事業者に直接応募できるとともに、働きやすい職場環境を整備している施設等の情報を発信するマッチングサイトを開設する。 5 介護福祉士養成施設市町村支援事業 5,000 千円 介護福祉士養成施設を共同で支援している市町村に対し補助金を交付する。
② 福祉・介護人材プロジェクト（イメージアップ事業）	20,861 (繰入 20,861)	福祉・介護の職場見学会を実施するとともに、就労環境等の改善や人材育成に取り組む介護事業者を認証することなどにより、福祉・介護のイメージアップを図る。 1 ふくしまの福祉を支える人材の育成事業 15,752 千円 介護の施設見学会や小学5年生向け介護の漫画冊子を作成する。 2 介護事業者認証評価制度事業 5,109 千円 就労環境等の改善や職員の人材育成につながる介護事業者の取組について、県が基準に基づく評価を行い、一定の水準を満たした介護事業者に対して認証を付与する。
③ 福祉・介護人材プロジェクト（マッチング事業）	45,578 (繰入 45,578)	福祉・介護の合同就職説明会やハローワークでの出前相談等を実施することにより、介護事業者と求職者のマッチングを図る。
④ 福祉・介護人材プロジェクト（人材確保事業）	25,556 (繰入 23,492)	介護に関する入門的研修や県立高校普通科における特色あるコース制導入校の生徒に対する介護の出前講座等を実施することにより、福祉・介護人材の確保を図る。 1 介護に関する入門的研修の実施事業 4,442 千円 介護に関心を持つ介護未経験者を対象に介護業務に携わる上での不安を払拭するため、基本的な知識を習得する研修会を実施する。 2 福祉・介護人材確保対策会議・研修事業 685 千円 福祉・介護人材の確保に向けた施策を総合的・効果的に展開するための会議を開催する。 3 介護助手等普及推進事業 14,755 千円 地域の元気な高齢者や主婦の方を介護助手として雇用しようとする介護事業者の取組を支援する。

事業名	予算額	内 容
		5 県北・会津地方介護人材確保対策事業 2,059 千円 県北及び会津地方から介護福祉士養成施設に進学した学生が、卒業後当該地方に戻って就労することを促進するために住居費又は通学費の貸与を行う。 6 福祉の将来を担う人材育成事業 3,615 千円 県立高校普通科における特色あるコース制（福祉コース）を導入している高校の生徒を対象に、介護の専門性や意義を伝える出前講座等を実施する。
⑤ 福祉・介護人材プロジェクト（外国人 人材確保）	38,331 (繰入 38,331)	外国人介護留学生に対する奨学金支給や外国人介護人材とのコミュニケーション促進等に取り組む事業者への補助を行うとともに、外国人介護人材や受入れ施設職員等を対象とした研修会等を実施するなど、受入れ環境を整備することにより、外国人介護人材の確保を図る。 1 外国人介護人材受入環境整備事業 37,731 千円 県内で就労又は就労を予定する外国人介護人材の受入れ環境を整備するため、外国人人材と介護事業者とのマッチング支援や外国人介護人材受入に係る研修等を実施する。 2 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 600 千円 経済連携二国間協定に基づき受け入れた外国人介護福祉士候補者の介護福祉士の資格取得に向けた学習支援を行う。
⑥ 福祉・介護人材プロジェクト（人材育 成事業）	51,696 (繰入 51,696)	学生を対象とした介護職員初任者研修や新任介護職員を対象とした介護技術の向上を図る研修等を実施することにより、福祉・人材の育成を図る。 1 介護職員初任者研修支援事業 48,788 千円 (1) 介護職員初任者研修及び実務者研修補助事業を自主財源で実施している市町村等に対し補助金を交付する。 (2) 県内の福祉・介護事業所等に就職を希望する卒業見込の高校生等を対象に介護職員初任者研修を実施する。 2 新任介護職員研修事業 2,908 千円 離職率の高い就労後 3 年未満の介護職員を対象とした実践的な介護のスキルや身体的負担の軽減につながる研修を実施する。
⑦ 福祉・介護人材プロジェクト（人材定 着事業）	11,937 (繰入 11,526)	優秀な職員等を表彰する「キラリふくしま介護賞」や新任職員を激励する「福祉・介護職員のつどい」等を実施することにより、福祉・介護人材の定着を図る。

事業名	予算額	内 容
		1 福祉・介護職員のつどい 4,114 千円 県内の福祉・介護施設等に新たに就職した方を一堂に集め、知事や若手介護職員から激励のメッセージを贈るほか、参加者相互の親睦を深める交流会を開催する。 2 キラリふくしま介護賞 7,823 千円 他の介護職員や介護職を目指す学生等の目標や憧れとなる働き方を実践している介護職員及び介護職員の労働環境・処遇改善等について優れた取組を行っている介護施設等を表彰する。
⑧ 福祉人材センター運営事業費	18,557 (国庫 2,597)	福祉の仕事の紹介・斡旋、人材確保に関する相談等を実施する。
⑨ ホームヘルプパワーアップ作戦	1,047 (繰入 1,047)	訪問介護サービスの質の向上を図るため、訪問介護員の研修会を実施する。
一部新 ⑩ 地域医療介護総合確保事業（介護人材の確保）	106,018 (繰入 106,018)	団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向け、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための事業（介護人材の確保）を実施する。 1 参入促進事業 49,203 千円 介護人材の参入を促進するため、地域住民等に介護や介護の仕事の理解促進を図るとともに、介護初任段階の職員への研修を実施する団体等を支援する。 2 資質向上事業 39,983 千円 介護人材の資質向上を図るため、中堅職員のマネジメント研修や医療的ケア・認知症ケアに携わる人材の技術研修等のほか、介護予防の推進に資する指導者の研修等を実施する団体等を支援する。 3 労働環境・処遇改善事業 13,574 千円 労働環境や処遇の改善を図るため、管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進に関する研修等を実施する団体等を支援する。 新 4 離島・中山間地域等介護人材確保事業 3,258 千円 離島・中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組（地域外からの就職促進（引越費用の助成等）、地域外から講師を招いて行う介護従事者の資質向上研修の実施、高齢者の介護サービス事業所への移動を支援する団体の立ち上げ等）を支援する。
⑪ 介護実習・普及事業	34,448	介護実習を通じて地域住民に対し介護の知識や技術の普及を図るとともに「高齢化社会は国民全体で支えるもの」という考え方を地域住民に啓発するほか、福祉用具・住宅改修に関する展示、相談支援、情報提供を行う。

事業名	予算額	内 容
⑫ 介護福祉士修学資金等貸付事業	6,439 (繰入 6,439)	他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入促進を図る。 1 介護職就職支援金貸付事業 他業種で働いていた方で所定の研修を修了した方に対し、介護の仕事への就職準備に要する費用を貸与する。
合 計	422,158 (国庫 2,597) (繰入 361,678)	

4 生活保護の適正実施

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 住所不定者措置費負担金	105,678	住所不定者を保護した市（中核市を除く）が支弁する生活保護費及び施設事務費の1／4の額を県が負担する。 交付対象：県内10市で住所不定者を取り扱った市 交付金額：1／4(国3／4)
② 生活保護扶助費	3,135,076 (国庫 2,351,307) (諸収 1)	県内46町村に居住する生活困窮者の最低生活を保障するとともに、自立を助長するために生活保護法に基づく各扶助を実施する。 交付対象：郡部46町村に居住する生活困窮者
③ 生活保護適正実施推進事業	127,780 (国庫 85,364) (諸収 358)	生活困窮者自立相談支援事業等（被保護者就労支援事業、生活保護適正実施推進事業）により、保護の実施体制の充実を図り、要保護者への援助や研修による資質向上等、生活保護制度の適正実施を推進する。 1 生活保護適正実施推進事業（人件費）70,030千円 生活保護受給者の自立・就労等を支援するため、就労支援員、退院促進員及び健康管理支援員等を保健福祉事務所に配置する。 2 生活保護適正実施推進事業 57,750千円 生活保護の適正な運営を確保するため診療報酬明細書の点検等充実事業、収入資産等調査徹底事業、生活保護関係職員の資質向上のための各種研修事業等を実施する。
④ 生活保護施行事務経費（経常経費）	1,453	生活保護施行に要する一般経費
⑤ 生活保護指導職員業務経費	398 (国庫 398)	本庁に配置する生活保護指導職員により管内福祉事務所の施行状況把握を行うとともに、資質向上のための自己研修等を行う。

事業名	予算額	内 容
⑥ 生活保護医療・ 介護関係事務委託 事業	7,292	1 診療報酬審査支払事務委託事業 4,687 千円 診療報酬の審査及び支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金福島支部に委託し、医療扶助関係事務を円滑かつ適正に実施する。 2 介護報酬審査支払事務委託事業 1,498 千円 介護報酬の審査及び支払いに関する事務を福島県国民健康保険団体連合会に委託し、介護扶助関係事務を円滑かつ適正に実施する。 3 要介護状態等審査判定事務委託事業 1,107 千円 介護保険被保険者以外の者に係る要介護認定等の審査判定を町村及び一部事務組合に委託し、介護扶助の適正実施に資する。
⑦ 行旅死亡人取扱 負担金	1,556	行旅病人及行旅死亡人取扱法等に基づき、行旅中死亡して引取者のいない者等について、市町村が繰替支弁した取扱費用を県が弁償する。
新 ⑧ 社会福祉施設整 備事業	423,878 (国庫 282,585) (県債 113,000)	新 社会福祉施設整備事業（保護施設等） 身体上又は精神上著しい障害があるため日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う、生活保護法第 38 条第 1 項第 1 号に定める救護施設について、社会福祉法人が行う施設整備に要する費用の一部を補助する。
合 計	3,803,111 (国庫 2,719,654) (諸収 359) (県債 113,000)	

5 援護事業の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 小田山忠霊堂維持 管理等経費（施設 管理経費）	648	戦没者の忠魂・慰霊の地である小田山忠霊堂の維持管理を行う。 1 小田山忠霊堂維持管理等経費 648 千円 委託先：（一財）福島県遺族会
② 援護業務施行事 務経費	2,814	経常的な下記援護業務を行う。 1 全国戦没者追悼式等慰霊事業への参加等 823 千円 2 県戦没者追悼式の開催 766 千円 3 兵籍システム維持管理経費ほか 1,225 千円

事業名	予算額	内 容
一部新 ③ 援護業務団体に対する助成費	2,974	援護業務団体に対する運営費等助成 1,474 千円 補助先：(一財) 福島県遺族会 戦後 80 周年記念事業助成 1,500 千円 補助先：(一財) 福島県遺族会
④ 旧軍関係調査等事務経費	3,523 (国庫 262) (諸収 16)	旧軍人・軍属等に関する下記事務を行う。 1 旧軍関係調査事務 125 千円 旧軍人・軍属等の遺骨・遺品等の調査・伝達、身上処理等を行う。 2 旧軍人恩給等進達事務 137 千円 旧軍人・軍属等に対する恩給受給権調査並びに請求指導等、各種年金への在職期間通算のための軍歴証明事務を行う。 3 旧軍人恩給等請求専門員の委嘱 3,261 千円 上記事務を行うため旧軍人恩給等請求専門員を配置。
⑤ 遺家族等援護事務経費	22,988 (国庫 22,895) (諸収 93)	戦傷病者、戦没者遺族等を援護するため、下記の法律に基づく援護業務を行う。 1 戦傷病者特別援護法に基づく援護業務 140 千円 公務上の傷病を受けた旧軍人・軍属等に対して、戦傷病者手帳の交付、療養費の給付及び葬祭費の支給、補装具の支給及び修理、戦傷病者乗車券類引換証の交付等の各種援護を行う。 2 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく援護業務 949 千円 遺族年金、給与金等の請求指導を行うと共に、戦没者遺族相談員を配置し、戦没者遺族の福祉の増進を図る。 3 各種特別給付金支給法に基づく援護業務 21,899 千円 戦没者等の妻、戦傷病者等の妻及び戦没者の父母等に対する各種給付金支給法並びに戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき、給付金等の支給事務、請求指導等を行う。
⑥ 引揚者に対する援護事業	687 (国庫 687)	中国等からの引揚者に対して、帰国後の定着・自立を促進するための各種事業を行う。 1 中国帰国者等定着自立促進事業 364 千円 自立支援通訳を配置し、医療通訳等の支援等を行うとともに、地域生活支援プログラムの実施、中国帰国者同士の交流事業の実施等により、日本語学習支援、生活支援を行う。

事業名	予算額	内 容
		2 中国帰国者スクーリング事業 245 千円 中国帰国者支援・交流センター（首都圏センター）が実施している「遠隔学習課程」の補完授業として、中国帰国者に対して対面方式による日本語学習のスクーリングを実施する。 3 支援相談員の設置 28 千円 中国残留邦人等が安心した生活を送ることができるようにするため、中国残留邦人等に理解があり、中国語ができ、ニーズに応じた助言等を行うことができる支援相談員を配置する。 4 中国残留邦人等支援給付金支給事務監査 50 千円 支援給付金支給事務及び配偶者支援金支給事務の適否について検討し、必要な是正改善措置を講ずることと適正な運用を確保するため、監査を実施する。
⑦ 中国残留邦人生活支援給付事業	(国庫 138 103)	永住帰国した中国残留邦人等で一定の要件を満たす者について、老齢基礎年金の満額支給に加えて、その者の属する世帯の収入が一定の基準に満たない場合には、支援給付を行う。
合 計	33,772 (国庫 23,947) (諸収 109)	

6 社会福祉法人の認可、法人・施設の適正な運営の確保

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 社会福祉法人指導事務費（経常行政経費）	105	社会福祉法に基づく認可等事務を行うとともに、社会福祉法人・施設に対して運営指導等を行いながら、法人・施設の適正な運営の確保に努める。 また、指導監査体制の強化に資するため、指導監査担当職員研修会等により、指導監査担当職員の資質向上を図る。 (1) 社会福祉法人の認可等事務（地域協議会含む） (2) 法人・施設に対する運営指導 (3) 指導監査担当職員研修会 (4) 社会福祉法人・施設指導監査連絡調整会議 (5) 社会福祉法人等代表者会議

事業名	予算額	内 容
② 社会福祉法人監督事務費	1,372 (国庫 225)	社会福祉法人・施設に対する指導監査を通して、法人・施設の適正な運営の確保に努める。 また、社会福祉法人に関する定款の認可等の事務について、市との連携を図る。 (1) 本庁一般監査 (2) 保健福祉事務所一般監査 (3) 特別監査 (4) 厚生労働省研修 (5) 監査事務等経費 (6) 新設法人・施設に対する相談・指導 (7) 各市への指導監督支援経費
合 計	1,477 (国庫 225)	

7 介護・障害福祉サービス事業者の対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化（単位：千円）

事業名	予算額	内 容
① 指定障害福祉サービス事業者等の指導等事業	319	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等を提供する施設・事業所における適正な事業運営の確保を図るため、指導等を実施する。 (1) 集団指導 事業者等に対して、集団で説明会方式により実施する。 (2) 運営指導等 指導対象の施設・事業所において設備・帳簿等を実地で確認し、指導等を実施する。 (3) 指導担当職員研修 各保健福祉事務所等の新任指導担当職員等を対象に実施する。
② 介護保険施設等の指導等事業	6,149 (国庫 757) (諸収 23)	介護保険サービスを提供する施設・事業所における適正な事業運営の確保を図るため、介護保険法の規定等に基づき指導監査を実施する。 (1) 集団指導 事業者等に対して、集団で説明会方式により実施する。 (2) 運営指導 指導対象の施設・事業所において設備・帳簿等を実地で確認し、指導等を実施する。 (3) 指導担当職員研修 各保健福祉事務所等の新任指導担当職員等を対象に実施する。
合 計	6,468 (国庫 757) (諸収 23)	

8 福祉サービスの質の向上の促進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 福祉サービス苦情解決事業	9,436 (国庫 4,718) (繰入 4,718)	福祉サービスに関する利用者からの苦情について、事業者段階での苦情解決のしくみづくりを促進するとともに、県社会福祉協議会に公正・中立な第三者機関として運営適正化委員会を設け、公正かつ円滑な苦情解決を図る。 補助先：（社福）福島県社会福祉協議会 補助率：国 1／2、県 1／2 (1) 運営適正化委員会の運営 ・ 苦情解決のための調査、指導・助言、あっせん ・ 県への通知、情報提供等 (2) 事務局の運営 ・ 苦情の受付、調査等 ・ 委員会の運営 ・ 事業に関する広報・啓発
② 福祉サービス第三者評価事業	540	福祉サービス事業者によるサービスの課題把握と質の向上、利用者のサービス選択に資するため、第三者による客観的な評価事業の推進を図る。 1 福祉サービス第三者評価推進組織事業 152 千円 福祉サービス第三者評価推進会議において評価基準等について検討し、事業の推進を図る。 2 評価調査者養成研修 388 千円 全国社会福祉協議会が実施した評価調査者の指導者養成研修修了者を講師として評価調査者養成研修を実施する。
③ 社会福祉関係職員研修事業	18,926	社会福祉関係職員及び地域福祉従事者等に対し、社会福祉に関する研修を実施し、専門的知識の向上及び技術の修得を図る。 研修項目：21 項目 (1) 社会福祉施設職員研修（階層別・施設別・課題別等） (2) 法人・施設等役職員研修 対象者：3,520 人 委託先：（社福）福島県社会福祉協議会
④ 社会福祉関係職員研修受講旅費負担金（運営経費）	178	研修受講に係る経費
⑤ 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	13,960 (国庫 13,960)	地域共生社会の実現に向け、社会福祉法人の連携を推進する新たな手法として令和4年度に施行された「社会福祉連携推進法人」の設立を促進する。 また、福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、小規模な社会福祉法人等が提供する地域の福祉サービスの一層の充実を図るため、小規模法人間のネットワークの構築を支援する。

事業名	予算額	内 容
		1 社会福祉連携推進法人設立支援事業 社会福祉連携推進法人の設立に向け、設立準備会を設置し、連携推進業務の実施に向けたリサーチ等を行う場合に補助金を交付する。 補助先：社会福祉連携推進法人設立準備会 補助率：定額 補助対象事業：連携推進業務の実施に向けたリサーチ等 補助額：1,000 千円 2 小規模社会福祉法人ネットワーク化事業 複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」を設置し、社会的に孤立するものに対する見守りや社会参加支援等の地域課題に関して協働事業を施行する場合に補助金を交付する。 補助先：社会福祉法人 補助率：定額 補助対象事業： ア 法人間連携プラットフォームの設置 イ 地域貢献のための協働事業の実施 ウ 福祉・介護人材の確保・定着のための取組 エ 参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進 オ ICT技術の導入支援 補助額 ・ア～ウを実施する場合 2,000 千円以内/1 PF ・エを実施する場合 1,320 千円以内/1 PF で加算 ・オを実施する場合 1,000 千円以内/1 PF で加算
合 計	43,040 (国庫 18,678) (繰入 4,718)	

9 東日本大震災からの復興

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 避難者見守り活動支援事業	645,478 (国庫 645,478)	東日本大震災の被災地及び被災地からの避難者を受け入れている地域において、社会福祉協議会や関係機関と連携し、避難者の孤立防止のための見守りや相談支援、住民同士の交流の場の提供等を行う相談員を配置するなど、避難者の日常生活を支援する取組を支援する。 被災者見守り・相談支援事業 補助先：社会福祉協議会等 補助率：国 10 / 10
合 計	645,478 (国庫 645,478)	

○ 高齢福祉課担当の事業

1 認知症施策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 福島県認知症施策推進事業	13,683 (国庫 8,294) (諸収 8)	第2次福島県認知症施策推進計画に基づき、認知症の予防から早期発見・早期対応の体制整備、認知症の人や家族への支援の充実など総合的に認知症施策を推進していく。 1 認知症施策推進協議会 2,925 千円 認知症施策推進協議会を開催し、計画の進行管理や認知症施策全般についての協議を行うとともに、医療と介護など各分野の連携強化を図る。 2 認知症コールセンター運営事業 1,921 千円 認知症高齢者が地域の中で安心して暮らせるように、本人やその家族がどんな小さな悩みや不安でも相談できるような相談窓口を設置・運営する。 3 若年性認知症対策推進事業 8,837 千円 若年性認知症支援コーディネーターを引き続き配置し、相談支援に当たる。また、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援、社会参加支援等を推し進めるため、行政機関を含め相談にあたる方々に対して圏域別ネットワーク意見交換会を実施する。 また、若年性認知症当事者の社会参加を後押しするため、ピアサポート支援事業として、当事者による相談支援や語り合う場を開催する。
② 認知症疾患医療センター運営事業	53,557 (国庫 26,778)	認知症の早期診断・早期対応体制の一層の整備を図るため、認知症における専門医療の提供、医療と介護等の連携の中核として、認知症疾患医療センターを指定し、運営業務を委託する。
③ 認知症介護実践者等養成・対応力向上事業	15,929 (繰入 15,929)	1 実践者養成研修 6,291 千円 介護保険施設、事業所等に従事する介護職員等を対象に基礎研修や実践者研修など段階的に認知症ケアについて学習できる研修を実施する。 2 指導者養成研修 1,346 千円 認知症介護指導者養成のため対象者を認知症介護指導者養成研修に派遣するとともに、研修に職員を参加させる施設への後方支援に係る経費を補助する。 3 認知症対応力向上研修 8,292 千円 認知症の人に関わる医師、看護師、地域支援関係者等に対して研修を行うことにより、認知症対応力の向上を図る。

事業名	予算額	内 容
④ 福島県認知症サポーターパワーアップ事業	1,599 (繰入 1,599)	本人・家族を含む地域のサポーターと多職種の職域サポーターのチームである「チームオレンジ」の全市町村での設置に向け、県の支援策を検討する検討会の実施や各種研修を実施する。
合 計	84,768 (国庫 35,072) (繰入 17,528) (諸収 8)	

2 地域リハビリテーションの推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 地域リハビリテーション支援体制整備推進事業	6,700 (国庫 6,230)	高齢者や障がい者が、それぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションが実施され、地域においていきいきとした生活を送ることができるよう、地域リハビリテーション支援体制の整備を図る。 1 地域リハビリテーション協議会の運営 462 千円 広域支援センター等が実施する事業及び指定についての検討・調整を行う。 2 地域リハビリテーションセンターの運営 5,528 千円 県内に1ヶ所指定している支援センター、各圏域毎指定している広域支援センターが、連絡協議会を設置・運営するとともに、リハビリテーション実施機関への支援活動を実施する。 3 JRAT 派遣支援事業 470 千円 大規模災害発生時のリハビリテーションニーズに対応するため、災害リハビリテーション支援チーム(JRAT)の派遣を支援する。 4 地域リハビリテーション市町村体制整備推進事業 240 千円 市町村で効果的に体制整備推進が図られるよう、各保健福祉事務所の役割強化を図るとともに、市町村職員等への研修を実施する。
合 計	6,700 (国庫 6,230)	

3 介護サービス基盤の整備

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 軽費老人ホーム事務費補助金	269,379	軽費老人ホームが入所利用料のうち事務費の一部を減免した場合、その減免分を補助 補助先：軽費老人ホームを設置する社会福祉法人及び市町村（12 法人、1 町：15 施設）

事業名	予算額	内 容
② 老人福祉法施行事務経費	1,378	1 老人福祉法施行事務経費 1,368 千円 2 養護老人ホーム等入所判定審査会の開催経費 10 千円
③ 福島県高齢者福祉計画等推進事業	2,610 (国庫 559) (繰入 2,043) (諸収 8)	1 高齢者福祉施策推進会議 2,051 千円 高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の策定、達成状況に関する点検・評価、広域的な調整の検討等を行うため、有識者を構成員とした会議を設置する。 2 圏域別連絡会議 559 千円 各高齢者福祉圏域における高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の進捗状況の管理や各市町村との調整や課題の検討等を行うため、各保健福祉事務所単位毎に会議を設置する。
④ 介護職員等たんの吸引等研修事業	5,270 (繰入 5,270)	介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等において、「たんの吸引等」の医療行為を実施できるため、医療行為実施認定の条件である研修事業を行うとともに、事業者登録等を行い、介護職員等によるたんの吸引等のサービスを安全にかつ円滑に提供するための体制を整備する。
⑤ ICT等を活用した介護現場生産性向上支援事業	418,604 (繰入 418,604)	少子高齢化の進行等により、介護施設での人材不足に拍車がかかっており、介護職員の負担軽減や離職防止、定着促進を図るため、県内介護事業所に対して介護ロボットやICTを普及促進し、介護現場の生産性向上を目指す。 1 福島県介護ロボット普及促進事業 52,012 千円 福島県内に研究開発・生産拠点のある介護ロボットの普及促進を実施し、福島県のロボット産業の発展と、介護ロボットを活用できる人材の育成を図る。 2 ICT等活用による業務改善事業 339,750 千円 介護支援ロボット導入による労働負担の軽減やICTを活用した通信環境の整備、業務改善支援など、介護現場における生産性向上の取組を支援する。 3 介護生産性向上総合相談センター事業 26,842 千円 介護サービス事業所が抱える生産性向上の取組に関する全般的な課題へのワンストップ型相談窓口を設置し、介護ロボットやICT、その他生産性向上に関する取組を実施する。
⑥ 介護支援専門員養成事業	77,400 (手数 47,220) (繰入 30,166) (諸収 14)	1 介護支援専門員資質向上事業 51 千円 介護支援専門員の資質向上のために、研修実施機関との連絡調整や研修向上委員会の開催により、法定研修の進捗管理や、効果的な研修運営の検討を行う。 ○研修向上委員会 年2回

事業名	予算額	内 容
		2 介護支援専門員資格管理事業 2,153 千円 介護支援専門員資格の登録・消除・更新等の管理を行うとともに資格証と研修修了証明書の発行を行う。 ○介護支援専門員登録者 10,503 人 (R6.9 現在) ○更新対象者 年間約 1,000 名 3 介護支援専門員実務研修事業 12,094 千円 介護保険のサービス利用に必要とされる、ケアプランの作成の基礎的知識と技術の取得を目的に、介護保険法 69 条に規定された 87 時間相当の研修を開催する。 ○対象 実務研修受講試験合格者 約 170 名 4 再研修・更新研修(実務未経験者)事業 7,520 千円 過去 5 年間に実務経験のない介護支援専門員に対して、再研修(介護保険法 69 条の 7)及び、更新研修(介護保険法 69 条の 8)を行い、人材の確保と資質向上を図る。 ○対象 再研修(有効期間満了者) 約 50 名 更新研修(実務未経験者) 約 150 名 5 介護支援専門員専門研修Ⅰ事業 10,682 千円 原則として、実務に従事し、就業後 6 ヶ月以上の者に対し、ケアプラン作成等に必要な知識・技能の修得を図ることを目的に、講義・演習をオンラインにより行う。 ○対象 約 160 名 6 介護支援専門員専門研修Ⅱ事業 16,479 千円 原則として、実務に従事し、専門研修Ⅰを修了している就業後 3 年以上の者に対し、ケアプラン作成等に必要な知識・技能の修得を図ることを目的に、講義・演習をオンラインにより行う。 ○対象 約 600 名 7 主任介護支援専門員研修事業 12,775 千円 介護支援専門員に対して、必要な知識・技能の修得及び地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を目的に、オンラインによる講義・集合による演習を行う。 ○対象 約 120 名 8 主任介護支援専門員更新研修事業 14,427 千円 主任介護支援専門員に対して、必要な知識・技能の修得及び地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりの実践力向上を目的に、オンラインにより講義・演習を行う。 ○対象 約 300 名 9 ケアマネのための課題解決型業務サポート事業 1,219 千円 介護支援専門員が求められている困難な事例への対応や業務の専門性を高めるため、研修会等により幅広く還元することにより、介護保険制度を利用する県民へのサービス向上を図る。

事業名	予算額	内 容
		○テーマ別研修 オンラインにより業務の課題解決に資するテーマ別の研修会を開催し、業務に必要な知識と実践力の向上を図る。
⑦ 社会福祉施設整備事業	311,670 (県債 269,200)	社会福祉法人、市町村等による老人福祉施設の整備を支援するため、施設の創設、改築、増築に要する経費に対して補助を行う。 令和7年度整備予定 特別養護老人ホーム 増築1施設（定員60名） 大規模修繕1施設
⑧ 防災・減災対策支援事業	101,250 (国庫 67,500) (県債 33,000)	自然災害が発生した際に、高齢者施設が施設機能を維持し利用者等の安全な生活を守るため、高齢者施設等の防災・減災対策を推進する。 令和7年度整備予定 非常用自家発電設備整備 3施設 水害対策強化 3施設 給水設備整備 2施設 補助率：国庫1／2、県1／4
⑨ 施設整備資金利子補給事業	6,525	社会福祉法人等の施設整備に係る独立行政法人福祉医療機構からの借入れについて、当該年度の利子償還金に対しその一部を補助する。 補助対象施設数 17施設（過年度分のみ） 土地取得特別補助金交付対象となった社会福祉施設については、当該年度利子償還額を補助する。 補助対象施設数 1施設（平成26年度開始分）
⑩ 小規模介護施設等整備事業	2,050,901 (繰入 2,050,901)	国の地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の小規模介護施設等の整備等を支援する。 1 地域密着型サービス等整備助成事業 1,045,631千円 地域において将来必要となる小規模な介護施設、地域介護拠点の整備を支援する。 2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 962,684千円 円滑な施設の開設のため、開設前の看護、介護職員等の雇い上げ等の開設準備に要する経費について支援する。 3 既存の特養等ユニット化改修等支援事業 16,520千円 施設の居住環境の改善、介護療養病床の転換を支援する。

事業名	予算額	内 容
		4 介護職員の宿舍施設整備事業 2,000 千円 介護職員の宿舍を整備する費用の一部について、補助金を交付する。 5 介護施設等における感染拡大防止対策支援事業 24,066 千円 新型コロナウイルス感染拡大リスクを低減し、安定した介護サービスを提供できる体制を維持確保するため改修整備等を行う施設等に対し補助を行う。
⑪ 老人保健施設対策施行事務経費	63 (手数 47)	一般経費
⑫ 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業	2,895 (繰入 2,895)	災害時等の利用者の安全確保のため、介護施設等の職員向けの防災研修を実施する。 オンライン研修 2 回 施設での実地研修 14 施設×3 回
⑬ 社会福祉施設危機対応強化支援事業	9,316 (国庫 1,250)	大規模災害発生時においても社会福祉施設が利用者に必要なサービスを継続的に提供できるよう、被災施設への職員派遣など、施設同士の相互支援体制の構築に向けた取組を行う。 1 高齢者施設危機対応強化支援事業 6,000 千円 高齢者団体が中心となり整備する災害時相互応援協定締結の取組に係る費用及び協定の円滑な運用のため実施される研修・訓練に要する費用の補助を行う。また、他団体間同士の連携体制構築に向けた、情報交換会を開催する。 補助先：福島県老人福祉施設協議会等 補助率：10/10、4/5、2/3 2 障がい児者施設危機対応強化支援事業 (障がい福祉課) 3,316 千円 令和6年度に実施した相互支援ネットワークの運用体制の検討結果を踏まえ、相互支援体制ネットワークを構築する。 委託先：(社福) 福島県社会福祉協議会
新 ⑭ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業	24,150 (繰入 24,150)	訪問介護等サービスの事業者が行う人材確保や経営改善に向けた取組を支援する。 1 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 24,150 千円 ○人材確保体制構築支援 対 象 訪問介護事業所等 30 事業所 補助率 定額 ○経営改善支援 対 象 訪問介護事業所等 5 事業所 補助率 定額

事業名	予算額	内 容
合 計	3,281,411 (手数 47,267) (国庫 69,309) (繰入 2,534,029) (諸収 22) (県債 302,200)	

4 介護保険制度の円滑な運営

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 介護給付費負担金	28,012,465	介護保険法第123条第1項の規定により、県は市町村に対し介護給付及び予防給付に要する費用の12.5%(施設サービスに係る分は17.5%)を負担する。
② 福島県介護保険財政安定化基金積立金	4,638 (財収 4,638)	市町村の介護保険財政の安定を図るため、保険料の収納不足や給付費の見込みを超える増加に起因する財源不足について、資金の貸付・交付を行うことを目的に県に財政安定化基金を設置する。基金の設置については、国、県、市町村がそれぞれ1/3ずつ財源を負担する(平成21年度以降、拠出金の積立は休止)。
③ 低所得者利用者負担対策	24,243 (国庫 16,161)	1 障がい者施策におけるホームヘルパー利用者等の支援措置 443千円 障がい者施策におけるホームヘルプサービスの利用者で境界層該当として自己負担が0円であった者が、介護保険の被保険者となったときに訪問介護等を利用した場合、一割の自己負担が生じるため、自己負担を全額補助する。 補 助 率：国1/2 県1/4 市町村1/4 2 社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置 23,652千円 低所得者の利用者負担額を軽減した社会福祉法人等に対し、市町村が当該軽減費用の一部を助成した場合に補助する。 補 助 率：国1/2 県1/4 市町村1/4 対象サービス：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護ほか 3 離島等地域の特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置 112千円 15%相当の特別地域加算による利用者負担の格差を解消するため、利用者負担額を減免した社会福祉法人等に対し市町村が当該軽減費用の一部を助成した場合に補助する。 補 助 率：国1/2 県1/4 市町村1/4 対象サービス：訪問介護等(事業所が離島等にあるものに限る)

事業名	予算額	内 容
		4 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減措置 36 千円 10%相当の地域加算による利用者負担の格差を解消するため、利用者負担額を減免した社会福祉法人等に対し市町村が当該軽減費用の一部を助成した場合に補助する。 補助率：国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4 対象サービス：訪問介護等（小規模の事業所が中山間等地域にあるものに限る）
④ 地域支援事業交付金	1,542,368	介護保険法第 123 条第 3 項及び第 4 項の規定により市町村に対し地域支援事業に要する費用のうち介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の 12.5%に相当する額及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用を除いた地域支援事業に要する費用の額の 19.25%に相当する額を交付する。 1 地域支援事業交付金（総合事業分 708,040 千円 2 地域支援事業交付金（包括的支援事業等分）830,702 千円 3 地域支援事業交付金（前年度精算分 3,626 千円
⑤ 低所得者保険料軽減強化事業	520,532	介護保険法第 124 条の 2 の規定に基づき、低所得者の保険料の負担を軽減する目的で、軽減強化に要する費用を負担する。
⑥ 認定調査員等研修事業	1,405 (国庫 698)	1 認定調査員研修事業 401 千円 要介護認定において適正な一次判定を確保するため、認定調査員に対して新任研修及び現任研修を実施する。 2 認定審査会委員研修事業 201 千円 要介護認定において適正な二次判定を確保するため、介護認定審査会委員に対して研修を実施する。 3 主治医意見書研修事業 803 千円 二次判定の際の判断資料である「主治医意見書」の適正な記載を確保するため、研修会を開催する。
⑦ 福島県介護保険審査会運営経費	2,408 (諸収 7)	1 審査会委員・専門調査員実務研修事業 419 千円 保険者である市町村が行った行政処分への不服申立てに対し、各合議体が統一した基準で審査を行えるよう研修会を開催する。 2 介護保険審査会運営事業 1,989 千円 保険者である市町村の行った行政処分に対する審査請求について審理・裁決を行う。

事業名	予算額	内 容
⑧ 介護保険者指導事業	12,221 (国庫 7,980) (諸収 29)	1 介護給付適正化推進特別事業 5,101 千円 予算や人員体制の理由から介護給付適正化事業の実施が困難な保険者も存在することから、国保連合会との連携等により保険者の介護給付の適正化の取り組みを支援する。 2 介護保険者指導事業 956 千円 介護保険制度の円滑な運営のため、保険者である市町村に対して事業の運営や手続きに関する助言等を行うとともに、市町村における介護保険事務の円滑な運営のため、全国介護保険担当課長会議の内容を伝達する。 3 ケアプラン点検支援事業 6,164 千円 介護給付適正化に向け、小規模町村（保険者）が取り組むケアプラン点検を支援するとともに、専門的見地から助言・研修を行う。
⑨ 介護サービス提供事業者の指定等事業	15,780 (手数 47) (国庫 4,419) (諸収 44)	1 介護サービス提供事業者台帳システム維持管理経費 1,268 千円 指定事業者等の全情報を管理するシステムの保守管理委託及び維持管理経費。 2 介護サービス提供事業者等の指定等事務費 747 千円 3 介護保険制度改正関係事務費 8,640 千円 制度改正に伴う処遇改善加算等各種加算等の書類審査、保健福祉事務所・市町村等との連絡調整等を行う。 4 介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業 3,721 千円 社会保険労務士などを事業所に派遣し助言等を行う。 5 介護サービスクオリティアップ事業 1,404 千円 介護保険事業者のサービス情報の公表事務を行う。
⑩ 介護保険苦情・相談業務支援事業	3,446 (繰入 3,446)	高齢者が安心して介護保険サービスを利用できるよう、福島県国民健康保険団体連合会におけるサービス等に対する苦情、相談などの受付、処理を行うための体制整備を支援し、利用者の権利擁護と制度の円滑な運営を図る。
合 計	30,139,506 (手数 47) (国庫 29,258) (財収 4,638) (繰入 3,446) (諸収 80)	

5 高齢者の権利擁護の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 高齢者総合相談センター運営事業	5,058 (繰入 1,151) (諸収 816)	高齢者総合相談センターを運営し、高齢者やその家族等が抱える各種の心配ごと、悩みごとに関する相談に応じる。
② 高齢者等のいのちと権利を守る総合支援事業	14,398 (国庫 6,970) (繰入 456)	高齢者等が地域で安心して普通に暮らせるよう、市町村が進める権利擁護のための体制整備を支援する。 1 権利擁護推進会議 491 千円 高齢者及び障がい者虐待防止及び成年後見制度を含む権利擁護等の推進に係る市町村支援や高齢者への対応等の課題について一体的かつ総合的に協議し解決できるよう、有識者による会議体を設置する。 2 高齢者権利擁護等推進業務支援事業 9,724 千円 成年後見制度利用促進体制整備のための地域連携ネットワークの整備を進める市町村を支援するため、社会福祉士等の専門職を派遣し、助言を行う。また、高齢者虐待事案等の対応困難事案への助言を行うために、市町村への専門職派遣を行う。 3 高齢者権利擁護等推進研修事業 4,183 千円 高齢者虐待防止及び成年後見制度に関する研修を実施する。
合 計	19,456 (国庫 6,970) (繰入 1,607) (諸収 816)	

6 東日本大震災からの復興に向けて

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 被災地介護サービス提供体制再構築支援事業	215,732 (国庫 213,155) (諸収 8)	福島県外の者及び避難地域からの避難者で相双地域等の介護施設等に就労を予定している者に対し、就職準備金の貸付等を行うとともに、再開、運営している介護事業者に対する職員の応援を行う仕組みの構築や、運営費等の補助を行うことにより、人材確保や経営体力の維持を図る。 1 被災地福祉・介護人材確保支援事業（社会福祉課） 66,138 千円 福島県外の者及び避難地域からの避難者で、相双地域等の介護施設等に就労を予定している者に対し就職準備金や研修受講料の貸与等を行う。

事業名	予算額	内 容
		2 被災地介護施設再開等支援事業 63,295 千円 全国の社会福祉法人等から、避難指示解除区域等の介護保険施設へ介護職員の応援を行う際の、応援先及び応援元が負担する経費に対し支援を行う。 補助先：全国の社会福祉法人等、避難指示解除区域等の介護保険施設 補助率：国 10 / 10 3 被災地介護施設運営支援事業 76,442 千円 避難指示解除区域等で再開、運営している介護保険施設に対し、運営費の補助を行う。 補助先：避難指示解除区域等の介護保険施設 補助率：国 10 / 10 4 被災地訪問サービス運営支援事業 9,857 千円 避難指示解除区域等で訪問サービスを実施する事業所に対し、運営費の助成を行う。 助成対象：①避難指示解除区域等で再開・新設する訪問サービス事業所 ②避難指示解除区域等に訪問サービスがなく、外部からサービスを行う事業所 助成内容：介護報酬の 5 %相当額を助成
② 高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業	161,513 (国庫 160,843)	避難指示解除区域において、市町村が設置・運営する高齢者等サポート拠点の運営費を補助する。
合 計	377,245 (国庫 373,998) (諸収 8)	

○ 障がい福祉課担当の事業

1 障がいのある方の地域生活への移行支援

(1) 障害福祉サービスの充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容												
① 心身障害者扶養共済事業	402,858 (国庫 71,151) (諸収 256,195)	障がい者を扶養する保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡又は重度障がい者になった場合、扶養していた障がい者に終身一定額の年金を支給する。												
② 特別障害者手当等給付費	138,611 (国庫 102,684)	1 特別障害者手当等給付費 136,913 千円 日常生活において常時特別の介護を要する在宅の最重度障がい者に対し、特別障害者手当等を支給することにより、障がい者の所得保障と福祉の増進を図る。 負担率：市分（中核市含む）国 3 / 4、市 1 / 4 町村分 国 3 / 4、県 1 / 4 <table border="1"> <tr> <th>手 当 名</th><th>月額給付単価</th><th>年間給付延人員</th></tr> <tr> <td>特別障害者手当</td><td>29,590 円</td><td>3,325 人</td></tr> <tr> <td>障害児福祉手当</td><td>16,100 円</td><td>1,984 人</td></tr> <tr> <td>経過的福祉手当</td><td>16,100 円</td><td>58 人</td></tr> </table> 2 県分特別障害者手当等施行事務費 1,698 千円 嘱託医に対する診断書審査謝礼	手 当 名	月額給付単価	年間給付延人員	特別障害者手当	29,590 円	3,325 人	障害児福祉手当	16,100 円	1,984 人	経過的福祉手当	16,100 円	58 人
手 当 名	月額給付単価	年間給付延人員												
特別障害者手当	29,590 円	3,325 人												
障害児福祉手当	16,100 円	1,984 人												
経過的福祉手当	16,100 円	58 人												
一部新 ③ 障がい福祉サービス等給付事業	10,083,530 (国庫 719)	1 居宅介護等 693,765 千円 利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し日常生活を支援することにより利用者の生活の安定を図るサービスであり、当該サービスに要する費用の一部を支給する。 負担率：県 1 / 4 2 短期入所 92,202 千円 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者等に対し、入浴排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を実施するサービスであり、当該サービスに要する費用の一部を支給する。 負担率：県 1 / 4 3 共同生活援助等 1,389,033 千円 利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体及び精神の状況や環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を実施するサービスであり、当該サービスに要する費用の一部を支給する。 負担率：県 1 / 4												

事業名	予算額	内 容
		4 相談支援事業 181,205 千円 支給決定を受けた障がい者等で、特に計画的な支援を必要とする者が、指定相談支援事業者から「指定相談支援」等を受けた場合、サービス利用計画作成費を支給する。 負担率：県 1 / 4 5 福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業 719 千円 障害福祉サービス事業者における加算の新規取得やより上位の区分の加算取得を図るため、社会保険労務士を事業者に派遣し加算取得等に係る助言・指導を行う。 6 補装具費給付事業 114,518 千円 身体障がい者の障がいを軽減させるために行う義肢、車いす等の補装具の給付・修理にかかる補装具費の一部を支給する。 負担率：県 1 / 4 7 自立支援医療費（更生医療） 405,000 千円 身体障がい者が更生するために行う医療費の給付の一部を支給する。 負担率：県 1 / 4 8 自立支援医療（更生医療）審査支払委託料 297 千円 自立支援医療（更生医療）の給付に係る診療報酬の審査及び支払いに関する事務の委託 委託先：福島県国民健康保険団体連合会 福島県社会保険診療報酬支払基金 9 入所等 7,181,886 千円 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条に基づく介護給付費及び訓練等給付費（施設系）について、市町村が指定障害福祉サービス事業所に支出した費用の一部を負担する。 負担率：県 1 / 4 10 療養介護医療費事務手数料 159 千円 療養介護医療費の診療報酬審査料及び事務費 委託先：社会保険診療報酬支払基金 福島県国民健康保険団体連合会 新 11 過年度分追加交付 24,746 千円 居宅介護等、短期入所、共同生活援助、相談支援事業、補装具費給付事業、自立支援医療（更生医療）、入所等に係る交付決定額と実績額の差額を次年度に追加交付する。 負担率：県 1 / 4
④ 在宅重度身体障がい者訪問診査事業費	50	身体障がいにより日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障がい者に対して、医師等を派遣して検査及び更生相談を行う。

事業名	予算額	内 容
⑤ 社会福祉施設整備事業	371,310 (国庫 261,031) (県債 87,900)	自立支援施設整備事業 障がい者の施設福祉サービスの充実を図るため、社会福祉施設の整備、改修等を行う法人に対し整備費の一部を補助する。
⑥ 県立障がい者福祉施設管理運営委託事業	311,731	1 県立障がい者福祉施設管理運営委託事業 311,731 千円 県立の障がい者福祉施設の管理運営を指定管理者に委託し、施設の円滑な運営を図る。 ○福島県総合社会福祉施設太陽の国（ひばり寮、けやき荘、かしわ荘、かえで荘） ○ぼんだい荘わかば、ぼんだい荘あおば
⑦ 県立障がい者福祉施設整備事業	234,838 (国庫 9,531) (繰入 32,666) (県債 179,600)	1 県立障がい者福祉施設整備事業 139,672 千円 太陽の国障がい者支援施設は、築 30 年～40 年以上経過し、老朽化が激しく、現行の基準では必要な居室を確保できないため、計画的に建替工事等を進める必要がある。けやき荘・かしわ荘除却工事、ひばり寮の特殊浴槽装置の更新を実施する。 2 県立障がい者福祉施設維持補修事業 95,166 千円 県立障がい者福祉施設における施設入所者のサービス向上と安心安全を図るため、施設・設備の維持補修事業を実施する。
⑧ 社会福祉施設整備利子補給事業	117 (繰入 117)	社会福祉施設整備を支援、促進するために設置主体の自己負担金のうち、独立行政法人福祉医療機構からの借入金の利子の一部を補助し設置主体の負担軽減を図る。 (中核市除く) 対象施設数：(社福)つばさ福祉会 はばたき、おおぞらの夢 ほか 1 施設 補助金額：当該年度償還利子に 2.5% を乗じ、 借入利率で除した額を補助
⑨ 障がい者福祉施設費経常経費 (施設管理経費)	1,032	ぼんだい荘事務経費 敷地借上料 面積 21,498.35 m ²
⑩ 障がい福祉総務費経常経費 (経常行政経費)	2,883 (国庫 660)	障がい福祉に係る経常経費
⑪ 障がい福祉分野の D X 導入モデル事業	4,050 (国庫 2,650)	障がい福祉施設の D X 導入に係る経費を補助することにより県内施設における業務効率化及び業務負担軽減を図り、D X 導入モデルを構築する。

事業名	予算額	内 容
合 計	11,551,010 (国庫 448,426) (繰入 32,783) (諸収 256,195) (県債 267,500)	

(2) 相談支援体制の構築

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 高次脳機能障がい支援体制整備事業	5,423 (国庫 2,711)	高次脳機能障がい者への相談支援の中核を担う県及び圏域支援拠点機関を設置する。また高次脳機能障がい者に関わる障害福祉サービス事業所職員等に対し研修会を開催し、支援に必要な知識等の習得を図る。 1 高次脳機能障がい支援体制整備事業 467 千円 2 高次脳機能障がい普及啓発事業 4,956 千円
② 障がい者総合支援人材育成事業	12,126 (国庫 5,580) (繰入 963)	1 障害支援区分認定調査員等研修事業 63 千円 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく制度の円滑な運営のため、サービス支給決定に必要な障害支援区分の認定手続きに携わる調査員及び市町村審査会委員の研修を実施する。 2 障がい者相談支援従事者研修事業 3,367 千円 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における指定相談支援事業者等に従事する人材の養成並びに資質の向上を図るため、厚生労働省主催の指導者養成研修に派遣し、さらに、県において相談支援従事者養成研修、現任研修、主任相談支援専門員養成研修、専門コース別研修、高次脳機能障がい支援者養成研修を実施する。 3 サービス管理責任者研修事業 3,992 千円 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の適切かつ円滑な運営に資するため、障害福祉サービスを提供する指定要件であるサービス管理責任者を養成するための研修を開催する。 4 介護職員等たんの吸引等研修事業 963 千円 介護職員等が、たん吸引等を業務として実施できるよう研修を実施する。 5 強度行動障害支援者養成研修事業 200 千円 強度行動障害について理解を深めるため、厚生労働省主催の研修に人材を派遣する。 6 障害者ピアサポート研修指導者養成研修事業 162 千円 障害者ピアサポート研修の企画・運営や質の確保を図ることを目的に、厚生労働省が主催する研修会へ参加する。

事業名	予算額	内 容
		7 障害者ピアサポート研修事業 3,379 千円 障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援するため、障害者ピアサポート研修を実施する。
③ 広域的支援事業	2,266 (国庫 49)	市町村域を超えて広域的な支援を行い、障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、身近な地域における相談支援体制の整備に向けた支援を行うほか、地域生活への移行を促進するための支援を行う。 1 相談支援体制整備事業 711 千円 2 地域生活移行支援事業 620 千円 3 人材育成支援事業 307 千円 4 地域生活移行促進コーディネーター事業 628 千円
④ 被災地における障害福祉サービス基盤整備事業	27,372 (国庫 13,684)	1 障害者就労支援事業所コーディネーター事業 24,556 千円 震災により売上の減少や生産活動が低下している障がい者就労支援事業所を支援するため、コーディネーター等を配置し、販路拡大、マッチング支援、運営相談等を行う。 2 障がい者就労支援ネットワーク充実事業 2,816 千円 被災地の事業所ネットワークの強化調整等を図り、復興期において安定した運営ができるよう就労支援事業所等の支援をする。
⑤ 市町村地域生活支援事業補助事業	286,478	市町村が実施する理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業等の実施事業に対して補助を行う。 補助先：市町村（中核市含む） 補助率：県 1／4 国 1／2
⑥ 障がい者福祉施設費経常経費（運営経費）	9,184	障がい者総合福祉センターの運営等に係る経常経費

事業名	予算額	内 容
⑦ 身体障がい者更生相談所事業	12,200 (諸収 38)	1 身体障がい者更生相談所事業 6,867 千円 身体障がい者の生活、医療、施設入所、補装具等について相談、指導判定等を行うことにより、身体障がい者の自立更生を促進する。 ○相談・指導・判定業務 ○市町村職員研修 ○身体障がい者支援対策強化事業 ・補装具適正給付検討会の開催 ○身体障害者手帳交付業務 2 知的障がい者更生相談所業務 5,333 千円 知的障がい者に対する相談・指導・判定会の実施及び市町村が新規で知的障がい者の支給決定をするにあたり、必要な助言・判定を行う。 ○相談・指導・判定業務 ○市町村支給決定支援業務
⑧ 身体障がい者福祉費経常経費 (経常行政経費)	601	身体障がい者福祉施行事務に関する経常経費
⑨ 知的障がい者福祉費経常経費 (経常行政経費)	298	知的障がい者福祉施行事務に関する経常経費
合 計	355,948 (国庫 22,024) (繰入 963) (諸収 38)	

(3) 地域生活移行の促進・定着

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 生活訓練事業	6,631 (国庫 1,614) (諸収 17)	1 中途失明者緊急生活訓練事業 5,603 千円 中途失明者が日常生活を送るうえで必要とされる諸能力について、訓練等指導を行う。また、非常勤職員を雇用する。 ○訓練内容：生活訓練、生活講習会 2 障がい者生活訓練事業 1,028 千円 (1) 身体障がい者社会生活訓練 地域における自立生活と社会参加を促進するため、身体障がい者を対象とした生活訓練やスポーツ教室等を実施する。 (2) オストメイト社会適応訓練 ストマ装着者の社会復帰を促進するための講習会等を行う。 (3) 音声機能障がい発声訓練・指導者養成 喉頭摘出者の社会復帰を促進するため講習会の開催及び指導者養成研修会への派遣を行う。

事業名	予算額	内 容
一部新 ② 心の地域包括ケアシステム構築推進事業	12,838 (国庫 6,416)	1 心の地域包括ケアシステム構築促進事業 2,973 千円 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、精神保健医療福祉関係者の協議の場の設置、各圏域毎に核となる人材の育成、一般住民対象の精神障がい者について理解を深める研修会等を行う。 2 精神障がい者ピアサポーター活動支援事業 1,500 千円 自らの経験を活かし精神障がい者の視点を重視した関わりができるピアサポーターの養成並びにスキルアップを図る。 また、精神科医療機関を対象にピアサポーターの活用を促進するための研修を実施することによりピアサポーターの活動拡大を図る。 3 精神科訪問看護人材育成支援事業 2,069 千円 精神障がい者の在宅生活を医療面で支える精神科訪問看護の充実を図るため、精神科訪問看護に従事する人材の育成を支援することにより、精神障がい者の地域移行を促進する。 4 精神障がい者の家族支援事業 1,252 千円 精神障がい者の家族等の学習会、同じ障がいを持つ家族に対し共感的働きかけや、助言ができる人材を育成する研修会等を実施するほか、スポーツ・レクリエーション等教室の開催を通して、精神障がい者の社会参加及び自立を支援する。 新 5 入院者訪問支援事業 5,044 千円 改正精神保健福祉法により、精神科病院入院者のうち、家族等がいない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣する。
③ 精神障がい者アウトリーチ推進事業	66,387 (国庫 66,344) (諸収 43)	震災対応型アウトリーチ推進事業 東日本大震災の影響により、精神症状が表出する在宅の精神障がい者等を支援するために、相双地域と精神保健福祉センターにアウトリーチチームを設置し、アウトリーチ支援を行うとともに、見立てやスーパーバイズを行うことで地域の支援者の人材育成を図る。
【再掲】 ④ 広域的支援事業	2,266 (国庫 49)	「1 障がいのある方の地域生活への移行支援」(2) ③の「2 地域生活移行支援事業」「4 地域生活移行促進コーディネーター事業」
合 計	85,856 (国庫 74,374) (諸収 60)	※再掲分は含めず

(4) 保健・医療・福祉体制の充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 重度障がい者支援事業	1,842,300	1 重度心身障がい者医療費補助事業 1,800,696 千円 重度心身障がい者の医療費の自己負担額を公費で負担する。(入院時食事療養費の標準負担額は対象外) 補助率：県 1 / 2、市町村 1 / 2 対象者 ・身体障害者手帳 1 級、2 級又は 3 級(内部障害)所持者 ・療育手帳 A 所持者 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者 ・療育手帳 B かつ身体障害者手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳 2 級又は 3 級で、かつ身体障害者手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳 2 級又は 3 級で、かつ療育手帳所持者 2 在宅重度障がい者対策事業 8,837 千円 日常生活において、常に医療的処理等を必要とする在宅重度障がい者に治療材料等を給付することにより、経済的負担の軽減を図る。(中核市除く) ○治療材料費給付事業 補助対象額(月限度額) 3,000 円 (県 1 / 2、市町村 1 / 2) ○衛生器材費給付事業 補助対象額(月限度額) 4,000 円 (県 1 / 2、市町村 1 / 2) 3 人工透析患者通院交通費補助事業 32,767 千円 人工透析を受けている通院患者に対し、通院に要する費用を助成する。(中核市除く) 対象者：通院費が月額 5,000 円を超えるもの 補助率：5,000 円を超える額(25,000 円上限)の 1 / 2、市町村 1 / 2
② 災害時精神医療体制整備事業	2,068 (国庫 1,375)	1 災害時精神医療体制整備事業 161 千円 大規模災害時に活動する災害派遣精神医療チーム(DPAT)について、関係者を交えた協議を行う。 2 DPAT 派遣チーム整備事業 1,907 千円 DPAT 派遣に向けた研修会の開催及び活動に必要な体制整備を行う。
③ 精神科病院入院患者地域移行マッチング事業	6,887 (国庫 6,866) (諸収 21)	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により県内外の精神科病院に転院を余儀なくされた患者について、本県への帰還及び地域移行を支援する。
④ 依存症対策推進事業	6,523 (国庫 3,242) (諸収 17)	1 依存症対策推進事業 1,541 千円 各種依存症対策推進計画の策定・改定・進捗管理等を行うための関係者会議を開催するほか、国主催会議・研修への参加と県内での相談支援研修会を開催する。 また、適切な飲酒行動についての普及啓発を行う。

事業名	予算額	内 容
		2 依存症対策民間団体支援事業 600 千円 アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、問題の改善に取り組む民間団体の活動に対し、補助金を交付する。 ○補助率 10/10（国1/2、県1/2） 3 依存症相談拠点運営事業 4,382 千円 依存症に関する相談の拠点として、依存症相談拠点を設置し、依存症患者、依存症が疑われる者、家族等の相談に応じる。医療・保健・行政・当事者団体等・保護観察所関係機関と連携し、対応にあたる。
⑤ 精神科救急医療システム整備事業	124,928 (国庫 42,373) (繰入 36,762)	1 連絡調整委員会運営事業 190 千円 精神科救急システム事業の円滑な実施を図るため、精神科病院協会、警察、消防等の関係機関との会議を年1回開催する。 2 精神科救急医療システム事業 80,192 千円 夜間・休日において、各ブロックごとに精神科救急医療機関を確保し、輪番制により診療応需体制を整備する。 3 精神科救急情報センター事業 4,012 千円 緊急な治療を必要とする精神障がい者のため、本人、家族、消防、警察、一般の医療機関などからの精神科救急に関するあらゆる相談を受け、適切な助言を提供する。 4 精神科移送システム事業 742 千円 緊急に入院が必要であるにもかかわらず、本人の同意に基づいた入院を行う状態にない精神保健指定医が判断した精神障がい者を、知事が応急入院指定病院等に移送するシステムを整備する。 5 災害医療研修事業 7,484 千円 全国から、相双地域の研修病院で災害医療を学ぶ研修医等の研修費用を負担することにより、相双地域の精神科医療を支援する。 6 精神科救急連携事業 3,030 千円 身体症状で搬送された患者が、精神症状を併発し、対応に苦慮するケース等に対応するため、精神科を有する救急指定病院を精神科救急連携病院として確保し、診療応需体制の整備を図る。 7 精神保健指定医輪番制モデル事業 29,278 千円 夜間休日の精神保健指定医の輪番制の構築により、現状、警察官通報において、長時間かかっている通報から措置診察や措置入院までの時間を短縮し、患者及び家族の負担軽減を図るとともに、持続可能な精神科救急の制度構築を行う。

事業名	予算額	内 容
⑥ 精神保健医療費	3,497,433 (国庫 1,740,562)	1 精神保健指定医による診察 19,708 千円 精神障がいによる自傷他害のおそれ又はその疑いのある者を精神保健指定医に診察させ、その結果必要と認められる者を県立病院又は指定病院に入院させる。 2 措置入院者医療費 142,771 千円 知事が決定した措置入院者の医療費を公費負担し、措置入院者の適正な医療及び保護を図る。 3 診療報酬請求審査事務委託 43,745 千円 4 精神医療審査会 4,081 千円 精神障がい者の医療及び法律等に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員によって合議体を構成し審査を行う。 5 措置入院者定期病状報告書料 133 千円 報告を行う精神科病院管理者に対し手数料を交付する。 6 医療保護入院者定期病状報告報告書料 20,025 千円 報告を行う精神科病院管理者に対し手数料を交付する。 7 自立支援医療費（精神通院医療） 3,266,970 千円 精神障がい者の通院医療費の一部を公費負担し、適正医療の普及を図る。
⑦ 精神障がい者福祉費 経常経費 (経常行政経費)	4,666 (国庫 2,358)	1 精神保健福祉審議会 400 千円 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事項について調査審議する。 2 精神障害者保健福祉手帳交付事業 4,266 千円 精神障がい者に対する各種の支援策の活用を容易にし、もって自立と社会参加の促進を図る。 申請窓口 各市町村
⑧ 精神保健費経常経費 (経常行政経費)	10,010	1 精神訪問指導事業 2,341 千円 各保健福祉事務所において、精神保健福祉に関する相談に応じ、訪問指導を行い、精神疾患の早期治療及び精神障がい者の社会復帰の促進を図る。 2 精神医療費事務経費 6,877 千円 精神科病院への実地指導及び実地審査等を行う。自立支援医療費（精神通院医療）に支給認定に係る事務を行う。 3 福島県自殺対策推進協議会 175 千円 自殺対策を総合的に推進するため、自殺対策に係る関係団体による情報・意見交換を行い、連携強化を図る。

事業名	予算額	内 容
		4 精神科病院虐待対応事業 617 千円 精神科病院の業務従事者から虐待を受けたと思われる患者を発見した者は、速やかに県へ通報することが義務づけられており、県においては、虐待通報窓口を設置し、適切な対応を行うとともに、精神科病院における虐待の早期発見や虐待防止に向けた取組を支援する。
⑨ 精神保健費経常経費 (運営経費)	25,332 (使用 513) (手数 77) (国庫 665) (諸収 34)	1 精神保健福祉センター事務経費 23,457 千円 (1) 精神保健福祉センターの運営に係る事務経費 (2) こころの電話相談 精神保健福祉センターにおいて、専門知識を有する者により、専用電話による相談の窓口（こころの電話）を設置し、県民が気軽に心の健康づくりについて相談できるような体制を整備する。 2 特定相談事業 438 千円 (1) 特定相談 アルコール関連問題及び思春期精神保健等に関する相談を実施する。 (2) 思春期精神保健セミナー 一般県民に対して、思春期の心のサインや思春期特有の精神疾患など思春期精神保健に関する知識の普及を行う。 (3) アディクション伝言板の発行 アルコール依存症等の嗜癖（アディクション）問題に対応するため、民間団体を含めた嗜癖の自助グループ等の情報について広く関係者に周知し、嗜癖に悩む当事者及び家族等を支援する。 3 保健所・市町村等支援事業 528 千円 精神保健福祉分野における技術的中枢として、保健福祉事務所・市町村・精神障がい者社会復帰施設等関係機関に対する技術指導及び研修を実施し、職員の資質の向上を図る。 4 精神保健福祉に関する調査・研究事業 581 千円 5 相談に付随する診療等の実施 328 千円 精神保健福祉に関する複雑な相談指導に伴う診療等を実施する。
一部新 ⑩ 特定疾患治療研究事業	2,671,236 (国庫 1,300,455) (諸収 16)	難病は、原因が不明で治療が困難であり、経過が慢性にわたる疾患であることから、日常生活に困難をきたすとともに経済的にも大きな負担となっているので、341の指定難病を公費で負担することにより、医療の確立と医療費の自己負担の軽減を図る。 1 特定疾患治療研究事業の実施 1,834 千円 特定疾患医療受給者証の交付を受けた患者に対して医療費及び介護費を給付する。

事業名	予算額	内 容
		2 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護事業 2,506 千円 在宅で人工呼吸器を使用している特定疾患患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施することにより、介護者の介護負担の軽減を図るとともに、患者・家族の生活の質の向上を図る。 3 指定医療機関等体制整備事業 66 千円 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の規定に基づき、指定医療機関を指定する事務及び指定医を指定する事務を行う。 4 指定難病審査会の開催 3,960 千円 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の規定に基づき、指定難病審査会を設置し、難病患者の医療費助成申請の審査を実施する。 ①指定難病審査会の開催 ・制度の法律化により、承認申請の不承認行為が行政処分となることから、不承認に係る行政不服審査案件の審査。 ・その他適正かつ円滑な助成制度の運営に必要な参考意見の具申。 ②審査の実施（審査部会） 難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第2項の規定による支給認定の審査等。 5 指定難病医療費助成制度 2,655,060 千円 指定難病医療費受給者証の交付を受けた患者に対し、医療費及び介護費を給付する。 新 6 指定難病医療受給者台帳管理システム改修 7,810 千円 指定難病医療受給者管理台帳システムの改修を行う。
⑪ 難病在宅療養者支援体制整備事業	6,341 (国庫 3,121) (諸収 15)	長期療養を続ける在宅難病患者の日常生活動作（ADL）の程度や病状・病態等に応じた保健・医療・福祉サービスの提供等の適切な支援を行うことにより、患者及び家族の生活の質の向上を図る。 1 難病患者地域支援連絡調整事業 602 千円 (1) 難病患者地域支援連絡会議 (2) 難病患者在宅ケア調整会議 難病患者支援計画の策定及び評価を行い、患者のニーズの分析や支援方法の検討を行うと共に、地域での支援体制の構築を図る。 (3) 難病保健活動に関する研修会 保健福祉事務所職員を対象に、地域で生活する難病患者の療養支援等に関する研修会を開催する。 2 難病患者相談指導事業 150 千円 保健福祉事務所の保健師、栄養士、歯科衛生士等が家庭訪問、電話、所内相談を行い、在宅療養支援を行う。

事業名	予算額	内 容
		3 難病患者医療相談事業 1,565 千円 難病に関する専門の医師、保健師、栄養士及びケースワーカー等による相談班を設置し、医療相談を行い、疾病等に対する不安の軽減を図る。 4 難病患者訪問診療事業 170 千円 寝たきり等により受療が困難な在宅の難病患者に対して専門の医師、主治医、保健師、理学療法士等から構成された診療班により医学的指導やリハビリテーションの実施により在宅医療を促進する。 5 難病患者療養支援ネットワーク事業 2,966 千円 入院治療が必要となった重症難病患者に対する適時・適切な入院施設の確保等、難病医療体制の整備を図る。 ○難病診療連携コーディネーターの配置：1 名 6 難病医療連絡協議会 348 千円 重症難病患者の入院の受け入れを円滑に行うための基本となる拠点病院、基幹協力病院等の連携協力体制の充実を図る。 7 在宅重症難病患者一時入院事業 540 千円 重症難病患者が、介護者の休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅で介護を受けることが困難となった場合に、適切な医療機関へ一時入院できるよう入院受け入れ体制を整備する。
⑫ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	16,342 (国庫 8,085)	先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場を考慮し、その患者の医療費の自己負担分を公費で負担することにより、患者の医療負担の軽減を図り、精神的、身体的不安の解消を図る。 ○対象人員 107 人
⑬ 遷延性意識障害治療研究事業	32,138	事故、疾病等により、大脳機能一般が長く失われた状態である遷延性意識障がい者に対する治療は極めて困難であり、かつ長期にわたりその医療費も高額になるので、3 か月以上この状態にある患者の医療負担の軽減を図る。 ○対象人員 延べ 51 人
⑭ 難病相談・支援センター事業	12,273 (国庫 6,136)	1 難病相談・支援センター運営費 11,193 千円 難病患者に対し、相談体制の強化及び県域を単位とした支援体制を構築するため、専門相談、患者・家族会支援、情報提供等の機能をもった難病相談支援センターを外部委託により運営する。 主な実施事業は以下のとおり ①稀少難病患者会・支援セミナー事業 難病医療相談会・交流会 患者数が少ない疾患や、稀少難病など広域的（県全域）な支援が必要な疾患について、患者・家族等を対象とした相談会・交流会を開催する。 ○開催回数：1 回程度

事業名	予算額	内 容
		②難病医療・就労支援セミナー及び相談会 若年層の発症者が多い疾患について、医療相談と併せ、疾病の特性を踏まえた就労相談セミナー及び相談会を開催する。 ○開催回数：1回程度 ③難病研修会事業 在宅難病患者を支援する関係機関関係者を対象に、疾患の理解及び難病患者の特性を踏まえた研修会等を実施し、難病患者に対する支援体制の整備及び充実を図る。 ○開催回数：1回程度 2 難病相談会・交流会開催補助事業 1,080 千円 難病患者及び家族等が構成員である患者・家族会について、患者会等自らが行う相談会・交流会開催の支援（補助）を行い、患者会等組織の運営基盤強化を図る。 ○開催回数：10回程度
⑮ 指定難病患者相談・支援事業	33,311 (国庫 33,141) (諸収 170)	各保健福祉事務所に保健師・看護師等の専門職を配置して、難病患者の医療費助成申請・療養生活に係る相談対応・支援を行う。
合 計	8,291,788 (使用 513) (手数 77) (国庫 3,148,379) (繰入 36,762) (諸収 273)	

2 障がいのある方が自立した生活を送るための支援

(1) 文化芸術・スポーツ活動の振興

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 障がい者の社会参加促進事業	13,158 (国庫 6,326)	1 障がい者芸術文化活動推進事業 10,342 千円 障がい者芸術作品展等の開催により、芸術作品の創作を通じた障がい者の社会参加の促進と障がい者への理解促進を図る。 また、障がい者の芸術作品の情報収集、情報発信、事業所等への相談支援等を行う「障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、障がい者の芸術文化活動を推進する。 2 障がい者理解促進活動事業 971 千円 障がいや障がい者に対する理解を深めるため、サポーターの養成、民間団体の取組の支援、補助犬のデモンストレーション等を行う。 3 普及啓発事業 287 千円 ヘルプマークの普及啓発活動を行う。

事業名	予算額	内 容
		4 企業向け理解促進事業 1,558 千円 企業を対象とした合理的配慮の提供についてのセミナーや、補助犬の理解促進のための研修を実施する。
【再掲】 ② 心の地域包括ケアシステム構築推進事業	12,838 (国庫 6,416)	「1 障がいのある方の地域生活への移行支援」 (3)②の「4 精神障がい者の家族支援事業」
合 計	13,158 (国庫 6,326)	※再掲分は含めず

(2) 社会参加活動の充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 障がい者計画推進事業	620	1 福島県障がい者施策推進協議会開催経費 620 千円 県における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査・審議を行う。 委員：15 名 開催回数：年 3 回
② 視覚障がい者生活支援センター事業	3,519 (国庫 1,757)	視覚障がい者の情報保障のため、新聞等の最新情報をメール、点字及び音声により迅速に提供するとともに、障害特性に応じた ICT 機器の活用相談や ICT 教室を開催する。 1 点字即時情報ネットワーク 27 千円 新聞等による最新情報をメール、点字及び音声により迅速に提供する。 2 ICT 教室事業 3,492 千円 視覚障がい者の情報取得に資するため、障がいの特性に応じた指導を行う ICT 教室を開催する。
③ 社会参加促進事業	18,510 (国庫 9,252)	1 障がい者パソコン活用促進事業 138 千円 障がい者の情報障壁の軽減を図る手段として有効なパソコン活用促進を図るため、障がい特性に応じたパソコン導入アドバイス及び指導を行う。 2 「障がい者 110 番」運営事業 2,401 千円 障がい者の福祉、就労等の諸問題や権利擁護の相談に応じ、情報提供や助言などを行う。 3 相談員活動強化事業 119 千円 身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員のより一層の資質向上を図るため、研修会を実施する。

事業名	予算額	内 容
		4 障がい者社会参加推進センター運営事業 14,352 千円 障がい者社会参加施策の体系的、効率的な推進を図り、障がい者の自立と社会参加を推進するため、障がい者社会参加推進センターを設置、運営する。 5 身体障がい者補助犬育成・貸与事業 1,500 千円 重度の身体障がい者に補助犬を貸与することにより、社会参加を促進する。 ○育成・貸与頭数：補助犬 1 頭
④ 情報支援等事業	41,463 (国庫 20,700) (諸収 43)	1 手話通訳員設置事業 9,091 千円 ろうあ者の家庭生活、社会参加におけるコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳員を県庁内に設置する。 ○設置人員：2 名 2 聴覚障がい者情報支援等事業 28,748 千円 聴覚障がい者の地域生活を支援するため、聴覚障害者情報提供施設の運営により、手話通訳者等の養成・研修の実施やインターネットによる情報発信、字幕入り DVD 等の貸出等を通じた社会参加の促進と情報提供の充実を図るとともに、聴覚障がい者が安心して相談できる体制を整備する。 3 失語症者向け意思疎通支援事業 3,624 千円 ア 失語症者向け意思疎通支援指導者養成研修への派遣 失語症者向け意思疎通支援者養成研修の指導者を養成するために、指導者養成研修に参加するための旅費を支給する。 ○派遣人数：2 名 イ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修の開催 失語症者の自立と社会参加を図るため、専門性の高い意思疎通支援者を養成するための研修を開催する。
⑤ 点字図書館の管理運営経費	47,621 (国庫 15,127) (諸収 50)	点字図書館の指定管理者委託料 47,621 千円 点字図書館の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者への委託料を計上する。
合 計	111,733 (国庫 46,836) (諸収 93)	

(3) 障害者雇用の促進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 障がい者就業・生活支援センター事業	37,716 (国庫 18,858)	「障害者就業・生活支援センター」を設置して、障がい者が就労するために必要な生活上の相談及び健康上の相談等の生活支援事業を行い、障がい者の自立支援を図る。 委託先：障がい者に対する就労支援・生活支援を適切に実施できると認められる社会福祉法人等 実施箇所数：6箇所（県北・県中・県南・会津・相双・いわき）
【再掲】 ② 心の地域包括ケアシステム構築推進事業	12,838 (国庫 6,416)	「1 障がいのある方の地域生活への移行支援」(3)②の「2 精神障がい者ピアサポーター活動支援事業」
合 計	37,716 (国庫 18,858)	※再掲分は含めず

(4) 福祉的就労の充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 授産振興対策事業	15,740 (国庫 6,737) (繰入 3,705)	1 授産振興対策事業 5,152 千円 障がい者就労施設等の経営安定化、販路拡大等を目的とする授産事業支援センターを運営する福島県授産事業振興会へ活動費を助成する。 2 工賃向上計画進行管理事業 332 千円 障がい者工賃向上計画の進行管理を行う。 3 農福連携による障がい者の就農促進事業 6,294 千円 農業分野での障がい者の就労を支援し、障がい者の職域拡大や収入拡大を図るとともに、農業の担い手不足解消につなげるため、農福連携コーディネーターを配置し、障がい者就労施設への支援を行う。 4 農福連携体制強化事業 3,962 千円 農業分野での障がい者の就労に対する農業サイドにおける認知度向上を図るため、体制強化コーディネーターを配置し、ワンストップ窓口の設置、農業者等への研修会を実施する。 また、農福連携の特色を生かした障がい者施設商品の付加価値向上を図る。
合 計	15,740 (国庫 6,737) (繰入 3,705)	

3 障がいのある方が活躍できる社会づくり

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① やさしいまちづくり推進事業	116 (諸収 116)	人にやさしいまちづくり条例及び施行規則の周知を図り、人にやさしいまちづくりの理念を県内に広く普及させるため、やさしさマークの交付を行う。
② おもいやり駐車場利用制度推進事業	1,597 (諸収 816)	車椅子使用者用駐車施設（以下「駐車施設」）の適正利用を図るため、おもいやり駐車場利用制度を推進する。 1 おもいやり駐車場利用制度推進事業 1,575 千円 移動に配慮が必要な方に県が利用証を交付し、駐車施設の適正な利用を推進する。 2 車いす使用者用駐車施設適正利用推進事業 22 千円 不正利用者に対して現地での指導を行う。
【再掲】 ③ 社会参加促進事業	18,510 (国庫 9,252)	「2 障がいのある方が自立した生活を送るための支援」(2)③の「5 身体障がい者補助犬育成・貸与事業」
【再掲】 ④ 情報支援等事業	41,463 (国庫 20,700) (諸収 43)	「2 障がいのある方が自立した生活を送るための支援」(2)④の「2 聴覚障がい者情報支援等事業」
【再掲】 ⑤ 点字図書館の管理運営経費	47,621 (国庫 15,127) (諸収 50)	「2 障がいのある方が自立した生活を送るための支援」(2)⑤の「点字図書館の管理運営経費」
【再掲】 ⑥ 障がい者の社会参加促進事業	13,158 (国庫 6,326)	「2 障がいのある方が自立した生活を送るための支援」(1)①の「1 障がい者芸術文化活動推進事業」
合 計	1,713 (諸収 932)	※再掲分は含めず

4 障がいのある方にとって安全・安心で差別のない社会づくり

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 障害者総合支援 施行事務費	6,489 (国庫 219) (諸収 21)	1 障害者介護給付費等不服審査会経費 445 千円 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 98 条第 1 項に基づき、市町村が行う介護給付費の支給決定に対する不服審査請求の事件を審査する、福島県障害者介護給付費等不服審査会を設置運営する。

事業名	予算額	内 容
		2 障がい者虐待防止対策支援事業 441 千円 国が実施する研修会に職員等に参加させ、虐待防止に関する指導者を養成するとともに、県主催の研修会を実施し、障がいのある方に対する虐待防止を図る。 3 障害者差別解消推進事業 5,603 千円 障害者差別解消法の円滑な運用を図るため、地域における障がい者差別の解消に向けた取組等について協議する協議会を開催する。 相談員の配置及び助言・あっせんを行う機関を設置し、障がい者への差別解消を推進する。
【再掲】 ② 障がい者の社会参加促進事業	13,158 (国庫 6,326)	「2 障がいのある方が自立した生活を送るための支援」(1)①の「2 障がい者理解促進活動事業」 「3 普及啓発事業」 「4 企業向け理解促進事業」
合 計	6,489 (国庫 219) (諸収 21)	※再掲分は含めず

5 心の健康を守るための支援

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
一部新 ① 自殺対策緊急強化事業	89,922 (国庫 61,006) (諸収 52)	1 普及啓発事業 2,523 千円 啓発活動を行う際に必要な物品を購入し、各地域での普及啓発時に活用する。 2 市町村人材育成事業 2,326 千円 地区のリーダーを対象とした研修によりゲートキーパー（自殺の兆候を発見し自殺を予防する人）を育成する。 また、地域自殺対策推進協議会を各圏域で開催する。 3 民間団体への補助事業 5,400 千円 自殺関連の民間団体に対して、自殺対策活動を拡充するための事業費に対して助成する。 補助率 定額 4 市町村自殺対策緊急強化支援事業 18,878 千円 市町村が地域の状況に応じて実施する、中長期的な計画策定にかかる費用や、若年層や未遂者等ハイリスク者に対する相談支援、住民向けの啓発等の自殺対策事業に対して助成する。 補助率 1／2、2／3 (国庫 1／2、2／3)

事業名	予算額	内 容
		5 対面型相談支援事業 689 千円 うつ病で治療中の方の家族に対して、うつ病についての理解と本人支援について学び合う場を提供するうつ病家族教室を開催し、本人のうつ病の悪化防止や自殺予防を図る。 また、自殺未遂者に対する関係者の対応力の強化や相互理解を深めるため研修会を開催するなど、再度の自殺企図を防止するための地域づくりを進める。 6 自殺対策推進センター運営事業 7,680 千円 地域自殺対策推進センターを設置し、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら、自殺の専門相談を行う。 また、人材育成のための研修や市町村の自殺対策行動計画の策定支援等、地域における自殺対策の総合的な支援体制の整備を推進する。 7 福島県自殺対策セーフティネット強化事業 4,000 千円 心のケアによる精神面でのセーフティネットの強化を図り、新型コロナウイルス感染症の影響等も配慮した自殺対策を推進するため、電話相談及びメール相談事業等に対して補助する。 補助率 定額 8 SNS等を活用した相談対応事業 29,400 千円 若者の自殺が増加している状況を踏まえ、LINEやインターネット等を活用した相談対応事業を実施する。 新 9 こども・若者の自殺危機対応チーム事業 8,137 千円 学校等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に助言等を行うため、他職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置する。 新 10 学校における自殺予防講習の拡充 850 千円 県内の中学校又は高校において、保健福祉事務所の職員又は外部の保健師等を講師として自殺予防講習を実施する。 新 11 こどものメンタル支援コーディネーター配置 7,218 千円 こども食堂、フリースクール等といった「こども・若者の居場所」へ訪問し、メンタル支援を要するこども及びその家族を見つけ出す「こどものメンタル支援コーディネーター」を配置する。

事業名	予算額	内 容
		新 12 ころつなぐ相談事業 2,821 千円 日常生活の中で生きづらさや悩みを抱えるこども やその保護者を相談へつなげるきっかけとするため、 親子に向けたイベントを開催する。
② 被災者の心のケア事業	567,441 (国庫 567,420) (諸収 21)	1 被災者の心のケア事業 476,144 千円 心のケアの拠点として心のケアセンターを県内 4 カ所に設置し、被災者の精神的負担の軽減を図る。 2 県外避難者の心のケア事業 91,297 千円 県外で心のケア業務を実施できる団体に委託し、県 外の避難者の心のケアを実施する。 また、全国規模の専門職員を有する団体に委託し、 避難元市町村がフォローすることが難しい県民を対 象として、戸別訪問による心のケアを実施する。
合 計	657,363 (国庫 628,426) (諸収 73)	

(3) 事業費

生活福祉総室
(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
社会福祉総務費	2,373,444	911,233	540,776	921,435
社会福祉推進費（０６１－０３０）	1,671,347	897,145	328,510	445,692
社会福祉施設職員退職手当共済事業給付費補助金	293,904			293,904
社会福祉大会開催事業	623			623
社会福祉法人指導事務費（経常行政経費）	105			105
社会福祉法人監督事務費	1,372	225		1,147
福祉活動指導員及び事務職員設置費	34,665		22,728	11,937
地域福祉推進事務費（運営経費）	2,120		46	2,074
福祉サービス苦情解決事業	9,436	4,718	4,718	
日常生活自立支援事業	71,766	35,883	35,883	
生活福祉資金貸付等補助事業	75,041	43,172	6,000	25,869
行旅死亡人取扱負担金	1,556			1,556
介護福祉士修学資金貸付事業	6,439		6,439	
指定障害福祉サービス事業者等の指導等事業	319			319
福祉サービス第三者評価事業	540			540
福祉ボランティア活動強化支援事業	9,567	4,593	4,522	452
地域生活定着支援事業	33,995	25,493		8,502
避難者見守り活動支援事業	645,478	645,478		
広域災害福祉支援ネットワーク構築支援事業	2,406	1,250		1,156
（一部新）生活困窮者自立支援事業	167,147	115,936		51,211
（一部新）介護のしごと魅力発信事業	61,690		56,690	5,000
福祉・介護人材プロジェクト（イメージアップ事業）	20,861		20,861	
福祉・介護人材プロジェクト（マッチング事業）	45,578		45,578	
福祉・介護人材プロジェクト（人材確保事業）	25,556		23,492	2,064
福祉・介護人材プロジェクト（人材育成事業）	51,696		51,696	
福祉・介護人材プロジェクト（人材定着事業）	11,937		11,526	411
福祉・介護人材プロジェクト（外国人人材確保）	38,331		38,331	
地域共生社会構築支援事業	6,962	5,218		1,744
小規模法人のネットワーク化による協働推進事業	13,960	13,960		
重層的支援体制整備補助事業	35,856			35,856
孤独・孤立対策推進事業	2,441	1,219		1,222
民生委員活動費（０６１－０４０）	117,867	1,960		115,907
民生委員諸活動経費	90,598			90,598
民生委員推薦会負担金	294			294
民生委員協議会負担金	19,759			19,759
民生委員活動事務費（経常行政経費）	624			624
民生委員・児童委員養成事業	3,433	1,960		1,473
民生委員一斉改選事務費	3,159			3,159
職員研修費（０６１－０８０）	19,104			19,104
社会福祉関係職員研修事業	18,926			18,926
社会福祉関係職員研修受講旅費負担金（運営経費）	178			178
福祉人材センター運営事業費（０６１－０５０）	18,557	2,597		15,960
福祉人材センター運営事業	18,557	2,597		15,960
社会福祉推進費（０６１－０３２）	546,569	9,531	212,266	324,772
県立障がい者福祉施設管理運営委託事業	311,731			311,731
県立障がい者福祉施設整備事業	234,838	9,531	212,266	13,041

生活福祉総室
(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
障がい福祉総務費	12,953,456	265,351	261,876	12,426,229
心身障害者扶養共済制度費（０６２－０１０）	402,858	71,151	256,195	75,512
心身障害者扶養共済事業	402,858	71,151	256,195	75,512
重度心身障がい者対策費（０６２－０２０）	1,842,300			1,842,300
重度障がい者支援事業	1,842,300			1,842,300
特別障害者手当等費（０６２－０３０）	138,611	102,684		35,927
特別障害者手当等給付費	138,611	102,684		35,927
施策推進費（０６２－０７０）	5,216	660	932	3,624
障がい者計画推進事業	620			620
障がい福祉総務費経常経費（経常行政経費）	2,883	660		2,223
やさしいまちづくり推進事業	116		116	
おもいやり駐車場利用制度推進事業	1,597		816	781
県地域生活支援事業費（０６２－１２０）	143,394	67,258	4,728	71,408
高次脳機能障がい支援体制整備事業	5,423	2,711		2,712
障がい者総合支援人材育成事業	12,126	5,580	963	5,583
視覚障がい者生活支援センター事業	3,519	1,757		1,762
社会参加促進事業	18,510	9,252		9,258
障がい者就業・生活支援センター事業	37,716	18,858		18,858
情報支援等事業	41,463	20,700	43	20,720
生活訓練事業	6,631	1,614	17	5,000
広域的支援事業	2,266	49		2,217
授産振興対策事業	15,740	6,737	3,705	5,298
市町村地域生活支援事業費（０６２－１２１）	286,478			286,478
市町村地域生活支援事業補助事業	286,478			286,478
障がい者総合支援関連費（０６２－１４０）	10,134,599	23,598	21	10,110,980
（一部新）障がい福祉サービス等給付事業	10,083,530	719		10,082,811
障害者総合支援施行事務費	6,489	219	21	6,249
被災地における障害福祉サービス基盤整備事業	27,372	13,684		13,688
障がい者の社会参加促進事業	13,158	6,326		6,832
障がい福祉分野のＤＸ導入モデル事業	4,050	2,650		1,400
身体障がい者福祉費	651			651
施行事務費（０６３－０２０）	651			651
身体障がい者福祉費経常経費（経常行政経費）	601			601
在宅重度身体障がい者訪問診査事業費	50			50
知的障がい者福祉費	298			298
施行事務費（０６４－０２０）	298			298
知的障がい者福祉費経常経費（経常行政経費）	298			298
精神障がい者福祉費	90,778	81,984	64	8,730
精神保健福祉費（０７１－０１０）	90,778	81,984	64	8,730
精神障がい者福祉費経常経費（経常行政経費）	4,666	2,358		2,308
（一部新）心の地域包括ケアシステム構築推進事業	12,838	6,416		6,422
精神障がい者アウトリーチ推進事業	66,387	66,344	43	
精神科病院入院患者地域移行マッチング事業	6,887	6,866	21	

生活福祉総室
(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
高齢福祉総務費	1,141,648	382,777	432,298	326,573
施設保護対策費（０６５－０１０）	269,379			269,379
軽費老人ホーム事務費補助金	269,379			269,379
高齢者福祉対策事業費（０６５－０２０）	817,318	375,807	428,828	12,683
老人福祉法施行事務経費	1,378			1,378
福島県高齢者福祉計画等推進事業	2,610	559	2,051	
介護職員等たん吸引等研修事業	5,270		5,270	
被災地介護サービス提供体制再構築支援事業	215,732	213,155	8	2,569
ＩＣＴ等を活用した介護現場生産性向上支援事業	418,604		418,604	
高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業	161,513	160,843		670
介護施設等における防災リーダー養成等支援事業	2,895		2,895	
社会福祉施設危機対応強化支援事業	9,316	1,250		8,066
在宅福祉費（０６５－０３０）	54,951	6,970	3,470	44,511
ホームヘルプパワーアップ作戦	1,047		1,047	
介護実習・普及事業	34,448			34,448
高齢者総合相談センター運営事業	5,058		1,967	3,091
高齢者等のいのちと権利を守る総合支援事業	14,398	6,970	456	6,972
遺家族等援護費	33,634	23,844	109	9,681
援護業務諸費（０６６－０１０）	6,436			6,436
援護業務団体に対する助成費	2,974			2,974
小田山忠霊堂維持管理等経費（施設管理経費）	648			648
援護業務施行事務経費	2,814			2,814
旧軍関係調査等事務費（０６６－０２０）	3,523	262	16	3,245
旧軍関係調査等事務経費	3,523	262	16	3,245
遺族及び留守家族等援護事務費（０６６－０３０）	23,675	23,582	93	
遺家族等援護事務経費	22,988	22,895	93	
引揚者に対する援護事業	687	687		
介護保険費	30,247,205	30,015	109,784	30,107,406
介護保険給付費（０７０－０１０）	30,104,246	16,161	4,638	30,083,447
介護給付費負担金	28,012,465			28,012,465
福島県介護保険財政安定化基金積立金	4,638		4,638	
低所得者利用者負担対策	24,243	16,161		8,082
地域支援事業交付金	1,542,368			1,542,368
低所得者保険料軽減強化事業	520,532			520,532
介護保険事業推進費（０７０－０２０）	105,363	698	101,557	3,108
介護支援専門員養成事業	77,400		77,400	
認定調査員等研修事業	1,405	698		707
福島県介護保険審査会運営経費	2,408		7	2,401
(新)訪問介護等サービス提供体制確保支援事業	24,150		24,150	
介護保険事業指導費（０７０－０３０）	31,447	12,399	3,566	15,482
介護保険者指導事業	12,221	7,980	29	4,212
介護サービス提供事業者の指定等事業	15,780	4,419	91	11,270
介護保険苦情・相談業務支援事業	3,446		3,446	
介護保険事業指導費（０７０－０３１）	6,149	757	23	5,369
介護保険施設等の指導等事業	6,149	757	23	5,369

生活福祉総室
(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
社会福祉施設費	3,265,651	611,116	2,554,118	100,417
社会福祉施設整備費（０６８－０３２）	2,470,346	67,500	2,353,101	49,745
社会福祉施設整備事業	311,670		269,200	42,470
防災・減災対策支援事業	101,250	67,500	33,000	750
施設整備資金利子補給事業	6,525			6,525
小規模介護施設等整備事業	2,050,901		2,050,901	
社会福祉施設整備費（０６８－０３３）	371,427	261,031	88,017	22,379
社会福祉施設整備事業	371,310	261,031	87,900	22,379
社会福祉施設整備利子補給事業	117		117	
社会福祉施設整備費（０６８－０３５）	423,878	282,585	113,000	28,293
(新)社会福祉施設整備事業	423,878	282,585	113,000	28,293
障がい者福祉施設費	70,037	15,127	88	54,822
身体障がい者更生相談費（０８１－０１０）	12,200		38	12,162
身体障がい者更生相談所事業	12,200		38	12,162
点字図書館費（０８１－０２０）	47,621	15,127	50	32,444
点字図書館の管理運営経費	47,621	15,127	50	32,444
障がい者福祉施設費経常経費（０８１－０５０）	10,216			10,216
障がい者福祉施設費経常経費（運営経費）	9,184			9,184
障がい者福祉施設費経常経費（施設管理経費）	1,032			1,032
扶助費	3,240,892	2,351,410	1	889,481
扶助費（０７６－０１０）	3,240,892	2,351,410	1	889,481
住所不定者措置費負担金	105,678			105,678
生活保護扶助費	3,135,076	2,351,307	1	783,768
中国残留邦人生活支援給付事業	138	103		35
生活保護総務費	136,923	85,762	358	50,803
施行事務費（０７７－０２０）	136,923	85,762	358	50,803
生活保護適正実施推進事業	127,780	85,364	358	42,058
生活保護施行事務経費（経常経費）	1,453			1,453
生活保護指導職員業務経費	398	398		
生活保護医療・介護関係事務委託事業	7,292			7,292
予防費	2,863,109	1,392,240	17,737	1,453,132
特定疾患対策事業費（０９３－０８１）	2,771,641	1,350,938	201	1,420,502
(一部新)特定疾患治療研究事業	2,671,236	1,300,455	16	1,370,765
難病在宅療養者支援体制整備事業	6,341	3,121	15	3,205
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	16,342	8,085		8,257
遷延性意識障害治療研究事業	32,138			32,138
難病相談・支援センター事業	12,273	6,136		6,137
指定難病患者相談・支援事業	33,311	33,141	170	
高齢者保健対策費（０９３－０９０）	91,468	41,302	17,536	32,630
地域リハビリテーション支援体制整備推進事業	6,700	6,230		470
福島県認知症施策推進事業	13,683	8,294	8	5,381
認知症疾患医療センター運営事業	53,557	26,778		26,779
認知症介護実践者等養成・対応力向上事業	15,929		15,929	
福島県認知症サポーターパワーアップ事業	1,599		1,599	

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
精神保健費	4,323,657	2,416,643	37,476	1,869,538
精神保健医療費（０９４－０３０）	4,288,315	2,415,978	36,852	1,835,485
精神科救急医療システム整備事業	124,928	42,373	36,762	45,793
精神保健医療費	3,497,433	1,740,562		1,756,871
（一部新）自殺対策緊急強化事業	89,922	61,006	52	28,864
被災者の心のケア事業	567,441	567,420	21	
災害時精神医療体制整備事業	2,068	1,375		693
依存症対策推進事業	6,523	3,242	17	3,264
精神保健訪問指導費（０９４－０６０）	10,010			10,010
精神保健費経常経費（経常行政経費）	10,010			10,010
精神保健福祉センター費（０９４－０５０）	25,332	665	624	24,043
精神保健費経常経費（運営経費）	25,332	665	624	24,043
医務費	106,081		106,065	16
高齢者保健施設費（１０２－０７０）	63		47	16
老人保健施設対策施行事務経費	63		47	16
地域医療介護総合確保対策費（１０２－０９１）	106,018		106,018	
地域医療介護総合確保事業（介護人材の確保）	106,018		106,018	
合 計	60,847,464	8,567,502	4,060,750	48,219,212

- 健康づくり推進課
- 県民健康調査課
- 地域医療課
- ◇ 医療人材対策室
- 感染症対策課
- 食品生活衛生課
- 薬務課

(健康衛生総室)

(1) 施策の基本方針

○ 健康づくり推進課

健康長寿県の実現を目指し、「第三次健康ふくしま21計画」において、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を基本目標とし、重点スローガンとして「みんなでチャレンジ! 減塩・禁煙・脱肥満」を掲げ、取組みを進めるとともに、若い世代からの疾病予防と高齢者の介護予防を一体的に進めるため、ライフステージに応じた健康づくりについて、次の事項を基本とした施策を重点的に推進する。

1 高齢者の健康と生きがいの推進

- (1) スポーツや文化活動を通じて、高齢者の健康の保持増進と社会参加を促進するため、「うつくしま、ふくしま。健康福祉祭」を開催するとともに、全国健康福祉祭への選手派遣などを行うことにより、高齢者のスポーツの普及や文化活動の振興を図る。

また、誰もが気軽に取り組めるニュースポーツ交流大会を開催するほか、地域の高齢者によるコミュニティづくりが活性化するような健康づくり、介護予防、生きがいづくり活動を支援する。

- (2) 高齢者の自主的な組織である老人クラブが、高齢社会、地域社会を支える担い手として、地域でいきいきと活躍できるよう、その活性化に向け、積極的に支援する。

また、県老人クラブ連合会と協働して老人クラブ活動の継続・活性化をサポートする人材を養成し、老人クラブの継続と活性化を支援する。

- (3) いきいきと年齢を感じさせない生き方をしている高齢者等を対象とした「いきいき長寿県民賞」の表彰を行う。

2 地域包括ケアシステムの深化と推進

要介護状態となっても地域で安心して自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の深化と推進を図る。

- (1) 市町村が実施する事業のPDCAサイクル推進を図り、地域包括ケアシステムの体制整備事業等に補助を行うとともに、人材育成研修を実施することにより市町村を支援する。
- (2) 被災地域に寄り添った個別支援を行い、被災地における地域包括ケアシステムの構築に向けて支援する。
- (3) 多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供するため、地域の医療・介護関係者の調整や相談を行えるよう体制を整備し、地域の関係機関・団体と一層の連携体制の構築を図る。
- (4) 市町村の課題や進捗状況に応じたアドバイザーの派遣や市町村に配置される生活支援コーディネーターの養成研修を行う。
- (5) 県民に対するフレイル予防等の普及啓発を行うとともに、自立支援型地域ケア会議の定着・充実を支援するため市町村の状況に応じたアドバイザーの派遣や、研修会等を実施することで、市町村における高齢者の自立支援・重度化防止の取組を促進する。
- (6) 有識者等で構成する介護予防市町村支援委員会を開催し、市町村が実施した介護予防事業を評価・分析するとともに、市町村に情報提供する。

- (7) 積極的に社会参加活動や介護予防活動に取り組む団体等を対象とした「介護予防推進活動知事賞」の表彰を行う。

3 健康づくり県民運動の推進と普及啓発

21 世紀の本格的な少子・高齢社会を健康で活力あるものとし、医療費等の社会保障負担を適正な水準に保っていくためには、単に病気の早期発見や早期治療にとどまらず、健康を増進し発病を予防する「一次予防」の重視と生活の質の向上が必要である。

このため、本県では、日常的・継続的な医療・介護に依存せず、自立した生活ができている期間（健康寿命）の延伸を目指し、社会環境等の改善までを含めた健康づくりへの取組として、「健康ふくしま 21 計画」を基本とし、総合的・長期的視点に立ち、実効性のある「県民健康づくり運動」を展開する。

さらに、「健康ふくしま 21 計画」を推進するとともに、県民の自発的な健康づくりの機運を高めるため、身近なところで継続的に健康づくりに参加できる仕組みを充実させ、平成 28 年度から「健康」をテーマにスタートとした県民運動を、市町村、関係機関、関係団体等が一体となって展開し、全国に誇れる健康長寿県を目指していく。

4 健康づくり推進体制の整備

県民の生涯にわたる健康の保持・増進を図るためには、県民の様々なライフステージに応じた保健指導や各種の地域保健・職域保健事業を効果的に推進するとともに、地域の健康課題に応じた健康づくり対策に取り組むための環境整備が重要である。

このため、「健康ふくしま 21 計画」の基本目標である健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けた施策を強力に推進するため、県、市町村、関係機関及び団体等の代表者で構成する健康長寿ふくしま会議推進体制の下で、地域保健・職域保健連携強化及び健康経営の積極的な推進などに取り組んでいく。

また、健康増進センターなどの専門機関と連携し、健康づくりに関する様々なデータを活用し、地域課題の見える化を図るとともに、民間企業のノウハウも活用しながら健康づくりに取り組む市町村等を支援するなど、県内すべての地域が実効性の高い健康づくり事業に取り組める環境整備に努めていく。

さらに、生活習慣病対策を担う保健指導従事者の資質向上、指導技術の高度化を図るため、健康づくり推進研修等を通じ、地域保健関係者並びに医療関係者等の人材育成に取り組む。

おって、災害時の保健支援活動マニュアルの普及や見直しを行い、災害が発生した際に的確に保健師活動等が行えるよう、体制整備を図る。

5 生活習慣病対策

がん、脳卒中、心疾患、糖尿病等生活習慣病の発症、進行には喫煙・運動・食事等の生活習慣が深く関わっており、また震災後、メタボリックシンドローム該当者の割合が増加するなど健康指標の悪化が顕著であることから、第三次健康ふくしま 21 計画における 3 つの重点課題「肥満・食塩・喫煙」に対応した重点スローガン「みんなでチャレンジ！減塩・禁煙・脱肥満」の下、県民や市町村・関係機関と協働して改善に向けた取組を推進していく。

「肥満」に対しては、適正体重の維持や運動習慣の定着に向けた対策を推進するとともに、「食塩」に対しては、関係団体等との減塩推進体制の強化、食塩摂取量調査等による減塩とバラ

ンスのとれた食生活の実践を図る。「喫煙」に対しては、喫煙者に対する啓発活動、受動喫煙防止対策とともに、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の認知度向上及び早期発見・早期受診につながるための普及啓発を推進する。

また、特定健診・特定保健指導（二次予防）の推進支援、関係団体等と連携した生活習慣病の重症化予防や合併症の発症予防を推進する。

さらに、健康経営優良事業所の認定制度による普及啓発や事業所への実践的な支援を通じて、健康経営に取り組む事業所の増加を図るとともに、健康無関心層も含め誰もが自然に健康になれる社会環境づくりを推進する。

6 がん対策

がんは、本県の死因の第1位であり、死亡率の減少のためには、喫煙、食事、飲酒などの生活習慣の改善に加えて、がん検診による早期発見・早期治療が重要であることから、「福島県がん対策推進計画」に基づき、がんの予防やがん検診受診の普及啓発、検診の精度管理の支援、がんに対する知識の普及等によりがん検診の体制整備及び受診率の向上を図る。

7 食育の推進

県民一人一人が望ましい食生活を実践し、健康の保持増進と豊かな人間性を育むことができるよう、第四次福島県食育推進計画に基づき、食育に関する情報発信や食育体験など、家庭、学校、地域等が一体となった食育を引き続き推進する。

また、県民の適正体重の維持や食塩・野菜等の摂取状況の改善を図るため、市町村や関係機関、民間企業等とより緊密に連携し、バランスの良い食事と適正な摂取エネルギーや減塩、ベジファースト等の普及啓発を推進する。

8 原爆被爆者等対策

原子爆弾被爆者対策については、健康状態及び生活面において特別な状態に置かれていることを考慮し、定期健康診断の実施、各種手当の支給、介護保険利用助成などを実施し、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るとともに、被爆二世に対する健康診断を実施する。

9 歯科保健対策

歯及び口腔の健康は、全身の健康に影響を及ぼし健康で質の高い生活を営む上で、基礎的かつ重要な役割を果たすことから「福島県歯科保健の推進に関する条例」及び「福島県歯科保健基本計画」に基づき、生涯にわたる歯・口腔の健康づくりを推進するため、う蝕や歯周疾患の予防及びオーラルフレイル対策等に取り組むとともに、福島県口腔保健支援センターを設置し、歯科保健事業の充実と関係機関・団体との連携強化を推進する。

10 被災者に対する健康支援

東日本大震災及び原発事故の影響により、復興公営住宅等で生活している被災者等が健康的な生活を維持していくことができるよう、健康支援活動の実施体制整備を図りながら、被災者に対する健康支援活動を行う。

11 アレルギー疾患対策

アレルギー疾患を有する方が重症化予防等のためアレルギー疾患に関する適切な情報を入手できるとともに、適切な医療や相談支援が受けられるようアレルギー疾患拠点病院を中心とした医療提供体制を整備する。

○ 県民健康調査課

震災や原子力災害を受け、長期にわたって県民の健康を見守り、将来の健康増進につなげていくことを目的として、全県民を対象とした「県民健康調査」を実施する。基本調査による外部被ばく線量の推計評価を行うとともに、希望する県民が甲状腺検査や健康診査等からなる詳細調査を受けられるようにし、長期にわたり県民の健康をしっかりと見守っていく。

また、市町村における個人積算線量計の活用支援や県内外におけるホールボディカウンター内部被ばく検査を実施するとともに、放射線による健康影響に関する県民理解の促進を図る。

○ 地域医療課

県民一人一人が生涯を通じて各ライフステージや疾病に応じた医療サービスを等しく享受できるよう、次の事項を基本とした施策を重点的に推進する。

1 医療提供体制の整備充実

県民が適切な医療を受けることができるよう、福島県地域医療構想に基づき、地域に必要な病床機能の分化・連携に対して地域医療介護総合確保基金により助成を行い医療提供体制の整備・充実を図るとともに、医療機関相互の役割分担や連携を強化し、効率的な医療提供体制の確保を図る。

また、安心してこどもを生み育てることができるよう、周産期医療を担う地域の基幹病院や小児夜間急患センター等に対する運営費の助成、こどもの急病に対する夜間の電話相談窓口（＃８０００）の設置などにより周産期及び小児医療体制の充実を図る。

がん医療については、県内におけるがん診療の中心的な役割を担うがん診療連携拠点病院の機能強化に対して助成を行うとともに、質の高い在宅緩和ケアが提供できるよう関係機関の連携体制を構築するなど医療提供体制の整備に努めるほか、県内の医療機関に対しがん登録の推進を図る。

さらに、患者の視点に立った医療を実現し、医療への信頼が確保され、患者が納得して医療を受けられるよう、相談体制を整備する。

2 救急医療体制の強化

救急患者の症状に適切に対応できるよう初期救急から第三次救急までの体系的な整備を推進するため、救命救急センターやドクターヘリの運営費や二次・三次救急医療機関への傷病者の受入れに対する助成、循環器病の疑いがある患者搬送を行う上で有効である心電図データ共有システムの導入、県民の健康不安の解消や適切なタイミングでの受診等を図るために引き続き救急電話

相談（＃７１１９）の設置を行うなどにより、救急医療体制の充実強化に努める。

また、総合医療情報システムの運営により救急医療体制の円滑な運用を支援するとともに、救急医療対策協議会の設置運営を行い医療関係機関との連携強化を図る。

さらに、災害時における救急医療を確保するため、関係機関との連携強化を図るとともに、災害医療コーディネーターや災害派遣医療チーム（DMAT）の養成等を実施し、災害時医療体制を整備する。

3 歯科医療の確保

在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携体制を構築し、在宅歯科医療の推進を図るため、在宅歯科医療連携室整備事業を実施する。

また、近年の高齢化により、在宅における要介護者が増加する傾向にあることから、在宅高齢者等の口腔衛生の改善を図るため、歯科医療を含む医療従事者への研修や在宅歯科診療用の医療機器の購入に対して助成を行うとともに、本県の歯科医療が抱える課題に対し、協議・検討を行う委員会を設置する。

4 避難地域等の医療提供体制の復興・再生

東日本大震災等による被害が特に甚大であった避難地域における医療提供体制の再構築を図るため、「避難地域等医療復興計画」に基づき、医療機関の再開支援、二次救急医療の確保及び人材確保対策等に取り組む。

また、双葉地域の医療提供体制の中核を担う県立病院の整備を支援する。

5 移植医療の推進

臓器移植法に基づき移植医療に関する県民への普及啓発を推進するとともに、臓器移植コーディネーターを設置し、臓器移植の円滑な実施を図る。

また、骨髄バンク事業に対する県民の理解とドナー登録の促進を図るため、県民への普及啓発を推進するとともに、骨髄ドナー登録会の開催及び保健所における登録窓口の設置により、登録機会の確保に努める。

さらに、市町村が骨髄または末梢血幹細胞の提供者に対して助成を行う事業について、事業費の一部を補助する。

6 在宅医療の推進

地域において包括的かつ継続的な在宅医療が提供できるよう、関係機関の連携支援や相談対応を行う窓口を設置するとともに、在宅医療を担う人材の確保・育成等を支援し、在宅医療提供体制の構築を推進する。

○ 地域医療課 医療人材対策室

東日本大震災及び原子力災害等の影響により地域医療の復興に向けた医師、看護職員等の医療従事者の確保が課題になっている。このため、医師、看護職員等の医療従事者の養成・確保等の対策を一体的に推進する。

1 過疎・中山間地域における医師の確保

医師少数区域において地域住民に安定した医療を提供するため、自治医科大学卒業医師等の当該地域への配置を推進するとともに、自治医科大学やへき地診療所に対して運営費を補助する。

また、へき地医療拠点病院等における研修や代診医の派遣を行う医療支援システムの充実を図るなど、本県のへき地診療所等における医師の確保を図る。

2 医師の確保と定着

医師の確保を進めるため、福島県立医科大学に支援教員を配置し、各地域の病院へ派遣するとともに、将来、県内の公的医療機関等に医師として勤務しようとする県内外の医学部の学生に対する修学資金や県外から転任する産科や小児科、総合診療科などの医師への研究資金の貸与、さらには、臨床研修及び専門研修プログラムの充実化による研修医の確保や県外で勤務する医師の県内への招へいなどにより、医師の確保と県内への定着を図る。

また、福島県立医科大学内に福島県地域医療支援センターを設置し、福島県立医科大学とより一層連携して、医師、医学生等に対する相談体制、在学中から卒後のキャリア形成支援等の充実・強化を図るとともに、ふくしま子ども女性医療支援センターにおいては、周産期医療に携わる医師の養成などにより周産期医療の充実を図るなど、県内への医師定着による地域偏在、診療科偏在の解消に向けた施策を実施する。

さらに、勤務医の定着を進めるため、子育て中の女性医師を対象とした復職支援や働きやすい職場環境の整備に取り組む病院への支援を行う。

3 看護職員の養成と確保

潜在看護職の再就業支援、離職防止対策、看護師等養成所に対する支援を通じて、地域医療体制の充実に向け、関連施策の一層の推進を図る。

4 看護職員の資質向上

社会ニーズや保健・医療・福祉制度の動向を踏まえ、県民が質の高い看護を受けることができる体制を確保するため、関係機関と連携し、がん看護研修、訪問看護師等を育成するための講習会を開催するとともに、特定行為研修の受講支援や環境整備、認定看護師等の養成支援を行う。

また、新興感染症を含む様々な感染症に迅速かつ的確に対応するため、専門的な知識と技術を有する看護人材である感染管理認定看護師の養成と確保を図る。

5 医療従事者の確保

医療従事者の確保と県内への定着を図るため、将来県内に勤務しようとする県内外の学生に修学資金を貸与するほか、長期的な人材の確保に向け、若年層を対象とした普及・啓発等を実施する。

○ 感染症対策課

福島県感染症予防計画に基づき、平時から関係機関と連携し、感染症の患者等の人権に配慮しながら、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講ずるため、次の事項を基本とした施策を重点的に推進する。

1 感染症対策の総合的な推進

感染症の発生の予防・まん延防止を図るため、県民に対する感染症への正しい知識の普及や感染症にかかる人材の育成・確保及び資質の向上に取り組むとともに、発生動向調査の適切な実施による情報収集・分析や公表を行い、感染症の発生時には積極的疫学調査並びに就業制限や入院勧告など必要な措置を実施する。

さらに、肝炎や結核などの主要な感染症への対策に加え、動物由来感染症対策や薬剤耐性菌感染症対策などにも取り組む。

2 肝炎対策の実施

- (1) 陽性者の早期受診を促すため、肝炎に関する普及啓発や肝炎ウイルス検査を受検できる機会の拡大に努める。
- (2) 地域や職域において健康管理に携わる者等と連携したフォローアップ体制の充実を図るため、肝炎医療コーディネーター等の人材の養成に取り組む。
- (3) 患者等の精神的負担を軽減するため、肝疾患診療連携拠点病院に設置する肝疾患相談センター等において相談支援を行う。
- (4) 患者等の早期治療の促進と経済的負担の軽減するため、核酸アナログ製剤治療などの抗ウイルス治療に係る医療費の助成を行う。

3 結核対策の実施

- (1) 結核患者の早期発見のため、関係機関と連携し結核の接触者健康診断や定期健康診断等の受診率向上に取り組むとともに、医療機関等の関係機関との緊密な連携のもと、治療の完遂に取り組むことで、結核罹患率の減少を図る。
- (2) 適正な医療を提供するため、結核の入院治療ができる医療機関の確保や地域の医療機関との連携体制の強化に努める。
- (3) 結核対策の一層の推進のため、研修や講習会等により、結核の予防・治療に関わる人材の育成に取り組む。

4 エイズ・性感染症対策の実施

- (1) 感染症の患者等への不当な差別や偏見の解消のため、エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発に努める。
- (2) 感染者の早期発見・早期治療を推進するため、HIV や梅毒などの相談・検査体制の充実や県民への周知に取り組むとともに、医療機関との連携強化を図る。
- (3) 医療従事者等における理解促進のため、エイズ治療拠点病院と連携した会議や研修等により、エイズ治療に係る人材等の育成を推進する。

5 予防接種の推進

- (1) 予防接種を推進するため、市町村や医療機関等と連携を図り、ワクチンの有効性及び安全性の情報を収集するとともに、予防接種に関する正しい知識の普及啓発に努め、予防接種の理解促進を図る。
- (2) 市町村が予防接種健康被害を受けた者に対して支弁した医療費や障害年金等について、その費用を負担する。
- (3) 麻しん排除の状態を維持するため、麻しん・風しんワクチンの接種率向上に向け接種勧奨に取り組むとともに、先天性風しん症候群の発生を予防するための取組を促進する。

6 新興感染症等への対応

県民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れのある感染症の発生及びまん延に備えるため、平時から医療措置協定に基づく入院病床や発熱外来、医療人材の派遣等の医療提供体制の確保をはじめ、協定締結医療機関の施設・設備整備の支援、感染症対策の物資の備蓄、感染症対応に係る人材の育成、保健所や検査等の体制の強化、宿泊療養施設の確保等に取り組むとともに、感染症危機に対応する総合的な対策について規定した福島県新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、有事における迅速な初動体制の構築や、県民の生活及び経済に及ぼす影響を踏まえた感染拡大防止対策を推進し、感染症危機管理体制の充実・強化を図る。

○ 食品生活衛生課

日常生活全般にわたって安全で安心できる環境の確保が求められていることから、特に食品安全、動物の愛護と適正管理、衛生的な環境及び水道事業について、これらの要求に適切に対応しつつ食品生活衛生行政の一層の充実強化を図るため、次の施策を重点的に推進する。

1 食品安全確保対策の推進

- (1) 「福島県食品衛生監視指導計画」に基づき、関連施設に対する監視指導を行うとともに、制度化された HACCP^{ハサツプ}に、放射性物質の衛生管理を組み合わせ、中小規模の事業者にもわかりやすく、導入しやすいよう工夫した県独自の衛生管理手法「ふくしま HACCP^{ハサツプ}」の普及により、食品の安全確保を図り、消費者等が本県産の加工食品に対して抱く漫然とした不安を解消させ、風評を払拭する。
- (2) 食品の検査を行い、不良食品の排除に努めるとともに、営業者及び消費者に対する食品衛生知識の普及啓発及び食品関係施設に対する監視指導の実施により、食中毒の発生を防止する。
- (3) と畜及び食鳥検査業務等を実施するとともに、と畜場等の衛生管理の指導を徹底し、安全で衛生的な食肉の確保に努める。

2 動物の愛護と適正管理の推進

- (1) 人と動物の共生する社会の実現に向けて、「福島県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発に取り組む。
- (2) 動物愛護センターに収容された犬及び猫の飼い主への返還を進めるため、マイクロチップや迷子札による所有明示について普及啓発を行うとともに、成犬成猫に対する不妊去勢手術の実

施等により新しい飼い主への譲渡を進め、殺処分数の削減を図る。

所有者の判明しない猫の引取り数の削減を進めるため、住民が主体となって実施する地域猫活動（猫の個体数を管理する活動）を支援するなど、猫の適正な飼養管理について県民への普及啓発に取り組む。

- (3) 社会福祉的な支援が必要な方々が抱える動物の適正飼養に関する問題に取り組むため、福祉関係機関等との連携を進める。
- (4) 動物愛護ボランティアとの連携を進めるとともに、動物愛護推進員の委嘱に向けた検討を行う。
- (5) 放置犬の捕獲抑留や定期的な特定動物（いわゆる危険な動物）飼養施設の監視指導により、動物による危害発生の防止を図る。

また、動物取扱業施設の定期的な監視指導により、法令で定められた基準への適合状況を確認し、動物の適正な取り扱いの徹底を図る。

- (6) 動物愛護管理施策を推進する拠点である福島県動物愛護センターの機能強化を進めるとともに、老朽化が進む2カ所の犬・猫保護管理所の在り方について検討を行う。

3 公衆衛生獣医師の確保

県の公衆衛生分野の業務を担う獣医師職員を確保するため、獣医学生を対象にインターンシップ研修を行う。また、将来県の公衆衛生関係機関に勤務しようとする獣医学生に、修学資金を貸与する。

4 衛生的な環境対策の推進

- (1) 生活衛生関係営業は、県民生活と密接に関わっているが、その経営規模は零細で、営業基盤も脆弱であることから、経営の健全化のための相談指導体制の充実強化を通じ、生活衛生関係営業の振興を図る。
- (2) 生活衛生関係営業施設に対する指導・助言を行い、自主管理体制の確立を促しながら衛生水準の維持向上に努める。
- (3) 安心して利用できる入浴環境を確保するため、公衆浴場や旅館の浴槽水に関するレジオネラ属菌対策等を実施し、適切な指導に努める。
- (4) 一定規模以上の建築物における衛生的環境を確保するため、立入調査によってその適正な維持管理についての指導・助言を行うとともに、ビル管理業の登録の促進及びビル管理者の資質の向上を図る。

5 水道事業への支援及び飲用水等衛生対策の推進

- (1) 県民へ安全な水の安定的供給を図るため、また、災害時等のライフライン機能を確保するため、水道事業者等が行う災害や事故に強い水道施設への整備事業や、水道未普及地域解消事業に対し支援を行う。
- (2) 水道水の安全性を確保するため、知事認可の水道施設へ法令に基づく立入検査や指導・助言を行う。
- (3) 水道事業の基盤強化を図り、「福島県水道ビジョン」で示した理想像を実現するため、「福島県水道広域化推進プラン」に基づく広域連携を推進するとともに、水道事業者が取り組む基盤強化に向けた施策への支援を行う。

- (4) 水道未普及地域において利用される井戸水等について、市町村の協力を得ながら施設の衛生管理、定期的な水質確認等の必要性を周知するなどして衛生対策の推進に努める。

6 食品等の放射性物質検査の推進

- (1) 市場等に流通する食品等の安全を確認するため、県内産農林水産物等を原材料とする加工食品を中心に放射性物質検査を実施する。
- (2) 放射性物質による飲料水の汚染の有無を確認し、利用者に安心を提供するため、飲料水の放射性物質検査体制の整備を図るとともに、定期的なモニタリング検査を実施する。

○ 薬務課

医薬品・医療機器等の品質・有効性・安全性を確保するとともに、血液の確保（400mL、成分献血の普及）並びに薬物乱用の防止対策を推進するほか、新たな検査需要に対応できるよう、衛生研究所等における検査体制の充実強化を図る。また、温泉の保護及び適正利用の推進を図る。

1 医薬品等の品質・有効性・安全性の確保

医薬品等は、医療や日常生活に必要不可欠なものとして、人の生命や健康に大きく影響する製品であるため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品等の製造販売業者に対しては品質管理及び製造販売後安全管理の基準等に適合する体制の構築・維持を指導するとともに、医薬品等の製造業者に対してはGMP（製造管理及び品質管理の基準）等に適合する体制の構築・維持を指導する。

また、本県（薬務課）はGMP調査の国際協調の枠組みであるPIC/S（医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム）に加盟する調査当局として、調査員の認定制度や調査品質管理監督システムを運用し、国際標準のGMP調査体制の維持に努める。

加えて、医薬品等の相談窓口の設置や登録販売者試験の実施を通じて医薬品等の適正使用の推進を図る。

また、医薬品成分の含有が疑われる、いわゆる健康食品等の買上げ検査を実施し、無承認無許可医薬品の排除を行うとともに、健康被害の発生を未然に防止する。

さらに、非常災害時に県民が必要とする医薬品等を迅速に医療機関等に供給できるよう、福島県災害時医薬品等備蓄供給システムの体制維持を図るとともに、災害時における医薬品の供給体制を確保するため、災害対策医薬品供給車両の導入支援を行う。

なお、後発医薬品（ジェネリック医薬品）については、後発医薬品安心使用促進協議会において、患者及び医療関係者が後発医薬品を安心して使用することができる環境整備等に関する検討を行う。

加えて、電子処方箋の普及拡大、利活用による質の高い医療サービスの提供を図る。

2 かかりつけ薬剤師・薬局の推進

医薬分業の進展等により、薬剤師及び薬局を取り巻く環境は大きく変化している。このような中、医薬分業の原点に立ち返り、全ての薬局をかかりつけ薬剤師がその役割を発揮できる薬局に再編することを目指し、厚生労働省は平成27年10月に「患者のための薬局ビジョン」を

策定した。本ビジョンでは、患者本位の医薬分業の実現に向けて、①服用情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導、②夜間・休日・在宅対応、③医療機関等との連携など、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、中長期的視野に立って、かかりつけ薬局の再編の道筋が示されている。本ビジョンを具現化する制度として、健康サポート薬局の公表制度及び地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定制度が創設された。そのような背景を踏まえ、県内の薬局薬剤師のさらなる資質向上を図るため、以下の3つの事業を展開する。

また、県民の薬局の選択に資するよう薬局機能情報をインターネットで公表する。

(1) かかりつけ薬剤師・薬局機能強化事業

薬局薬剤師が病院薬剤師と連携する際の手順の検討、共有すべき患者情報の選定など、より効率的な薬薬連携に向けた支援を行うことにより、地域における薬剤師・薬局の機能強化を図る。

(2) 認知症対応薬局推進事業

地域の認知症対策の拠点として認知症対応薬局の整備を推進するとともに、認定した認知症対応薬局を対象とする研修会の開催や対応事例の収集・還元により、薬剤師の認知症対応力の更なる向上を図る。

(3) 在宅医療エキスパート薬剤師人材育成事業

県内の薬局等に勤務する薬剤師等を対象に、在宅において多用される輸液ポンプ等医療機器の実機演習を含めた在宅医療スキルアップセミナーを開催し、在宅医療に積極的に介入できる優れた医療人材の育成を図る。

3 薬剤師の確保

病院及び薬局の薬剤師に求められる業務が多様化かつ高度化する中、令和5年6月に初めて国が示した「薬剤師偏在指標」では、本県における地域及び業態による薬剤師の偏在が明らかとなり、今後の病院・薬局の機能強化の推進を図る上で、薬剤師の確保と偏在解消が大きな課題となっている。

このため、薬剤師確保計画（第8次福島県医療計画）を基に、関係団体や薬学部を有する大学等と連携し、地域の実情に応じた薬剤師確保策を検討し、薬剤師偏在の改善を図る。

4 避難地域における薬局再開・薬剤師確保の支援

地元薬局の再開や民間企業による薬局進出が見込めない避難指示解除区域等において、調剤に加え、他の職種と連携した地域包括ケアや住民の健康管理を実施できる薬局の開設を支援するとともに、薬局等薬剤師の研修等に要する経費を支援することにより薬剤師の地域定着を図る。

5 血液の確保対策の推進

震災及び原発事故に伴う県外への人口流出による影響や、事業所献血者等の減少、若年層の献血率の低下等が懸念されている。県内で必要とする血液を県民の献血により確保するため、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律及び福島県献血推進計画等に基づき400mL献血を推進する。

また、将来にわたり献血者を確保するため、中学生を対象としたポスターコンクール、献血出前講座の開催など、特に若年層等への啓発により献血の普及並びに安定的な血液の確保に努めるとともに、医療機関に対する血液製剤使用適正化の普及及び適正かつ安全な輸血療法の向上を図る。

6 薬物乱用の防止

薬物乱用は、乱用者自身の健康を蝕むばかりでなく、各種犯罪を誘発するなど地域社会への弊害は計り知れないものがある。しかし、薬物乱用は一般市民層にまで浸透しており、特に大麻汚染については若年層を中心に拡大するなど、裾野の広がりが懸念される状況である。

このため、薬物乱用の弊害について広く県民に広報するとともに、薬物乱用防止指導員や大学生等のボランティアと協働しながら、地域に根ざした啓発活動を実施するなど薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進する。

加えて、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動福島大会を開催することで、薬物乱用防止の意識醸成を図る。

さらに、指定薬物又はその疑いがある製品（危険ドラッグ）を取扱う業者を発見した際は、関係機関と連携しながら立入検査を実施するなど、監視・指導を強化する。

7 試験検査体制の整備及び精度管理の充実

食品中の放射性物質検査等、県民の健康管理に直面する問題や新たな感染症の発生により、検査をとりまく環境の変化へ迅速かつ柔軟な対応を図る必要がある。

このため、衛生研究所における感染症等の検査体制の整備や調査研究事業の充実を図り、県民の安全安心な生活の確保を目指す。

また、老朽化が進んでいる衛生研究所の再整備に着手し、安定的な検査体制の確保や機能強化を図っていく。

さらに、県内の衛生検査所を対象に、外部精度管理調査や立入検査を実施し、検査業務が適正に行われるよう指導監督する。

8 温泉の保護及び適正利用の促進

県内全域に分布し、多種多様な泉質を誇る本県の温泉は、旅館・ホテルや公衆浴場等において県民の保養や観光への利用が進んでいる。また、東日本大震災後は再生可能エネルギーの一つとして地熱発電が注目されており、本県内でも地熱開発が進められている。本県の貴重な自然資源である温泉が次世代に渡って持続的に利用できるよう、温泉資源の保護を図るとともに、適正利用を推進する。

9 医薬品等の生産振興

本県は、東北で最多の医薬品、医療機器の製造所を有しており、全国有数の医薬品、医療機器等の生産県である。高度な製造管理及び品質管理体制を維持し、安定的に製品を生産するためには、医薬品製造管理者や医療機器責任技術者等の人材育成が重要となることから、県内の製造業者等を対象とした薬事講習会を開催するとともに、商工労働部との連携を図りながら医療関連産業の健全な発展を支援する。

(2) 事業計画

○ 健康づくり推進課担当の事業

1 高齢者の健康と生きがいの推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 百歳高齢者知事 賀寿事業	9,340 (諸収 4,658)	百歳の誕生日を迎えた県内の高齢者を訪問し、長寿を祝うとともに、高齢者福祉についての関心と理解を深める。
② 長寿社会推進セ ンター運営費等補 助事業	10,449 (繰入 10,449)	長寿社会推進センターが実施する各種事業の管理費に対し補助する。 補助先：(社福) 福島県社会福祉協議会 補助率：10/10
③ 高齢者の健康・ 生きがいづくり事 業	20,165 (諸収 11,519)	明るく活力ある長寿社会の実現に向けて、高齢者の健康と生きがいを推進し、高齢者の社会活動の振興を図る。 1 うつくしま、ふくしま。健康福祉祭開催事業 8,524 千円 高齢者のスポーツ・文化の総合的な祭典である「うつくしま、ふくしま。健康福祉祭」を開催する。 2 全国健康福祉祭選手派遣事業 8,530 千円 厚生労働省が主催する全国健康福祉祭に対して、参加選手の派遣及び美術展への出品を行う。 3 いきいき長寿県民賞 396 千円 いきいきと年齢を感じさせない生き方をしている高齢者や積極的な社会参加活動を実践している高齢者団体に対して、「いきいき長寿県民賞」を授与する。 4 ニュースポーツによる高齢者の健康づくり支援事業 1,715 千円 高齢者が、気軽に親しみやすく誰にでも取り組めるニュースポーツを通じて、交流を深め、健康でいきいきと暮らすことができるよう、交流大会の開催を支援するほか、指導者の養成、講座の開設等を行い、介護予防につなげる。 補助先：(公財) 福島県老人クラブ連合会 補助率：10/10 5 高齢者コミュニティづくり活性化支援事業 1,000 千円 高齢者を対象として定期的に健康サロン等を実施している団体において、地域の高齢者によるコミュニティづくりが活性化するような健康づくり、介護予防、生きがいづくり活動を新たに実施する場合に、その活動経費を支援する。 補助先：町内会や地域活動団体 10 団体 補助率：10/10

事業名	予算額	内 容
④ 老人クラブ活動等社会活動促進事業	33,207 (国庫 15,063) (繰入 13,113)	高齢者が生きがいを持ち、健康で豊かな生活を送ることができるよう、老人クラブ活動等に対し補助する。 1 単位老人クラブ助成費 12,000 千円 2 市町村老人クラブ連合会活動促進費 5,833 千円 3 市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり等事業 12,295 千円 (上記3事業) 補助先：市町村（中核市を除く） 補助率：国 1／3、県 1／3、市町村 1／3 4 老人クラブ活動継続・活性化支援事業 3,079 千円 老人クラブ活動の継続・活性化をサポートする人材養成事業を支援する。 補助先：（公財）福島県老人クラブ連合会 補助率：10／10
⑤ 老人クラブ活動推進員設置等補助事業	13,552 (国庫 6,587)	老人クラブ活動の充実及び活性化を図るため、県老人クラブ連合会に対し補助する。 1 老人クラブ活動推進員設置等補助事業 13,174 千円 市町村等老人クラブ連合会及び単位老人クラブ等の育成指導にあたり、老人クラブ活動の充実を図るとともに、高齢者の健康と生きがいづくりに資する事業を実施するために、県老人クラブ連合会に活動推進員を設置し、その事業及び運営に必要な経費を補助する。 補助先：（公財）福島県老人クラブ連合会 補助率：国 1／2 県 1／2 2 福島県高齢者福祉大会開催事業 378 千円 地域のリーダーを中心とする高齢者福祉関係者が一堂に会し、高齢者組織の強化と活動の充実を図るため、隔年で大会を開催しており、その事業及び運営に必要な経費を補助する。 補助先：（公財）福島県老人クラブ連合会 補助率：定額
合 計	86,713 (国庫 21,650) (繰入 23,562) (諸収 16,177)	

2 地域包括ケアシステムの深化と推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 地域包括ケアシステム構築支援事業	112,193 (国庫 67,428) (繰入 44,718) (諸収 47)	市町村における地域包括ケアシステム構築を支援するため、研修や推進事業を実施する。 1 地域包括ケアシステム深化・推進事業 30,275 千円 ・市町村が行う地域包括ケアシステム構築の深化・推進にかかる事業に対して補助する。 ・データを活用した地域の状況の把握・分析、事業評価の方法を学ぶ研修を開催する。 2 生活支援体制整備推進事業 7,938 千円 市町村の課題や進捗状況に応じたアドバイザーの派遣や、生活支援コーディネーターの人材養成研修・情報交換会を行う。 3 在宅医療・介護連携支援センター設置促進事業 6,552 千円 地域の在宅医療と介護の連携を担う相談窓口の設置を支援し、在宅医療や介護サービスの提供体制を確保する。 4 被災地「地域包括ケアシステム」構築総合支援 42,428 千円 被災地域に寄り添った個別支援を行い、高齢者の見守り体制を作るなど、特に支援体制の整備が必要な被災自治体を支援する。 5 被災地「高齢者の自立支援・重度化対策事業」 25,000 千円 介護保険法の理念である自立支援に向けて、住民全体へのフレイル予防行動の定着を促す。
② 高齢者地域課題解決支援事業	7,697 (国庫 5,981) (繰入 1,716)	1 自立支援に資する介護予防の普及展開事業 3,223 千円 地域包括ケアシステム構築の実現に向け、自立支援・重度化防止の取組の更なる推進を図るため、自立支援に資する介護予防に関する普及啓発を実施する。 また、市町村における自立支援型地域ケア会議の充実を支援するため、各種研修会や専門職派遣事業を実施する。 2 事業間連動市町村支援事業 2,758 千円 地域課題解決に向けた取組を推進するため、市町村が地域支援事業の連動性について理解を深めることを目的とした研修会を実施する。 3 地域包括支援センター体制整備事業 1,716 千円 地域包括支援センターが効率的な業務を実施し、地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、家族介護者支援の充実など、地域包括ケアの中核機関として期待される役割を発揮できるよう支援する。

事業名	予算額	内容
新 ③ 女性のための骨粗鬆症重症化予防事業	10,565 (国庫 10,565)	骨粗鬆症検診受診率の向上と疾病予防を目的として、市町村における検診の実施体制の現状を調査するとともに、効果的な予防体制を検討し、骨粗鬆症及び骨折の予防につながる行政と医療の連携体制構築を推進する。
④ 介護予防対策施行事務経費（経常行政経費）	170	一般経費
⑤ 介護予防市町村支援事業	824 (国庫 824)	市町村の介護予防事業が効果的に実施されるよう、市町村支援委員会を運営する。 1 介護予防市町村支援委員会 601 千円 2 介護予防推進活動知事賞 223 千円
⑥ 福島県高齢者福祉計画等推進事業	1,037 (繰入 1,037)	圏域別地域包括ケアシステム推進協議会 地域包括ケアシステム体制構築に向けた施策の検討等を行うため、圏域別連絡会議を開催し、圏域の課題に対応した研修会実施の他、市町村支援等を実施する。
合 計	132,486 (国庫 84,798) (繰入 47,471) (諸収 47)	

3 健康づくり県民運動の推進と普及啓発

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 国民健康・栄養調査	4,537 (国庫 4,537)	健康増進法第 10 条に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため調査を実施し、国民の健康増進を総合的に推進するための基礎資料を得る。 ○調査項目 ・栄養摂取状況調査 ・生活習慣調査 ・身体状況調査
② 健康増進事務経費（経常行政経費）	1,195 (手数 1,019)	1 保健衛生学会経費 176 千円 保健衛生関係者の資質の向上を図る研鑽の場として福島県公衆衛生協会と共に「福島県保健衛生学会」を開催する。 ○時期：令和 7 年 8 月 ○場所：福島市

事業名	予算額	内 容
		2 食生活改善事務経費 1,019 千円 (1) 特定給食施設管理事業 ○特定給食施設巡回指導 (2) 栄養士・管理栄養士指導事業 ○栄養士・管理栄養士養成施設 5 施設の指導 ○栄養士・管理栄養士学生実習指導 (3) 保健福祉事務所栄養指導事業 (4) 市町村栄養改善事業の支援指導 (5) 食品の特別用途表示・栄養表示等の管理事業 (6) うつくしま健康応援店推進事業 (7) 地区食生活改善推進連絡協議会の育成支援
③ 健康長寿ふくしま推進体制等強化事業	7,689 (国庫 1,542)	健康長寿県の実現に向け、県、市町村、関係機関及び団体等が「食・運動・社会参加」に視点を置いた健康づくりの取組を積極的に推進するための体制強化を図る。 1 健康長寿ふくしま 21 推進事業 1,738 千円 第三次健康ふくしま 21 計画の推進に向け、健康長寿ふくしま会議や専門部会を開催し、県、市町村、関係機関及び団体等が地域保健及び職域保健の取組を協働で実践する。 2 地域保健・職域保健連携健康づくり支援事業 1,349 千円 第三次健康ふくしま 21 計画をより一層推進するため、二次医療圏毎の保健所単位で、市町村、学校保健、職域保健の関係者からなる検討会を開催し、地域・職域に密着した効果的な健康づくり対策の検討や計画に定める目標値の達成のための事業を実施する。 3 トップセミナー開催事業 4,602 千円 知事等のトップから健康づくりに関する情報発信を行うトップセミナー等を開催し、積極的な健康づくりへの取組を促す。
④ 健康長寿ふくしま推進事業	209,160 (国庫 79,473) (繰入 129,687)	健康長寿県の実現に向け、各市町村・医療保険者等が持つ医療等データの分析と見える化を行いながら、健康づくりの普及啓発等を実施することで、健康意識の向上及び健康指標の改善を図る。 1 福島県版健康データベース事業 19,286 千円 医療レセプトや介護レセプト、健診結果等の健康関連データに加え、循環器疾患発症登録のデータを一元化する健康データベース（FDB）を構築し、健康課題の分析に活用することで、施策を効果的に推進する。 2 ふくしま健康情報ステーション事業 110,401 千円 健康データを分析、評価するとともに「見える化」し、健康情報をわかりやすく県民に発信する。 さらに、効果的な健康増進対策・疾病予防対策のため、生活習慣等に関する調査や更なる分析等を進め、データに基づく「事業評価」や「対応策の検討」などの市町村支援・調査研究等を行う。

事業名	予算額	内 容
		3 「ふくしま健民」プロジェクト事業 33,945 千円 県民の健康リテラシー向上のため、報道機関や SNS 等を利用した広報活動等を実施することで、県民が気軽に楽しく健康づくりの第一歩を踏み出すための機運醸成を図る。 4 糖尿病重症化予防・慢性腎臓病（CKD）対策事業 6,710 千円 かかりつけ医等に対し糖尿病治療に関する研修会を実施し専門医や市町村との連携強化を図るとともに、CKD についての周知啓発を図り早期発見・早期治療により重症化予防を図る。 5 被災地域の健康課題解決支援事業 34,166 千円 福島県版健康データベース（FDB）等を活用して被災地の指標を見える化し、健康増進センターの専門職による被災市町村の PDCA サイクルを回した効果的な事業展開や民間企業のノウハウを活用した広域的な健康づくりの展開を支援する。 6 県民健康リテラシー推進事業 4,652 千円 働き盛り世代を中心とした県民を対象として、職域での活用を進める健康教育動画コンテンツを保険者や福島県立医科大学等と連携して制作し、職域での健康づくりができる環境整備を行うことで、県民のヘルスリテラシーの向上を図る。
一部新 ⑤ ふくしま脱メタボプロジェクト事業	176,351 (国庫 142,363)	県民の健康指標、特にメタボリックシンドローム該当者、肥満者の割合を改善するため、市町村やスーパー、事業所等と連携し、オールふくしまで県民の健康行動の実践を促す。 1 脱メタボ広報プロジェクト事業 3,300 千円 県民総参加で健康づくりを実践していくために、より分かりやすく脱メタボを意識してもらうために作成したスローガンのロゴを活用し、県内に広く普及啓発を実施する。 2 測って目指そう適正体重キャンペーン 20,129 千円 ふくしま健民アプリを活用し、体重を毎日記録するキャンペーンを開催することで、食事と生活習慣による体重の増減を見える化し、適切な生活習慣への行動変容を促す。 3 大規模事業所と連携したメタボ改善モデル事業 9,240 千円 特定給食施設を有する大規模事業所を対象に、事業所給食と運動の両面からメタボ改善に取り組む事業の実施を支援する。

事業名	予算額	内 容
		4 市町村健康づくり強化支援事業 31,097 千円 地域での意見交換会の実施や市町村に対する個別支援等により、健康課題の要因分析や健康づくり事業の見直し・検討を行い、各地域での効果的な健康づくりの推進を促す。 (1)市町村健康づくり地域懇談会事業 (2)市町村先駆的民間プログラム活用事業 5 楽しく健康的な運動環境づくりプロジェクト 9,350 千円 (1)県民総参加バーチャルウォーキング大会 ふくしま健民アプリを借る用紙、企業部門と一般部門に別れ、3～5人のチームを組んで一定期間の歩数を競うバーチャルウォーキング大会を開催する。 (2)ふくしまウォーキングデイ 毎月1日、11日、21日に、県民に8,000歩を歩くことを普及啓発するため、ふくしま健民アプリのミッション機能を活用し情報発信を行う。 6 ふくしま健民パスポート事業 4,180 千円 県民が健康づくりに参加しやすいよう、インセンティブを付与する仕組みを取り入れた、ふくしま健民アプリの活用や市町村との連携事業による「ふくしま健民パスポート事業」を実施する。 新 7 次期ふくしま健民アプリ開発運営事業 99,055 千円 自分の健康データ等を一元的に管理できる機能やAIによるアドバイス機能、食事管理機能を新たに実装した次期ふくしま健民アプリの開発を行う。
一部新 ⑥ 健康経営トータルサポート事業	46,996 (国庫 31,633) (諸収 17)	健康経営の取組開始(スタート)から発展・維持期(フォロー)まで、事業所の全ての取組段階を支援するパッケージ事業を構築することで、健康経営に取り組む事業所の継続的な増加と取組の充実を図り、女性を始めとする働く世代の健康増進や、企業価値の向上による人材の県内定着・地域経済の活性化を目指す。 1 健康経営スタートアップ支援事業 1,541 千円 健康経営に新たに取り組む事業所の増加を図るため、関係機関とのネットワーク強化や相談窓口等の一元的な情報発信、リーフレットによる普及啓発、実務担当者向けセミナーを開催する。 新 2 健康経営伴走支援事業 15,346 千円 県内事業所を訪問し、自社の健康課題等のヒアリングを通して、課題解決に向けた取組方針の決定や健康事業所宣言に至るまでの伴走支援を行う。 3 「元気で働く職場」応援事業 22,433 千円 中小事業所等を対象に保健福祉事務所が核となり、健康課題の整理や巡回支援等を行う。

事業名	予算額	内 容
		4 健康経営優良事業所の認定及び表彰 6,281 千円 健康経営に関するけん引企業を醸成し、働く世代の健康寿命の延伸等に資するため、従業員の健康づくりに積極的な取組を行っている中小事業所を健康経営優良事業所として認定・表彰する。 5 健康経営フォローアップ支援事業 1,395 千円 保健福祉事務所が核となり、健康経営に取り組む事業所のPDCAサイクルを用いた取組実施や事業所が情報交換できる場を設ける等の健康課題解決に向けた支援を地域・職域関係者と連携しながら実施することで、事業所の健康づくりの取組継続や地域での健康経営の推進を図る。
新 ⑦ 女性活躍・働く世代の健康づくり推進事業	76,449	女性の健康に配慮した魅力ある働きやすい事業所の増加を進めることで、女性の健康づくりを推進するとともに、女性の県内定着や、より活躍できる地域社会の実現を図る。 プレコン出前講座等の各種セミナーを通じて県内事業所における女性の健康づくり等のヘルスリテラシー向上を図った上で、女性の健康づくりや働きやすい職場づくりに取り組む事業所に対し、奨励金の交付やメディア等を通じた広報などを行う。
⑧ 健康衛生事務経費（運営経費）	2,449 （諸収 39）	健康増進事務経費 2,449 千円 一般事務経費
⑨ 健康衛生事務経費（施設管理経費）	1,989 （手数 644）	栄養士免許台帳管理経費 1,989 千円 栄養士免許台帳管理
合 計	526,851 （手数 1,663） （国庫 259,548） （繰入 129,687） （諸収 56）	

4 健康づくり推進体制の整備

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 健康増進事務経費（経常行政経費）	720	効果的な地域保健対策を推進するために、市町村及び保健福祉事務所等の職員に対する研修等を実施し、関係職員の資質の向上を図る。 1 地域保健福祉活動推進研修事業 720 千円 (1) 派遣等研修 保健福祉事務所職員等に対し、今後の地域保健活動に必要な技術・能力の習得と資質の向上を図るため、国立保健医療科学院等の研修へ派遣する。 (2) 地域保健福祉活動推進研修 各保健福祉事務所が、所管する地域の市町村及び関係機関等において地域保健福祉事業及び活動に従事する関係者の資質の向上を図るため、地域の実情や課題を踏まえて研修を実施する。
合 計	720	

5 生活習慣病対策

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 健康増進事務経費（経常行政経費）	248	生活習慣病予防啓発事務経費 248 千円 生活習慣病予防対策の推進及び市町村等での健康増進事業等の円滑な実施を支援するため、福島県生活習慣病検診等管理指導協議会提言や既存の統計資料等を踏まえた技術的助言等を実施する。
② 健康増進事業費補助事業	131,879 (国庫 67,420)	市町村が住民保健の向上のために実施する健康増進事業に対する支援を行う。 補助先：市町村 補助率：2／3（国1／3、県1／3）
③ ふくしまおいしく減塩緊急対策事業	63,043 (国庫 63,043)	健康長寿県の実現に向け、働き盛り世代の県民の食塩摂取量の実態を把握するとともに、県民の食塩の過剰摂取につながる食生活の改善に向けた普及啓発や減塩・適量教育を行うなど、誰もがおいしく減塩できる食環境づくりを推進する。 1 減塩推進ネットワーク強化会議 479 千円 県民総ぐるみで減塩に取り組むため、推進体制の強化を目的に、市町村・食品関連企業・関係団体等と減塩に関する会議等を開催する。 2 おいしく減塩＋ベジ推進キャンペーン 44,258 千円 関係団体等と連携した効果的な普及啓発活動の実施や、スーパーにおける減塩惣菜の開発・販売、ベジ・ファーストの実践を促す環境整備のモデル事業を展開する。

事業名	予算額	内 容
		3 働き盛り世代の減塩実践チャレンジ事業 8,806 千円 働き盛り世代の食塩摂取量の実態を調査するとともに、従業員の減塩・適量教育を行い、適正体重や栄養バランスのとれた食生活の実践を促す。 4 ふくしま“食の基本”推進運動～減塩推進運動～ 3,500 千円 住民により近い立場にある食生活改善推進員による、地域に根ざした普及啓発活動や実践に向けた料理教室等の実施。 5 管理栄養士等派遣による栄養・食生活支援 6,000 千円 市町村や保育所等に管理栄養士等を派遣し、栄養指導や食育活動の支援を行う。
合 計	195,170 (国庫 130,463)	

6 がん対策

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 福島県生活習慣病検診等管理指導事業	1,419 (国庫 360)	がん、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の動向を把握し、市町村及び検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理のあり方について専門的な見地から適切な指導を行うため福島県生活習慣病検診等管理指導協議会を設置する。また、検診従事者の資質の向上を図るための講習会を開催する。 ○部会開催：7 部会 委員：52 人 ○講習会：胃がん、子宮がん、肺がん及び大腸がん、乳がん、特定健康診査
一部新 ② がん対策推進事業	25,380 (国庫 25,338) (諸収 42)	がんの予防と早期発見のため、がんに対する知識の普及やがん検診の受診率及び精度管理向上を目指し、利用しやすく質の高いがん検診実施体制整備と県民相互の検診受診勧奨活動等を実施する。 1 がん検診受診率向上大作戦 15,991 千円 (1) がん検診受診機会拡大事業 医療機関が少なく、医療機関の場所に偏りがある地域において、周辺市町村の住民を対象とした利便性の高い広域集団検診をすることで、検診受診率の促進を図る。 (2) がん検診受診率向上精度管理支援事業 各市町村のがん検診実施体制及び受診率、精検受診率やがん登録データ等を調査・分析し、その結果に基づき、市町村の精度管理に対する研修や助言指導を実施し、がん検診の効果を向上させる。 (3) 県内避難者のがん検診機会拡大事業 県内避難者が避難先の医療機関でがん検診が受けられる体制を整備し、受診機会の拡大を図ることにより、避難者のがん検診の受診促進及び継続的な健康管理につなげる。

事業名	予算額	内 容
		新 2 職域におけるがん検診受診率向上事業 8,524 千円 県内事業所を対象に、従業員ががん検診を受診しやすい環境整備のために要した経費を補助することにより、職域における受診率の向上を図る。 3 無関心層への行動変容大作戦 774 千円 (1) 乳がん・子宮頸がん啓発イベント イベントを通して、県民ががんやがん検診に興味を持つきっかけを作り、がんの知識や検診の必要性を知り、がんを自分ごととして考えることで、これまで無関心であった層の行動に変化をもたらし、がん検診受診率の向上につなげる。 (2) 企業連携健診・検診受診促進啓発事業 がん検診受診促進連携協定企業との協働で、受診勧奨のためのチラシやポスター等の啓発資材を作成し、がん検診受診促進のための啓発活動を行う。 4 大切な人を守る学生「がん予防」メイト養成事業 91 千円 がんの知識や検診の必要性、がんサバイバーからの体験談等を県内の大学生等に伝えることで、若い世代の検診受診率の向上を図るとともに、学生自身が学んだ知識を周囲に発信することで生まれる若い世代間の啓発活動の推進を目指す。
一部新 ③ たばこの健康影響対策事業	14,637 (国庫 7,314)	たばこやたばこによる受動喫煙はがんや循環器疾患などの様々な生活習慣病のリスク因子となる。本県の喫煙率は全国ワースト1位（令和4年）であり、県民の健康寿命の延伸に寄与することを目的に、幅広い世代へ普及啓発活動を始めた喫煙対策と受動喫煙対策を推進する。 1 禁煙対策啓発事業 584 千円 喫煙者の禁煙を推進するため、喫煙者に対する啓発活動を実施する。 2 ふくしまイエローグリーンリボン事業 2,056 千円 受動喫煙をしたくない、させたくない気持ちを表す色であるイエローグリーンを「イエローグリーンリボン」として県民に普及啓発し、県内の受動喫煙対策の推進を図る。 3 空気のきれいな施設・車両認証事業 71 千円 健康増進法の規制から除外された車両等での受動喫煙を防止するため、屋内完全禁煙とする施設、車両を認証公表する。 4 受動喫煙防止相談指導 114 千円

事業名	予算額	内 容
		新 5 禁煙応援事業 10,118 千円 (1) 妊産婦等への禁煙サポートモデル事業 モデル地域在住の妊婦とその夫を対象に希望者を募集し、禁煙サポートアプリを活用した禁煙プログラムを提供する。 (2) 職域と連携した禁煙サポート事業 職域を対象に禁煙啓発・支援チラシの配布・案内、禁煙の取組支援を行う。 新 6 COPD対策事業 1,694 千円 (1) 医療従事者向けCOPD講習会 COPDの啓発にあたってはかかりつけ医のCOPDに対する理解・診療受入が不可欠であることから、医師会等と連携し、かかりつけ医向け講習会を実施する。 (2) 市町村と連携したCOPD対策事業 市町村と連携し、特定健診等の場で、COPDチェックリスト付き啓発チラシによるハイリスク者のスクリーニングを行い、ハイリスク者へ医療機関の受診を案内する。
合 計	41,436 (国庫 33,012) (諸収 42)	

7 食育の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 福島県食育推進事業	1,349 (国庫 1,000) (手数 75)	「福島県食育推進計画」に基づき、家庭・学校・地域が一体となった県民運動としての食育を推進するため、食に関する機関・団体等で構成する「福島県食育推進ネットワーク会議」において広く食育を普及啓発する。 1 福島県食育推進体制整備事業 2 消費・安全対策交付金管理事業
② ふくしまおいしく減塩緊急対策事業 (5③一部再掲)	63,043 (国庫 63,043)	健康長寿県の実現に向け、働き盛り世代の県民の食塩摂取量の実態を把握するとともに、県民の食塩の過剰摂取につながる食生活の改善に向けた普及啓発や減塩・適量教育を行うなど、誰もがおいしく減塩できる食環境づくりを推進する。 1 減塩推進ネットワーク強化会議 479 千円 2 おいしく減塩＋ベジ推進キャンペーン 44,258 千円 3 働き盛り世代の減塩実践チャレンジ事業 8,806 千円

事業名	予算額	内 容
		4 ふくしま“食の基本”推進運動～減塩推進運動～ 3,500 千円 5 管理栄養士等派遣による栄養・食生活支援 6,000 千円
合 計	64,392 (国庫 64,043) (手数 75)	

8 原爆被爆者等対策

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 原爆被爆者対策事業	31,797 (国庫 30,613)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、認定疾病及び一般疾病に対する医療の給付、各種手当等の支給並びに介護保険等利用の際の助成を行い、被爆者の健康保持と福祉の向上を図る。また、被爆者二世を対象とする健康診断を行う。 1 原子爆弾被爆者の健康診断事業 944 千円 原爆被爆者が今なお置かれている特別の状況に鑑み、原子爆弾被爆者に健康診断を実施し、健康の保持と増進を図る。 2 原子爆弾被爆者各種手当支給事業 25,137 千円 原子爆弾被爆者であって、原子爆弾の障害作用の影響を受け、今なお特別の状態にある者に対し、手当を支給することにより、その福祉の向上を図る。 3 原子爆弾被爆者に対する介護保険等利用助成事業 3,563 千円 原子爆弾被爆者が介護保険を利用した時に、その自己負担分を助成することにより、原子爆弾被爆者の生活の水準の保持及び福祉の向上を図る。 4 原子爆弾被爆者二世健康診断事業 433 千円 原子爆弾被爆者の二世に対し、健康診断を行うことにより、その健康状態の実態を把握するとともに健康管理に資する。 5 原子爆弾被爆者葬祭事業 1,720 千円 原子爆弾被爆者が、被爆から死没までの特別の境遇に鑑み、遺族に対し、葬祭料を支給する。
② 感染症サーベイランス等事務経費(経常行政)	611 (国庫 583)	1 原爆被爆者健康診断事務経費 216 千円 2 原爆被爆者各種手当事務経費 395 千円
合 計	32,408 (国庫 31,196)	

9 歯科保健対策

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
一部新 ① 歯科保健総合対策事業	8,421 (国庫 6,732) (諸収 101)	新 1 口腔保健支援センター事業 5,513 千円 口腔保健支援センターを設置し、歯科保健事業の充実・強化及び関係機関・団体との連携強化を図り、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健を推進する。口腔保健対策の強化を推進する。 (1) 歯科保健対策協議会設置運営事業 (2) 高齢者、障がい児・者への口腔ケア支援事業 (3) 災害時の歯科保健推進事業 (4) 地域歯科保健活動推進事業 2 歯周病予防推進事業 735 千円 歯周病の罹患及び悪化が急増する成人期の歯科保健対策を図るため、歯科健診の重要性等の普及啓発を行う。 3 子どものむし歯対策事業 901 千円 こどものむし歯予防のため、市町村においてフッ化物洗口が実施できるよう体制整備や導入促進を図る。 新 4 市町村歯科保健強化推進事業 642 千円 歯科保健情報システム等を活用して市町村歯科保健事業を支援するため、検討会及び研修会を開催する。 新 5 みんなのお口の健康支援事業 440 千円 歯科保健事業を効果的に推進するため、市町村及び歯科に関わる関係者向けの専門研修を実施する。 新 6 ヘル歯ーライフ 8020 推進事業 190 千円 8020 達成者の増加を図ることを目的に、県内で新たに8020を達成した県民を認定することにより、歯や口腔の健康の保持増進の重要性の普及啓発を図る。
合 計	8,421 (国庫 6,732) (諸収 101)	

10 被災者に対する健康支援

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 被災者健康サポート事業	163,078 (国庫 162,696) (諸収 382)	東日本大震災及び原発事故の影響により、復興公営住宅等で生活している被災者等が健康的な生活を維持していくことができるよう、健康支援活動の実施体制整備を図りながら、被災者に対する健康支援活動を行う。 1 復興期における被災市町村の健康支援活動整備事業 1,046 千円

事業名	予算額	内 容
		・ 県機関による被災市町村の健康支援体制構築支援 2 仮設・借上げ住宅における保健活動支援事業 13,000 千円 ・ 福島県被災者健康支援体制整備事業補助金 市町村保健医療専門職雇用支援事業 市町村被災した子どもの健康等総合支援事業 3 復興公営住宅等における保健活動支援事業 149,032 千円 ・ 県機関による被災者及び被災市町村支援活動 ・ 復興公営住宅等での健康支援体制整備事業 ・ 被災市町村健康推進事業 ・ 県外避難者健診体制整備事業
② 災害時健康支援活動マニュアル改定事業（健康増進事務経費（経常行政経費））	324	1 災害時健康支援活動マニュアル改定事業 324 千円 福島県地域防災計画に規定する健康支援活動を効果的に実施するため、災害時健康支援活動マニュアルに基づき、活動に必要な研修を行いながらマニュアル改定等の体制整備を行う。
合 計	163,402 (国庫 162,696) (諸収 382)	

11 保健師現任教育

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 健康増進事務経費（経常行政経費）	1,194 (国庫 169)	保健師等現任教育推進事業 効果的な保健活動を展開するために、保健師・管理栄養士等の現任教育体系を構築し、人材育成を図る。 1 保健師現任教育推進事業 827 千円 (1) 検討会の開催 (2) 保健師現任教育(新任期・中堅期・管理期)研修 ・ 各保健福祉事務所における研修会 ・ 本庁が主催する修会 2 行政栄養士現任教育推進事業 367 千円 (1) 行政栄養士現任教育検討会 (2) 行政栄養士研修 ・ 各保健福祉事務所における研修会 ・ 本庁が主催する研修会
合 計	1,194 (国庫 169)	

12 アレルギー疾患対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
一部新 ① アレルギー疾患 対策推進事業	1,865 (国庫 927)	アレルギー疾患患者の重症化予防等のため、適切な医療や相談支援が受けられるようアレルギー疾患拠点病院を中心とした医療提供体制を整備する。 1 アレルギー疾患医療連絡協議会 628 千円 アレルギー疾患対策を推進するため、拠点病院を中心とした診療連携体制、情報提供、人材育成等地域の実情に応じたアレルギー疾患対策を協議する。 2 アレルギー疾患標準治療普及研修会事業 483 千円 県内のアレルギー疾患に関する医療の質の向上等を目的として、アレルギー疾患医療中心拠点病院で実施する研修会に都道府県アレルギー疾患拠点病院（福島県立医大）の医師を派遣する。 新 3 アレルギー疾患災害対策強化事業 649 千円 市町村や保健福祉事務所の職員が災害時におけるアレルギー対応の必要性について理解するとともに、避難所で起こりうるアレルギー関連の課題の整理及び実際に災害が起きた場合のアレルギー対策を踏まえた具体的な行動を学ぶために研修会を実施する。 4 アレルギー疾患対策普及啓発事業 105 千円 アレルギー疾患を有する患者やその家族向けに、正しいアレルギー疾患の知識や治療法を普及啓発するため、2月の国のアレルギー週間や花粉症の流行時期などに合わせ普及啓発活動を実施する。
合 計	1,865 (国庫 927)	

○ 県民健康調査課担当の事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 県民健康調査事業	3,613,468 (国庫 31,746) (繰入 3,581,699) (諸収 23)	今回の原子力災害を受け、長期にわたり県民の健康を見守ることを目的として、全県民を対象とした「県民健康調査」を実施する。 1 調査検討委員会運営経費 12,637 千円 県民健康調査の実施に関し、必要な協議等を行う。 2 県民健康調査 3,054,223 千円 基本調査による外部被ばく線量推計を行うとともに、詳細調査として、甲状腺検査、健康診査等を行う。 (大部分を公立大学法人福島県立医科大学に事業委託) 3 県民健康調査事務経費 10,450 千円 事務運営経費 4 県民健康調査事業支援経費 2,185 千円 (1)「放射線と健康」アドバイザーグループ設置経費 専門的見地から広く市町村に対し助言等を行うため、福島県「放射線と健康」アドバイザーグループを設置する。 (2)放射線健康リスク管理のための研修会開催経費 県民により身近な保健サービスを提供している市町村、県保健福祉事務所等の職員や、こどもたちの健康管理を担当している教育関係者等を対象に、放射線に関する正しい情報を県民に伝えることができるように、研修会を実施する。 (3)「放射線と健康」理解促進事業（薬務課所管） 放射線の健康影響について県民の不安に対応するため、薬剤師に対し放射線の基礎知識に関する研修や地域住民の相談対応に関する事業を委託し実施する。 5 ホールボディカウンター検査事業 102,955 千円 ホールボディカウンターにより、県民を対象に内部被ばく検査を実施する。 6 データ管理システム開発・運用経費 429,100 千円 県民健康調査データ管理システムの運用及び管理に係る経費 (公立大学法人福島県立医科大学に事業委託) 7 県民健康調査データ利用等審査会運営経費 1,918 千円 県民健康調査に関する国内外の幅広い研究を促進させ、科学的な知見の創出につなげるため、県民健康調査で得られたデータの第三者による適切な利用について審査会を設置し、必要な審査を行う。

事業名	予算額	内 容
② 県民健康調査支援事業	87,098 (繰入 87,098)	1 福島県放射線健康対策事業 27,098 千円 住民自らが放射線量を確認することで、自身の積極的な健康管理につなげるため、市町村が住民に対して個人線量計等を整備する経費及び市町村が行う放射線の健康影響に関する理解促進事業に要する経費を補助する。(補助率 10/10) 2 福島県甲状腺超音波検査機器整備事業 60,000 千円 県民健康調査「甲状腺検査」の県内検査拠点として、検査を担う医療機関に甲状腺検査機器を購入する際の費用を補助する。(補助率 2/3 以内)
③ 福島県民健康管理基金造成事業	85,672 (財収 85,672)	原子力被災者健康確保・管理関連交付金及び、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金、東京電力からの賠償金により造成を行った基金について、資金運用により発生する預金利子を積み立てる。
合 計	3,786,238 (国庫 31,746) (財収 85,672) (繰入 3,668,797) (諸収 23)	

○ 地域医療課担当の事業

1 医療提供体制の整備充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 医療安全対策経費	8,534 (諸収 40)	福島県医療相談センターを運営し医療相談等に応じるとともに、医療安全対策の充実、強化を図るため、医療関係者に対し研修を実施する。
② 原子力災害緊急時医療活動事業	99,393 (国庫 99,393)	緊急時医療活動に必要な緊急時医療施設の維持管理、医療機器等の整備及び緊急時医療活動従事者に対する研修を行う。 1 緊急時医療施設の維持管理経費 7,241 千円 ○県立医科大学附属病院 ○福島赤十字病院 2 緊急時医療機器等整備費 88,529 千円 ○緊急被ばく医療活動用消耗品、燃料の購入 ○安定ヨウ素剤等の購入 ○緊急被ばく医療活動用の携帯電話料 ○緊急時医療機器の点検、校正及び保守の委託 ○緊急時医療資機材等の購入 ○避難退域時検査用の資機材の購入 3 緊急時医療活動研修等経費 3,623 千円 緊急被ばく医療活動における汚染検査、除染の方法等、必要な知識と技術の習得のため、専門機関が実施する研修会等に医療関係職員を派遣する。 また、緊急時医療体制の整備充実を図るため、関係機関による会議（原子力災害医療対策協議会）を開催し、緊急時医療に関する協議、情報交換等を行う。
③ 医療審議会運営経費	4,262	医療提供体制の確保に関する重要事項を調査審議する医療審議会を開催する。さらに、地域医療構想の策定及び達成の推進に必要な事項を協議する「地域医療構想調整会議」を運営する。 1 医療審議会運営経費 1,844 千円 ○全体会 年2回開催 ○保健医療計画調査部会 年4回開催 ○医療法人部会 年2回開催 2 地域医療構想調整会議運営経費 2,418 千円 年各4回開催
④ 県民医療対策経費（経常行政経費）	12,035 (手数 1,765)	1 医療監視及び指導経費 1,676 千円 (1) 一般医療監視及び医療機関指導 病院、診療所、助産所等について、関係法令に規定された構造設備・人員を有し、適正な管理を行っているかどうかについて検査を行い県民に適正な医療を提供できるように監視並びに指導を行う。

事業名	予算額	内 容
		(2) 特別医療監視 医療機関における不適法な事案の発生を防止するため、医師、看護師、薬剤師等の勤務の実態を調査し適正な病院管理運営を指導する。 (3) 医療法人等指導調査 医療法人、公益法人の適正な運営を確保するため必要に応じ実地調査、指導を行う。 (4) 病院等使用前検査 医療法の規定により病院、診療所の開設を行う場合、同法関係法令に適合しているかどうかの確認を行い、適正な医療施設を確保する。 2 医療監視用サーベイメーター保守点検 377 千円 3 放射線担当医療監視員線量当量測定検査 197 千円 4 地域医療事務経費 9,785 千円
⑤ 福島県周産期医療システム整備事業	178,367 (国庫 144,435)	県の母子保健衛生の水準を示す出生数、出生率、合計特殊出生率は年々減少化傾向にあり、出生数に占める低出生体重児の割合も年々高くなる傾向にある。 そのため、妊娠、出産から新生児に至るまでの一貫した医療体制である総合的な周産期医療システムを確立することにより、県民が安心して生み育てることができる環境づくりを推進する。 1 周産期医療協議会等開催経費 1,022 千円 関係機関、医療関係団体等で構成し、周産期医療体制の整備について、検討及び協議を行う。 2 地域周産期母子医療センター等への運営費補助 142,266 千円 院内の診療体制を充実させ、司令塔的な機能や情報解析・提供機能、更に総合周産期母子医療センターの代替機能等を担う地域周産期母子医療センター等に対して、運営経費の補助を行う。 ○地域周産期母子医療センター 補助率：国 1／3 ○周産期医療協力施設 補助率：県 1／3 3 周産期医療関係者研修費 191 千円 総合周産期母子医療センターにおいて、地域周産期母子医療センター、周産期医療協力施設等の医師、看護師、助産師等に対して、周産期医療に必要な専門的・基礎的知識、技術を習得させるため研修を行う。 4 総合周産期母子医療センター運営事業 34,888 千円 ネットワークにおける司令塔的な機能を担う総合周産期母子医療センターの運営事業に対して、運営費の補助を行うとともに、入院児支援コーディネーターを配置する。 ○補助率：国 1／3 県 1／3 ○補助先：県立医科大学附属病院 ○委託先：県立医科大学附属病院

事業名	予算額	内 容
一部新 ⑥ 地域医療充実のための設備整備補助事業	266,512 (国庫 163,189) (繰入 22,000)	地域の医療水準の向上に資するため、医療機関における医療機器等の整備に要する経費の一部を補助する。 1 人工腎臓装置不足地域設備整備事業 7,149 千円 透析患者に対する治療の充実を図るため、人工腎臓装置の不足地域へ人工腎臓装置を整備するために必要な費用を補助する。 ○補助率：1／3 ○補助先：病院3カ所 2 がん診療施設設備整備事業 22,000 千円 がん診療施設の確保とともに、医療機関相互の密接な連携と機能分担の促進、医療資源の効率的活用を図るため、がん診療等に必要な設備の整備に要する経費を補助する。 ○補助率：1／3 ○補助先：病院2カ所 3 遠隔医療設備整備費補助金 15,084 千円 医療の地域格差の解消や、遠隔診療の体制を確保するため、遠隔医療の実施に必要な機器の整備に要する費用を補助する。 ○補助率：1／2 ○補助先：病院、診療所 4 分娩取扱施設設備整備事業 59,518 千円 身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、分娩取扱施設に必要な医療機器の購入費を補助する。 ○補助率：1／2 ○補助先：病院6カ所、診療所5カ所 5 死亡時画像診断システム等設備整備事業 34,980 千円 死因究明のための解剖の実施に必要な医療機器整備を実施する医療機関に対して、経費の一部を助成する。 ○補助率：1／2 ○補助先：福島県立医科大学 6 内視鏡訓練施設設備整備事業 100,288 千円 腹腔鏡下における内視鏡手術による高度な医療の提供を推進するため、内視鏡手術の研修等に必要な医療機器の購入を補助する。 ○補助率：国1／2、県1／2 ○補助先：病院1カ所 7 小児医療施設設備整備事業 18,217 千円 小児医療施設の医療体制を確保するため、必要な医療機器の購入費を補助する。 ○補助率：国1／3、県1／3 ○補助先：病院3カ所

事業名	予算額	内 容
		8 臨床研修病院支援システム設備整備事業 116 千円 臨床病理検討会の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、及び付属機器等の購入費を補助する。 ○補助率：1／2 ○補助先：病院1カ所 新 9 小児入院患者の付き添い等に関する設備整備事業 9,160 千円 入院中のこどもの家族の付き添い等に係る環境改善のため、付き添いの家族が利用できる簡易ベッド等の設備整備やオンライン通話が可能なタブレット端末の整備を実施する医療機関に対して必要な経費の一部を補助する。 ○補助率：国1／2、県1／2 ○補助先：11施設
⑦ 地域がん診療連携拠点病院整備事業	110,061 (国庫 51,500)	1 がん診療連携拠点病院機能強化事業 103,061 千円 県内のがん診療連携拠点病院の診療体制の一層の充実を図るため、がん診療連携拠点病院において、地域の医療機関への診療支援等その機能を強化する事業に対して補助を行う。 ○補助率：国1／2、県1／2 ○補助先：都道府県がん診療連携拠点病院1カ所 地域がん診療連携拠点病院 6カ所 2 小児がん患者施設支援事業 1,000 千円 小児がん患者及びその家族に対する適切な療養環境を提供し、その負担を軽減するため、小児がん患者とその家族をサポートするための施設を運営する団体に補助金を交付する。 ○補助率：定額 ○補助先：NPO法人1カ所 3 がん診療連携推進病院機能強化事業 6,000 千円 本県のがん診療連携体制を維持するため、県の認定指針を活用し、地域に必要ながん診療に係る取り組みを支援する。 ○補助率：県10／10 ○補助先：福島県がん診療連携推進病院2カ所
一部新 ⑧ 医療施設等施設・設備整備事業	256,075 (国庫 252,325)	医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善を図り、患者及び医療従事者が安心して施設を利用できるよう、施設の整備を行う。 1 分娩取扱施設施設整備事業 37,205 千円 身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、施設整備を実施する分娩取扱施設に対して、経費の一部を助成する。 ○補助率：1／2 ○補助先：診療所1カ所

事業名	予算額	内 容
		2 死亡時画像診断システム等施設整備事業 9,487 千円 死因究明のための解剖の実施に必要な施設整備を実施する医療機関に対して、経費の一部を助成する。 ○補助率：1／2 ○補助先：病院1カ所 3 医療機器管理室施設設備整備事業 1,511 千円 医療機器の適正な利用を推進し、患者に対する安全対策を講じるため医療機器管理室の改修等を行う医療機関に対して、経費の一部を助成する。 ○補助率：0.33 ○補助先：病院1カ所 4 地球温暖化対策施設整備事業 28,654 千円 地球温暖化対策として施設の海佐優等を行う医療機関に対して、経費の一部を助成する。 ○補助率：0.33 ○補助先：病院2カ所 5 院内感染対策施設整備事業 117,510 千円 院内感染症に適切に対応するため、病室の個室化及び個室の空調設備の整備を促進する医療機関に対して、経費の一部を助成する。 ○補助率：1／3 ○補助先：病院1カ所 新 6 研修医のための研修施設整備事業 27,231 千円 臨床研修病院等において、臨床研修医の研修環境及び生活環境を充実させるために必要な施設整備を実施する医療機関に対して、経費の一部を助成する。 ○補助率：1／2 ○補助先：病院2カ所 新 7 臨床研修病院施設整備事業 14,017 千円 臨床研修病院等において、臨床研修医の研修環境及び生活環境を充実させるために必要な施設整備を実施する医療機関に対して、経費の一部を助成する。 ○補助率：1／2 ○補助先：病院1カ所 新 8 共同利用施設施設整備事業 12,960 千円 共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門として必要な施設整備を実施する医療機関に対して、経費の一部を助成する。 ○補助率：1／3 ○補助先：病院1カ所

事業名	予算額	内 容
		新 9 小児入院患者の付き添い等に関する施設整備事業 7,500 千円 共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門として必要な施設整備を実施する医療機関に対して、経費の一部を助成する。 ○補助率：国 1 / 2、県 1 / 2 ○補助先：1 施設
⑨ ヘき地医療施設設備整備事業	75,191 (国庫 75,191)	医療に恵まれないへき地における診療所等の設備整備に要する経費の一部を補助する。 1 ヘき地診療所設備整備事業 20,191 千円 へき地診療所の医療機器を整備する費用を補助する。 ○補助率：国 1 / 2 ○補助先：3 カ所 2 ヘき地医療拠点病院設備整備事業 55,000 千円 へき地医療拠点病院の医療機器を整備する費用を補助する。 ○補助率：国 1 / 2 ○補助先：2 カ所
⑩ 福島県がん登録事業	33,414 (国庫 261) (繰入 32,397)	県内のがんの罹患、転帰（生存、死亡状況とその原因）等の状況を把握し、がん患者を含めた県民が科学的根拠により効果的ながん医療を享受できるようにする。
⑪ がん患者支援事業	28,466 (国庫 7,299)	1 アピアランスケア助成事業 12,300 千円 治療と就労や社会参加との両立を図るためにウィッグなど補整具の購入費用の一部を助成する。 ○補助額：ウィッグ 上限 20 千円 乳房補整具 上限 10 千円 ○対象者：県内在住のがん患者 2 妊孕性温存治療費助成事業 6,700 千円 将来こどもを持つことを望む小児・AYA世代のがん患者が実施した妊孕性温存治療や温存後生殖補助医療に係る費用の一部を助成する。 ○対象者：県内在住の妊孕性温存治療や温存後生殖補助医療を実施したがん患者 3 オンラインセミナー開催委託事業 1,000 千円 がんとの共生をテーマに、がんに関する正しい知識の普及・啓発をオンライン形式で実施する。 4 在宅ターミナルケア支援助成事業 1,566 千円 介護保険が適用されない世代のがん患者の在宅サービス利用料の一部助成を実施する市町村に対し補助を行い、患者本人や家族の負担を軽減する。

事業名	予算額	内 容
		5 がん・生殖医療ネットワーク事業 6,900 千円 行政やがん等診療施設と妊孕性温存療法実施医療施設における医療連携や情報連携の推進及び患者に対する情報提供並びに意思決定支援体制の整備と質の向上を図るとともに、妊孕性温存を希望する患者が円滑に治療を受けられる体制を構築する。
⑫ 死因究明等推進協議会開催経費	101 (国庫 50)	「死因究明等推進計画」に基づき、福島県死因究明等推進協議会の開催を始めとする死因究明等の推進に関する施策を実施し、各関係機関との連携強化等を図る。
⑬ 地域医療介護総合確保基金事業 (病床の機能分化・連携)	1,097,359 (繰入 1,097,359)	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化・連携を推進するための事業を実施する。 1 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業 688,838 千円 地域医療構想に基づき、各病院がその地域に必要な医療提供体制を確保するための施設整備等に係る経費を補助する。 ○補助率：1／2、一部1／3 ○補助先：病院9カ所 2 医療機能再編支援事業 20,000 千円 地域医療構想の推進のため、地域における議論のベースとなる将来の医療需要等に関するデータ分析資料を整備する。 ○委託先：民間コンサルティング事業者(予定) 3 地域医療提供体制強化事業 58,643 千円 二次医療圏で医療機能の維持・強化が必要な分野について、施設・設備整備を行う。 ○補助率：1／3 (小児医療、周産期医療) ○補助先：15 か所 (小児)、3 か所 (周産期) 4 病院の入院患者への歯科保健医療推進事業 22,600 千円 早期かつ効率的な歯科治療により入院期間の短縮を図るため、口腔ケアチームの編成、運営等を支援する。 ○補助率：10／10 ○補助先：病院14カ所 5 12誘導心電図伝送システム導入促進事業 49,209 千円 循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び医療機関による受入の迅速かつ適切な実施を図るため、12誘導心電図伝送システムを整備する。 ○補助率：2／3 ○補助先：医療機関及び消防機関 50カ所

事業名	予算額	内 容
		6 病床機能再編支援事業 135,888 千円 地域医療構想の実現のため、病床数の適正化に必要な病床再編を行う場合、病床数等に応じた給付金を支給する。 ○補助率：定額 ○補助先：病院 3 カ所、診療所 1 カ所 ※ その他、国と協議中 122,181 千円
⑭ 地域医療介護総合確保基金事業（在宅医療の推進）	202,551 (繰入 202,536) (諸収 15)	在宅医療の推進に必要な事業を実施する。 1 在宅医療推進事業 10,000 千円 医療介護総合確保区域や生活圏ごとに、地域包括ケアシステムに関するイメージや課題を共有するための研修会の開催に要する経費等を補助する。 ○補助率：10/10 ○補助先：病院等 5 カ所 2 地域連携体制支援事業 8,000 千円 地域医療構想の実現に向けて、患者の入院から在宅への円滑な移行を推進するため、適切な入退院支援や医療介護連携をコーディネートできる専従職員の配置を支援する。 ○補助率：10/10 ○補助先：病院 4 カ所 3 医療と介護の連携強化事業 1,250 千円 県内の在宅医療に関係する医療機関等が患者情報を共有するために必要な設備整備を支援する。 ○補助率：1/2 ○補助先：病院、診療所等 5 カ所 4 福島県在宅医療・介護連携支援センター整備事業 18,558 千円 在宅医療と介護の連携を推進するための拠点を整備し、関係機関の連携支援や研修会の開催等を通して、地域包括ケアシステムの構築を支援する。 ○委託先：福島県医師会 5 在宅医療エキスパート薬剤師人材育成強化事業 3,587 千円 在宅医療での需要の増加が見込まれる無菌調剤等に対応できるエキスパート薬剤師を育成するため、薬局薬剤師間での症例等・情報共有や知識・技能の向上を目的とした研修会開催を支援する。 ○補助率：10/10 ○補助先：県内薬剤師会 4 カ所 6 訪問診療同行研修事業 20,000 千円 高齢化の進展や病床機能の分化等により、在宅医療の需要が増大することが見込まれることから、在宅医療を担う人材の確保・育成を行う。 ○委託先：福島県医師会

事業名	予算額	内 容
		7 がんピアネットワーク構築支援事業 4,907 千円 がん相談の対応を行うピアサポート活動の取組を支援する。 ○補助率：10/10 ○補助先：特定非営利活動法人がんピアネットふくしま 8 認知症等要介護高齢者への歯科保健医療研修会支援事業 350 千円 認知症と診断された患者に対して早期に歯科が介入し患者の重症化を防ぐため、医療介護の連携体制構築を目的に、病院の医療従事者を対象とした研修会等を支援する。 ○補助率：10/10 ○補助先：県歯科医師会 9 在宅医療基盤整備事業 100,315 千円 入院患者の円滑な在宅移行の基盤を構築するため、訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護に必要な医療機器等の整備に対して支援する。 ○補助率：2/3 ○補助先：病院等 55 件（在宅医療機器 45 件、訪問診療車 10 件） 10 無菌調剤室整備支援事業 11,500 千円 がん患者等の在宅医療における医薬品の共有及び桜樹体制を強化するため、地域の調剤薬局において共同利用するための無菌調剤室や安全キャビネットの整備等を支援する。 ○補助率：2/3、一部 10/10 ○補助先：県内薬剤師会及び県内薬剤師会に所属する薬局 ※ その他、国と協議中 24,084 千円
⑮ 地域医療介護総合確保基金事業（医療従事者の確保・養成）	104,621 (繰入 104,519)	医療従事者の確保・養成に必要な事業を実施する。 1 医業承継支援事業 20,000 千円 診療所の廃業等による医療資源の減少を防ぐため、県医師会内に医業承継バンクを設置し、診療所を廃業する医師と新規開業を希望する医師との円滑なマッチングを支援する。 ○委託先：（一社）福島県医師会 2 歯科医療承継支援事業 16,000 千円 歯科診療所の廃業等による医療資源の減少を防ぐため、県歯科医師会内に医業承継バンクを設置し、歯科診療所を廃業する歯科医師と新規開業を希望する歯科医師との円滑なマッチングを支援する。 ○委託先：（公社）福島県歯科医師会

事業名	予算額	内 容
		3 歯科衛生士、歯科技工士の人材確保事業 5,000 千円 潜在歯科衛生士等（離職者）の情報の把握及び再就業支援のための取組に要する費用を補助する。 ○補助率：10／10 ○補助先：県歯科医師会 4 小児救急電話相談事業 19,537 千円 夜間に急変した小児を持つ保護者に対し、必要な相談及び医療機関等の情報提供が可能な民間企業と契約を締結し、＃8000 を利用した電話相談事業を行う。 ○委託先：民間事業者（予定） 5 産科医等確保支援事業 33,436 千円 産科医の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当を支給する分娩取扱医療機関を支援する。 ○補助率：1／3 ○補助先：分娩を取扱う病院、診療所及び助産所 ※ その他、国と協議中 10,648 千円
一部新 ⑯ 地域医療情報ネットワーク活用強化支援事業	18,000 (繰入 15,000)	医療機能の分化・連携を図るため、病院・診療所・薬局・介護施設等における地域医療情報ネットワークの活用強化及び医療機関における地域医療情報ネットワークの機器更新に必要な経費を支援する。 新 1 地域医療情報ネットワーク活用強化支援事業 3,000 千円 ○補助率：1／3 ○補助先：福島県医療福祉情報ネットワーク協議会 2 地域医療情報ネットワーク推進助成事業 15,000 千円 ○補助率：1／3（機器更新） ○補助先：県内の病院等
⑰ 東北ブロック地域相談支援フォーラム	500	北海道及び東北6県からがん医療に携わる者が参加する東北ブロック地域相談支援フォーラムは、本県のがん医療体制の強化において、非常に貢献度の高い公益性をもち、県民の健康増進と公衆衛生の向上に資する事業であることから、その開催経費について支援する。 1 東北ブロック地域相談支援フォーラム 500 千円 ○補助率：定額 ○補助先：福島県がん診療連携協議会相談支援部会

事業名	予算額	内 容
新 ⑬ 男女共同参画 フォーラム開催補 助事業	1,000	女性医師の割合が増加する中、医療界においての真の男女共同参画を実現するべく、男女の相互理解のもと豊かな心を持ち、多様な価値観を受け入れ、医療のあるべき未来を逞しく切り拓く人材を育成する体制作りの推進を目的に、全国の医師会が持ち回りで開催している「男女参画フォーラム」の本県開催に係る経費の一部を補助する。 1 男女共同参画フォーラム開催補助事業 ○補助率：定額 ○補助先：福島県医師会
合 計	2,496,442 (手数 1,765) (国庫 793,643) (繰入 1,473,811) (諸収 55)	

2 救急医療体制の強化

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 初期救急医療体制整備事業	3,852 (国庫 1,700)	救急医療体制の基盤となる、休日等における軽症な救急患者に対応する体制を確保するため、休日夜間急患センター等を設置する市町村に対し補助を行う。 1 小児初期救急医療推進事業 3,852 千円 ○補助率：県 1 / 4 ○補助先：福島市、郡山市
② 救急医療体制整備事業	277,515 (国庫 116,218)	初期救急医療機関及び二次救急医療機関の後方病院として、救急患者の搬送機関との円滑な連携体制に基づき、重篤な患者への救急医療体制を確保する。 1 救命救急センター運営事業 187,040 千円 ○補助率：国 1 / 3、県 1 / 3 ○補助先：救命救急センター 3 カ所 2 病院群輪番制病院設備整備事業 48,484 千円 ○補助率：国 1 / 3、県 1 / 3 ○補助先：病院 8 カ所 3 病院群輪番制病院施設整備事業 2,833 千円 ○補助率：国 0.33 ○補助先：病院 1 カ所 4 救命救急センター設備整備事業補助 39,158 千円 ○補助率：国 1 / 3、県 1 / 3 ○補助先：救命救急センター 1 カ所

事業名	予算額	内 容
一部新 ③ 災害時救急医療 体制整備事業	182,937 (国庫 166,099) (繰入 5,499)	1 災害救急医療資器材整備事業 6,050 千円 大規模災害時における初動体制として、医療救護活動が迅速かつ的確に行えるよう、保健所（6箇所）に備蓄整備した災害救急医療資器材のメンテナンスを行う。 2 災害派遣医療チーム（DMAT）研修等派遣事業 12,527 千円 災害医療コーディネーター養成研修やDMAT隊員養成研修等を実施する。 ○対象機関－災害拠点病院、保健所、医療関係団体等 3 災害医療対策協議会経費 673 千円 関係機関相互の連携強化を図るとともに、災害時医療体制の整備について検討協議を行う。 4 災害時医薬品等備蓄供給事業（薬務課所管） 904 千円 非常災害の発生時、市町村や医療機関等から医薬品等の供給要請があった場合に迅速な供給体制を確立するため、県内を6方部に分け、医薬品等の備蓄供給を行う。 5 地域災害拠点病院施設整備事業 35,898 千円 災害拠点病院に対し、災害時における多数傷病者の受入に備えるため、医療機器や簡易ベッド等の資機材を格納する備蓄倉庫の施設整備を補助する。 ○補助率：国0.33 ○補助先：病院1カ所 6 災害発生に係る医療救護活動等の費用弁償 88 千円 発災時における災害医療コーディネーターの初動費用及び医療救護活動等を実施したDMAT等の関係機関に対して派遣費用当の費用弁償を行う。 7 医療施設浸水対策事業費 153 千円 自然災害等による浸水対策が必要な医療機関に対して、止水板の設置等に必要な経費を補助する。 ○補助率：国0.33 ○補助先：病院1カ所 8 医療施設非常用通信設備整備事業 113 千円 災害時における医療機関の通信手段が途絶する場合に備え、非常用通信設備に必要な経費を補助する。 ○補助率：国1/3 ○補助先：病院1カ所 9 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 114,902 千円 災害時における電力供給及び給水が途絶する場合に備え、非常用自家発電設備及び給水設備等の整備に必要な経費を補助する。 ○補助率：国0.33 ○補助先：病院2カ所

事業名	予算額	内 容
		10 災害支援ナース派遣事業 1,352 千円 災害発生時及び新興感染症まん延時に災害支援ナースによる医療機関への支援が必要になった場合、派遣元医療機関との協定に基づき災害支援ナースの派遣を行う。 新 11 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業 10,277 千円 災害・感染症医療業務従事者を派遣する医療機関が、派遣に要する設備を整備するために必要な経費を補助する。 ○補助率：国 1 / 3 ○補助先：病院 2 カ所
④ 救急医療提供体制連携推進事業	750 (国庫 375)	救急病院の適正な活動を促進するため、研修会の実施を委託する。 ○委託先：(一社)福島県病院協会
⑤ 総合医療情報システム運営事業	71,580 (国庫 22,798) (負担 3,183)	災害時を含めた救急医療体制を支援するため、総合医療情報センターを中核に、県内全域の救急・へき地医療関係機関等をインターネット方式で結び、各種救急医療情報や医療機関情報を登録し、提供する。 ○総合医療情報センター設置場所：福島県医師会館内 ○委託先：(一社)福島県医師会
⑥ 救急医療対策協議会運営経費	1,015	県内の救急医療体制の一層の整備促進を図るため、救急医療体制の整備充実、搬送途上医療の推進、応急手当の普及等について具体的な協議を行う。 1 県救急医療対策協議会運営経費 215 千円 関係機関相互の合意形成機関として設置し、全県的な救急医療体制の整備について検討協議を行う。 ○開催回数：1 回 2 地域救急医療対策協議会運営経費 800 千円 県内の 7 地域保健医療圏域毎に設置し、地域の救急医療体制の整備、メディカルコントロール体制等について検討協議を行う。 ○開催回数：各 1 回
⑦ ドクターヘリ運営費補助事業	327,318 (国庫 163,618)	救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減等を図るため、ドクターヘリを運営する医科大学附属病院に対し、その運営費の一部を補助する。 ○補助率：国 1 / 2、県 1 / 2

事業名	予算額	内 容
⑧ 循環器病対策事業	819 (国庫 409)	福島県循環器病対策推進計画に基づき、本県の健康寿命の延伸と循環器病の死亡率を減少させるための取組みを実施する。 1 循環器病対策事業 819 千円 福島県循環器病対策推進協議会を開催すると共に、研修会や講演会の開催し、関係機関の人材育成や県民に対する普及啓発等を行う。 ○開催回数：協議会 2 回、研修会 1 回
⑨ 災害拠点病院等耐震化事業	37,166 (国庫 37,166)	医療施設の耐震化又は補強等に対して、地震発生時において医療提供体制の維持を図ることを目的とする。 1 医療施設耐震整備事業 37,166 千円 地震発生時において医療機関の適切な医療提供体制の維持を図るため、耐震工事に要する経費を補助することで耐震化整備を促進する。 ○補助率：国 0.5 ○補助先：病院 1 カ所
⑩ 救急電話相談事業	50,900 (負担 25,450)	救急医療に係る医療従事者の負担軽減及び県民の健康不安解消等のため、専門家から助言を受けられる電話相談事業を実施する。 ○委託先：民間事業者
新 ⑪ 二次・三次救急医療機関体制強化支援事業	189,910	傷病者の救急搬送を受け入れし、診療する事業を行う二次・三次救急医療機関に対し、救急受入患者数に応じた支援を行い、救急医療体制の強化を図る。 ○1 人当たり 5,000 円（上限 4,000 千円／機関）
合 計	1,143,762 (負担 28,633) (国庫 508,383) (繰入 5,499)	

3 歯科医療の確保

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 医療安全管理体制推進特別事業	769 (国庫 769)	地域の歯科医師会と連携し、歯科医療における安全管理体制を推進する。 1 歯科医療安全管理体制推進特別事業 769 千円 医療事故対応研修会や医療安全対策研修会等を実施する。 ○委託先：(公社) 福島県歯科医師会

② 歯科医療提供体制構築推進事業	4,036 (国庫 4,036)	地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築する取組を推進する。 1 推進委員会の開催 歯科医師会員、歯科医療有識者、福島県内歯科医療機関等の関係者からなる推進委員会を開催する。 2 歯科医療提供体制の構築に資する事業の実施 介護施設における口腔内状況調査など、推進委員会により協議・検討された事業を実施する。
合 計	4,805 (国庫 4,805)	

4 避難地域等の医療提供体制の復興・再生

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 避難地域等医療復興事業	3,254,068 (繰入 3,254,051) (諸収 17)	避難地域の住民帰還と医療復興を加速させるため、「避難地域等医療復興計画」に基づき、医療提供体制の再構築を推進する。 1 警戒区域等医療施設再開支援事業 1,799,572 千円 (1) 再開支援 医療機関等の再開に向け、地域で必要とされる医療行為等のために必要となる施設・設備整備等に要する経費を補助する。 ○補助対象 警戒区域等の医療機関 ア 同区域内で医療機関を再開した場合 イ 同区域内で医療機関を開設する取組のうち、地域に必要な医療を提供する場合 等 ○補助率 ア 診療再開に必要な施設・設備整備等に要する経費 4 / 5 以内 イ 運営に要する経費 10 / 10 以内 (運営費から診療報酬等を控除し赤字の場合) (2) 医療需要に応じた支援 医療機関が警戒区域等で行う次の取組に要する経費を補助する。 ○補助率 ア 医療送迎 1 / 2 以内 イ 在宅医療 1 / 2 以内 2 初期救急医療確保支援事業 25,000 千円 いわき市の休日夜間急病診療所及び南相馬市の休日夜間急病センターが行っている、小児を含む夜間救急の運営費を補助する。 ○補助先：いわき市、南相馬市 ○補助率：1 / 2 以内

事業名	予算額	内 容
		3 双葉地域公設医療機関等整備支援事業 305,633 千円 双葉地域に帰還した住民等の安心を確保するために開設された「ふたば医療センター附属ふたば復興診療所」の運営に必要な経費を補助する。 また、東日本大震災及び原子力災害により避難している住民のため、双葉郡の町村が協力して、いわき市の復興公営住宅団地内に設置した2箇所の郡立診療所の運営に必要な経費を補助する。 ○補助率：運営支援 10/10以内 (運営費から診療報酬等を控除し赤字の場合) 4 救急医療従事者資質向上支援事業 2,900 千円 浜通りの医療機関に所属する、救急医療に携わる医療従事者の資質向上のため、一次救命措置及び二次救命措置者の研修経費を補助する。 ○補助率：2/3以内 5 近隣地域医療提供体制整備事業 132,150 千円 近隣地域の医療提供体制の充実を図るため、避難地域の住民を含む新規透析患者を受け入れや、周産期医療、救急医療、手術室の機能強化に必要な経費を補助する。 ○補助率 ア 透析医療 補助対象：相馬地域等の医療機関 補 助 率：施設整備 1/2 以内 設備整備 1/2 以内 技術指導経費等 2/3 以内 1/2 以内 イ 周産期医療 補助対象：浜通り地方の医療機関 補 助 率：施設整備 1/2 以内 設備整備 1/2 以内 ウ 救急医療機能強化・連携体制構築 補助対象：浜通り地方の医療機関 補 助 率：施設整備 1/2 以内 設備整備 1/2 以内 6 避難地域薬局運営補助事業 132,650 千円 震災以前から避難地域等にあり、再開していない薬局等の再開等に向け、地域で必要とされる医療行為のために直接必要となる運営費等を補助し、再開及び運営を支援する。 ○補助対象：避難地域の薬局 ○補 助 率：再開に必要な施設・設備の整備 4/5 以内 運営に要する経費 10/10 以内 (運営費から保険調剤収入等を控除し赤字の場合) 7 双葉地域中核的医療体制確保事業 850,265 千円 原子力災害により休止している県立大野病院の後継病院として中核となる病院の開設に要する経費を補助し、双葉地域の医療体制確保を支援する。 ○補助先：病院局

事業名	予算額	内 容
		8 双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会事業 1,006 千円 原子力災害により避難を余儀なくされた双葉地域等の医療等提供体制を再構築するため、国、県、地元市町村及び関係団体が連携し、避難地域の医療等に係る情報及び課題を共有し、将来展望をもった対応について協議、検討を行う。 9 計画進行管理経費 4,892 千円 避難地域等医療復興計画の事業を推進していくために要する諸経費。
② 双葉地域二次医療提供体制確保事業	1,665,990 (繰入 1,665,990)	「福島県ふたば医療センター附属病院」の運営費の支援等により、双葉地域の二次医療提供体制を確保するとともに、近隣地域の二次・三次救急医療機関の負担軽減を図る。 1 ふたば医療センター附属病院運営事業 1,340,397 千円 双葉地域の二次救急医療提供体制を確保するため、「福島県ふたば医療センター附属病院」の運営に必要な経費を補助する。 ○補助先：病院局 ○内 容：運営費、多目的ヘリ運航事業 2 ふたば救急総合医療支援センター運営事業 325,593 千円 双葉地域に必要な二次救急医療の確保を支援するため、ふたば救急総合医療支援センターの運営業務を委託し、双葉郡等町村関係機関と連携した救急医療支援、広域的な総合医療支援を実施する。 ○委託先：福島県立医科大学
③ 原子力災害等復興基金造成事業	3,496,903 (国庫 3,493,608) (財収 3,295)	東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の医療提供体制の再構築に必要な事業を実施するため、基金の造成及び資金運用を行う。 1 医療復興計画勘定積立 3,493,608 千円 事業実施のための国費（地域医療再生臨時特例交付金）の積立 2 医療復興計画勘定分利子積立金 3,295 千円 資金運用により発生する運用益の積立
合 計	8,416,961 (国庫 3,493,608) (財収 3,295) (繰入 4,920,041) (諸収 17)	

5 移植医療の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 骨髄バンクドナー登録推進事業	1,288	広く県民に対して骨髄バンク事業の普及啓発を行い、事業に対する県民の理解とドナー登録の促進を図る。 また、市町村が骨髄または末梢血幹細胞の提供者に対して助成を行う事業について、事業費の一部を補助する。 1 骨髄バンクドナー登録推進事業 141 千円 2 併行型ドナー登録推進事業 447 千円 3 骨髄移植ドナー支援補助事業 700 千円
② 臓器移植推進事業	12,377 (繰入 6,399)	臓器移植コーディネーターの設置等により、日本臓器移植ネットワークが行う臓器移植の円滑な実施と、臓器移植に対する県民及び医療機関への普及啓発を行い、全国の臓器に障害を持つ患者が適正かつ公平な臓器移植を受けられる環境を整備する。
合 計	13,665 (繰入 6,399)	

○ 医療人材対策室担当の事業

1 過疎・中山間地域における医師の確保

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 自治医科大学医師確保支援事業	134,000	自治医科大学経常運営費負担金 全国各都道府県が共同出資して設置した自治医科大学の運営費を負担する。
一部新 ② へき地医療支援対策事業	15,106 (国庫 14,138)	1 へき地医療支援機構運営事業 934 千円 へき地医療支援機構において、へき地診療所等からの代診医の派遣要請に対する調整、医療情報アドバイザーによる医師の情報確保、へき地勤務希望医師への要請活動等、広域的なへき地医療支援に係る各種事業を行い、へき地医療対策を円滑かつ効率的に実施する。 ○補助率：国 1 / 2 2 へき地診療所運営事業 13,172 千円 へき地診療所施設整備費国庫補助金の交付を受けて設置したへき地診療所の運営費に対して助成する。 ○補助率：国 2 / 3 ○補助先：檜枝岐村 新 3 医師少数区域等における認定医師の勤務推進事業 1,000 千円 当該医師がスキルアップを図るために必要とする経費を補助することで、医師少数区域等での勤務継続を促す。 ○補助率：国 1 / 2、県 1 / 2
合 計	149,106 (国庫 14,138)	

2 医師の確保と定着

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
一部新 ① 専門医養成支援事業	42,158 (繰入 42,158)	地域医療提供体制の充実を図るため、総合診療医の養成を支援するとともに、専門研修施設を目指す医療機関の設備整備及び専門研修プログラムの策定を支援する。 1 総合診療医養成支援事業 26,158 千円 福島県立医科大学に設置された「総合内科・総合診療医センター」が行う総合診療医養成等の取組や医療機関への診療応援等の取組を支援する。 ○補助率：10 / 10 ○補助先：福島県立医科大学

事業名	予算額	内 容
		2 専門研修設備整備支援事業 10,000 千円 専門研修施設の新設を促進するため、県内の医療機関が専門研修を行うために必要な設備整備に係る備品購入等経費を補助する。 ○補助率：2／3 ○補助先：県内の医療機関 新 3 専門研修プログラム策定支援事業 6,000 千円 専門研修プログラムの充実を図るため、県内の医療機関が専門研修プログラムの策定を行うために必要な経費を補助する。 ○補助率：10／10以内 ○補助先：県内の専門研修基幹施設
② 医師臨床研修対策事業	98,556 (繰入 96,213) (諸収 900)	臨床研修医の県内定着及び県外からの招へい等を通じて、臨床研修医の確保及び指導能力の向上を図る。 また、福島県立医科大学と県内臨床研修病院の病院群を形成するなど、県内への研修医確保のための各種事業を実施する。 1 臨床研修病院合同ガイダンス事業 4,943 千円 臨床研修医を確保するため説明会等を開催するほか、県外大学の医学部生が県内臨床研修病院を見学するための旅費を支給する。 2 医師臨床研修指導医講習会事業 1,555 千円 効果的に臨床研修を推進するため指導医養成講習会を開催する。 3 人材育成・定着促進事業 29,890 千円 福島県立医科大学と県内臨床研修病院が病院群を形成して魅力ある研修プログラムの作成等を行うために必要な経費を補助する。 ○補助率：県10／10 ○補助先：福島県立医科大学 4 魅力的な臨床研修プログラム作成事業 62,168 千円 (1) 県内臨床研修病院間の相互乗り入れによる研修を推進するため、研修医の宿舎確保に必要な経費を補助する。 ○補助率：県10／10 ○補助先：臨床研修病院 (2) 臨床研修病院において、臨床研修に必要な設備整備に係る備品購入等経費を補助する。 ○補助率：県2／3 ○補助先：臨床研修病院 (3) 研修医が使用する医療情報検索ツール導入費を補助する。 ○補助率：県10／10 ○補助先：臨床研修病院 (4) 臨床研修プログラムの作成にかかる経費 ○補助率：県10／10 ○補助先：臨床研修病院 (5) 県内臨床研修や臨床実習に係る広報活動を行う。

事業名	予算額	内 容
③ 医療勤務環境改善支援事業	199,371 (繰入 199,350) (諸収 21)	医療機関における医師の働き方改革の取組推進や医療従事者の勤務環境の改善、子育て期の女性医師が継続して働くことができる就業環境等の整備に向けた取組を支援する。 1 医療勤務環境改善支援センター事業 19,670 千円 勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して、総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を運営する。 2 女性医師等就労環境改善事業 12,154 千円 復職研修や仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行う病院に対して補助金を交付する。 ○補助率：県 1 / 2 ○補助先：復職研修や就労環境改善を行う病院 3 地域医療勤務環境改善体制整備事業 167,547 千円 勤務医の労働時間短縮のための体制整備に係る経費等の補助を行う。 ○補助率：県 10 / 10 ほか ○補助先：地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると知事が認める医療機関等
④ 医師定着促進事業	13,721 (繰入 13,721)	1 地域医療体験研修事業 7,121 千円 地域医療に関心のある医学部生を対象にへき地診療所等の地域医療の現場視察や地域住民との交流など体験の場を提供し、将来の地域医療の担い手を育成する。 ○補助率：県 10 / 10 ○補助先：いわき市 公立藤田総合病院 2 医師マッチング事業 6,600 千円 浜通り地方の病院等において勤務する特定診療科医師（産科・小児科・麻酔科）の確保をコンサルタントに委託する。
⑤ 医師確保修学資金貸与事業	832,254 (繰入 710,062)	1 へき地医療等医師確保修学資金貸与事業 122,192 千円 将来、県内のへき地診療所及び県立病院等に勤務しようとする医学部生に対して修学資金を貸与することにより、県内の医師少数区域や県立病院の医師の確保を図る。 ○貸与人数：新規貸与者及び継続貸与者 継続 22 名、新規 15 名 ○貸与額：月額 235 千円、入学金 1,000 千円 ○周産期医療等医師コース加算額：月額 115 千円 (総合診療科・産科・小児科)

事業名	予算額	内 容
		2 地域医療医師確保修学資金貸与事業 35,780 千円 県外の私立大学において、定員増した本県卒に入 学した医学部生に対し、修学資金を貸与する。 ○貸与人数：継続 9 名 新規 2 名 ○貸 与 額：月額 235 千円、入学金 1,000 千円 ○周産期医療等医師コース加算額：月額 115 千円 （総合診療科・産科・小児科） 3 緊急医師確保修学資金貸与事業 651,936 千円 将来、県内の公的医療機関等に医師として勤務しよ うとする福島県立医科大学医学部の学生に対し、修学 資金を貸与し医師の確保を図る。 ○貸与人数：継続 263 名（第一種貸与者） 新規 60 名（第一種貸与者） 5 名（周産期医療等医師コース） ○貸 与 額：月 額 150 千円（第一種） 入学金 282 千円（県内出身者） 846 千円（県外出身者） ○周産期医療等医師コース加算額 月額 200 千円 （総合診療科・産科・小児科） 4 修学資金修学生支援事業 215 千円 修学資金の貸与を受けている医学生に対し、説明会 や面談を実施することにより、県内定着を図る。 5 医師研修・研究資金貸与事業 20,600 千円 県外からの医師の招へい及び県内定着を図るため、 研修や研究に必要となる資金を貸与する。 ○補助率：定額 ○補助先：特定診療科医師等 （総合診療科・救急科・産科・小児科・麻酔科） 6 修学資金被貸与医師等定着促進事業 1,531 千円 修学資金被貸与医師・学生への地域医療に関する講 演や参加者間での意見交換等を通じ、地域医療に関す る知識や参加者間の交流を深め、県内定着を促進す る。
一部新 ⑥ ふくしま医療人 材確保事業	1,618,283 (繰入 1,618,283)	東日本大震災による離職等により不足している医師 等の医療従事者の確保を図り、県内の医療提供体制の回 復及び復興につなげるため、事業を実施する医療機関等 を支援する。 1 医療人材確保緊急支援事業 22,500 千円 災害により医療従事者が減少し経営状況が厳しくな っている病院等における医療従事者の確保や就業環境 改善等につながる活動経費を補助する。 ○補助率：県 10 / 10 ○補助先：南相馬市及び双葉郡にある病院

事業名	予算額	内 容
		2 被災地域医療寄附講座支援事業 105,957 千円 浜通りの医療機関の医師確保を支援するため、福島県立医科大学に設置され、浜通りの医療機関に常勤医師の派遣を行う寄附講座を支援するために必要な経費を補助する。 ○補助率：人件費 県 10 / 10 事業費 県 2 / 3 ○補助先：福島県立医科大学 3 双葉地域等公立診療所支援教員増員事業 78,484 千円 双葉地域における住民や作業員等に安定した医療を提供するため、公立診療所への継続的な支援を行う支援教員を設置し、双葉地域等の公立診療所への非常勤医師の派遣を実施した場合に補助金を交付する。 ○補助率：県 10 / 10 ○補助先：福島県立医科大学 4 過疎地域等医師研修事業 8,930 千円 過疎地域等の医療を担う人材の育成と地域医療を担う医師の診察能力向上を図る研修会等を実施する。 (福島県立医科大学に委託) 5 県外医師招へい事業 99,401 千円 県内の医師が不足する地域の病院を支援するため、福島県立医科大学を拠点として県外からの医師の招へいを実施する。(福島県立医科大学に委託) 6 地域医療再生支援教員事業 212,299 千円 相双医療圏の医師不足に対応するため、地域医療等支援教員を設置し、相双医療圏の中核病院等への非常勤医師の派遣を実施した場合に補助金を交付する。 ○補助率：県 10 / 10 ○補助先：福島県立医科大学 7 寄附講座設置支援事業 190,000 千円 県外大学の医学部等に寄附講座を設置する市町村等に対し、その経費を補助する。 ○補助率：県 10 / 10 ○補助先：市町村等 8 被災地域医療支援事業 20,000 千円 全国からの医療支援と県内医療機関のマッチングや双葉郡の保健医療活動を支援するために必要な経費を補助し、医療復興を促進する。 ○補助率：人件費 県 1 / 2 旅費等 県 10 / 10 ○補助先：国立病院機構災害医療センター 9 浜通り医療提供体制強化事業 700,000 千円 東日本大震災により離職した医療従事者の雇用や県外からの医療支援等に係る人件費について医療機関に対し補助することにより、医療従事者の確保や継続雇用等を図る。 ○補助率：県外の医療従事者の雇用 県 2 / 3 県外からの医療支援等 県 1 / 2 ○補助先：浜通りの医療機関

事業名	予算額	内 容
		10 臨床研究イノベーションセンター医師派遣事業 40,457 千円 福島県立医科大学の臨床研究イノベーションセンターに、専門医資格を志向する若手医師を招へいし県内定着を図ることで、県内医療機関への安定的な診療支援を行うとともに、福島県を臨床研究の全国ブランドとすることで、県外からの医師確保を図る。 ○補助率：県 10 / 10 ○補助先：福島県立医科大学 新 11 地域医療支援教員強化事業 140,255 千円 医師不足に対応するため、地域医療支援担当教員を増員し、公的医療機関等への医師の派遣を実施した場合に補助金を交付する。 ○補助率：県 10 / 10 ○補助先：福島県立医科大学
⑦ 地域医療支援センター運営事業	89,998 (繰入 89,998)	1 地域医療支援センター運営事業 4,475 千円 県内医療機関の医師確保支援、キャリア形成支援等を一体的に行い、県内の医師確保や地域偏在の解消を図るため、福島県立医科大学に「福島県地域医療支援センター」を設置し、現場主義の観点から課題解決に取り組む。 2 地域医療支援センター機能強化事業 84,995 千円 地域医療支援センターの「県外指導医の確保・派遣機能」及び「修学資金被貸与医師等のキャリア形成支援機能」の強化を図る。 (福島県立医科大学に一部委託) 3 ふくしま医師Fターン支援事業 528 千円 医師の F ターン(UIJ ターン)を促進するため、Web サイトを運営し、県外向けの情報発信力を強化する。
⑧ ふくしま子ども・女性医療支援センター運営事業	151,787 (繰入 151,787)	福島県立医科大学内に「ふくしま子ども・女性医療支援センター」を設置し、福島県立医科大学の産科婦人科学講座・小児科学講座と連携し、周産期医療に携わる医師等の養成や県外からの招へいを行う。 (福島県立医科大学に委託)
⑨ 医師確保計画推進事業	670	「福島県医師確保計画」に基づく取組の進捗や次期計画等について協議するため、福島県地域医療対策協議会を開催する。
合 計	3,046,798 (繰入 2,921,572) (諸収 921)	

3 看護職員の養成と確保

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 健康衛生事務経費（施設管理経費）	3,594 (手数料 1,120)	看護師等免許管理システム運営事業 3,594 千円
② 医療従事者修学資金貸与事業	123,746 (繰入 123,746)	保健師等修学資金貸与事業 保健師、助産師、看護師及び准看護師養成施設の在学者で、卒業後県内の指定施設において当該業務に従事しようとする者に対して、修学に必要な資金を貸与する。 ○貸与人数：197 名 ○貸与月額：保健師・助産師・看護師課程 (公立) 39,000 円 (民間立) 56,000 円 准看護師課程 (公立) 19,000 円 (民間立) 32,000 円
③ 看護教育・准看護師試験経費（経常行政経費）	6,654 (手数料 2,242) (繰入 500)	保健師助産師看護師法に基づき准看護師試験を実施する。 ○開催時期：2026 年 2 月
④ 看護教員・実習指導者養成講習会	13,630 (繰入 13,630)	1 保健師助産師看護師実習指導者講習会 10,649 千円 看護師等学校養成所の実習施設で指導にあたる者を対象として、必要な知識や技術を修得するための講習会を開催する。 ○委託先：福島県看護協会、医療創生大学 ○実施期間：約 4 か月 ○開催回数：3 回 2 看護教員養成講習会支援事業 2,981 千円 看護教員養成講習会を開催する準備として、研修カリキュラムの見直し、進捗表の作成、講師依頼、時間割作成、受講者審査等を行う。 ○委託先：福島県看護協会
⑤ ナースセンター事業	54,637 (繰入 39,934)	看護師等の確保を図るため、ナースセンターを設置・運営する（委託先：福島県看護協会）。 1 ナースバンク事業 14,703 千円 求職中の看護職と求人中の施設が各々登録し、無料で職業紹介を実施する。 2 看護師等求人開拓・マッチング事業 30,811 千円 県内各地域での巡回相談会、ナースセンター及びサテライトにおける就業相談等の実施により、求人・求職のマッチングを促進する。 3 ナースセンター機能強化事業 9,123 千円 看護職の潜在化を防ぐため、看護職離職の際の届出制度を活用し、能動的な就業支援を行う。

事業名	予算額	内 容
⑥ 看護師等養成所 運営費補助事業	266,096 (繰入 248,745)	看護師等養成所の充実強化を図るため、その設置者に対して運営に必要な経費を補助する。 ○補助率：県 10 / 10 ○補助先：のべ 16 施設 看護師 3 年課程 9 施設 看護師 2 年課程 2 施設 准看護師養成所 5 施設
⑦ 病院内保育所運 営費補助事業	99,424 (繰入 99,424)	病院職員の離職防止及び看護職員等の再就職の促進を図るため、院内保育所の運営費の一部を補助する。 ○補助率：県 2 / 3 ○補助先：計 20 施設
⑧ 看護職員離職防 止・復職支援事業	55,725 (国庫 1,046) (繰入 54,665) (諸収 14)	看護職員の離職防止や復職を支援するとともに、定着に向けた職場の環境づくりや再就業等を支援することにより、県内医療機関等の看護職員の安定的確保を図る。 1 看護業務推進連絡会議 293 千円 看護職員の専門研修や再就業研修会の企画立案等の検討を行う。 2 潜在看護師等再就業促進・緊急時確保事業 13,118 千円 潜在看護師等の再就業促進や非常時における応援看護師の確保のため、医療機関等との連携による人材育成等を行う。 3 新人看護職員研修事業 33,568 千円 新人看護職員へ研修を行う病院に対して補助を行うとともに、新人看護職員研修体制の構築を行う医療機関の教育担当者に対して、研修を開催する。 ○補助率：県 1 / 2 または 3 / 8 ○補助先：新人看護職員が在籍する病院等 4 外国人看護師候補者就労研修支援事業 1,046 千円 外国人看護師候補者を受け入れている施設に対する経費補助を行う。 ○補助率：国 10 / 10 ○補助先：外国人看護師候補者受入施設 5 看護職働き方改革推進事業 2,266 千円 医療機関における勤務環境を改善するための研修会を実施する。 6 看護補助者活用推進事業 853 千円 看護補助者の活用を推進するため、看護管理者を対象に研修を行う。

事業名	予算額	内 容
		7 ふくしま助産師実践力向上事業 4,581 千円 新人助産師を対象に、分娩介助等の実務経験や助産師に必要な知識・技術等の習得・向上のための研修会等を実施する。
⑨ 復興を担う看護職人材育成支援事業	226,639 (繰入 226,639)	復興を担う看護職の人材育成を支援するため、進学・就職活動及びキャリアアップを支援する。 また、浜通りの医療機関が看護職員確保に取り組む際の経費を補助する。 1 浜通り看護職員確保支援事業 100,490 千円 浜通りの医療機関が取り組む確保支援策に要する経費を補助する。 ○補助率：県 10 / 10 ○補助先：浜通りの医療機関 2 医療機関における看護力向上支援事業 5,333 千円 医療機関の専門分野における看護実践能力を高めるため、認定看護師等を派遣し、専門的知識・技術を提供する。 3 看護職員ふるさと就職促進等事業 84,126 千円 南相馬市及び双葉郡の病院が取り組む看護職員確保策等に要する経費を補助する。 ○補助率：県 10 / 10 ○補助先：南相馬市及び双葉郡にある病院 4 福島看護職ナビ運営事業 6,163 千円 看護に関わる全ての人を対象とした看護情報ポータルサイトを運営する。 5 相双地域看護職等就業促進支援事業 1,047 千円 相双地域の市町村が行う、看護職の就業を促進するイベント等に必要な経費を補助する。 ○補助率：県 1 / 2 ○補助先：相双地域の市町村 6 専門看護人材養成・派遣事業 29,480 千円 認定看護師の養成に係る経費を補助する。 また、浜通りの医療機関に対して技術指導を行うため、認定看護師等の派遣を行う。 ア 認定看護師等の養成に係る経費補助 ○補助率：県 10 / 10 ○補助先：病院及び医療関係団体 イ 認定看護師等の派遣 委託先：福島県看護協会

事業名	予算額	内 容
⑩ 看護教育体制強化支援事業	32,454 (繰入 32,454)	高度化する医療に対応できる臨床実践能力の高い看護職を養成するため、看護基礎教育の充実を図る。 1 看護師等養成所教育体制支援事業 30,954 千円 実習指導教員を配置する県内養成所に対して、教員の人件費を補助する。 ○補助率：県 10 / 10 ○補助先：県内の看護師等学校養成所 2 看護教育・研究支援事業 1,500 千円 看護学生の研究発表や教育研究に要する経費を補助する。 ○補助率：県 10 / 10 ○補助先：福島県看護学校協議会
⑪ 看護職員就業調査事業	1,235 (諸収 3)	看護職員等の国及び県の調査・集計に係る業務を実施するとともに、県看護職員需給計画の進行管理を行う。 1 看護職員需給計画策定事業 1,125 千円 福島県看護職員需給計画に基づく施策を推進するため、看護職員需給計画策定検討会を開催する。 2 看護師等業務従事者届集計事業 110 千円 保健師、助産師、看護師及び准看護師として従事している者は2年ごとに氏名、住所、業務従事場所等を就業地の都道府県知事に届けることが義務づけられており、届出の集計を行う。
⑫ 看護関係施設整備等補助事業	30,186 (繰入 30,186)	ナースステーションの拡張や職員更衣室・休憩室の改修等、看護職員が働きやすい環境整備を行う医療機関へ補助を行う。 1 看護師勤務環境改善施設整備費補助事業 18,607 千円 看護職員の確保及び離職防止を図るため、勤務環境を改善するために行う施設整備に対する補助を行う。 ○補助率：県 1 / 3 ○補助先：病院 2 病院内保育所施設整備費補助事業 4,079 千円 こどもを持つ看護職員等の離職防止及び未就業看護職員等の再就業促進並びに子育て支援を図るため、病院内保育所の施設整備費の一部を補助する。 ○補助率：県 1 / 3 ○補助先：病院 3 看護師等宿舎施設整備補助事業 7,500 千円 看護職員の確保及び離職防止を図るため、看護師等宿舎施設施設整備に対する補助を行う。 ○補助率：県 1 / 3 ○補助先：病院

事業名	予算額	内 容
⑬ 公立高等学校等就学支援金事業	504 (国庫 504)	国の高等学校等就学支援金制度に基づき、受給資格を有する看護師等養成校に対する支援金等の交付事務を行う。
一部新 ⑭ 若者の県内定着のための看護の魅力発信事業	87,320 (繰入 42,089) (国庫 21,866) (諸収 21)	医療提供体制を支える看護人材の確保に向け看護職を目指す若年層を増やし、就職に至るまでの各世代間で切れ目なくサポートすることで、地域医療の復興を担う人材の育成・確保・定着を図るとともに、人口流出抑制につなげる。 1 看護師等学校養成所募集リーフレット 504 千円 県内の看護師等養成所の募集案内リーフレットを作成する。 2 看護師等学校養成所進学相談会 2,513 千円 高校生等を対象とした県内看護師等養成所の説明会を開催する。 3 FUKU★BUS ツアー 6,589 千円 高校生等を対象に、ホープツーリズムの視点を加えるなど、看護、地域の現状が学べるバスツアーを実施する。 ○訪問先：浜中会津の3地域 ○対 象：看護学生、高校生、中学生、保護者等 4 インターンシップ支援 1,143 千円 市町村、医療機関、保健所等と連携し、看護学生を対象とするインターンシップの受入を支援する。 5 看護学生実習受入促進事業 3,161 千円 実習を受入れている病院等に対し、実習指導者養成に要する経費を補助する。 ○補助先：病院 ○補助率：県10／10 6 看護の出前講座実施事業 3,194 千円 小学生～高校生を対象に、看護職が学校等へ出向く「出前講座」を実施する。 ○委 託 先：福島県看護協会 ○開催地域：県内全域 ○訪問予定：約35校 7 高校生の一日看護体験実施事業 3,839 千円 高校生を対象に、実際の医療機関で患者や看護職と接する看護体験の機会を提供する。 ○委 託 先：福島県看護協会 ○開催地域：県内全域 8 看護体験イベント開催事業 19,272 千円 小学生を対象に、本県に縁のある玩具メーカー等と連携し、体験学習イベントを開催する。 ○開催地：県内展示会場（予定）

事業名	予算額	内 容
		9 看護職キャリアスタートガイドブック 1,895 千円 中学生を対象に、教育庁と連携し、授業等で活用できる看護職の魅力や、看護職になる方法等を紹介するガイドブックを作成し、配布する。 新 10 つながるふくしまナースライン事業 45,210 千円 若い世代から認知されている LINE をプラットフォームにし、友達登録されたユーザーのカテゴリーにあった情報を継続的に発信し、「つながる」ことで看護職を目指す若者の確保を図る。
合 計	1,001,844 (手数 3,362) (国庫 23,416) (繰入 912,012) (諸収 38)	

4 看護職員の資質向上

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
一部新 ① 在宅ケア推進事業	67,018 (繰入 67,015) (諸収 3)	がん看護、訪問看護の充実を図るため、看護職員に対する研修を実施し、県民が質の高い看護を受けることができる体制を整備する。 1 がん看護研修事業 3,078 千円 がん看護研修会等を実施し、専門的な知識と技術を持った臨床実践能力の高い看護師を養成する。 2 特定行為研修推進事業 46,298 千円 看護師の特定行為研修参加費、指定研修機関の研修運営経費を補助するとともに、特定行為の普及・推進強化に向け、関係機関との総合調整・支援を担う体制を整備する。 ○補助率：県 10 / 10 (一部 1 / 2) ○補助先：医療機関及び施設、訪問看護ステーション、指定研修機関 ほか ○委託先：福島県立医科大学 3 多職種連携推進事業 500 千円 高校生や養成所等の学生を対象とした多職種連携研修等の開催を支援する。 ○補助率：県 1 / 2 ○補助先：医療福祉関係教育施設及び関係団体

事業名	予算額	内 容
		新 4 福島県訪問看護総合支援センター事業 17,142 千円 訪問看護をめぐる地域の様々な課題を一元的・総合的に解決を目指す拠点である訪問看護総合支援センター（仮称）において、訪問看護事業所の基盤強化や事業運営等の相談窓口の設置、支援機能の集約、調査・分析・発信力の強化等を行う。 ○委託先：福島県看護協会
② 感染症専門人材養成等事業	46,829 (繰入 46,297)	新型コロナウイルス感染症を含む感染症等に迅速かつ的確に対応するため、感染管理認定看護師の資格取得に要する経費を補助するとともに、県内の養成課程の運営を支援するなど、感染症に対応できる人材の育成・確保を図る。 1 感染症専門人材養成支援事業 19,470 千円 医療機関等に対し、所属する看護師の感染管理認定看護師の資格取得を促進するため、関連経費を補助する。 ○補助率：県 10 / 10 以内 ○補助先：医療機関等 2 感染症専門人材派遣事業 3,327 千円 感染管理認定看護師がいない医療機関等に対して認定看護師を派遣し、支援を行う。 3 感染症専門人材養成課程運営費補助事業 24,032 千円 県内養成課程の継続的な運営のため、関連経費の補助等を行う。 ○補助率：県 10 / 10 以内 ○補助先：養成課程設置運営主体
合 計	113,847 (繰入 113,312) (諸収 3)	

5 医療従事者の確保

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 医療従事者修学資金貸与事業	187,814 (繰入 180,609)	各医療従事者養成施設に在学し、卒業後県内指定施設で業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与することにより、医療従事者の安定的な確保と県内への定着促進を図る。 1 理学療法士等修学資金貸与事業(旧制度) 36 千円

事業名	予算額	内 容
		2 理学療法士等修学資金貸与事業(新制度) 179,609 千円 ○貸与人数：258 名 ○貸与月額：50 千円（入学金上限 300 千円） ○対象職種：理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、歯科衛生士、臨床検査技師 3 医療従事者修学資金管理運営事業 7,169 千円 4 医療従事者招へい事業 1,000 千円 即戦力となる専門医等の確保に取り組む医療機関やへき地診療所等を運営する市町村に対して、採用活動等に要する経費を補助する。 ○補助率：県 1 / 2（補助上限額 500 千円／件） ○補助先：専門医研修基幹施設及び連携施設へき地診療所等を運営する市町村
② 医療従事者・実習指導者養成講習会	5,240 (繰入 5,240)	1 作業療法士実習指導者養成講習会 2,500 千円 作業療法士の養成に当たり、今後実習指導者となる予定の者に対して、効果的な実習指導ができるよう知識、技術を習得させる。 ○補助率：県 10 / 10 ○補助先：福島県作業療法士会 2 理学療法士実習指導者養成講習会 2,740 千円 理学療法士の養成に当たり、今後実習指導者となる予定の者に対して、効果的な実習指導ができるよう知識、技術を習得させる。 ○補助率：県 10 / 10 ○補助先：福島県理学療法士会
③ “医療の仕事”魅力発信事業	2,155 (繰入 2,155)	1 小・中学生医療体験学習等開催事業 1,455 千円 小学生及び中学生を対象に、自宅に居ながら医療職種について学習できる Web サイトを公開するとともに、医療体験セミナーを開催し、全県的に不足している医療職種についての理解を深める。 2 理学療法士等医療従事者確保推進事業 700 千円 医療関係団体が各職種の理解を深め、本県の医療人材確保につながるイベントを実施するための経費を補助する。 ○補助率：県 10 / 10 ○補助先：医療関係団体
合 計	195,209 (繰入 188,004)	

6 将来にわたる県民健康管理

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① ふくしま国際医療科学センター運営事業	412,902 (繰入 412,902)	先端臨床研究センター運営事業 福島県立医科大学において、放射性薬剤研究開発等に取り組む「先端臨床研究センター」の運営に要する費用を補助する。 ○補助率：定額 ○補助先：福島県立医科大学
② 福島県民健康管理基金造成事業	199,355 (国庫 199,355) (財収 0)	放射性薬剤研究開発等勘定分積立金 国から交付される福島再生加速化交付金を基金に積み立てる。
合 計	612,257 (国庫 199,355) (繰入 412,902)	

○ 感染症対策課担当の事業

1 感染症対策の総合的な推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 感染症予防対策事業	77,857 (国庫 29,831)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定められた各疾病の発生時に、必要な措置をとるとともに、疫学調査を実施し、感染経路の究明を図る。 また、接触者等に対して健康診断を行い、二次感染の防止に努める。 1 感染症予防費等負担金 158 千円 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に要する経費等の市町村支弁分に対する負担金。(中核市を除く) ○負担率：国 1 / 3、県 1 / 3、市町村 1 / 3 2 腸管出血性大腸菌感染症等予防対策事業 2,243 千円 腸管出血性大腸菌感染症等患者の発生に対する検査及び感染拡大防止対策を実施する。 3 移送費 5,823 千円 1 類・2 類感染症患者等を患者発生場所から感染症指定医療機関へ移送する。 4 感染症診査協議会運営費 4,605 千円 患者の入院勧告及びその延長に関する必要な事項を審議するため、各保健所で感染症診査協議会を開催する。 ○感染症結核診査協議会 5 か所 ○開催予定回数 定期 65 回、臨時 30 回 5 入院患者医療費 507 千円 県が入院勧告又は入院の措置をした場合において、患者が受ける医療に要する費用のうち、社会保険等で負担される部分を除いた費用を負担する。 6 指定医療機関運営費補助金 44,580 千円 1 類・2 類感染症患者を入院治療する感染症指定医療機関に補助を行い、患者発生時の体制を整備する。 ○補助率：国 1 / 2、県 1 / 2 ○補助先：感染症指定医療機関 7 か所 7 新興・再興感染症等対策事業 3,013 千円 新興感染症や再興感染症等への対策を進めるための体制整備を行う。 8 新型インフルエンザ検査試薬備蓄事業 2,704 千円 新型インフルエンザ感染症等に係る疑い患者が発生した際に、速やかに衛生研究所にて検査を実施するため、感染拡大初期(1 ヶ月)の対応に必要な検査試薬の備蓄を行う。

事業名	予算額	内 容
		9 麻しん対策事業 108 千円 県内の麻しん・風しん排除のため、対策会議の開催や県民への周知等を図る。 10 感染症危機管理ネットワーク構築事業 1,005 千円 迅速な情報提供等を目的に、医療機関等との情報ネットワークを構築し、感染拡大防止の一助とする。 11 デング熱等予防対策事業 1,156 千円 平常時の蚊の生息調査及び県内でのデング熱感染時の推定感染地特定のための蚊の生息調査を行う。 12 流行初期医療確保措置負担金 3,000 千円 医療措置協定に基づき、新興感染症の発生初期段階から医療を提供する医療機関に対して財政支援（流行初期医療確保措置）を行うために運用されている電子システムの保守経費を負担する。 13 新型コロナウイルス感染症医療費 8,955 千円 令和 5 年度までの新型コロナウイルス感染症患者等に係る PCR 検査費、陽性患者入院費及び軽症者等医療費の患者自己負担分を公費で負担する。
② 抗インフルエンザウイルス薬備蓄事業	2,601	県内での新型インフルエンザの発生に備え、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する
③ 感染症サーベイランス等事務経費（経常行政）	31,600 (国庫 17,353)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 14 条、第 15 条及び第 16 条に基づき、感染症の発生状況や動向を把握し、その情報を公表する。 あわせて、感染症の患者情報と病原体情報を収集し、総合的に分析し、これを関係機関・県民に公表するため、衛生研究所に設置した感染症情報センターの機能の充実を図る。 ○発生動向調査事業 ・感染症発生動向調査の実施 週 1 回実施 ・感染症発生動向調査企画委員会 年 1 回開催 ・感染症情報解析委員会 年 4 回開催 ○各種病原体の検査経費 ○感染症情報センター整備事業 ○感染症流行予測調査事業
④ ハンセン病啓発普及事業	385	県として「らい予防法」の執行に関わり、ハンセン病の患者に苦難を強いてきた経緯を踏まえ、福島県出身の方が入所しているハンセン病療養所を訪問し、入所者と懇談を行う。
合 計	112,443 (国庫 47,184)	

2 肝炎対策の実施

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 肝炎医療費	66,439 (国庫 33,219)	ウイルス性肝炎について、肝がん等への進行予防及び早期治療を促進するため、医療費の助成により患者の経済的負担の軽減を図り、もって受診機会の拡大を図る。
② エイズ・肝炎検査事業	3,153 (国庫 1,322)	H I V抗体検査、肝炎ウイルス検査及び梅毒検査を実施し、感染者・患者の早期発見と県民の不安の除去を図る。 1 H I V抗体検査事業 1,159 千円 H I V抗体の匿名検査を原則無料で実施する（原則予約制で週1回実施、夜間検査は月2回実施）。また、一部保健所において、潜在的なH I V感染者の早期発見を図るため、検査当日に結果を伝えられる即日検査を実施する。 2 肝炎ウイルス検査事業 1,870 千円 重症化予防のため、肝炎ウイルス検査の実施及び陽性者のフォローアップを行う。 3 梅毒検査事業 124 千円 梅毒患者が急増している現状を踏まえ、梅毒検査や正しい知識の普及啓発を行うことにより、感染者を早期に発見し治療につなげ、感染拡大を防止する。
③ 肝炎管理事務経費	4,283 (国庫 2,070)	B型、C型肝炎は、後に肝硬変や肝がんを引き起こす危険が指摘されていることから、地域における肝炎診療の充実及び向上のため、医療提供体制の確保や患者への情報提供を行う。 1 肝炎管理事業 1,755 千円 受給者システム管理運営等 2 審査会の開催 216 千円 肝炎治療受給者証交付申請に対する審査を行う。 3 肝炎対策協議会の運営 95 千円 本県の肝炎対策の課題等について、協議を行う。 4 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会 299 千円 かかりつけ医と専門医との連携の在り方等の検討を行い、適切な肝炎治療が行われるよう地域医療の連携を図る。 5 肝疾患相談センター 1,018 千円 患者、キャリア、家族等からの相談等に対応するため肝疾患診療連携拠点病院内に肝疾患相談センターを設置し、専門相談員による相談業務を実施する。 6 肝炎普及啓発事業 399 千円 肝炎に対する正しい理解と普及啓発を図る。

事業名	予算額	内 容
		7 肝炎患者支援手帳事業 297 千円 肝炎の病態、治療方法、肝炎治療に関する制度等の情報を記載した手帳を作成し、保健所をはじめとした検査機関に配置することにより、感染者や患者の適切な受療を促進する。 8 肝炎患者等支援事業 204 千円 肝疾患患者、その家族等を対象に専門医等による講演会等を実施し、肝疾患の悩みや不安の解消を図る。
④ 肝がん・重度肝硬変医療費	3,442 (国庫 1,721)	B 型・C 型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための仕組みを構築する。
⑤ 肝がん・重度肝硬変管理事務経費	792 (国庫 395)	肝がん・重度肝硬変医療費助成を実施するために必要となる事務管理を行う。
合 計	78,109 (国庫 38,727)	

3 結核対策の実施

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 結核定期健康診断補助金	9,659	私立学校及び施設が行う結核定期健康診断に対し補助金を交付する。
② 結核対策特別促進事業	1,106	結核予防計画に基づき、地域の実情に応じた対策を実施し結核予防を推進する。
③ 結核等感染症緊急対策事業	530	結核の感染源特定のため、結核菌の遺伝子学的検査を行う。
④ 結核医療費	11,052 (国庫 7,842)	結核の適正な医療の普及と結核の感染予防のため、当該患者に対し、公費負担を実施することにより、医療の促進を図る。 1 一般患者（法 37 条の 2）医療費公費負担事業 1,540 千円 2 入院患者（法 37 条）医療費公費負担事業 9,430 千円 3 診療報酬請求審査事務委託 82 千円

事業名	予算額	内 容
⑤ 結核患者管理費	7,985 (国庫 3,763)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条に基づく定期外の健康診断及び第53条の13に基づく登録患者の健康診断を実施する。 ○接触者健診 患者家族及び接触者等 ○管理検診 治療放置患者、経過観察患者、病状不明者等
合 計	30,332 (国庫 11,605)	

4 エイズ・性感染症対策の実施

事業名	予算額	内 容
① エイズ対策促進事業	2,660 (国庫 1,327)	エイズ対策促進事業実施要綱に基づき、感染者・患者の全国的な増加に対処するため、地域の実情に応じたエイズ対策を推進し、本県におけるエイズのまん延を防止する。 1 エイズ・性感染症対策推進協議会の設置・運営 465 千円 関係団体が一同に会し、普及啓発活動の効果的な進め方やH I V感染者等の医療機関の受け入れ体制の整備等専門的課題の協議・検討を行い、関係団体の連携を強化する。また、エイズ治療拠点病院間の情報交換を行うことにより、本県のエイズ治療のレベルアップを図る。 2 普及啓発活動事業 683 千円 各保健所において学校及び企業等への保健 師派遣講義や世界エイズデーキャンペーンを実施し、正しい知識や予防方法等に関する啓発を図る。 3 エイズ治療拠点病院等治療ケア促進事業 1,371 千円 医療機関におけるH I V針刺し事故の発生に備え、エイズ治療拠点病院に予防薬を配備する。 4 エイズ対策推進に係る研修・人材養成事業 141 千円 保健所職員やエイズ治療拠点病院医療従事者を専門研修へ派遣し、また、東北ブロックエイズ治療拠点病院等連絡会議に参加することにより最新の情報を収集する。
合 計	2,660 (国庫 1,327)	

5 予防接種の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 予防接種事故対策負担金	17,827 (国庫 11,884)	流行の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、市町村に対し、予防接種法に定められた定期・臨時の予防接種の適正な実施及び予防接種による健康被害への給付を行う。 1 予防接種事故対策負担金 16,702 千円 市町村が予防接種健康被害を受けた者に対して支弁した医療費、医療手当、障害年金の給付について、県及び国がその費用の一部を負担する。 ○負担率：国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4 2 予防接種事故発生調査費補助金 1,125 千円 市町村が予防接種健康被害調査委員会を開催し、調査等に要した費用の一部を県及び国が負担する。 ○負担率：国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4
② 予防接種後健康状況調査事業	377 (国庫 377)	国における予防接種副反応の発生要因等に関する研究の一助とするため、医療機関の協力の下、定期接種の被接種者の接種後における健康状況を調査する。
③ 風しん対策助成事業	8,828 (国庫 1,788)	先天性風しん症候群の発生を予防するため、ワクチン接種が必要である者を抽出する抗体検査を実施し、ワクチン接種助成を行う市町村に対し補助を行う。
新 ④ 予防接種推進事業	7,151 (国庫 2,075)	本県の予防接種率の向上を図るため、予防接種や副反応に対する理解の促進、接種体制の整備及び普及啓発等を実施し、予防接種を推進する。 1 予防接種センター事業 3,538 千円 予防接種に関する相談窓口の開設や要注意者等への予防接種等を行う予防接種センターの運営について、予防接種の中核機能を担う医療機関に委託する。 2 予防接種普及費事務経費 2,563 千円 市町村や医療機関等を対象とした会議・研修や予防接種促進のための普及啓発等を行う。 3 予防接種再接種費用助成事業 1,050 千円 造血幹細胞移植等の医療行為により移植前の定期接種により獲得した免疫を消失した方が、再接種に要する費用を補助し、感染症の予防及び経済的な負担を軽減する。 ○補助率：県 10 / 10
合 計	34,183 (国庫 16,124)	

6 新興感染症等への対応

事業名	予算額	内 容
一部新 ① 感染症危機管理体制強化事業	189,764 (国庫 87,115)	国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新興感染症等の発生・まん延に平時から備えるため、医療提供体制の整備に取り組むとともに、関係機関との連携協力体制の強化及び保健所や衛生研究所等の体制整備を行う。 1 新興感染症等医療提供体制強化事業 131,973 千円 医療措置協定を締結する医療機関が実施する、感染症対応に適した個室病床や個人防護具保管庫等の施設及び設備整備に対する補助を行う。 ○補助率： 個室整備 国 1 / 3、県 1 / 3、事業者 1 / 3 個室整備以外 国 1 / 2、県 1 / 2 ○補助先：医療措置協定を締結した医療機関 2 感染症対応人材育成・連携強化事業 14,848 千円 新興感染症等の発生に備えるため、感染症危機が発生した際に対応する人材の育成や関係機関との連携協力体制の強化、保健所及び衛生研究所等の体制整備を行う。 3 新型インフルエンザ等医療体制整備事業 27,420 千円 新型インフルエンザ等患者の重症化防止及び感染拡大防止のため、医療機関が行う設備整備事業に要する費用を補助する。 ○補助率：国 1 / 2、県 1 / 2 ○補助先：新型インフルエンザ患者等入院医療機関 感染症外来協力医療機関 新 4 個人防護具備蓄事業 15,523 千円 国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドラインに基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な初動 1 か月分の個人防護具の備蓄を確保する。
合 計	189,764 (国庫 87,115)	

○ 食品生活衛生課担当の事業

1 食品安全確保対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 食品営業許可指導事務経費	25,164 (手数 13,009)	食品営業許可事務等の適正な処理並びに食品関係営業施設に対する効果的な監視指導を実施する。 食中毒の未然防止のため食品営業者への啓発を行うほか、と畜場及び食鳥処理場における食肉検査の充実により、食品に起因する衛生上の危害防止と食の安全確保に向けた食品衛生の向上を図る。 調理師・製菓衛生師の登録及び試験、ふぐ処理者試験等の事務を適正に実施する。 高度化する食品の衛生管理に対応し、事業者への適切な助言を行う食品衛生監視員を育成するための各種研修事業を実施する。 と畜場及び食鳥処理場において衛生管理状況の確認のための検査を実施するとともに、食品衛生法に基づく収去を行い、動物用医薬品等の検査を実施する。
② 食品営業許可台帳等管理事業	1,424	業務の迅速化及び効率化を図るために、食品営業許可台帳等管理システムを運用する。
③ 食中毒発生時等の原因究明調査	2,427	食中毒発生時等において、発生原因の徹底究明及び事故の拡大防止を図るため、喫食調査、施設調査及び微生物学・生化学的検査など迅速・的確な調査を行い、原因施設に対して必要な措置を講じさせて事故の再発防止を図る。
④ 食品安全対策の強化事業	4,267 (手数 3,083) (諸収 1,184)	1 畜水産食品中の抗生物質等モニタリング検査 936 千円 食肉、卵、牛乳、魚介類等に残留する可能性のある抗生物質、合成抗菌剤及び動物用医薬品を検査し、生産段階での不適正な使用による違反品を排除するとともに、関係機関を通じて生産者を指導するなど再発防止を図る。 2 食品中の残留農薬検査の強化 2,825 千円 県内に流通する農産物の残留農薬検査を実施し、実態の把握と違反品の排除に努め、関係自治体との連携により回収等の必要な措置を講じる。 3 食品添加物の適正使用取締り強化 308 千円 食品中の添加物を検査し、違反食品を排除するほか、保健所や関係自治体を通じて、製造者等に対して必要な措置を講じるとともに、添加物の適正使用を指導する。 4 遺伝子組換え食品の検査 180 千円 食品表示基準に違反する遺伝子組換え食品の流通を防止するため、モニタリング検査を実施する。 5 食品の病原微生物検査 18 千円 原材料や製造・加工等において病原微生物による汚染を受けた食品の流通を防止するため、県内流通食品の検査を行う。

事業名	予算額	内 容
⑤ 福島県産加工食品の安全・安心の確保事業	4,392 (国庫 3,168)	県産加工食品の安全性を確保し、風評払拭を図るため、県内食品等関連施設への「ふくしまHACCP」の導入を推進する。
⑥ 食品中の放射性物質対策事業	41,221 (国庫 41,221)	飲料水及び加工食品の放射性物質検査の体制を整備するとともに、県内農林水産物等を原材料とする加工食品の放射性物質検査を実施する。 また、輸出に際し障害となるHACCP等に対応するための施設整備に係る費用を補助し、原発事故で減少した県産加工食品の輸出促進を図る。
⑦ 食肉衛生検査所庁舎修繕事業	15,444 (繰入 3,944) (県債 11,500)	食肉衛生検査所の庁舎機能を維持するために、必要な修繕工事を行う。
合 計	94,339 (手数 16,092) (国庫 44,389) (諸収 1,184) (繰入 3,944)	

2 動物の愛護と適正管理の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 健康衛生事務経費（運営経費）	19,428 (諸収 97)	1 狂犬病予防等業務手当（狂犬病予防技術員 450 千円 2 非常勤狂犬病予防技術員の雇用 18,978 千円
② 動物愛護管理事務経費	15,576 (手数 599) (財収 93) (諸収 6,690)	1 動物愛護管理事務経費 511 千円 食品生活衛生課が実施する動物愛護関係事務に関する経費 2 動物愛護センター管理運営経費 15,065 千円 ・ 放置犬等の捕獲による危害発生防止や飼育者に対する指導 ・ 動物取扱業施設への立入及び動物取扱業者に対する指導 ・ 特定動物飼養施設への立入及び特定動物飼養者に対する指導 ・ 犬及び猫の引取り ・ 愛玩動物の適正管理に関する知識の住民への普及啓発
③ 犬等評価人手当	442	捕獲、抑留犬の処分前の評価を行う犬等評価人（学識経験者）の報酬

事業名	予算額	内 容
④ 動物の捕獲収容 ・設備事業	59,655 (手数 60) (国庫 7,396) (繰入 51,849) (諸収 200)	1 犬・猫保護管理所等修繕事業 60 千円 犬・猫保護管理所等の修繕及び整備を行い、動物愛護管理業務の円滑な運営を図る。 2 犬・猫保護管理所のダイオキシン類対策事業 350 千円 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、犬・猫保護管理所焼却炉の排出ガス及び焼却灰について、ダイオキシン類の測定を実施する。 3 動物愛護センター整備事業 59,245 千円 動物愛護センターの施設整備等を行う。
⑤ 動物の愛護と適正管理普及事業	4,925 (手数 1,894) (繰入 1,066) (諸収 70)	1 動物愛護推進懇談会 73 千円 動物愛護に関わる民間組織、行政機関及び県民の代表を委員とする懇談会を開催し、県内における動物愛護の今後の課題の検討や、動物愛護ボランティアの活用等について情報及び意見の交換を行うとともに、福島県動物愛護管理推進計画の進行管理を行う。 2 動物愛護ボランティア育成事業 84 千円 地域における動物の愛護と適正飼養等を普及啓発するボランティアを育成するとともに、その活動を支援する。 3 犬及び猫の譲渡推進事業 1,407 千円 行政に収容された犬や猫の譲渡を推進し、殺処分数の減少を目指すため、動物愛護センターにおいて、譲渡対象となる犬や猫の不妊・去勢手術等を実施する。 4 犬及び猫の飼養管理経費 3,121 千円 動物愛護センター等に収容する犬及び猫の飼養管理に要する費用のうち、餌及び動物用医薬品等の経費を支出する。 5 犬及び猫の適正管理普及事業 240 千円 福島県は、犬及び猫の殺処分数が全国的に見て多いことから、その原因である犬及び猫の引取り数の減少を目指し、住民に対して動物の適正な管理に関する知識の普及啓発のため、主に中高生を対象に、犬猫に関する基礎知識、動物の愛護及び適正な飼養方法、並びに人獣共通感染症等に関する知識を問うオンライン検定を行う。 また、広く県民に対し、動物の愛護及び適正飼養を普及啓発するため、動物愛護法に基づき動物愛護週間行事を開催する。
⑥ 福島県動物愛護基金造成事業	2,000 (寄附 2,000)	法人及び個人からの寄付を原資として、動物の愛護に関する事業の推進及び福島県動物愛護センターの整備に要する資金を積み立てる「福島県動物愛護基金」の造成を行う。

事業名	予算額	内 容
⑦ 動物愛護センター等管理業務委託事業	16,771 (手数料 2,262) (諸収 200)	動物愛護センター等における犬及び猫の飼養管理業務等を、民間事業者に委託する。
合 計	118,797 (手数料 4,815) (国庫 7,396) (財収 93) (寄附 2,000) (繰入 52,915) (諸収 7,257)	

3 公衆衛生獣医師の確保

事業名	予算額	内 容
① 公衆衛生獣医師確保事業	14,807	1 獣医学生インターンシップ研修事業 691 千円 獣医学生を対象に食肉衛生検査所又は動物愛護センターでのインターンシップ研修を行うことにより、公衆衛生分野における獣医師の業務への関心と理解を深めてもらい、公衆衛生獣医師の確保につなげる。 また、インターンシップ研修の事業内容や受入機関の業務内容を広報するためのリーフレットを作成し、獣医学大学に配布する。 2 獣医学生修学資金貸与事業 14,116 千円 獣医学大学に在籍する学生で、将来、県の公衆衛生分野の業務を担う獣医師職員になることを希望する者に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、公衆衛生獣医師を確保する。
合 計	14,807	

4 衛生的な環境対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
一部新 ① 運営事務経費 (経常経費)	5,218 (手数料 2,073)	1 運営事務経費 1,699 千円 (1)生活衛生大会、食品衛生大会の開催 ○優良施設知事賞の授与 (2)初任者業務研修会 ほか 2 環境営業許可指導事務経費 3,218 千円 生活衛生関係営業の許認可、監視指導及び免許の交付等を行い公衆衛生の向上を図る。 ○クリーニング師の試験及び免許の交付 ほか

事業名	予算額	内 容
		3 営業指導事務経費 152 千円 生活衛生関係施設の改善や経営の健全化を通じて営業施設における衛生水準の維持向上を図り、県民生活の安定に寄与する。 ○生活衛生関係営業指導職員研修会 ほか 新 4 公衆浴場入浴料金問題調査会事務経費 149 千円 物価統制令の指定を受ける普通公衆浴場入浴料金の統制額を調査審議する。
② 生活衛生営業経営指導事業補助	24,150 (国庫 12,075)	生活衛生関係営業の経営の合理化、近代化を図るため、公益財団法人福島県生活衛生営業指導センターに対し、事業費等の補助を行う。 ○補助率：国 1 / 2、県 1 / 2
③ 日本政策金融公庫融資推薦事務委託事業	85	融資推薦事務を公益財団法人福島生活衛生営業指導センターに委託する。
④ 生活衛生関係施設衛生確保推進事業	1,810 (手数 1,530)	生活衛生営業施設等の衛生確保対策の推進を図る。 ○ レジオネラ症の原因菌であるとされる公衆浴場及び旅館の浴槽水の中のレジオネラ属菌検査を実施し、施設の適正な衛生管理について指導、啓発を行う。 ○ 理美容所において使用する器具の洗浄・消毒の方法について、確認検査の結果を踏まえた上で、営業者に対する適切な指導を行う。 ○ 家庭用品安全対策を行う。
⑤ 環境衛生関係台帳管理事業	218	業務の迅速化及び効率化を図るために、環境営業許可台帳等管理システムを運用する。
合 計	31,481 (国庫 12,075) (手数 3,603)	

5 水道事業への支援及び飲用水等衛生対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 運営事務経費(経常経費)	1,493	水道事業事務経費 安全な水道水の安定的な供給に向けて、水道事業の認可・確認・届出関係事務を行う他、各水道施設等の監視指導・啓発を行う。 水道情報活用システム導入に向けて意向調査を行う。

② 水道施設整備国 庫補助指導監督事 務	4,506 4,388) (国庫	安全で安心できる生活を支える水道の整備を目的として国が行う水道施設整備費補助の適正執行に関する事務について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項の規定により国から委任された事務を実施する。
③ 水道施設データ ベース整備事業	4,204	水道施設データベースの点検・管理を行い、県内の各水道事業体の施設整備や管理状況を把握して、平常時はもちろんのこと、災害発生時においても県民生活を支えるライフラインの確保あるいは早期復旧に向けた体制整備を図る。
④ 水道水質安全確 保事業	16,854	飲料水の放射性物質による汚染に対する安全を確認し、安心を確保するため、飲料水を対象とした放射性物質のモニタリング検査を実施する。
⑤ 水道事業基盤強 化・広域連携推進 事業	14,911 7,186) (国庫	1 水道事業技術力確保支援事業 限られた人材で効率的に業務を行うことを目的に、市町村等水道事業者の職員に対する研修会を実施し、ひいては地域ネットワークの基礎の構築につなげる。 2 水道基盤強化事業 広域連携の推進役として、水道事業者間の調整を行うとともに、情報の提供、技術的な援助及び検討の場を設定することで、事業者が行う水道事業基盤の強化を支援する。 また、事業者から提案された広域連携方策のうち実現可能性のある連携方策について、連携によって得られ利益等のシミュレーションを委託により実施する。
合 計	41,968 11,574) (国庫	

○ 薬務課担当の事業

1 医薬品等の品質・有効性・安全性の確保と医薬分業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 薬事経済調査事業	774 (国庫 774)	医薬品等の生産、流通、販売等の実態を把握し、薬務行政上必要な基礎資料を得る。 1 医薬品等価格調査 196 千円 医薬品・特定保険医療材料価格調査 価格調査客体精密化調査 2 後発医薬品使用促進事業 578 千円 医療関係者等から成る協議会を開催し、後発医薬品の安心使用促進のための方策を検討する。
② 健康衛生事務経費（運営経費）	4,136 (手数料 3,655) (諸収 20)	各種会議・協議会負担金 会計年度任用職員の雇用
③ 健康衛生事務経費（施設管理経費）	4,179 (手数料 4,179)	1 薬務関係許認可台帳管理システム 3,332 千円 2 医薬品等 FD 申請・審査システム 847 千円
④ 薬務総務事務経費（経常行政経費）	6,561 (手数料 4,823) (国庫 1,710)	1 薬務総務事業 467 千円 ○薬事審議会 1 回 ○全国薬務主管課長協議会 2 回 ○北海道・東北ブロック薬務担当課長会議 1 回 ○北海道・東北ブロック薬務担当者会議 1 回 ○薬と健康の週間（10 月 17～23 日） ○薬事監視員研修会 1 回 2 薬務許認可指導事業 4,268 千円 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業及び販売業者に対し監視指導等を行い、事故の未然防止を図る。 また、毒物劇物取扱責任者の資質を確認するための試験を行う。 ○農薬危害防止運動（6 月 10 日～9 月 10 日） ○農薬危害防止講習会 ○毒物劇物営業者等に対する立入検査の実施 ○毒物劇物取扱者試験の実施（年 1 回） ○毒物劇物運搬車両取締り 3 医薬品製造管理者講習会の開催 116 千円 4 医薬品検定検査事務等委託費 1,710 千円 ○保健所薬務担当課長等会議の開催（4 月） ○医薬品・医療機器等一斉監視指導（7 月～12 月） ○特別薬事監視班の設置

事業名	予算額	内 容
⑤ 医薬品安全対策事業	449 (手数 449)	医薬品等苦情相談事業 医薬品等に起因する健康被害から県民を保護するため、また、医薬品等に対する正しい知識の啓発のため、相談窓口を設置する。
⑥ 医薬品等製造承認事務	1,393 (手数 1,393)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等製造販売業等関係の許可等事務の審査体制を維持するとともに、薬局開設・医薬品・高度管理医療機器等販売業等の許可、毒物劇物販売業等の登録に関する事務を適正に執行する。 1 申請工場実態調査(許可調査・適合性調査) 850 千円 医薬品等の製造工場の書類審査及び実地調査(GMP適合性調査)を行う。 2 三県合同医薬品等製造販売業者等講習会 80 千円 宮城県、山形県、福島県の持ち回りで研修会を開催する。令和7年度は宮城県が開催県。 3 GMP等調査体制強化事業 463 千円 令和7年5月～6月に国立保健医療科学院が実施する医薬品医療機器の品質確保に関する研修に職員を派遣する。
⑦ 災害時救急医療体制整備事業 (地域医療課 再掲)	904	災害時医薬品等備蓄供給事業 災害発生時に県民が必要とする医薬品等(53 薬効医薬品、16 衛生材料)は、初動期(発生から1～3日)において確保が困難になることから、医療機関等から要請があった場合、迅速な供給体制を確立するために県内各医療圏(南会津医療圏は会津医療圏に含む)ごとに医薬品等の備蓄供給を行う。
新 ⑧ 災害対策医薬品供給車両整備事業	12,000 (諸収 12,000)	災害時における医薬品の供給体制を確保するため、災害対策医薬品供給車両を整備する費用を補助する。
⑨ 登録販売者試験事業	7,339 (手数 7,339)	一般用医薬品の販売に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認する登録販売者試験を行い、それに合格した者を登録する。 ○試験実施(年1回)
⑩ 電子処方箋の活用・普及促進事業	186,525 (国庫 124,349)	電子処方箋の普及拡大、利活用による質の高い医療サービスの提供、重複投薬等の抑制、医療機関・薬局の業務効率化を推進するため、電子処方箋の導入に係る経費を支援する。

事業名	予算額	内 容
		1 電子処方箋の活用・普及促進事業 183,785 千円 電子処方箋の導入を促進するため、医療機関・薬局が行う電子処方箋管理サービスの導入に係る経費を支援する。 2 電子処方箋の活用・普及促進事務経費 2,740 千円 医療機関・薬局への円滑な補助支援を実施するため、補助金申請受付等を行う電子処方箋専用事務局を設置する。
合 計	224,260 (手数 21,838) (国庫 126,833) (諸収 12,020)	

2 健康サポート薬局の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 健康サポート薬局推進事業	4,272 (繰入 4,272)	認知症対応薬局推進事業 認知症対応力向上研修会及び認知症対応薬局研修会を開催して認知症対応薬局を整備するとともに、対応事例の収集・還元等によりフォローアップを行い、更なる対応力の向上を図る。 また、認知症に関する知識普及及び認知症対応薬局の普及啓発を行う。 (一般社団法人福島県薬剤師会に委託)
合 計	4,272 (繰入 4,272)	

3 避難地域における薬局再開・薬剤師確保の支援

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 避難地域薬局再開・薬剤師確保支援事業	4,488 (繰入 4,488)	1 避難地域薬局開設支援事業 2,388 千円 避難地域の薬局開設を支援するため、町村毎に薬局開設協議会を開催する。 2 薬剤師の地域包括ケアスキル習得支援事業 2,100 千円 避難地域において調剤業務に携わる薬剤師を対象に、地域包括ケア等のスキル習得にかかる研修会への参加を支援し、薬剤師の資質向上及び定着を図る。
合 計	4,488 (繰入 4,488)	

4 血液の確保対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 薬務総務事務経費（経常行政経費）	372	献血推進に係る知事感謝状等の贈呈
② 献血推進事業	930	令和7年度は献血量 31,263 リットルの目標を設定し、これを達成するため若年層を中心とした献血思想の普及啓発並びに 400mL 献血の推進強化を図り、県民の理解と協力を求め、血液の安定供給体制の確保に努める。 1 ジュニア献血ポスターコンクール事業 548 千円 中学生を対象としたポスターコンクールを実施し、さらに最優秀作品等を活用した啓発を行う。 2 血液製剤使用適正化普及事業 382 千円 福島県合同輸血療法委員会が行う次の事業について、血液製剤使用に係わる懇談会により、事業の企画立案と検証を行う。 ○血液製剤使用に係わる懇談会（年2回） ○合同輸血療法委員会研修会（年1回） ○適切かつ安全な輸血療法を図るための講習会等 ○輸血に関するアンケート調査
合 計	1,302	

5 薬物乱用の防止

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 薬務総務事務経費（経常行政経費）	4,264 (手数 4,264)	1 麻薬等取締事業 1,629 千円 麻薬及び向精神薬取締法、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、覚醒剤取締法に基づき、免許・指定事務を行うとともに、必要な取締りを行う。 また、違法薬物の乱用による危害を防止するため、以下の事業を実施する。 ○福島県薬物乱用対策推進本部会議の開催（年1回） ○覚醒剤等取締機関四者協議会の開催（年1回） ○麻薬、覚醒剤取扱者に対する指導取締りの実施 ○大麻草栽培者に対する監視の実施 ○不正大麻・けし撲滅運動の実施 2 薬物乱用防止指導員運営事業 1,775 千円 覚醒剤、シンナー等の乱用根絶をめざし、徹底した啓発活動を効果的に実施するために「薬物乱用防止指導員」を県下に配置し、地域住民に対し、きめ細かな地域に根ざした組織的かつ効果的活動を実施する。 ○薬物乱用防止指導員連合協議会の開催（年2回） ○薬物乱用防止指導員地区協議会の活動 ○薬物乱用防止指導員地区協議会の補助

事業名	予算額	内 容
		3 覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業 157 千円 若年層の薬物乱用防止対策や各種啓発活動のための啓発用資料の作成及び広報活動を実施する。 また、各保健所に薬物相談窓口を設置し、住民からの薬物問題の相談に応じる体制を整える。 ○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 ○保健所薬物相談窓口の設置 4 薬物関連問題相談事業 703 千円 薬物乱用問題が深刻化していることを踏まえ、福島県精神保健福祉センターの機能を活用し、地域住民からの薬物関連問題の相談に専門的に応じるとともに、薬物関連問題の発生予防、薬物依存者の社会復帰の促進等を図る。 ○薬物関連相談窓口の開設 ○薬物依存症に関する研修会の開催 ○薬物依存者の家族教室の開催 ○薬物関連問題相談窓口の案内 ○薬物関連問題実務担当者会議の開催
新 ② 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 福島大会開催事業	1,170	新 麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物乱用防止の全国的気運の盛り上がりを目指すため、全国6都市で実施される麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動大会を福島県で実施する。
③ 若年層による薬物乱用防止意識向上事業	502	薬物乱用防止に係る啓発活動等を行うボランティアを高校生、大学生、専門学校生等から募り、研修を通じて薬物乱用の基礎知識を習得した推進員に任命し、所属する学校等の内外における啓発活動等を支援する。
合 計	5,936 (手数 4,264)	

6 新たな試験検査体制の整備及び精度管理の充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 健康衛生事務経費（運営経費）	2,512 (諸収 11)	1 衛生研究所運営事務費 2,276 千円 2 衛生研究所支所管理運営費 236 千円
② 健康衛生事務経費（施設管理経費）	50,023 (諸収 837)	衛生研究所運営事務費 50,023 千円

事業名	予算額	内 容
③ 行政検査機器の更新等事業	23,083	衛生研究所において実施する行政検査に必要な検査機器について、検査データの信頼性を確保する観点から、定期的に更新する。 ○イオンクロマトグラフ 水道法に基づく水質検査 (令和5～9年 5年リース) ○シークエンサー SARS ウイルス等の遺伝子検査 (令和6～10年 5年リース) ○ガスクロマトグラフタンデム質量分析計 食品中の残留農薬検査 (令和6～10年 5年リース) ○高速液体クロマトグラフ 食品中の残留農薬、抗生物質等検査 (令和7～11年 5年リース)
新 ④ 衛生研究所再整備事業	16,991	安定的な検査体制の確保や機能強化を図るため、老朽化が進む衛生研究所の再整備を行う。 1 基本設計・実施設計公募型プロポーザル事業 2,500 千円 基本設計・実施設計について、公募型プロポーザルを実施する。 2 測量調査等 14,491 千円 委託により、建設地の測量調査を実施する。
⑤ 衛生研究所一般事務費（経常行政経費）	12,489 (手数料 60) (諸収 700)	衛生研究所の運営及び維持管理 ○行政及び依頼検査の実施 ○公衆衛生情報の提供 衛生研究所各支所の運営及び維持管理
⑥ 一般依頼検査事業	227 (手数料 227)	飲用水等の衣食住に関わる試験検査を県民の要請に基づき受託し、検査成績をフィードバックすることで、公衆衛生の向上に寄与する。 1 温泉水質検査 21 千円 2 医薬材料検査 33 千円 3 飲用水水質検査 173 千円
一部新 ⑦ 調査研究事業	6,186 (国庫 4,500) (諸収 422)	保健、予防、食品及び環境行政等の推進に寄与するため行政的研究と基礎的研究を行う。 1 残留農薬試験法開発・検証 4,500 千円 厚生労働省から分析法の検証を依頼された化合物について、LC/MS/MS等による農薬等の分析法の検証を行う。

事業名	予算額	内 容
		2 畜水産物中の動物用医薬品検査の妥当性評価 795 千円 今後県内で使用が見込まれる動物用医薬品等の新たな検査法を確立し、行政検査への適用を行う事を目的とする。(令和5～7年度) 3 市場に流通する魚介類のアニサキス寄生状況調査 440 千円 魚介類からのアニサキス虫体の検出法を検討し、県内市場に流通する魚介類の寄生状況を調査するとともに、確保した虫体を用いて遺伝子解析による種の同定を行い、実態を明らかにすることを目的とする。(令和5～7年度) 新 4 レジオネラ属菌の検体採取方法の検討 451 千円 レジオネラ属菌の拭き取り検査による手法を確立し、検査実施標準作業書にとりまとめることにより、行政需要に速やかに対応できるよう検査体制を構築する。(令和7～8年度)
⑧ 健康危機管理体制整備等事業	20,275 (国庫 20,274)	県民の安心安全を確保するため、地域保健に係る総合的な調査研究体制を充実、強化する。 1 健康危機管理対策等検査体制強化事業 県内で発生した食中毒・感染症等の事例に迅速に対応するための検査体制を整備する
⑨ 試験検査精度管理事業	2,059 (負担 1,480) (手数 579)	1 衛生検査所精度管理指導対策事業 321 千円 臨床検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所(医療機関からの受託検査実施施設)に対し、精度管理に関する技術的な指導を行う精度管理委員を委嘱し、立入検査を実施する。 また、衛生検査所に対する外部精度管理調査を実施し、検査精度の向上を図る。 ○外部精度管理調査 ○立入検査 ○精度管理委員会(年2回) 2 試験検査精度管理事業 1,738 千円 試験検査結果の信頼性の確保及び精度の向上を図るため、衛生研究所支所、環境創造センター及び民間検査機関等を対象とした精度管理調査事業を実施する。 ○委員会(年2回) ○精度管理調査(年1回) ○部門別検討会(年1回) ○技術発表会(年1回)
合 計	133,845 (負担 1,480) (手数 866) (国庫 24,774) (諸収 1,970)	

7 温泉の保護及び適正利用の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 健康衛生事務経費（運営経費）	20 (手数 20)	1 北海道・東北ブロック温泉主管課長会議 20 千円
② 薬務総務事務経費（経常行政経費）	1,079 (手数 666)	1 温泉保護指導事業 891 千円 温泉源の保護と利用の適正化を推進するため、自然環境保全審議会温泉部会の開催、温泉掘削等許可申請に基づく現地調査指導、温泉源定期測定調査等を行う。 ○自然環境保全審議会温泉部会の開催（年3回） ○温泉掘削、増掘、動力装置及び温泉利用許可等に関する調査、指導 2 可燃性ガス温泉対策事業 188 千円 温泉の源泉、温泉施設等における可燃性ガスに係る安全対策指導調査を実施する。
合 計	1,099 (手数 686)	

8 医薬品等の生産振興（医療機器等の開発における産学官の連携を含む）

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 医薬品等製造承認事務（1⑥一部再掲）	80 (手数 80)	三県合同医薬品等製造販売業者等講習会 宮城県、山形県、福島県の持ち回りで研修会を開催する。令和7年度は宮城県が開催県。
合 計	80 (手数 80)	

9 薬剤師の確保

事業名	予算額	内 容
一部新 ① 薬剤師確保対策事業	1,575 (繰入 1,575)	新 地域医療や在宅医療の充実に向け、薬剤師の地域偏在や業態偏在を改善するため、パンフレットの作成やセミナーの開催等により、薬剤師の魅力を発信する。
合 計	1,575 (繰入 1,575)	

(3) 事業費

健康衛生総室
(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
厚生統計調査費	5,311	5,311	0	0
厚生統計調査費（０４５－０４２）	774	774	0	0
薬事経済調査事業	774	774	0	0
厚生統計調査費（０４５－０４３）	4,537	4,537	0	0
国民健康・栄養調査	4,537	4,537	0	0
高齢福祉総務費	218,205	105,624	87,257	25,324
高齢者福祉対策事業費（０６５－０２１）	131,492	83,974	47,518	0
福島県高齢者福祉計画等推進事業	1,037	0	1,037	0
地域包括ケアシステム構築支援事業	112,193	67,428	44,765	0
高齢者地域課題解決支援事業	7,697	5,981	1,716	0
（新）女性のための骨粗鬆症重症化予防事業	10,565	10,565	0	0
長寿社会対策費（０６５－０７１）	86,713	21,650	39,739	25,324
百歳高齢者知事賀寿事業	9,340	0	4,658	4,682
長寿社会推進センター運営費等補助事業	10,449	0	10,449	0
高齢者の健康・生きがいづくり事業	20,165	0	11,519	8,646
老人クラブ活動等社会活動促進事業	33,207	15,063	13,113	5,031
老人クラブ活動推進員設置等補助事業	13,552	6,587	0	6,965
公衆衛生総務費	1,057,981	589,083	141,945	326,953
健康増進総務費（０９１－０２０）	584,146	323,413	130,824	129,909
健康増進事務経費（経常行政経費）	3,726	169	1,019	2,538
健康長寿ふくしま推進事業	209,160	79,473	129,687	0
（一部新）歯科保健総合対策事業	8,421	6,732	101	1,588
（一部新）ふくしま脱メタボプロジェクト事業	176,351	142,363	0	33,988
（一部新）健康経営トータルサポート事業	46,996	31,633	17	15,346
ふくしまおいしく減塩緊急対策事業	63,043	63,043	0	0
（新）女性活躍・働く世代の健康づくり推進事業	76,449	0	0	76,449
健康企画費（０９１－１００）	345,431	265,670	499	79,262
健康長寿ふくしま推進体制等強化事業	7,689	1,542	0	6,147
福島県食育推進事業	1,349	1,000	75	274
健康増進事業費補助事業	131,879	67,420	0	64,459
福島県生活習慣病検診等管理指導事業	1,419	360	0	1,059
被災者健康サポート事業	163,078	162,696	382	0
（一部新）がん対策推進事業	25,380	25,338	42	0
（一部新）たばこの健康影響対策事業	14,637	7,314	0	7,323
健康衛生総務費（０９１－１１０）	128,404	0	10,622	117,782
健康衛生事務経費（運営経費）	28,545	0	3,842	24,703
健康衛生事務経費（施設管理経費）	59,785	0	6,780	53,005
行政検査機器の更新等事業	23,083	0	0	23,083
（新）衛生研究所再整備事業	16,991	0	0	16,991
結核対策費	30,332	11,605	0	18,727
結核予防費（０９２－０１０）	11,295	0	0	11,295
結核定期健康診断補助金	9,659	0	0	9,659
結核対策特別促進事業	1,106	0	0	1,106
結核等感染症緊急対策事業	530	0	0	530
結核医療費（０９２－０２０）	11,052	7,842	0	3,210
結核医療費	11,052	7,842	0	3,210
結核患者費（０９２－０３０）	7,985	3,763	0	4,222
結核患者管理費	7,985	3,763	0	4,222

健康衛生総室
(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
予防費	452,426	223,424	0	229,002
高齢者保健対策費（０９３－０９１）	994	824	0	170
介護予防対策施行事務経費（経常行政経費）	170	0	0	170
介護予防市町村支援事業	824	824	0	0
感染症予防対策費（０９３－０１０）	270,222	116,946	0	153,276
感染症予防対策事業	77,857	29,831	0	48,026
抗インフルエンザウイルス薬備蓄事業	2,601	0	0	2,601
（一部新）感染症危機管理体制強化事業	189,764	87,115	0	102,649
予防接種普及費（０９３－０２０）	34,183	16,124	0	18,059
予防接種事故対策負担金	17,827	11,884	0	5,943
予防接種後健康状況調査事業	377	377	0	0
風しん対策助成事業	8,828	1,788	0	7,040
（新）予防接種推進事業	7,151	2,075	0	5,076
感染症サーベイランス等事業費（０９３－０３０）	32,211	17,936	0	14,275
感染症サーベイランス等事務経費（経常行政）	32,211	17,936	0	14,275
アレルギー疾患対策事業費（０９３－０４０）	1,865	927	0	938
（一部新）アレルギー疾患対策推進事業	1,865	927	0	938
エイズ等予防対策費（０９３－０７０）	81,154	40,054	0	41,100
エイズ対策促進事業	2,660	1,327	0	1,333
エイズ・肝炎検査事業	3,153	1,322	0	1,831
ハンセン病啓発普及事業	385	0	0	385
肝炎医療費	66,439	33,219	0	33,220
肝炎管理事務経費	4,283	2,070	0	2,213
肝がん・重度肝硬変医療費	3,442	1,721	0	1,721
肝がん・重度肝硬変管理事務経費	792	395	0	397
原爆被爆者対策費（０９３－１１０）	31,797	30,613	0	1,184
原爆被爆者対策事業	31,797	30,613	0	1,184
衛生研究所費	39,177	24,774	1,409	12,994
管理運営費（０９５－０２０）	12,489	0	760	11,729
衛生研究所一般事務費（経常行政経費）	12,489	0	760	11,729
試験検査事業費（０９５－０３０）	227	0	227	0
一般依頼検査事業	227	0	227	0
調査研究事業費（０９５－０４０）	26,461	24,774	422	1,265
（一部新）調査研究事業	6,186	4,500	422	1,264
健康危機管理体制整備等事業	20,275	20,274	0	1
環境衛生費	187,625	31,045	70,586	85,994
運営費（０９６－０２０）	6,711	0	2,073	4,638
（一部新）運営事務経費（経常経費）	6,711	0	2,073	4,638
動物愛護管理対策費（０９６－０３０）	114,176	7,396	66,983	39,797
動物愛護管理事務経費	15,576	0	7,382	8,194
犬等評価人手当	442	0	0	442
動物の捕獲収容・設備事業	59,655	7,396	52,109	150
動物の愛護と適正管理普及事業	4,925	0	3,030	1,895
福島県動物愛護基金造成事業	2,000	0	2,000	0
動物愛護センター等管理業務委託事業	16,771	0	2,462	14,309
公衆衛生獣医師確保事業	14,807	0	0	14,807
営業指導育成費（０９６－０４０）	24,235	12,075	0	12,160
生活衛生営業経営指導事業補助	24,150	12,075	0	12,075
日本政策金融公庫融資推薦事務委託事業	85	0	0	85

健康衛生総室
(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
環境営業許可指導費（０９６－０５０）	2,028	0	1,530	498
生活衛生関係施設衛生確保推進事業	1,810	0	1,530	280
環境衛生関係台帳管理事業	218	0	0	218
水道事業指導費（０９６－０６０）	40,475	11,574	0	28,901
水道施設整備国庫補助指導監督事務	4,506	4,388	0	118
水道水質安全確保事業	16,854	0	0	16,854
水道施設データベース整備事業	4,204	0	0	4,204
水道事業基盤強化・広域連携推進事業	14,911	7,186	0	7,725
食品衛生費	94,339	44,389	21,220	28,730
食品営業許可指導費（０９７－０１０）	46,424	3,168	16,953	26,303
食品営業許可指導事務経費	25,164	0	13,009	12,155
食品営業許可台帳等管理事業	1,424	0	0	1,424
福島県産加工食品の安全・安心の確保事業	4,392	3,168	0	1,224
食肉衛生検査所庁舎修繕事業	15,444	0	15,444	0
食品安全対策費（０９７－０２０）	47,915	41,221	4,267	2,427
食中毒発生時等の原因究明調査	2,427	0	0	2,427
食品安全対策の強化事業	4,267	0	4,267	0
食品中の放射性物質対策事業	41,221	41,221	0	0
医務費	19,984,290	5,046,182	13,835,912	1,102,196
医療監視及び指導費（102－010）	9,303	769	40	8,494
医療安全対策経費	8,534	0	40	8,494
医療安全管理体制推進特別事業	769	769	0	0
へき地医療対策費（102－030）	224,297	89,329	0	134,968
自治医科大学医師確保支援事業	134,000	0	0	134,000
（一部新）へき地医療支援対策事業	15,106	14,138	0	968
へき地医療施設設備整備事業	75,191	75,191	0	0
救急医療対策費（102－040）	1,143,762	508,383	34,132	601,247
初期救急医療体制整備事業	3,852	1,700	0	2,152
救急医療体制整備事業	277,515	116,218	0	161,297
（一部新）災害時救急医療体制整備事業	182,937	166,099	5,499	11,339
救急医療提供体制連携推進事業	750	375	0	375
総合医療情報システム運営事業	71,580	22,798	3,183	45,599
救急医療対策協議会運営経費	1,015	0	0	1,015
ドクターヘリ運営費補助事業	327,318	163,618	0	163,700
災害拠点病院等耐震化事業	37,166	37,166	0	0
循環器病対策事業	819	409	0	410
救急電話相談事業	50,900	0	25,450	25,450
（新）二次・三次救急医療機関体制強化支援事業	189,910	0	0	189,910
県民医療対策費（１０２－０５０）	130,355	99,393	8,164	22,798
原子力災害緊急時医療活動事業	99,393	99,393	0	0
骨髄バンクドナー登録推進事業	1,288	0	0	1,288
臓器移植推進事業	12,377	0	6,399	5,978
医療審議会運営経費	4,262	0	0	4,262
県民医療対策経費（経常行政経費）	12,035	0	1,765	10,270
（新）男女共同参画フォーラム開催補助事業	1,000	0	0	1,000

健康衛生総室
(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
地域医療対策費（１０２－０６０）	9,294,530	4,116,703	4,977,750	200,077
福島県周産期医療システム整備事業	178,367	144,435	0	33,932
（一部新）地域医療充実のための設備整備補助事業	266,512	163,189	22,000	81,323
地域がん診療連携拠点病院整備事業	110,061	51,500	0	58,561
病床転換助成事業	37	0	0	37
福島県がん登録事業	33,414	261	32,397	756
がん患者支援事業	28,466	7,299	0	21,167
原子力災害等復興基金造成事業	3,496,903	3,493,608	3,295	0
（一部新）医療施設等施設・設備整備事業	256,075	252,325	0	3,750
双葉地域二次医療提供体制確保事業	1,665,990	0	1,665,990	0
避難地域等医療復興事業	3,254,068	0	3,254,068	0
死因究明等推進事業	101	50	0	51
歯科医療提供体制構築推進事業	4,036	4,036	0	0
東北ブロック地域相談支援フォーラムin福島開催	500	0	0	500
地域医療介護総合確保対策費（１０２－０９０）	1,422,531	0	1,419,429	3,102
地域医療介護総合確保基金事業（病床の機能分化・連携）	1,097,359	0	1,097,359	0
地域医療介護総合確保基金事業（在宅医療の推進）	202,551	0	202,551	0
地域医療介護総合確保基金事業（医療従事者の確保・養成）	104,621	0	104,519	102
（一部新）地域医療情報ネットワーク活用強化支援事業	18,000	0	15,000	3,000
県民健康調査費（１０２－１００）	3,985,593	231,101	3,754,492	0
県民健康調査事業	3,613,468	31,746	3,581,722	0
県民健康調査支援事業	87,098	0	87,098	0
福島県民健康管理基金造成事業	285,027	199,355	85,672	0
医療人材対策費（１０２－１１０）	1,758,746	504	1,628,845	129,397
医療従事者修学資金貸与事業	311,560	0	304,355	7,205
医療勤務環境改善支援事業	199,371	0	199,371	0
医師確保修学資金貸与事業	832,254	0	710,062	122,192
ふくしま国際医療科学センター運営事業	412,902	0	412,902	0
“医療の仕事”魅力発信事業	2,155	0	2,155	0
公立高等学校等就学支援金事業	504	504	0	0
医師確保対策費（１０２－１２０）	2,015,173	0	2,013,060	2,113
医師臨床研修対策事業	98,556	0	97,113	1,443
（一部新）ふくしま医療人材確保事業	1,618,283	0	1,618,283	0
医師定着促進事業	13,721	0	13,721	0
地域医療支援センター運営事業	89,998	0	89,998	0
ふくしま子ども・女性医療支援センター運営事業	151,787	0	151,787	0
医師確保計画推進事業	670	0	0	670
（一部新）専門医養成支援事業	42,158	0	42,158	0
保健師等指導養成費	993,087	22,912	909,101	61,074
保健師等研修及び指導費（103－030）	92,542	0	88,630	3,912
看護教育・准看護師試験経費（経常行政経費）	6,654	0	2,742	3,912
看護教員・実習指導者養成講習会	13,630	0	13,630	0
医療従事者・実習指導者養成講習会	5,240	0	5,240	0
（一部新）在宅ケア推進事業	67,018	0	67,018	0

健康衛生総室
(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
看護要員等確保事業費（１０３－０４０）	900,545	22,912	820,471	57,162
ナースセンター事業	54,637	0	39,934	14,703
看護師等養成所運営費補助事業	266,096	0	248,745	17,351
病院内保育所運営費補助事業	99,424	0	99,424	0
看護職員離職防止・復職支援事業	55,725	1,046	54,679	0
復興を担う看護職人材育成支援事業	226,639	0	226,639	0
看護教育体制強化支援事業	32,454	0	32,454	0
看護関係施設整備費等補助事業	30,186	0	30,186	0
看護職員就業等調査事業	1,235	0	3	1,232
感染症専門人材養成等事業	46,829	0	46,297	532
（一部新）若者の県内定着のための看護の魅力発信事業	87,320	21,866	42,110	23,344
薬務費	234,978	126,059	43,328	65,591
薬務事業費（１０４－０１０）	231,487	126,059	41,269	64,159
薬務総務事務経費（経常行政経費）	12,276	1,710	9,753	813
医薬品安全対策事業	449	0	449	0
医薬品等製造承認事務	1,393	0	1,393	0
登録販売者試験事業	7,339	0	7,339	0
健康サポート薬局推進事業	4,272	0	4,272	0
避難地域薬局再開・薬剤師確保支援事業	4,488	0	4,488	0
（新）災害対策医薬品供給車両整備事業	12,000	0	12,000	0
（新）麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動福島大会開催事業	1,170	0	0	1,170
（一部新）薬剤師確保対策事業	1,575	0	1,575	0
電子処方箋の活用・普及促進事業	186,525	124,349	0	62,176
麻薬大麻取締事業費（１０４－０３０）	502		0	502
若年層による薬物乱用防止意識向上事業	502	0	0	502
献血促進費（１０４－０４０）	930	0	0	930
献血推進事業	930	0	0	930
試験検査事業費（１０４－０８０）	2,059	0	2,059	0
試験検査精度管理事業	2,059	0	2,059	0
合 計	23,297,751	6,230,408	15,122,258	1,945,085

- こども・青少年政策課
- 子 育 て 支 援 課
- 児 童 家 庭 課

(こども未来局)

(1) 施策の基本方針

○ こども・青少年政策課

少子化の進行は、人口減少につながり、労働力の減少や社会保障分野における現役世代の負担の増加など経済面に大きな影響を与えるとともに、こども同士の交流機会の減少などにより、こどもの健全な成長に影響を与えるほか、過疎化や高齢化の進行と相まって、地域社会の活動を支える人材が減少し、地域活力の低下を招くなど、社会面にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

少子化の主な原因には、未婚化・晩婚化の進行や若者・女性の県外流出等が挙げられるが、これに加え、個人の価値観やライフスタイル等の変化、子育てに関する不安や負担感、仕事と子育ての両立の負担感など様々な要因が絡み合っていることから、知事を本部長とした子育て支援推進本部により、部局横断的な施策構築を図るなど、総合的に対策を進めていく必要がある。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」の理念、及び令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」に掲げる「こどもまんなか社会」を本県において実現するため、令和7年3月に策定した「福島県こどもまんなかプラン」に基づき、こどもがおとなになるまで幸せな状態（ウェルビーイング）で健やかに成長することを支え、また子育て当事者が子育てに伴う喜びを実感できるよう、こども施策を積極的に展開していく。

1 少子化対策の推進

結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージ毎の相談相手である世話やき人の養成や、ふくしま結婚マッチングシステム「はび福なび」の機能の充実に取り組むほか、市町村や地元企業と連携した婚活イベント等による出会いの機会を提供する。

また、ふくしま結婚・子育て応援センターにフォローアップコーディネーターを配置し、婚活イベントの参加者等を対象に相談対応や情報提供を継続的に行うなど、結婚を希望する方のサポート体制を強化するとともに、男性が子育てに参加する機運の醸成を図るための取組等を行い、結婚から子育てまで切れ目なく支援することにより、結婚を望む人が結婚でき、安心して子育てできる環境づくりを推進する。

2 子育て・子育て環境づくりの推進

- (1) 社会全体で子育てを応援し、子育てしやすい県づくりの機運の醸成を図るため、「子育て支援を進める県民運動」の一環として、国の「こどもまんなか月間」にあたる11月中に定められた国の「家族の日」、「家族の週間」（11月第3日曜日とその前後1週間。）に合わせて「子育ての日」、「子育て週間」を設定し、集中的にイベントや広報等を行う。

また、子どもがいる世帯に子育て応援パスポート（ファミたんカード）を交付するとともに、協賛企業を募集し、店舗で子育て応援パスポートを提示すると各種サービスを受けられるようにするほか、子育て週間に合わせて特別企画を実施する。

- (2) こどもたちが夢や希望を持って成長することをサポートするため、こども及び子育て家庭を支援する民間団体の取組に対する助成を行う。
- (3) 地域の人と人との絆や、地域のコミュニティの再生が求められている中、県内各地において、知恵と経験のある方と、次世代を担うこどもたちが、互いに交流する取組である「地域の寺子

屋」を推進する。

- (4) こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）や児童福祉法の基本理念を普及させるため、5月を「児童福祉月間」と定め、各種啓発活動を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら、地域全体で子育てしやすい機運の醸成を図る。
- (5) こどもの居場所の運営主体を対象に、地域資源を活用した体験活動を実施するための助成を行い、こどもたちの体験活動の機会を提供することにより、こどもの頃からの地域への愛着を育むとともに、体験格差の解消を図る。

3 こどもの未来が貧困に妨げられないための支援

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子育て支援、援助を必要とするこどもや家庭への支援、子育てを支える社会環境づくりに関する様々な施策に加え、様々な支援の情報をこどもや家庭に届ける取組などを実施する。

4 青少年の健全育成の推進

- (1) 青少年健全育成審議会において、青少年の健全な育成について調査審議するとともに、青少年の健全育成にとって有益な書籍等の推奨を行う。
- (2) 青少年健全育成条例の適正な運用を図るため、有害環境の実態調査及び関係業界に対する指導を行う。
また、青少年健全育成条例に基づき、青少年又は青少年団体等の活動が他の模範であるものを表彰し、青少年健全育成の意識の高揚を図る。
- (3) 青少年の健全育成や非行防止について、青少年を社会全体で育む機運を醸成するため、7～8月に青少年健全育成県民総ぐるみ運動を実施する。
- (4) インターネット上の有害情報やSNSに起因する犯罪被害からこどもを守るため、こどものメディアリテラシー育成及びフィルタリング利用の啓発活動を推進する。
- (5) 福島県ひきこもり相談支援センターを設置して相談に応じるとともに、市町村等の相談窓口に対する専門的な支援等を行う。また、ひきこもり状態の方の家族に対しても、各保健福祉事務所において、家族教室を開催するなど、専門の相談支援体制を整備するほか、ひきこもりサポーターを活用した自宅訪問活動を実施する。
- (6) 福島県再犯防止推進計画に基づき、再犯防止推進のため、関係機関との情報共有や刑務所出所者等への就労支援に取り組む。

5 青少年団体等の育成指導

- (1) 青少年の健全な育成を図る県民運動の推進母体である福島県青少年育成県民会議の円滑な運営を図るため、事業費の一部を補助する。
- (2) 福島県青少年会館の円滑な運営を図るため、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構に対し、運営費等の一部を補助するとともに、老朽化が課題となっている中央児童相談所の移転改築に向けて、青少年会館の解体設計に係る費用を補助する。

○ 子育て支援課

安心して子育てができる環境を整備するため、子育て支援施策とこれに伴う施設整備や保育人材の確保・定着に関する対策に取り組むとともに、母子保健施策を推進していく。

1 子育て支援施策の推進

- (1) 保育の実施主体である市町村が行う施設型給付事業（保育所、認定こども園、幼稚園に係る財政支援）や、地域型保育事業に係る給付、幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費（新制度未移行幼稚園、預かり保育、一時預かり、認可外保育施設等の利用者負担分）の給付に対して支援を行う。また、多子世帯（第3子以降の3歳未満児）の保育料を減免する市町村を支援する。
- (2) 市町村が地域の実情に応じて実施する延長保育事業、地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等の地域の子育て支援の取組を支援する。また、病児保育事業の実施を促進するため、病児保育事業の広域的な利用促進に取り組むとともに、市町村が行う病児保育施設の整備に対して支援を行う。
- (3) 保育士等を対象とした事故予防のための研修を実施するとともに、巡回指導支援員が保育所等を巡回訪問し、事故防止策について助言や改善結果の確認等を行う。
- (4) 保育の質の確保・向上のため、臨床心理士等による配慮を要する児童への保育士の対応力向上支援や、保育士支援アドバイザーによる保育士の働きやすい職場づくりに向けた巡回相談、本県の特色ある資源と専門家の助言を活用した園庭等の遊び環境の改善支援等、必要な施策を総合的に実施する。

2 教育・保育施設等の整備支援

- (1) 保育の受け皿を確保するため、市町村が行う民間の幼児教育・保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業所、こども誰でも通園制度を行う事業所）や放課後児童クラブ等の整備に対して支援を行う。また、市町村が行う児童館やこども家庭センター等の整備に対して支援を行う。
- (2) 中核市を除く民間の保育所及び幼保連携型認定こども園が新設される場合、認可を行う。認可後はフォローアップ訪問を行い、運営状況の確認や、指導・助言を行う。

3 保育人材の確保・定着

- (1) 指定保育士養成施設や保育関係団体、雇用関係機関などと相互に連携しながら保育人材の確保、定着のための総合的な対策を行う。
- (2) 保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金の貸付や未就業の保育士に対する再就職支援等を行う。
- (3) 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の地域の子育て支援事業に従事する職員の資質向上及び人材確保を図るため、保育や子育て支援等の仕事に従事する子育て支援員、放課後児童支援員の育成のための研修や保育士等のキャリアアップを図るための研修を実施する。
- (4) 放課後児童クラブの待機児童数の解消に向けて、支援員等として働く魅力などを広く発信するほか、認定資格研修修了者を登録し、放課後児童クラブとマッチングさせる機能を立ち上げ、幅広い分野からの新たな人材の確保を図る。また、開所時間が長い夏休み期間等の働き手不足

を解消するため、学生等のアルバイトの雇用に係る経費を助成する。

4 母子保健施策の推進

- (1) 市町村における母子保健施策の推進を図るため、市町村母子保健担当者のスキル向上を目的とした研修等を実施する。
- (2) 各市町村がこども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が提供できる体制整備を支援するとともに、支援が必要な家庭の早期把握・早期支援を行うための事業を実施する。
- (3) 県立医科大学における不妊治療体制の充実や相談支援体制の整備を行うとともに、不妊治療を受けている方に対して、治療費用の一部を助成するほか、早期の治療につながるよう不妊症検査の費用を助成することで、希望する治療を受けられるよう支援する。
- (4) プレコンセプションケアの推進により、若い男女等が将来のライフプランを考え、妊娠・出産等も含めた体の変化について正しい知識を得て健康づくりができるように支援する。また、健康経営の取組と連携し、企業の関係者への理解促進を図ることで、社会全体での理解の醸成に取り組んでいく。
- (5) 遠方で出産する必要がある妊婦等に対して、分娩取扱施設までの交通費及び待機のための宿泊費を助成し、妊婦の負担軽減を図るよう支援する
- (6) 小児慢性特定疾病や先天性代謝異常等の児童に対する支援を行う。

○ 児童家庭課

児童福祉の理念である、全ての児童が、心身ともに健やかに育成される環境づくりを推進するため、家庭や地域での生活に支援が必要な児童や社会的養育が必要な児童、障がいのある児童及び女性並びにひとり親家庭等の福祉の向上と自立促進のための施策を推進する。

ふくしまの地で次の世代を育成できるように、こどもたちやその親たちの様々な心身の健康不安を取り除くよう努めるとともに、ふくしまで安心して子育てできる環境整備に取り組んでいく。

1 児童相談体制の充実

- (1) 県内4か所の児童相談所と3か所の相談室において、児童に関するあらゆる相談に応じるとともに、市町村等の関係機関と連携して、家庭や地域における養育を支援する。

また、複雑・困難化する相談に対応するため、児童相談所に精神科医、法医学専門医、弁護士等の専門家を配置するとともに、国が新たに定めた児童福祉の専門資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」について児童相談所職員の取得を促進するなど、児童相談機能の充実を図る。

さらに、地域の専門的な相談・支援機関である児童家庭支援センターを設置する民間団体の運営費を補助するとともに、こどもが自身の権利や虐待から身を守る方法を学ぶ機会を確保することで、身近な地域でこどもと家庭を支える体制の強化を図る。

加えて、建物の老朽化が著しい中央児童相談所について、移転・改築に向けた調整を行う。

- (2) 児童虐待への迅速かつ適切な対応を図るため、児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちはやく）による24時間の虐待通告対応に加え、親子のための相談LINEを運用するとともに、児童相談所に警察官若しくは警察官OBを配置して警察と緊密に連携するなど、児童虐待対

応の体制を強化する。

また、児童相談所の市町村支援機能を強化するとともに、児童相談所職員の専門性の向上を図るための研修や関係機関等に対する児童虐待防止に関する研修、広報啓発により児童虐待の早期発見、早期対応を図る。

さらに、児童虐待の再発防止のため、児童虐待事例の検証に必要な調査を行う調査委員会を設置する。

- (3) 家族の世話等を日常的に担うヤングケアラーについて、実態調査結果を踏まえ、関係機関職員への研修、会議等への専門職派遣による体制強化、関係機関相互の円滑な調整を担うコーディネーターの配置、児童への周知啓発、SNSによる情報発信等により、支援を必要とする児童の早期把握と早期支援を行う。
- (4) 「ふくしま子どもの心のケアセンター」を設置し、被災地の医療・福祉・教育等の関係機関と緊密に連携しながら、医師や公認心理師などの専門職がアウトリーチ支援等を通し、こどもたちの心のケアを図る。
- (5) 児童、妊産婦等の相談に応じる児童委員に対し、報償費を支払うとともに、主任児童委員に対し、専門的知識・技術の習得を目的とした研修を行う。

2 要保護児童等対策の強化

- (1) 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設等の児童福祉施設の適切な運営により入所児童等の処遇の向上を図る。

また、入所児童等の権利擁護に係る環境を整備するために、意見表明等支援員を児童養護施設等に配置し、入所児童等の意見が適切に表明され、その意見がこどもの最善の利益に反映されるよう取り組む。

さらに、児童養護施設等を退所する児童に対して、就職に必要な自動車運転免許の取得費用の一部助成、家賃や生活費等について一定の条件を満たすと返済免除される貸付事業、大学等へ進学する際に必要な生活費用としての給付金の支給や、退所後の相談・支援を行い、退所児童の自立を支援する。

加えて、若松乳児院を廃止して新たに設置した福島県立乳児院を運営するとともに、同院に「家庭生活に困難を抱える特定妊婦等に対する産前産後の母子支援」や「里親支援」の新たな役割を担わせ多機能化を推進し、社会的養育環境の充実を図る。

- (2) 社会的養護において重要な役割を担う里親制度について、里親養育包括支援(フォスタリング)業務の委託を開始し、児童相談所だけではなく民間機関の活力を取り入れることで、更なる里親研修等の充実を図り、要保護児童の里親家庭における質の高い養育を支援する。
- (3) 児童相談所に里親コーディネーターを配置し、関係機関との連携・調整を図りながら、里親委託を推進する。

また、委託後の養育相談や定期的な訪問指導等を行い、こどもの養育支援を行う。

- (4) 児童福祉施設や里親等における被措置児童等虐待の防止や早期発見、早期対応を図る。
また、児童養護施設等の職員の研修費の補助等を行い、人材育成を支援する。
- (5) 児童虐待防止やヤングケアラー支援の対策として、保護者の養育を支援するため、市町村が取り組む子育て世帯訪問支援事業や親子関係形成事業等の家庭支援事業を支援する。

3 女性福祉の向上

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）やDV被害者について、女性のための相談支援センター及び県保健福祉事務所、市町村の女性相談支援員が関係機関や民間団体との連携の下、適時適切な保護や自立に向けた支援を行うとともに、市町村における女性支援やDV被害者の支援体制整備を促進する。

4 ひとり親家庭等の福祉の向上

- (1) 複雑・多様化する相談需要に対応するため、関係機関との連携の下、母子・父子自立支援員の資質の向上と相談指導の充実を図る。

また、県中、県南、会津保健福祉事務所に「ひとり親家庭就業支援専門員」を配置し、相談支援体制の強化を図るとともに、母子・父子自立支援員と連携して、総合的・包括的な相談体制の充実を図る。

- (2) ひとり親家庭の自立促進を図るため、福島県母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、就業相談、求人情報の提供、職業紹介、就職後の様々な悩みに対するカウンセリング等を行うとともに、自立支援プログラムを策定し、ひとり親家庭の個々の状況やニーズに応じて計画的、効果的な支援を行う。

また、就職に有利な資格取得を支援するため、自立支援教育訓練給付金の支給や看護師、介護福祉士等の養成機関における修学期間のうち、一定期間について給付金を支給する高等職業訓練促進給付金等事業を行うとともに、一定の条件を満たすと返済免除となる高等職業訓練促進資金の貸付けを行う。

さらに、高卒認定試験に合格するための講座の受講費用の助成を行う。

- (3) ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、ひとり親家庭医療費助成事業等の支援を行う。また、養育費の取り決めに関して、母子・父子自立支援員が国の養育費相談支援センター等と連携しながら丁寧に相談に応じるとともに、市町村等の関係機関と協力し、取り決めの重要性について積極的に周知を行う。

- (4) ひとり親家庭の親等に対して、生活一般の相談支援や食育、家計管理等の講習会の開催及び交流会、情報交換を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

また、ひとり親家庭等のこどもに対する居場所づくりとして、悩み相談や基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供等を行う市町村に対して経費の一部を補助することにより、ひとり親家庭等のこどもの生活の向上を図る。

5 児童扶養手当制度の適正な運営

ひとり親家庭の経済的支援のため、児童扶養手当法の規定に基づき、児童扶養手当に係る認定・支給を行うとともに制度の広報活動の強化、返納金債権の徴収強化及び市町村指導監査の実施により、適正な制度運営を行う。

また、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」の対象となる受給資格者に対して、関係市町村と連携して適正な認定・支給を行う。

6 子育て世帯の経済的支援及び安心して子育てできる環境づくりの推進

次世代の社会を担うこども一人一人の育ちを社会全体で応援する観点から支給される児童手当

について、適正かつ円滑に支給されるよう市町村を支援する。

また、子育てに伴う経済的負担の軽減を図るとともに、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるため、市町村が実施することの医療費助成事業を支援する。

7 障がいのある子どもやその家族が安心して暮らすための支援

- (1) 地域に必要な障害児通所支援事業所について、新たな事業者の開拓を進める市町村自立支援協議会等の取り組みを支援するほか、事業者に対して情報提供や助言等を行う。
- (2) 障害児通所支援事業所等における支援の質の向上については、自立支援協議会子ども部会等と連携しながら、事業所職員に対する研修会や新規事業所への訪問指導等により適切な療育が提供される環境整備に努める。
- (3) 地域の障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターが、事業所の支援技術を上するための研修やインクルージョンの推進などの機能強化に対する取り組みを支援するとともに、巡回支援専門員の配置を行う市町村に対して費用を補助し、地域で障がい児を支える体制の充実を図る。
- (4) 医療的ケア児とその保護者が、地域で必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児支援センターが中心となり、保護者への相談支援や情報提供、支援機関への助言等を行うとともに、様々な福祉サービス等の円滑な利用調整を行う医療的ケア児コーディネーターについて、養成研修の実施及び配置促進に努める。

また、相談支援体制整備や家族支援に取り組む市町村に対して費用を補助し、地域の支援体制の充実を図る。

8 発達障がいのある子どもの早期発見・早期療育のための支援

- (1) 発達障がいを早期に発見し、早期からの支援を行うため、幼稚園等の機関訪問によるコンサルテーションや支援者に対する研修の充実強化を図るとともに、医師の診断前の相談支援を行い、こどもの特性等を把握する。
- (2) 発達障がい診療等に関わる地域のかかりつけ医、従事者等に対する研修を実施し、発達障がいに対応する医療機関、従事者の確保に努める。
- (3) 発達障がい地域支援マネージャーを配置し、発達障がい児に対する支援のコーディネートや、市町村・事業所等への助言、指導を行うことにより地域の相談支援体制の充実を図る。
- (4) 地域の障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能を強化し、市町村が設置することの家庭センターや関係機関等と連携を図りながら、支援体制の充実を図る。
- (5) 発達障がい児への支援にあたっては、発達障害者支援地域協議会等を活用しながら、発達障がい者支援センターを中心に、各関係機関が連携して支援する。

9 障がい児の地域での生活支援

軽度、中等度の難聴児の言語習得や健全な発達を支援し、日常生活を向上させるため、軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用及び修理費用の一部を補助する。

(2) 事業計画

○ こども・青少年政策課担当の事業

1 少子化対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 結婚・子育て応援事業	422,765 (国庫 368,959)	1 ふくしまえんむすび事業 67,403 千円 結婚を望む方が結婚し、安心してこどもを生み育てられる環境づくりに向け、新たに結婚支援システム「はび福なび」のマッチング機能の拡充や、交際中の会員の相談支援等を行う。 2 ふくしま育パパ事業 3,160 千円 プレパパ、パパを対象としたセミナー、相談会及び意見交換会を開催する。 3 市町村えんむすび応援事業 67,047 千円 国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、市町村が独自に実施する少子化対策を推進する。 4 結婚新生活応援事業 258,814 千円 新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する市町村へ補助金を交付する。 5 民間企業等の若手社員の交流推進事業 26,341 千円 民間企業・団体等が自ら企画・開催する出会いの場の創出に資する取組に係る経費の一部を補助する。また、民間事業者に委託して、複数企業の連携を要件に、企業の意向を踏まえたオーダーメイド型の婚活イベントを開催するほか、スポーツや文化活動など、若手社員の関心があり、参加しやすい交流イベントを開催する。
合 計	422,765 (国庫 368,959)	

2 子育て・子育て環境づくりの推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 児童福祉総務費 事務経費	2,129	こども未来局の運営経費
② やさしさあふれるふくしま子育て応援事業	16,036 (国庫 8,448)	1 子育て応援パスポート広報事業 6,411 千円 子育て応援パスポート（ファミたんカード）について、協賛店舗を拡大するとともに、事業の周知を図り、パスポートの認知度・利便性・利用率を向上させる。

事業名	予算額	内 容
		2 子育て応援パスポート特別企画 5,577 千円 子育て週間（11 月第 3 日曜日前後 1 週間の計 2 週間）において、社会全体で子育てを応援する気運を高めるため、協賛店から期間限定特別サービスを提供してもらう特別企画を実施する。 3 子育て応援パスポート事務経費 352 千円 子育て応援パスポート事業展開に必要な事務経費を計上する。 4 子育てポータルサイト運営事業 2,134 千円 子育てポータルサイトとして「すくすくひろば」を運営し、県及び市町村の子育て支援制度やファミたんカード協賛店、赤ちゃんほっとステーション登録店舗等の情報を発信する。 5 子育て応援駐車場表示事業 1,562 千円 子育てを社会全体で応援する気運を醸成し、こども（未就学児）と一緒に安心して気兼ねなく外出できる環境づくりを進めるため、子育て応援駐車場を設置する。
③ 世代間交流による地域コミュニティ再構築事業	3,655 (繰入 3,642)	社会全体での子育てを推進するため、高齢者とこどもが昔ながらの遊びや伝統文化を教え・学ぶ交流会を通し、世代間交流を行う「地域の寺子屋」を県内各地で開催し、本県の復興を担うこどもたちを社会全体で育てる取組を行う。
④ 子育て・子育て環境づくり総合対策事業	10,836 (繰入 8,633)	1 福島県子ども・子育て会議設置運営事業 1,197 千円 こども・子育てを取り巻く各分野の団体からの推薦を受けた者や学識経験者、一般県民からの公募により構成する審議会「福島県子ども・子育て会議」を設置し、計画の策定や施設の許認可などについて、意見を伺う。 2 子ども・子育て支援調査等事業 218 千円 こども・子育て支援や少子化対策について、県内外の新しい情報を収集するとともに、先進事例の調査を行う。（子育て支援課） 3 子ども・子育て支援新制度推進事業 788 千円 「子ども・子育て支援新制度」の着実な実施に向け、地域の課題把握や隣接市町村間の連携強化・調整などを図るため、各圏域ごとに子育て支援連絡会議を運営し、情報の共有や地域の実情に沿った課題解決に向けた検討などを行う。（子育て支援課）

事業名	予算額	内 容
		4 地域で支える子育て推進事業 8,633 千円 (1) 地域で支える子育て推進事業 地域全体で子育てをする機運の向上を図るため、民間団体が行う地域の子育て支援の取組に対して補助を行う。 補助先 民間団体 補助率 4 / 5 (2) WE LOVE 赤ちゃんプロジェクトの推進 日本創生のための将来世代応援知事同盟で賛同した「WE LOVE 赤ちゃんプロジェクト」を推進するため、泣いてもいいよステッカーを作成する。
⑤ 屋内遊び場確保事業	233,856 (国庫 233,856)	原子力災害の影響により整備され、地域における子育て支援の重要な社会資源となった屋内遊び場について、その運営費等を支援する。 補助先 市町村 補助率 2 / 3
⑥ 安心こども基金造成事業	1,862 (財収 1,862)	安心こども基金の利子分の積立を行う。
⑦ 児童福祉施設等給食体制整備事業	69,125 (国庫 69,125)	児童福祉施設等の給食用食材に対する保護者等の不安を軽減し、給食に関してより一層の安全・安心を確保するため、児童福祉施設等の給食の検査体制の整備を図る。 1 児童養護施設等給食検査体制整備事業 9,581 千円 2 保育所等給食検査体制整備事業 57,947 千円 実施主体及び補助先 市町村 補助率 定額 3 障がい児施設等給食検査体制整備事業 1,284 千円 4 児童福祉施設等給食検査体制整備事業事務経費 313 千円
⑧ 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	25,280 (国庫 25,280)	1 子ども健やか訪問事業 1,197 千円 避難生活を余儀なくされている子育て世帯に対して、訪問による相談支援を行う。(子育て支援課) 2 子どもの遊び確保と心身の健康の相談・援助事業 24,083 千円 被災児童生徒及びその家族に対する心身の健康に関する相談・援助等を行う市町村へ補助を行う。(こども・青少年政策課)

事業名	予算額	内 容
⑨ 東日本大震災 子ども支援基金 造成事業	6,228 (財収 6,228)	民間企業・団体及び個人からの寄附を原資として積み立てる「福島県東日本大震災子ども支援基金」の造成を行う。
⑩ 東日本大震災 子ども支援基金 事業	41,308 (繰入 41,308)	東日本大震災により孤児・遺児となった児童の生活及び修学を支援するため、対象者が大学等を卒業するまでの期間、寄附を原資に定額の給付を行う。
⑪ こどもの居場所 づくり支援事業	12,129 (繰入 12,129)	こどもの居場所の新規開設や経営基盤の強化を支援し、支援が必要な子どもたちやその家族を地域で見守る体制を強化する。 1 こどもの居場所づくり支援事業 6,200 千円 こどもの居場所の新規開設やこども食堂を広域的に支援する事業を支援する。 2 こどもの居場所基盤強化支援事業 3,929 千円 こどもの居場所が継続的に活動することができるよう経営基盤の強化を支援する。 3 コミュニティフリッジ開設支援事業 2,000 千円 経済的に困窮している子育て世帯を支援するため、コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の新規開設費用を補助する。
新 ⑫ ふくしまのこどもたちの体験活動 促進事業	9,000 (繰入 9,000)	福島県内のこども・若者の居場所を利用するこどもたちを対象とする、地域資源を活用した体験活動の取組に対して補助金を交付する。
合 計	431,444 (国庫 336,709) (財収 8,090) (繰入 74,712)	

3 子どもの未来が貧困に妨げられないための支援

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① こどもの夢を応援する事業	2,310 (繰入 2,310)	支援を必要とするこどもたちへ、各種支援を効果的に届けるための体制を整備する。 1 こどもの将来応援事業 2,310 千円 支援内容や相談窓口等をまとめたリーフレットを配布するほか、ポータルサイトで広報・周知を行う。
合 計	2,310 (繰入 2,310)	

4 青少年の健全育成の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 青少年健全育成事務経費	1,511	青少年育成施策の推進を図るための事務経費。 1 青少年健全育成審議会の開催 903 千円 青少年の健全育成について調査審議するとともに、青少年の健全育成にとって有益な書籍等の推奨や有害図書類の指定等を行う。 ○審議会の開催 年4回（うち部会3回） ○委 員 17 名 2 調査指導事業 191 千円 青少年健全育成条例の適正な運用を図るため、有害環境の実態調査及び関係業界に対する指導を行う。 (1) 自動販売機の届出事項の確認調査及び業界指導 (2) 書店、カラオケ店等実態調査及び業界指導 3 優良団体等の表彰 196 千円 青少年健全育成条例に基づき、青少年又は青少年団体等でその活動が他の模範であるものを表彰し、青少年健全育成の意識の高揚を図る。 4 青少年健全育成県民総ぐるみ運動 106 千円 青少年の健全育成や非行防止について、より効果的に周知するとともに、青少年を社会全体で育む機運を醸成するため、学校の夏休み期間である7～8月に焦点を合わせ、青少年健全育成県民総ぐるみ運動を実施する。 5 内閣府青年国際交流事業事務費 7 千円 内閣府が実施する各種の青年国際交流事業に本県青年を派遣するなど、外国青年との交流を通して、相互理解と友好を促進しながら、次代を担う国際性を備えた青年を育成する。 6 少年の主張県大会の開催運営 21 千円 県青少年育成県民会議と協力し、青少年の意見表明の機会である「少年の主張県大会」を開催する。

事業名	予算額	内 容
		7 少年センター連携事務費 3千円 県内10市の少年センターで構成する連絡協議会との連携を図る。 8 再犯防止推進協議会の開催 86千円 福島県における再犯防止に関する施策を推進するため、関係機関、関係団体等で構成される福島県再犯防止推進協議会を開催する。
一部新 ② ひきこもり対策推進事業	32,261 (国庫 16,130)	ひきこもり本人やその家族の相談先として「ひきこもり相談支援センター」を運営する。また、ひきこもり本人やその家族を支援することを目的として、ひきこもり家族教室を開催する。 1 ひきこもり対策推進事業 20,526千円 ひきこもりの状態にある本人や家族からの電話や来所相談に対応し、適切な支援に繋げる。 2 ひきこもり家族支援事業 768千円 各保健福祉事務所でひきこもり家族教室を実施する。 3 ひきこもり支援体制強化モデル事業 10,967千円 複合課題を抱えた相談に関するケース検討、地域連携による社会資源の掘り起こしのほか、相談窓口とのマッチング等の支援を行う。また、ひきこもりサポーター養成研修・や、ひきこもりサポーターを活用した自宅訪問活動等を実施する。
③ こどもを守る情報モラル向上支援事業	3,960 (繰入 3,960)	福島の未来を担うこども達が情報社会で適正な活動を行うための基本となる考え方と態度を身に付けられるよう支援する。 1 こどもを守る情報モラル向上支援事業 3,960千円 家庭や学校でこどものインターネット利用に関する基礎知識の習得度合いと利用状況を把握し、その向上と改善を図る支援システム「ふくしま情報モラル診断」を運用する。
④ ふくしまの子どもの意見を社会に届ける事業	2,350 (繰入 2,350)	「こども・若者の地域への定着」をテーマとした探究活動を行い、将来の地域づくり・復興創生の担い手の確保や、こどもまんなか社会の実現に向けたこどもたちからの意見聴取を行う。 1 ふくしまの子どもの意見を社会に届ける事業 2,350千円 県内4地域で高校生を対象に「こども・若者の地域への定着」を探究テーマとしたワークショップ等を実施する。

事業名	予算額	内 容
新 ⑤ 地域再犯防止推進事業	3,000 (国庫 1,499)	再犯防止推進のため、市町村や関係機関等との情報共有や刑務所出所者等への就労支援を行う。 1 自治体間の情報共有 5千円 市町村に対し、再犯防止に関する情報共有を行うための会議等を開催する。 2 自治体間の理解促進のための研修会 36千円 市町村及び関係機関の職員を対象とした再犯防止に関する理解促進のための研修会を開催する。 3 刑務所出所者等に対する直接支援 2,959千円 新たな協力雇用主の開拓や協力雇用主への登録を希望する企業に対する研修会を開催する。
合 計	43,082 (国庫 17,629) (繰入 6,310)	

5 青少年団体等の育成指導

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 青少年育成県民会議事業費補助金	12,529	青少年の健全な育成を図る県民運動の推進母体である福島県青少年育成県民会議が、円滑に事業を実施するため、事業費の一部を補助する。 1 県民運動推進活性化活動事業 3,610千円 (1) 青少年健全育成推進大会の開催 (2) 家庭の日（毎月第3日曜日）の普及啓発 (3) 青少年団体等の表彰 2 青少年育成専門指導員設置事業 8,592千円 3名の専門指導員の配置 3 少年の主張福島県大会活動事業 64千円 少年の主張大会の開催と報告書作成等 4 青少年育成講習会・研修会開催事業 263千円 保護者等大人の意識啓発を図る講習会・研修会を開催（年間2回程度）

事業名	予算額	内 容
② 青少年会館運営 費補助金	33,497	福島県青少年会館の円滑な運営を図るため、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構に対し、運営費等の一部を補助する。 1 人件費 21,257 千円 副理事長兼青少年会館長、次長、総務課長及び生活指導員 4 名分 2 物件費 12,240 千円 青少年会館の解体設計に係る費用の補助
合 計	46,026	

○ 子育て支援課担当の事業

1 子育て支援施策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 子どものための教育・保育給付事業	10,001,415 (繰入 124,491) (諸収 32)	市町村が行う特定教育・保育施設及び地域型保育事業への給付費等の支給等に要する費用や、市町村が負担する施設型給付費等の地方単独費用部分に対する費用を支援する。
② 子育てのための施設等利用給付事業	570,898	幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設等を利用したこどもの利用料を給付するために要する費用を負担する。
③ 地域の子育て支援事業	3,593,848	地域の子育て支援に取り組む市町村を支援する。 利用者支援事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、産後ケア事業、乳児等通園支援事業を実施する市町村に対して補助を行う。 ※乳児等通園支援事業は県負担無し ※子育て世帯訪問支援事業及び親子関係形成支援事業は児童家庭課、児童育成支援拠点事業はこども・青少年政策課で事務を所管している。
④ 病児保育促進事業	16,968 (県債 6,600)	県内の病児保育事業の実施促進を図るため、病児保育施設の広域利用及び施設整備を行う市町村を支援する。 1 病児保育広域化推進事業 79 千円 2 病児保育広域運営支援事業 8,500 千円 病児保育施設が広域利用協定に基づき広域受入を行う場合、運営費の一部を補助する。 3 病児保育設置促進事業 51 千円 4 病児保育施設整備事業 8,338 千円
⑤ ふくしま保育料支援事業	105,011	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育所等や認可外保育施設に入所する第3子以降の3歳未満児にかかる保育料について、市町村が減免する額の一部を補助する。
⑥ 認可外保育施設運営支援事業	4,205 (国庫 825)	認可外保育施設の運営支援や職員の保育の質の向上を図るための研修を行う。

事業名	予算額	内 容
		1 認可外保育施設運営支援事業 1,643 千円 認可外保育施設を利用するこどもの健康診断費用や施設の運営費を補助する。 2 認可外保育施設職員研修事業 2,562 千円 認可外保育施設職員の保育技術向上のための研修を行う。
⑦ 保育対策総合支援事業	379,382 (国庫 270,059)	地域の実情に応じた保育需要に対応するため、市町村が実施する保育人材の確保、保育施設の改修等に必要な経費の一部を補助する。 1 保育体制強化事業 195,888 千円 保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に必要な経費を補助する。 2 保育補助者雇上強化事業 113,819 千円 潜在保育士または保育士資格を有しない保育補助者の配置に必要な経費を補助する。 3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 89 千円 認可外保育施設に従事する保育従事者等が受診する健康診断に要する経費を補助する。 4 保育環境改善等事業 27,085 千円 保育所等において、必要な改修や設備の整備等に要する経費を補助する。 5 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業 267 千円 保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援導員」の配置等に要する費用の一部を補助する。 6 保育所等における要支援児童等対応推進事業 11,971 千円 保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所における要支援児童等の対応の強化、運営の円滑化を図るために必要な経費を補助する。 7 保育士資格等取得支援事業 155 千円 保育士資格取得を支援するため、指定保育士養成施設等の受講料等及び受講する者の代替として、当該施設等が雇用する職員の雇上費の補助を行う。 8 医療的ケア児保育支援事業 30,108 千円 医療的ケア児を保育所等で受け入れる市町村に対し、看護師の配置費用等を補助する。

事業名	予算額	内 容
一部新 ⑧ えがお輝くふく しまの保育支援事業	37,654 (国庫 4,450) (繰入 6,660)	こどもの発達に欠かせない「遊び」が充実するよう専門家の助言による園庭等の改善を実施するとともに臨床心理士等による配慮を必要とする児童への対応力向上の支援や保育士支援アドバイザーによる保育士の離職防止等に繋げる支援を行い保育環境を一体的に向上させる。 1 魅力あふれる保育環境づくり支援事業 11,632 千円 こどもの遊びを通じた保育の質の向上を図るため、園庭等の環境改善を行う補助事業や施設による事例発表会、ワークショップを実施する。 2 保育所等心理カウンセラー派遣事業 9,419 千円 配慮を必要とする児童に対する保育士の対応力向上を図るため、臨床心理士等を施設へ派遣するとともに、セミナーを開催する。 3 働きやすい保育の職場づくり支援事業 9,937 千円 保育人材の離職防止及び保育の質の向上を図り、巡回相談を行うため、保育士支援アドバイザーを 2 名配置するとともに、情報・意見交換会を開催する。 新 4 地域で育む保育環境創造事業 6,666 千円 本県の特色ある資源（県産の材料等）を活用し、地域が関わりながら豊かな遊びの環境を創る。
⑨ 保育所等安全対策推進事業	11,454 (国庫 5,116) (諸収 32)	1 保育所等安全対策推進事業 10,254 千円 保育所や認定こども園、認可外保育施設等での安全対策を推進するため施設職員を対象とした研修を実施するとともに、巡回支援指導員を配置し、認可外保育施設等における事故防止の体制整備を図る。 2 認可外保育施設安全対策推進事業 1,200 千円 認可外保育施設において、より一層こどもを安心して育てることができる環境整備を支援するため、ICTを活用したこどもの見守りに必要な機器の導入への支援、保育業務のICT化の推進に必要な経費及び性被害防止対策のための設備整備への支援を行う。
合 計	14,720,835 (国庫 280,450) (繰入 131,151) (諸収 64) (県債 6,600)	

2 教育・保育施設等の整備支援

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 社会福祉施設整備 利子補給事業	70 (繰入 70)	社会福祉法人等が施設整備のための資金を独立行政法人福祉医療機構から借り入れた際、償還する利子の一部を補助する。
② 放課後児童クラブ施設整備事業	20,038 (県債 16,000)	放課後児童クラブを実施する市町村等に対して、施設整備に必要な経費の一部を補助する。
③ 就学前教育・保育施設整備事業	11,029 (国庫 11,029)	教育・保育の質の向上のため認定こども園等の施設整備等を支援する。
新 ④ 次世代育成支援 対策施設整備事業	14,667 (県債 11,700)	児童の健全育成等のため、児童厚生施設の整備等に当たり必要な費用の一部を補助する。
合 計	45,804 (国庫 11,029) (繰入 70) (県債 27,700)	

3 保育人材の確保・定着

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 保育人材確保対策事業	8,604 (国庫 4,302)	潜在保育士の再就職支援や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を設置し、保育人材の確保を図る。 1 保育士・保育所支援センター設置運営事業 8,604千円 潜在保育士の相談支援、就職斡旋等を行い、保育人材の確保を図る。
② 保育の質の向上支援事業	46,835 (国庫 22,341)	保育所、認定こども園、地域型保育事業、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業に従事する職員の資質向上及び人材確保を図るため、各種研修を実施する。 1 子育て支援員研修事業 9,988千円 小規模保育、家庭的保育、一時預かりの担い手となる「子育て支援員」を養成する研修を実施する。 2 潜在保育士再就職支援事業 751千円 保育士として就業していない者の再就職を支援するため、現場復帰に必要な研修を実施する。

事業名	予算額	内 容
		3 放課後児童支援員認定資格研修事業 6,619 千円 放課後児童支援員として有資格者となるための認定資格研修を行う。 4 放課後児童支援員等資質向上研修事業 6,096 千円 放課後児童クラブの現任の従事者を対象に初任者研修（１年から５年未満を目安）、中堅者研修（５年以上を目安）及び専門研修（放課後子供教室に関わる者等も対象）を実施する。 5 保育士等キャリアアップ研修事業 21,231 千円 保育士の処遇改善等加算の要件となるキャリアアップ研修を実施する。 6 配慮を要する児童等対応研修事業 2,150 千円 放課後児童支援員の配慮を要する児童等への対応力を向上させる研修を実施する。
③ 保育人材総合対策事業	11,344 (国庫 5,311)	県内の保育施設等における保育士の安定的な確保・定着を図るため、指定保育士養成施設や保育関係団体、雇用関係機関等と連携し、保育人材の総合的な対策を行う。 1 保育人材対策連絡会 336 千円 県内の指定保育士養成施設や保育関係団体、雇用関係機関等が意見交換を行うための連絡会を開催する。 2 保育実習指導者研修事業 1,125 千円 保育施設の実習指導者向け研修を行うとともに、指定保育士養成施設と保育施設との意見交換の場を設ける。 3 保育士等就職説明会 1,536 千円 県内の指定保育士養成施設に通う学生等を対象に、県内保育所等の施設情報や求人情報を提供するため、就職説明会を行う。 4 保育士宿舎借り上げ支援事業 720 千円 市町村が保育士の宿舎を借り上げる保育事業者に補助する場合、事業者負担分の一部を補助する。 5 県外保育士移住促進事業 6,285 千円 県内の保育所等に就職を希望する県外在住の保育士に対し、保育所等での実習や就職活動に要した費用を助成するとともに、県外から移住して県内の保育所等に就職した保育士に対し、移住支援金を支給する。 6 保育施設等経営者向けセミナー 1,342 千円 県内の保育施設等の経営者を対象に、保育士の採用情報などを提供するとともに、保育士が働きやすい職場環境づくりについて学ぶためのセミナーを開催し、保育人材の確保・定着を図る。

事業名	予算額	内 容
④ 保育士修学資金貸付等事業	172,290 (国庫 155,061)	保育士資格取得のための修学資金や潜在保育士の再就職のために必要な経費等の貸付を行う。
⑤ 保育士登録事業	5,694 (手数 4,927) (国庫 383)	児童福祉法に基づき、保育士の登録事務を実施する。 1 保育士登録事業 4,927 千円 保育士資格を有する者から登録申請を受理し、保育士証を交付する。 2 保育士資格取得に係るオンライン手続化 767 千円 保育士の登録については、全国一律の社会福祉法人日本保育協会において事務処理を行っており、オンラインによる手続きを可能とするために必要なシステム改修費総額を各都道府県の受験者数の割合に応じて負担する。
⑥ 産休等代替職員費補助事業	5,055 (繰入 5,055)	民間の児童福祉施設等の職員が、出産又は傷病のため長期休暇を必要とする場合に、その代替職員の雇用に係る経費の一部を補助する。
新 ⑦ 放課後児童クラブ人材確保支援事業	14,099 (国庫 2,132)	放課後児童クラブの認知度や関心度を高め、多様な人材を発掘するとともに、働き手を確保しやすい体制を整備することにより、待機児童の解消を図る。 1 放課後児童クラブ認知度アップ支援事業 3,020 千円 情報掲載サイトの作成やSNSを活用したPR活動を行う。 2 放課後児童クラブマッチング支援事業 2,079 千円 保育士・保育所支援センターを活用した就職先とのマッチング等を行う。 3 若者による放課後児童クラブ支援事業 9,000 千円 若者（学生等）のアルバイト雇用に係る経費の一部を補助する。
合 計	263,921 (手数 4,927) (国庫 189,530) (繰入 5,055)	

4 母子保健施策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 母子保健事務費	460 (手数 4) (国庫 89)	母子保健対策を推進するための事業を実施する。 1 母子衛生医療事務経費 227 千円 2 受胎調節実地指導員指定証交付事業 4 千円 3 新生児聴覚検査体制支援事業 181 千円 聴覚障がいの早期発見・早期療育が図られるよう、 新生児聴覚検査推進会議の開催や普及啓発を行う。 4 東北・北海道ブロック母子保健担当課長会議 48 千円
② 妊産婦等支援事業	1,143 (国庫 361) (繰入 395)	各保健福祉事務所に専用電話を設置し、女性特有の健康等に関する相談への対応、産科医療機関と連携し、支援が必要な妊産婦の早期把握などを行う。 1 女性のミカタ健康サポートコール等事業 336 千円 2 HTLV-1 母子感染対策事業 124 千円 3 妊婦連絡票等活用事業 269 千円 4 妊娠高血圧症候群等特別助成事業 19 千円 5 リトルベビーハンドブック活用事業 395 千円
③ 市町村妊娠出産包括支援推進事業	36,484 (国庫 545)	市町村において妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、関係機関との連絡調整会議や研修を実施する。 また、妊婦のための支援給付事業及び出産・育児等における伴走型相談支援事業に必要な経費を補助する。
④ 小児慢性特定疾病対策事業	113,013 (国庫 56,475) (諸収 16)	慢性疾病に罹患していることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、その治療法の確立と普及及び患者家族の医療費負担の軽減、患者家族の相談への対応や関係機関との連絡調整を行う。
⑤ 家庭訪問型子育て支援事業	495	子育て経験者が子育て世帯を家庭訪問して傾聴と育児支援を行うホームスタート事業を推進するため、これに携わる支援者の育成、新たな団体の設立に向けた支援を行う。
⑥ 産前・産後支援事業	23,852 (国庫 23,851)	安心してこどもを生み育てられる環境を整備するため、妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に電話相談窓口を設置し、子育てや健康に関する相談に対応するとともに、訪問による支援や交流の場を設ける。 また、母乳の放射線検査を希望する産婦に対し、検査費用の助成と検査後の相談支援を行う。

事業名	予算額	内 容
⑦ 未熟児等に対する健康支援事業	93,022 (負担 2) (国庫 29)	未熟児、身体障がい児等に対し、医療費の一部負担を行うほか、新生児を対象に先天性代謝異常等検査を行う。 1 未熟児養育医療費支援事業 19,939 千円 未熟児（出生体重 2,000 グラム以下等）で、入院養育の必要な児に対して市町村が行った医療給付に対しその一部を県が負担する。 2 育成医療費支援事業 6,991 千円 身体に障がいのある児童のうち、確実に治療効果が期待される児童に対して市町村が行った医療給付に対しその一部を県が負担する。 3 結核児童療育医療費等支援事業 62 千円 結核児童の入院時に必要な医療の給付等を行う。 4 先天性代謝異常等検査事業 66,030 千円 先天性代謝異常症等の早期発見、早期治療を図るため、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行う。 また、拡大スクリーニング検査に係る事務を一部委託する。
⑧ 不育症治療費等支援事業	1,440 (国庫 30)	妊娠はするが、繰り返す流産や死産により赤ちゃんを授けられない不育症に悩む夫婦への支援のため、検査費用及び治療費の一部を補助する。
⑨ 旧優生保護法一時金請求等支援事業	5,197 (国庫 5,175) (諸収 22)	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する賠償金の支給に関する法律」に基づき、対象者からの相談・請求の受付、医療機関等への調査を行う。 また、補償金等の支給に関する広報・周知を行う。
⑩ 未来へつながる性と健康の支援事業	35,786 (国庫 6,386)	安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、若い男女を対象に長期的なライフプランを視野に、将来の妊娠等に備えて、日々の健康管理を支援するプレコンセプションケアを推進する。
一部新 ⑪ 妊婦にやさしい遠方出産支援事業	10,599 (国庫 5,227)	遠方で出産する必要のある妊婦等に対する分娩取扱施設までの交通費及び宿泊費助成、遠方の医療機関で妊婦健診を受診する必要のある妊婦に対する交通費助成を実施する市町村に対して、その費用の一部を補助する。
新 ⑫ 不妊治療支援総合対策事業	292,910 (国庫 8,303)	こどもを持ちたいと望む方で不妊治療を必要とする方が、安心して治療を受け、希望をかなえることのできる環境を整えるため、県立医大生殖医療センターの診療体制強化、不妊治療費助成事業及び普及啓発事業を実施する。

事業名	予算額	内 容
合 計	614,401 (負担 2) (手数 4) (国庫 106,471) (繰入 395) (諸収 38)	

5 子育て・子育て環境づくりの推進

事業名	予算額	内 容
① 児童福祉関係統計調査事業	430 (国庫 430)	国の児童福祉行政施策の基礎資料を得るため、こども家庭庁からの委託を受けて各種児童福祉関係調査を実施する。
合 計	430 (国庫 430)	

○ 児童家庭課担当の事業

1 児童相談体制の充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① こどもの見守り・自立応援事業	88,344 (国庫 32,176) (繰入 14,950)	児童虐待の予防及び早期発見のほか、里親等から自立するこどもが安心して社会に巣立つことができるよう、相談・支援体制の充実・強化を図る。 1 子どもを守ろう！見守りサポーター養成事業 5,910千円 児童虐待対策について、一般県民に対する普及啓発やこども本人に権利意識や虐待から身を守る方法を伝えるため、CAP（子どもへの虐待防止プログラム）を実施する。 2 児童家庭支援センター運営事業 48,756千円 専門的な援助を必要としているこどもや家庭が必要な支援を受けることができるよう、心理療法を担当する職員等による専門的な相談を実施する児童家庭支援センターを運営する法人に補助を行う。 (1) 事業内容 ・ 地域・家庭からの相談に応じる事業 ・ 市町村の求めに応じる事業 ・ 児童相談所からの受託による指導 ・ 里親等への支援 (2) 補助箇所数 3箇所 (3) 補助率：国1／2、県1／2 3 こどもの巣立ち見守り事業（生活・就労相談） 18,082千円 児童虐待等により、家庭での養育が困難となり、里親や児童養護施設等で生活するこどもたちが、安心して社会的自立を果たすことができるよう、自立に向けた早期の支援や自立後の相談支援を実施する。 (1) 生活相談・就労相談の実施 ・ 民間団体及び児童養護施設に委託し、支援コーディネーター、生活相談支援担当職員及び就労相談担当職員を配置（委託事業） 4 自立援助ホーム体制強化事業 8,640千円 指導員の資格要件を満たすことを目的とする者を、補助員として雇い上げることにより、指導員の業務負担を軽減し、離職防止や人材の確保を図る。 (1) 指導員となる要件を満たすまで補助員を雇用 (2) 対象施設 2箇所 (3) 負担割合 国1／2、県1／2 5 未成年後見人報酬等補助事業 2,782千円 親権を行う者がいない児童等について、児童相談所長が家庭裁判所に対して請求し選任された未成年後見人に支払う報酬等の全部又は一部を補助する。

事業名	予算額	内 容
		6 児童福祉施設等職員資質向上事業 4,174 千円 児童福祉施設に対し、人材育成のために必要な研修費用について補助を行い、職員の資質向上を図る。
② 一時保護所入所児童扶助費	66,126 (国庫 29,776)	児童相談所長が必要と認めた児童を一時保護した場合の一般生活費、医療費等を支弁する。
③ 虐待から子どもを守る総合対策推進事業	30,252 (国庫 12,996) (繰入金 1,390) (諸収 36)	児童虐待の未然防止及び迅速かつ適切な対応に向けて、関係機関の連携強化、児童相談所の専門性向上、市町村における相談体制強化への支援などを行う。 1 虐待から子どもを守る連絡会議の設置 143 千円 児童虐待の防止及び迅速かつ適切な対応を図るため、児童や家庭に関わりを持つ関係機関・団体が情報交換等を行い、連携を強化する。 2 児童虐待ケース対応強化事業 4,110 千円 各児童相談所に児童虐待対応専門員（弁護士、精神科医、法医学専門医等）を派遣し、複雑・困難化する事案に適切に対応する。 また、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うため、精神科医によるカウンセリングを実施する。 児童相談所職員が保護者支援プログラムの資格を取得するため、各種研修等に参加する。 3 市町村虐待対応強化支援事業 1,723 千円 (1) 市町村活動支援 ・ 実施主体：各児童相談所 (2) 市町村要保護児童対策地域協議会支援 ア 市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会 ・ 実施主体 児童家庭課 ・ 実施回数 年 2 回 イ 要保護児童対策地域協議会調整機関の調整担当者研修 ・ 実施主体 児童家庭課 ・ 実施回数 年 1 回 ウ 市町村要保護児童対策地域協議会支援専門員の派遣 ・ 市町村要保護児童対策地域協議会の運営や相談ケース対応について助言・指導を行う専門員を派遣し、市町村の相談支援体制の強化を図る。 ・ 支援専門員：弁護士、精神科医、大学教授等 (3) こども家庭センター統括支援員資質向上研修 ・ 実施主体 児童家庭課 ・ 実施回数 年 1 回 4 児童虐待防止普及啓発事業 1,100 千円 11 月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンに合わせて、オレンジリボン運動の啓発グッズを市町村等へ配付し、各地域での普及啓発時に活用する。

事業名	予算額	内 容
		5 学校等との連携強化事業 14,866 千円 教職員や保育従事者等に対する虐待防止や実際の対応に関する研修を行う。 また、児童相談所一時保護所に学習指導協力員を配置し、学校との連携・協力を図り、一時保護所の学習指導体制を強化する。 6 児童虐待ケース対策研修事業 185 千円 児童虐待ケース対策の強化を目的とした研修会を実施し、児童相談所職員等の専門性の向上を図る。 7 児童虐待対応相談員配置事業 7,186 千円 司法による介入の観点からの対応のノウハウを有する警察官OBを児童虐待対応相談員として会津・浜児童相談所に配置し、児童虐待対応の体制及び警察との連携を強化する。 8 児童虐待調査委員会 939 千円 児童虐待調査委員会が策定した死亡事例等（検証において委員が調査）報告書について進行管理していくことにより再発防止を図る。
④ 家庭児童相談室事業経費	9,509 (諸収 47)	児童相談所の各相談室に家庭相談員（3名）を配置し、家庭における人間関係及び児童の養育などの問題について相談指導を行い、児童福祉の向上を図る。
⑤ 児童委員の設置	89,289	児童福祉法第16条に基づき、地域に密着した相談・指導機関として活動する児童委員に対して報償費を支払うとともに、主任児童指導員に対する研修会を実施し、活動の活性化を図る。 1 児童委員の設置 89,036 千円 児童委員及び主任児童委員に報償費を支払う。 ・ 報償費単価 30,100 円 定数 2,958 人 2 主任児童委員研修会 253 千円 主任児童委員に対する専門的知識・技術の習得を目的とした研修会を実施する（委託事業）。
⑥ 児童相談所費運営経費	226,219 (国庫 42,934) (諸収 381)	児童相談所に係る運営経費 1 児童相談所費（運営経費） 127,009 千円 2 児童相談所費（施設管理経費） 96,430 千円 3 児童相談所費（法定研修） 2,780 千円 (1) 児童相談所長研修 (2) 児童福祉司任用後研修 (3) 児童福祉司スーパーバイザー研修 (4) 児童福祉司任用前講習会

事業名	予算額	内 容
一部新 ⑦ 児童相談所相談体制強化事業	53,799 (国庫 23,031)	児童相談所において、児童及び保護者に対する相談対応を行うほか、職員の資質向上に向けた研修受講などを行う。 1 児童相談所費行政経費 5,173 千円 各児童相談所において、定期・巡回相談会を実施し、専門職員や医師等による心理学的・医学的な相談支援を行うとともに、児童相談所職員の資質の向上を図るため、経験別、職種別、テーマ別の研修を実施する。 2 児童相談所相談・連携体制強化事業 2,006 千円 児童相談所において、児童虐待ケース等の進行管理、記録作成、警察等との円滑な情報共有をより適切に行うため、共通入力フォーマットによるデータベース化を行う。 3 児童相談所虐待対応ダイヤル等受付業務委託 13,860 千円 児童相談所虐待対応ダイヤルによる夜間・休日の電話相談や、児童虐待に関する通告の対応を外部機関に委託することにより、より適切な初期対応を図る。 4 親子のための相談LINE業務 29,128 千円 援助を必要としている子どもや家庭に対して、早期に相談につなげ、子育てへの不安解消を図るため、SNSによる相談を外部機関に委託して実施する。 5 児童相談所ICT化推進事業 1,335 千円 児童相談所において、適切かつきめ細かい支援を行う体制を整備するとともに、業務の効率化及び負担軽減のため、ICT化機器等の整備を行う。 6 児童相談所職員人材育成推進事業 999 千円 児童相談所児童福祉司、心理判定員の専門性向上のため、研修の実施及び研修への派遣を行う。 新 7 こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業 1,107 千円 児童相談所において、より高い専門性を持つ人材を育成し、専門性を強化するとともに、相談支援の質の向上を図るため、令和4年改正児童福祉法で新たに創設された認定資格であるこども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を推進する。 新 8 中央児童相談所整備事業 191 千円 建物の老朽化が著しく、その建替が喫緊の課題となっている中央児童相談所の移転・改築に向けて、必要となる事務費を計上する。

事業名	予算額	内 容
⑧ 子どもの心のケア事業	152,079 (国庫 152,058) (諸収 21)	震災・原発事故により不安を抱えるこどもの心の中長期的に見守っていくため、行政、医療、福祉、教育等の関係機関が連携して「ふくしま子どもの心のケアセンター」を設置し、地域や学校を訪問して相談支援を行うほか、地域における支援体制の強化に取り組む。 子どもの心のケアセンター事業 医師や公認心理師などの専門職がアウトリーチ支援により、県内の支援者養成、専門的人材の派遣、心の健康の普及啓発等を行い、県外避難者を含め、震災により様々なストレスを受けたこどもたち及びこどもたちに接している大人をより効果的に支援する。
一部新 ⑨ ヤングケアラー支援体制強化事業	16,793 (国庫 10,232) (諸収 51)	ヤングケアラー（家族の世話等を担うこども）の早期発見と早期支援のため、関係機関（職員）への研修、関係機関相互の円滑な調整を担うコーディネーターの配置、児童等への周知啓発、SNS相談窓口における情報発信を行う。 一部新 1 専門家会議の開催 609 千円 関係機関のヤングケアラーへの理解を促進し、緊密な連携と支援に関する研修を実施する。 一部新 2 支援者研修事業 1,849 千円 実際の事例を取り上げた研修の実施や、事例集の作成・配布により、各支援者の対応力向上を図る。 3 市町村支援体制強化事業 11,354 千円 市町村のこども家庭センターにおいて、対象となる児童・世帯が適切な支援に繋がるよう、ヤングケアラーコーディネーターや有識者が市町村に出向いて講義・助言を行い、市町村における支援体制の構築・強化を行う。 一部新 4 広報啓発活動 2,981 千円 県内の学校に在籍する児童・生徒へ、「ヤングケアラーカード」を配布して相談窓口の周知を図るほか、SNS による相談窓口において、ヤングケアラーに関連するプッシュ型の情報発信を行う。
合 計	743,601 (国庫 303,203) (繰入 16,340) (諸収 536)	

2 要保護児童等対策の強化

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① こどもの夢を応援する事業	40,877 (国庫 1,602) (繰入 37,571)	こどもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、社会的養護を必要とする児童の自立に向けた支援を行う。 1 未来に進もう！こどもの夢応援事業 37,571千円 児童養護施設等を退所する児童に対して支援給付金を給付することで、大学等への進学を支援することにより、将来の経済的自立や本県の復興を担う人材育成に寄与する。 ○生活給付金 月額 71千円 ○入学支度金 500千円 ○臨時給付金 300千円（上限） 2 自立援助ホーム・心のアプローチ事業 3,306千円 児童養護施設退所児童等で離職等を事由として自立援助ホームを利用している児童等に対して、心理面からの自立支援を行うため、自立援助ホームに心理担当職員を配置する（委託事業）。
② 児童養護施設等生活環境改善事業	31,049 (国庫 1,148) (繰入 25,232)	児童養護施設等の入所児童等の生活向上のため、施設の改修等を行うことにより、施設内の生活環境の改善を図る。 1 施設等緊急整備事業 29,886千円 入所児童等の生活環境の改善を図るため、老朽化した施設の改修等を行う。 整備予定施設等：県立施設（女性のための相談支援センター、中央児童相談所）、里親等 2 かにた婦人の村改修 1,163千円 全国唯一の長期入所施設「かにた婦人の村」が老朽化により改修工事を行ったことによる入所委託自治体の地方負担額を支払う。
③ 身元保証人確保事業	1,170 (国庫 584)	施設等を利用又は退所した児童や女性の社会的自立を支援するため、施設長等が保証人となって就職、進学時、入院時の身元保証や住宅等賃借時の債務保証を行う場合に、全国社会福祉協議会と施設長等が損害保険契約を締結する際の保証料を県が負担することにより、児童や女性の社会的自立の支援及び施設長等の経済的・精神的負担の軽減を図る。
④ 里親総合対策事業	23,001 (国庫 8,312) (繰入 3,312) (諸収 72)	1 里親促進事業補助金 3,312千円 里親制度の普及と振興を図るため、福島県里親連合会が実施する事業等に対して補助する。 2 里親制度等普及促進事業 562千円 (1) 養育里親研修 養育里親希望者に対して、家庭養育の必要な児童を受け入れる里親として必要な基礎的知識や技術の修得のための研修を行う。

事業名	予算額	内 容
		(2) 専門里親研修 児童虐待等により心身に有害な影響を受けた児童、非行のある児童等のうち、特に家庭養育が必要な児童を受け入れる専門里親として必要な知識や技術の習得のための研修を行う。 ア 認定研修 講義及び演習を（社福）恩賜財団母子愛育会に委託し、実習を児童相談所で実施する。 イ 更新研修 児童相談所で実施する。 (3) 養子縁組里親研修 養子縁組里親希望者に対して、養子縁組里親として必要な知識や技術の習得のための研修を行う。 (4) 里親制度普及促進講習会 里親制度に関心を持つ県民を対象に講習を行う。 3 里親訪問支援等事業 15,480 千円 児童相談所に里親コーディネーターを配置し、関係機関の連携・調整を図ることにより、里親委託を推進する。 また、委託後の養育相談や定期的な訪問指導等により養育支援を行う。 4 緊急短期委託里親事業 485 千円 保護者の入院等緊急の事由により家庭において養育が困難となった児童や児童虐待により保護が必要な児童等を一時的に里親等に委託し養育する。 5 里親委託支度品支給事業 2,500 千円 里親に児童の養育を委託した場合に、児童のために買い整える家具等の費用を助成する。 6 里親への委託前養育支援事業 662 千円 里親が児童との面会・外泊に要する生活費など、マッチングのための費用を支弁する。
⑤ 児童養護施設等入所児童自立支援事業	10,279 (繰入 8,910)	児童養護施設等から自立する児童に対して、自立にかかる費用を助成等することにより、就職や進学を支援する。 1 児童養護施設等入所児童自立支援事業 8,910 千円 児童養護施設等から退所する児童に対して、就職に必要な普通自動車運転免許取得費用の一部を助成し、児童の社会的自立の支援を図る。 助成額 児童 1 人につき 330 千円以内 2 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 1,369 千円 児童養護施設等を退所した者のうち、就職や大学等へ進学する者に対し、家賃相当額や生活費の貸付け、就職に必要な資格取得費の貸付けを行う社会福祉法人に対して補助する。（返還免除要件あり） (1) 家賃相当額（居住地の生活保護制度住宅扶助額を限度） (2) 生活費 月額 50 千円 (3) 資格取得費の実費（250 千円上限）

事業名	予算額	内 容
⑥ 措置費市町村分 県費負担金	10,470	福祉事務所を設置する市町村が、母子生活支援施設及び助産施設に保護を必要とする対象者を入所させた場合に要する経費を負担する。 また、家庭支援事業の措置を実施する市町村に対し、要する費用等の一部を負担する。 措置費市町村分県負担金 10,470 千円 (1) 実施主体 福祉事務所を設置する市町村(中核市除く) (2) 負担割合 国1／2、県1／4、市町村1／4
⑦ 児童入所施設 (県立施設を除く) 措置費	2,551,275 (負担 10,169) (繰入 3,064) (国庫 1,264,795)	児童福祉法の規定に基づき、児童入所施設への入所措置又は里親への委託措置を行った場合に要する経費を負担する。 1 児童入所施設（県立施設を除く）措置費 2,540,506 千円 (1) 対象施設 児童養護施設 8施設 里親委託児童数 124人（想定） 児童心理治療施設 1施設 ファミリーホーム 5施設 児童自立生活援助事業所Ⅰ型 5施設 児童自立生活援助事業所Ⅱ、Ⅲ型 7施設 母子生活支援施設 1施設 助産施設 2施設 (2) 負担割合 国1／2 県1／2 2 医療費審査支払事務委託料 610 千円 児童福祉施設に入所させ、又は里親に委託した児童が病気に罹り又は怪我を負った場合の治療に要した医療給付に係る審査事務を、福島県国民健康保険団体連合会及び福島県社会保険診療報酬支払基金に委託する。 3 こどもの権利擁護推進事業 8,764 千円 生活の中で抱く悩みや不満等について、こどもの意見が適切に表明され、その意見がこどもの最善の利益に反映されるものにするため、意見表明等支援員（アドボケイト）を外務機関へ委託し、こどもの権利擁護に係る体制を整備する。 4 社会的養育推進計画総合調整会議 1,395 千円 令和7年3月に改定を行った福島県社会的養育推進計画（令和7年～令和11年）における進捗状況や内容の確認を行うためのワーキンググループを開催する。
新 ⑧ 福島県立乳児院 管理運営経費	212,344 (負担 699) (国庫 88,144)	福島県若松乳児院を廃止して新たに福島県立乳児院を設置するとともに、同院の管理を指定管理者に行わせて運営する。

事業名	予算額	内 容
新 ⑨ 県立乳児院多機能化推進事業	105,535 (繰入 26,402) (国庫 26,363)	新設する福島県立乳児院に「家庭生活に困難を抱える特定妊婦等に対する産前産後の母子支援」や「里親支援」の新たな役割を担わせ多機能化を推進することで、本県の社会的養育環境の充実を図る。
⑩ 福島学園管理運営経費	40,776 (負担 1,853) (国庫 11,493)	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。 1 福島学園管理運営経費（扶助費等） 34,175 千円 2 児童自立支援施設少年野球大会出場経費 6,446 千円 野球を通じて困難に打ち勝つ強い精神と協力心を養うとともに、健全明朗な心身を育成し、児童福祉の増進を図る。 3 学校教育導入準備経費 155 千円
⑪ 福島学園費事務経費	59,138 (国庫 8,111) (諸収 69)	福島学園に係る経常経費 1 福島学園（運営経費） 17,324 千円 2 福島学園（施設管理経費） 41,814 千円
⑫ 福島県いじめ問題調査委員会の設置	6,342	知事が県立学校又は私立学校において発生したいじめ問題による重大事態についての調査報告を受け、必要と判断した場合に再調査を行う。
⑬ 子どもの死因究明等推進事業	7,409 (国庫 7,384) (諸収 25)	予防可能なこどもの死亡を減らすため、複数の機関や専門家が死因調査を行うことで効果的な予防対策を導き出す体制の整備を試行的に実施する。
合 計	3,099,665 (負担 12,721) (国庫 1,417,936) (繰入 104,491) (諸収 166)	

3 女性福祉の向上

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業	34,932 (国庫 17,767) (諸収 107)	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び基本計画に基づき、女性の人権の尊重について社会全体の認識を深め、民間団体や関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性が相談につながり、それぞれの意思を尊重されながら最適な支援を受けることができる体制を構築する。 1 支援体制整備事業 2,120 千円 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び基本計画に基づき、困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図るため、市町村等に対する会議や研修の開催、広報啓発等を行う。 2 民間団体支援強化・推進事業 1,305 千円 多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体の育成や民間団体の少ない地域における支援団体立ち上げ時の環境整備に係る経費について支援する。 3 福島県民間団体活動支援事業 10,000 千円 一時保護を行うシェルターをはじめ、相談受付や居場所の提供など、先進的な取組を行う民間団体における困難な問題を抱える女性の受入体制を強化するための経費を補助する。 4 女性相談支援員活動強化事業 21,189 千円 保健福祉事務所に、相談支援業務や各種手続きに伴う関係機関との連絡調整等の困難な問題を抱える女性支援や配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」という。）の業務を中心になって行う女性相談支援員を配置する。 5 要保護女子等の移送費 55 千円 DVセンターの女性相談支援員等が、保護の必要な女子等を移送する経費 6 福島県DV対策連携会議開催事業 132 千円 深刻で緊急な救済を要するDVについて、民間・警察・行政など関係諸機関が連携して、予防、通報、相談、保護及び自立支援等について総合的な対応を図るため、「福島県ドメスティックバイオレンス対策連携会議」を開催する。 7 女性のための相談支援センターICT化推進事業 131 千円 女性のための相談支援センターにおけるICT化を推進し、業務の効率化及び負担軽減を図る。

事業名	予算額	内 容
② 女性のための相談支援センター事業	33,570 (国庫 11,092) (諸収 144)	D V被害者等からの相談や自立に向けた支援を行うことにより、D V被害者等の福祉の増進を図る。 1 緊急避難支援事業 2,622 千円 被害者が夜間に保護を求めた場合、遠距離の移動が困難で心身への負担を伴うことから、被害者に宿泊費用等を支給し、心身の負担の軽減を図る。 また、被害者が夜間、緊急に一時保護所に保護を求めた場合、緊急保護室を利用して避難場所を提供する。 さらに、センターでの受け入れが困難な、多様な状況にある被害者（男性やLGBTQ等）が危険な状況から一時的に避難するための宿泊費等を負担する。 2 外国人入所者自立支援事業 169 千円 日本語が十分に話せない外国人被害者に対応するため、通訳の活用により意思疎通を図り、早期自立を支援する。 3 入所児童すこやか保育事業 9,321 千円 一時保護所等の入所者の約半分を占める同伴児童に対して施設内保育や学習指導などを専門的に行う生活指導補助員を配置する。 4 女性センター退所者自立生活支援事業 147 千円 一時保護所等を退所した後において、生活相談や支援を希望する者又は必要と認められる者に対して、訪問や電話確認などのケアを継続することで、地域社会で安定した生活の継続を支援する。 5 夜間・休日の相談体制充実強化事業 19,208 千円 女性のための相談支援センターに女性相談支援員を配置し、夜間・休日の相談体制の強化を図る。 6 D V被害者支援スタッフ養成事業 549 千円 D Vセンターや市福祉事務所等、D V相談窓口となる職務関係者や、女性のための相談支援センターで被害者支援に協力しているボランティアに対して研修を行い、D V被害者支援体制を強化する。 7 女性相談支援専門員の設置 93 千円 女性相談支援員が実施している電話相談等における対応困難なケースについて、福祉、法律、医療等の専門的な知識を有する専門家からアドバイスを受ける。 8 入所者の法律相談のための弁護士の配置 88 千円 法的困難ケースに対応するため、弁護士による支援体制を構築し、法的対応力の向上を図る。 9 心のケア促進のための精神科医の配置 352 千円 嘱託医として精神科医を配置して被害者の心のケアを行うことにより、早期回復を図る。 10 婦人保護対策事務経費 134 千円

事業名	予算額	内 容
		11 女性支援スーパーバイズ事業 887 千円 市町村や保健福祉事務所等の女性相談支援員が相談等を行う中でも、支援・解決が困難ケースについて、弁護士の法律的視点から助言を受けることで、支援対象者の最適な支援に繋げる。また、女性のための相談支援センターの入所者について、弁護士が支援検討会議に参加することにより、利用者が抱える権利侵害や困難な問題の早期発見及び迅速な問題解決に繋げる。
③ 女性のための相談支援センター管理運営費	64,197 (国庫 20,265) (諸収 67)	支援を必要とする女性の相談や保護を行う女性のための相談支援センターの管理運営に要する経費。
④ 女性のための相談支援センター入所者扶助費	20,699 (国庫 10,348)	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及びDV防止法等に基づき、一時保護所及び女性自立支援施設において、困難な問題を抱える女性等及びその家族を保護する。
合 計	153,398 (国庫 59,472) (諸収 318)	

4 ひとり親家庭等の福祉の向上

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① ひとり親家庭相談事業	51,765 (諸収 262)	1 母子・父子自立支援員の設置 51,585 千円 各保健福祉事務所等に母子・父子自立支援員 15 名を配置し、各種相談対応や情報提供等を行うことにより、母子家庭等の福祉の向上を図る。 2 東北・北海道母子父子寡婦福祉事務担当者会議 180 千円 東北・北海道母子父子寡婦福祉事務担当者会議を開催し、関係職員の資質の向上と母子父子寡婦福祉行政の一層の推進を図る。
② ひとり親家庭医療費助成事業	166,968	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し健康と福祉の増進を図るため、市町村で実施しているひとり親医療費助成事業に対し、必要な経費の一部を補助する。 ひとり親家庭医療費助成事業 166,968 千円 (1) 補助対象経費 各種医療保険適用による自己負担分について、同一受診月毎に 1 つの世帯の自己負担額を合算して 1,000 円を超える金額。 ただし、ひとり親家庭の親の前年の所得額が児童扶養手当一部支給の所得限度額未満、かつ、扶養義務者の所得が所得限度額未満である世帯に限る。

事業名	予算額	内 容
		(2) 補助先 市町村 (3) 補助率 1 / 2
③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計繰出金	5,220	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の貸付に関する事務に要する費用の財源の一部として特別会計へ繰り出し、貸付・償還業務の円滑な執行を図る。 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計繰出金 5,220 千円 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 36 条により、事務費財源として繰り出す。
④ 母子家庭等自立支援総合対策事業	44,549 (国庫 25,978)	ひとり親家庭の自立促進を図るため、就業相談、求人情報の提供、就職に有利な資格取得の支援等を行うとともに、生活一般の相談支援や講習会・交流会を実施する。 また、ひとり親家庭のこどもに学習支援等を行う市町村に対して補助金を交付する。 1 母子家庭等就業・自立支援事業 15,493 千円 ひとり親家庭に対して就業相談や求人情報の提供、職業紹介、就業支援セミナー等を行うとともに、自立支援プログラムの策定を行うことにより、ひとり親家庭の自立促進を図る。 2 自立支援教育訓練給付金事業 676 千円 雇用保険の教育訓練給付の受講資格のない母子家庭の母又は父子家庭の父が、予め指定した教育訓練給付講座を受講し修了した場合、訓練受講費用の 60% を給付する。 (上限 160 万円 (修学年数最大 4 年 × 40 万円)) また、雇用保険法の教育訓練給付を受けるひとり親に対して、教育訓練費用の 6 割相当額との差額 (40% 相当額) を支給する。 3 高等職業訓練促進給付金等事業 18,176 千円 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、修業期間の一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給する。 (1) 高等職業訓練促進給付金 ア 支給期間 修業する全期間で上限 4 年 イ 対象者 養成機関において 6 ヶ月以上修業し、対象資格取得が見込まれる方 ウ 対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士等 エ 支給額 月額 100,000 円 (市町村民税非課税世帯) 70,500 円 (" 課税世帯) ※ 修学期間の最後の 1 年間について、給付金を増額する。 市町村民税非課税世帯 月額 140,000 円 市町村民税課税世帯 月額 110,500 円

事業名	予算額	内 容
		(2) 高等職業訓練修了支援給付金 ア 支給時期：修業修了後 イ 支給額：50,000 円（市町村民税非課税世帯） 25,000 円（ 〃 課税世帯） 4 高卒認定試験合格支援事業 400 千円 ひとり親家庭の親及び 20 歳未満の子の学び直しを支援し、よりよい条件での就職や転職につなげていくため、ひとり親世帯の親及び 20 歳未満の子が高卒認定試験に合格するために講座を受講し修了した時及び高卒認定試験に合格した時に受講費用の一部を支給する。 (1) 通信制の場合 ア 受講開始時 4割支給（上限 10 万円） イ 講座修了時 1割支給（アと合わせて 上限 12 万 5 千円） ウ 修了から 1 年以内に試験に合格した場合 1割支給（ア、イと合わせて上限 15 万円） (2) 通学又は通学及び通信併用の場合 ア 受講開始時 4割支給（上限 20 万円） イ 講座修了時 1割支給（アと合わせて上限 25 万円） ウ 修了から 1 年以内に試験に合格した場合 1割支給（ア、イと合わせて上限 30 万円） 5 高等職業訓練促進資金貸付事業 2,198 千円 高等職業訓練給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金、就職準備金及び住宅支援資金の貸付けを行う社会福祉法人に対して補助する。 (1) 入学準備金 500 千円以内 (2) 就職準備金 200 千円以内 (3) 住宅支援資金 上限 4 万円・12 ヶ月 6 子どもの生活・学習支援事業 4,882 千円 ひとり親家庭の子供が抱える特有の課題に対し、ひとり親家庭のこどもが集まる居場所づくりとして、悩み相談や基本的な生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供等を行う市町村に対して補助する。 補助先 市町村 7 ひとり親家庭等生活支援事業 2,724 千円 ひとり親家庭の親等に対して、生活一般の相談支援や食育、家計管理等の講習会の開催及び交流会、情報交換を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。
⑤ ひとり親就業サポート強化事業	10,720 (国庫 5,332) (諸収 52)	ひとり親家庭の課題解決を支援するとともに、就業と子育ての両立を目指すため、保健福祉事務所に就業支援専門員を配置し、相談支援体制の充実を図り、総合的・包括的な支援体制を構築する。

事業名	予算額	内 容
		ひとり親家庭就業支援相談窓口強化事業 10,720 千円 保健福祉事務所の相談窓口に就業支援専門員（３名）を配置する。 ・ 県中、県南、会津保健福祉事務所 各１名配置
合 計	279,222 (国庫 31,310) (諸収 314)	

(特別会計)

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	119,103 (繰入 5,220) (繰越 62,559) (諸収 51,324)	母子（父子）家庭及び寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために、修学資金等の資金の貸付事業を行う。 1 貸付金 42,570 千円 (1) 母子福祉資金貸付金 母子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため各種資金の貸付を行う。 ア 貸付対象 母子家庭の母又は児童及び父母のいない児童（中核市を除く。） イ 資金の種類 修学資金 外 11 種 (2) 寡婦福祉資金貸付金 寡婦家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため各種資金の貸付を行う。 ア 貸付対象 寡婦（中核市を除く。） イ 資金の種類 修学資金 外 11 種 (3) 父子福祉資金貸付金 父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため各種資金の貸付を行う。 ア 貸付対象 父子家庭の父又は児童及び父母のいない児童（中核市を除く。） イ 資金の種類 修学資金 外 11 種 2 事務費 5,250 千円 母子父子寡婦福祉資金貸付事業に関する事務経費。 3 国庫等償還金 66,283 千円 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 37 条により、剰余金の額が政令で定める額を超えたため、国へ償還する。 4 一般会計繰出金 5,000 千円 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 37 条第 5 項により、剰余金の一部を一般会計へ繰り出す。

事業名	予算額	内 容
合 計	119,103 (繰入 5,220) (繰越 62,559) (諸収 51,324)	

5 児童扶養手当制度等の適正な運営

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務費	20,341 (国庫 8,455) (諸収 43)	児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格認定等に係る事務費。 1 児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務費 20,164 千円 法定受託事務である児童扶養手当・特別児童扶養手当について、受給資格認定等の事務を執行する。 2 児童扶養手当等市町村担当者研修会 13 千円 制度の適正な運営を確保するため、市町村事務担当者等を対象とした研修会を開催する。 3 児童扶養手当等市町村事務指導監査 100 千円 児童扶養手当等の市町村における認定請求や諸届の受理等の事務が適正に実施されるよう、事務指導監査を実施する。 実施予定市町村数 22 市町村 4 児童扶養手当等債権督促 64 千円 児童扶養手当等の過払いによる返納金債権について、その適正な履行を確保するために、債務者の自宅等を訪問する。
② 児童扶養手当給付費	1,208,700 (国庫 402,900)	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるため、児童の母親等に児童扶養手当を支給する。 1 児童扶養手当給付費 1,208,700 千円 父親若しくは母親と生計を同じくしていない児童(18才に達した日以後最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で障がいのある児童)を監護する父親、母親又は養育する者に対して手当を支給する。 (父子家庭については、平成22年8月分より支給) なお、県は町村の区域に居住する者のみ認定している。 (1) 受給者数 2,318 人 (R6.12.31 現在) (2) 手当額 (R6.4月より。物価スライドによる改定) ア 児童1人の場合 ・ 全部支給：月額 46,690 円 ・ 一部支給：所得に応じて 11,010 円から 46,680 円までの 10 円刻みの額 イ 児童2人目以降の加算額 ・ 全部支給：月額 11,030 円 ・ 一部支給：所得に応じて 5,520 円から 11,020 円までの 10 円刻みの額 (3) 支給月 1月, 3月, 5月, 7月, 9月, 11月 (年6回)

事業名	予算額	内 容
		2 特別児童扶養手当（国支給） 20歳未満で身体又は精神に障がいのある児童を監護する父もしくは母、または養育する者に対して手当を支給する。（手当は全額国庫負担なので県予算に計上はない。） (1) 受給資格者数 6,801人（R6.12月末現在） (2) 手当額（R6.4月より。物価スライドによる改定） 1級：56,800円／月 2級：37,830円／月 (3) 支給月 4月、8月、11月
合 計	1,229,041 (国庫 411,355) (諸収 43)	

6 子育て世帯の経済的支援及び安心して子育てできる環境づくりの推進 (単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 子どもの医療費助成事業	4,986,413	県内で安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるため、市町村が行う子ども医療費助成事業に対して補助金を交付する。 1 乳幼児医療費助成事業 819,022千円 (1) 対 象 者 乳幼児（0歳児～就学前児童） (2) 所 得 制 限 なし (3) 一部負担金 1,000円／レセプト (4) 補 助 率 1／2 (5) 補 助 先 市町村 2 子どもの医療費助成事業 4,167,391千円 (1) 対 象 者 小学校4年生から18歳に達する日の以降の最初の3月31日までにある者 (2) 所 得 制 限 なし (3) 一部負担金 なし (4) 補 助 率 10／10 (5) 補 助 先 市町村
② 児童手当県負担金	3,524,201	0歳から高校生年代までの児童（県負担金対象児童）を養育している者へ児童手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援する。 児童手当県負担金 3,523,966千円 (1) 支給月額 （令和7年2月～令和8年1月分） (2) 支給月額 ア 3歳未満 第1子、第2子 15,000円 第3子 30,000円 イ 3歳～高校生年代 第1子、第2子 10,000円 第3子 30,000円

		(3) 費用区分及び負担率) ア 被用者 1 / 9 イ 非被用者 1 / 9、1 / 15 (4) 支給月 2月、4月、6月、8月、10月、12月 2 児童手当事務指導監査 97千円 市町村に対して行う児童手当事務指導監査に要する経費。 3 郵送費 138千円
合 計	8,510,614	

7 障がいのある子どもやその家族が安心して暮らすための支援 (単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 医療的ケア児支援事業	17,305 (国庫 6,358) (諸収 40)	医療的なケアを必要とする児童及びその家族に対し、相談対応や情報提供、交流の場の提供等を行う「医療的ケア児支援センター」を運営するとともに、地域において児童への支援の総合調整を行うコーディネーターの養成等を行う。 1 医療的ケア児支援センター運営事業 10,930千円 医療的ケア児に関して、保護者への相談支援や情報提供、支援機関への助言、連携促進、その他普及・啓発等を行う医療的ケア児支援センターの運営経費。 2 支援者・コーディネーター養成研修事業 989千円 医療的ケア児等への支援に従事できる者（支援者）と医療的ケア児等の支援を調整する者（コーディネーター）を養成するための研修を実施する。 3 医療的ケア児地域支援体制に係る合同会議 416千円 医療的ケア児支援に関する協議の場として周産期医療協議会と県自立支援協議会子ども部会による合同会議の開催に要する経費。 4 看護職員のための医療的ケア実践研修事業 318千円 医療的ケア児が利用できる社会資源不足に対応するため、看護職員を対象に医療的ケアの実技を学ぶことができる研修を開催する。 5 医療的ケア児災害時避難相談支援事業 408千円 医療的ケア児の災害時対応や個別避難計画作成を促進するため、市町村に対し相談支援を行う。

事業名	予算額	内 容
		6 医療的ケア児を対象とした喀痰吸引研修事業 222 千円 保育所や児童発達支援事業所等において、保育士等がたん吸引等を実施する場合に当該研修を受講する必要がある。地域で医療的ケア児等を受け入れる体制を促進するため、対象児童を受け入れる予定がある保育所等を対象に研修を実施する。また、研修を終了した保育士等に対し、児童を受け入れた後のフォローも実施し、安心して医療的ケア児を受け入れられるよう支援する。 7 市町村医療的ケア児支援補助事業 4,022 千円 医療的ケア児等総合支援事業により、相談支援体制整備や家族支援に取り組む市町村に対して費用を補助し、地域で医療的ケア児を支える体制の充実を図る。
② 障がい児（者） 地域療育等支援事業	36,900 (国庫 18,128)	障がい児（者）の地域における生活を支えるため、市町村の相談支援体制整備を推進し、身近な地域で専門的な療育指導及び相談支援が受けられる支援体制を確保するとともに、障がい児（者）及びその家族等の福祉の向上を図る。 1 障がい児等療育支援事業 642 千円 地域の医師、理学療法士等の療育の専門家を活用することにより、地域における専門的な相談療育支援体制を確保する。 委託先：社会福祉法人 2 障がい児（者）専門相談支援事業 36,258 千円 相談支援アドバイザーを各圏域に配置し、市町村の相談支援体制整備への助言・指導等の二次支援を行うとともに、高度な専門性を必要とする相談への直接支援を行う。 委託先：社会福祉法人
③ 広域的支援事業	824	障がい児が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、市町村単位を越えて広域的な支援を行い、身近な地域における相談支援体制の整備に向けた支援を行う。 1 障がい児支援事業 824 千円 (1) 県自立支援協議会子ども部会の開催 (2) 障がい児の移行調整の協議の場の開催
一部新 ④ 児童措置費	3,753,750 (負担金 2,772) (繰入金 660) (国庫 396,377)	障がい児施設において障がい児を保護するとともに、必要な指導及び支援を行い、心身ともに健やかに養育するための経費等を支給する。 1 児童措置費 501,335 千円 児童福祉法に基づく措置により、障がい児施設に入所する児童に係る生活費、施設管理運営経費を支弁する。（県立直営施設を除く）。

事業名	予算額	内 容
		2 障がい児施設給付費等 292,777 千円 障がい児施設を契約により利用する障がい児の保護者に対し、施設利用に係る給付費等を支給する。 3 障がい児通所給付費等 2,869,453 千円 事業所が提供する児童発達支援や放課後等デイサービス等の通所支援に要する費用を負担する。 4 障がい児相談支援給付費等 81,932 千円 障がい児が通所支援を利用する前に、当該児童の心身の状態や保護者の意向を踏まえた障がい児支援利用計画を作成する等のサービスである障がい児相談支援に要する費用を負担する。 5 障がい児施設給付費システム等管理事務 1,125 千円 6 療育手帳交付システム管理事務 1,969 千円 7 障害児入所施設入所児童自立支援事業 660 千円 障害児入所施設に措置されている障がい児のうち、就職により退所が見込まれる障がい児であって、保護者からの経済的援助が見込まれず、普通自動車運転免許取得費用の負担が困難な障がい児に対して費用を助成する。 助成額 障がい児 1 人につき 330 千円以内 8 障害児通所支援事業所等設備支援事業 1,500 千円 障害児通所施設等における児童への性被害防止を図ることを目的として、パーティションやカメラ等の設備の購入や更新に係る経費を補助する。 新 9 会計年度任用職員の雇用経費 3,449 千円
⑤ 大笹生学園運営費	136,564 (負担 299) (使用 2,484) (国庫 26,138) (諸収 1,496)	大笹生学園管理運営に係る経費 定員 50 人 入所支援 45 人 短期入所 5人 日中一時支援 空床利用
⑥ 総合療育センター施設運営費	356,698 (負担 222) (使用 142,691) (手数 10,113) (国庫 51,486) (諸収 2,358)	総合療育センター管理運営に係る経費 定員 100 人 入所支援 80 人 通所支援 20 人 短期入所 空床利用 日中一時支援 空床利用 相談支援

事業名	予算額	内 容
⑦ 総合療育センター費事務経費	197,408 (使用 85,652) (国庫 12,133) (財収 368) (諸収 92)	総合療育センターに係る事務（経常）経費
一部新 ⑧ 県立障がい児入施設等施設維持事業	162,584 (国庫 45,492) (繰入 37,880) (県債 79,200)	県立障がい児入所施設における入所児童の安全確保及び利便性向上のため、老朽化した施設の補修や備品の更新等を行う。 総合療育センター 設計委託 1件 工事 2件 備品購入 16件 減災化事業 1件
⑨ 児童発達支援センター機能強化等事業	31,204 (国庫 3,612) (諸収 38)	地域の障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化及び巡回支援専門員整備に取り組む市町村に対し費用を補助し、地域で障がい児を支える体制の充実を図る。 1 市町村児童発達支援センター機能強化等補助事業 22,981千円 地域の障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化及び巡回支援専門員整備に取り組む市町村に対し、国の地域障害児支援体制強化事業に基づき補助金を交付する。 2 県児童発達支援センター機能強化事業 8,223千円 総合療育センターに設置している児童発達支援センターにおける機能強化に必要な経費
⑩ 障害児通所支援事業所等安全対策推進事業	2,880 (国庫 2,160)	障害児通所支援事業所に対して、登園管理システムやこども見守りサービス機器の導入支援を行い、障がい児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、こどもの安全・安心を確保する。 1 登園管理システム導入支援事業 2,240千円 登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するため、登園管理システムを導入する障害児通所支援事業所に対し、導入費用の一部を補助する。 補助率：国3／5、県1／5 2 こども見守りサービス機器導入支援事業 640千円 ICTを活用したこども見守り支援サービス等の安全対策に資する機器等を導入する障害児通所支援事業所に対し、導入費用の一部を補助する。 補助率：国3／5、県1／5

事業名	予算額	内 容
合 計	4,696,117 (負担 3,293) (使用 230,827) (手数 10,113) (財収 368) (国庫 561,884) (繰入 116,540) (諸収 4,024) (県債 79,200)	

8 発達障がいのある子どもの早期発見・早期療育のための支援

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 発達障がい者支援体制整備事業	10,336 (国庫 5,163)	発達障がい児（者）のライフステージに応じた支援体制整備のため、早期発見、早期支援体制と市町村の相談支援体制整備の推進を図る。 1 発達障がい地域支援マネージャー事業 4,824 千円 発達障がい支援の中核である発達障がい者支援センターを効率的に機能させるため、各地域（中通り、浜通り、会津地方）に、発達障がい地域支援マネージャーを配置する。 委託先：特定非営利活動法人等 3 法人 2 発達障がい者支援センター連絡協議会 373 千円 発達障がい児（者）のライフステージに応じた支援体制整備を行うため、各地域の支援の実態把握や関係機関の連携等について検討する。 開催回数 2 回 3 発達障がい児支援者スキルアップ事業 692 千円 発達障がい児とその保護者が、地域で安心して生活や子育てができるよう、直接的な住民サービスを担う市町村及び保育所・幼稚園職員、障害児通所支援事業所等の職員の研修会を充実させることで、専門能力の向上を目指す。 (1) 方部別研修会 ・ 開催回数：2 回×6 保健福祉事務所 ・ 内 容：事例検討、スクリーニング手法及び支援方法等の実務研修 (2) 研修会への講師派遣 市町村・保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所等で発達障がい児支援等に関する研修会を実施する際に講師を派遣する。 4 かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業 408 千円 医療従事者に対して対応力向上研修を実施することにより、どの地域においても一定水準の発達障がい者診療・対応を可能とし、発達障がいの早期発見・早期支援の推進を図る。

事業名	予算額	内 容
		5 ペアレント・プログラム 4,039 千円 発達障がいのある子どもを持つ保護者が、こどもの特性や適切な関わり方を学ぶことにより不安や悩みを軽減し、こどもの育ちにプラスの効果をもたらすことを目的とする。
② 発達障がい者支援センター運営事業	17,835 (国庫 8,861) (諸収 52)	発達障がい者支援の拠点として、発達障がいの診断、専門的な相談支援、発達支援、関係機関の研修・調整、発達障がいの広報啓発等を行う発達障がい者支援センターの運営経費。 1 発達障がい者支援センター運営経費 17,324 千円 2 発達障がい児（者）相談機能強化事業 511 千円 強度行動障害の状態にある方の支援に悩む事業所への訪問・助言や、自閉症診断後の親に対するサポートプログラムの作成のほか、初診待機者に対して初診前の相談支援を実施し、緊急性の有無やニーズ等を把握し、関係機関と連携して必要なサービス等が受けられるよう支援する。
合 計	28,171 (国庫 14,024) (諸収 52)	

9 障がい児の地域での生活支援

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 身体障がい児者補装具費給付事業	2,487	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の健全な発達を確保することを目的として、補聴器購入費用及び修理費用の助成を行う市町村に対し、その費用の一部を補助する。 軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業 2,487 千円 補助率：県 1／3
② 社会福祉施設整備利子補給事業	73 (繰入 73)	社会福祉施設整備を支援、促進するために設置主体の自己負担金のうち、独立行政法人福祉医療機構からの借入金の利子の一部を補助し設置主体の負担軽減を図る。 社会福祉施設整備利子補給事業 73 千円 社会福祉法人等が、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた施設整備資金の償還に係る利子の一部を補給する（中核市を除く）。 補助基準額 当該年度に支払う利子償還額 補助割合 「1／2」又は「2.5％／借入利率」 のいずれか低い方。ただし、平成 16 年度以前整備分については 10／10 (利率上限 2.5％)

③ 社会福祉施設整備事業	192,775 (国庫 153,987) (県債 30,900)	障がい児の施設福祉サービスの充実を図るため、社会福祉施設の整備を行う。 次世代育成支援対策施設整備交付金補助率： 国 1／2、県 1／4 福島再生加速化交付金補助率： 国 5／8、県 1／8
合 計	195,335 (国庫 153,987) (繰入 73) (県債 30,900)	

(3) 事業費

こども未来局

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
青少年女性対策費	89,108	17,629	6,310	65,169
青少年育成県民会議事業費（０２０－１１０）	12,529			12,529
青少年育成県民会議事業費補助金	12,529			12,529
青少年会館運営費（０２０－１２０）	33,497			33,497
青少年会館運営費補助金	33,497			33,497
青少年健全費（０２０－１８０）	10,821	1,499	6,310	3,012
青少年健全育成事務経費	1,511			1,511
こどもを守る情報モラル向上支援事業	3,960		3,960	
ふくしまのこどもの意見を社会に届ける事業	2,350		2,350	
(新) 地域再犯防止推進事業	3,000	1,499		1,501
ひきこもり対策費（０２０－１９０）	32,261	16,130		16,131
(一部新) ひきこもり対策推進事業	32,261	16,130		16,131
社会福祉総務費	153,398	59,472	318	93,608
女性保護対策費（０６１－０９０）	68,502	28,859	251	39,392
困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業	34,932	17,767	107	17,058
女性のための相談支援センター事業	33,570	11,092	144	22,334
女性のための相談支援センター費（０６１－１００）	84,896	30,613	67	54,216
女性のための相談支援センター管理運営費	64,197	20,265	67	43,865
女性のための相談支援センター入所者扶助費	20,699	10,348		10,351
障がい福祉総務費	116,891	42,122	130	74,639
県地域生活支援事業費（０６２－１２２）	65,895	32,152	52	33,691
発達障がい者支援センター運営事業	17,835	8,861	52	8,922
発達障がい者支援体制整備事業	10,336	5,163		5,173
障がい児（者）地域療育等支援事業	36,900	18,128		18,772
広域的支援事業	824			824
障がい者総合支援関連費（０６２－１４１）	2,487			2,487
身体障がい児者補装具費給付事業	2,487			2,487
地域障がい児支援事業費（０６２－１５０）	48,509	9,970	78	38,461
児童発達支援センター機能強化等事業	31,204	3,612	38	27,554
医療的ケア児支援事業	17,305	6,358	40	10,907
社会福祉施設費	386,551	200,627	173,355	12,569
社会福祉施設整備費（０６８－０３４）	31,119	1,148	25,302	4,669
社会福祉施設整備利子補給事業	70		70	
児童養護施設等生活環境改善事業	31,049	1,148	25,232	4,669
社会福祉施設整備費（０６８－０３６）	355,432	199,479	148,053	7,900
社会福祉施設整備利子補給事業	73		73	
(一部新) 県立障がい児入所施設等施設維持事業	162,584	45,492	117,080	12
社会福祉施設整備事業	192,775	153,987	30,900	7,888
児童福祉総務費	16,708,927	1,508,192	327,414	14,873,321
児童福祉総務費（０７２－０２０）	160,154	51,824	56,769	51,561
児童福祉総務費事務経費	2,129			2,129
安心こども基金造成事業	1,862		1,862	
児童福祉関係統計調査事業	430	430		
こどもの夢を応援する事業	43,187	1,602	39,881	1,704
子どもの死因究明等推進事業	7,409	7,384	25	
(一部新) ヤングケアラー支援体制強化事業	16,793	10,232	51	6,510
こどもの見守り・自立応援事業	88,344	32,176	14,950	41,218

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
児童福祉活動費（０７２－０３０）	95,631			95,631
児童委員の設置	89,289			89,289
福島県いじめ問題調査委員会の設置	6,342			6,342
措置児童援護費（０７２－０５０）	11,449	584	8,910	1,955
児童養護施設等入所児童自立支援事業	10,279		8,910	1,369
身元保証人確保事業	1,170	584		586
児童相談所費（０７２－０９０）	399,397	117,049	5,191	277,157
一時保護所入所児童扶助費	66,126	29,776		36,350
虐待から子どもを守る総合対策推進事業	30,252	12,996	1,426	15,830
児童相談所運営経費	226,219	42,934	381	182,904
里親総合対策事業	23,001	8,312	3,384	11,305
（一部新）児童相談所相談体制強化事業	53,799	23,031		30,768
家庭児童相談室費（０７２－１００）	9,509		47	9,462
家庭児童相談室事業経費	9,509		47	9,462
少子化対策推進費（０７２－１３０）	474,421	377,407	33,404	63,610
子育て・子育て環境づくり総合対策事業	10,836		8,633	2,203
やさしさあふれるふくしま子育て応援事業	16,036	8,448		7,588
世代間交流による地域コミュニティ再構築事業	3,655		3,642	13
結婚・子育て応援事業	422,765	368,959		53,806
こどもの居場所づくり支援事業	12,129		12,129	
（新）ふくしまのこどもたちの体験活動促進事業	9,000		9,000	
子育て支援費（０７２－１４１）	14,720,835	280,450	137,854	14,302,531
子どものための教育・保育給付事業	10,001,415		124,523	9,876,892
子育てのための施設等利用給付事業	570,898			570,898
地域の子育て支援事業	3,593,848			3,593,848
病児保育促進事業	16,968		6,600	10,368
ふくしま保育料支援事業	105,011			105,011
認可外保育施設運営支援事業	4,205	825		3,380
保育対策総合支援事業	379,382	270,059		109,323
保育所等安全対策推進事業	11,454	5,116	32	6,306
（一部新）えがお輝くふくしまの保育支援事業	37,654	4,450	6,699	26,505
子ども・子育て支援施設整備費（０７２－１５１）	45,734	11,029	27,700	7,005
放課後児童クラブ施設整備事業	20,038		16,000	4,038
就学前教育・保育施設整備事業	11,029	11,029		
児童福祉	14,667		11,700	2,967
保育人材対策費（０７２－１６１）	263,921	189,530	9,982	64,409
保育人材確保対策事業	8,604	4,302		4,302
保育の質の向上支援事業	46,835	22,341		24,494
保育人材総合対策事業	11,344	5,311		6,033
保育士修学資金貸付等事業	172,290	155,061		17,229
（新）放課後児童クラブ人材確保支援事業	14,099	2,132		11,967
保育士登録事業	5,694	383	4,927	384
産休等代替職員費補助事業	5,055		5,055	

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
児童福祉復興費（０７２－１７０）	527,876	480,319	47,557	
東日本大震災子ども支援基金造成事業	6,228		6,228	
東日本大震災子ども支援基金事業	41,308		41,308	
児童福祉施設等給食体制整備事業	69,125	69,125		
被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	25,280	25,280		
屋内遊び場確保事業	233,856	233,856		
子どもの心のケア事業	152,079	152,058	21	
児童措置費	9,842,576	1,663,332	16,665	8,162,579
児童措置費（０７３－０１１）	3,756,630	398,537	3,432	3,354,661
（一部新）児童措置費	3,753,750	396,377	3,432	3,353,941
障害児通所支援事業所等安全対策推進事業	2,880	2,160		720
児童措置費（０７３－０１２）	2,561,745	1,264,795	13,233	1,283,717
措置費市町村分県費負担金	10,470			10,470
児童入所施設（県立施設を除く）措置費	2,551,275	1,264,795	13,233	1,273,247
児童手当（０７３－０２０）	3,524,201			3,524,201
児童手当県負担金	3,524,201			3,524,201
母子福祉費	6,494,676	442,665	357	6,051,654
母子福祉対策費（０７４－０１０）	279,222	31,310	314	247,598
ひとり親家庭相談事業	51,765		262	51,503
ひとり親家庭医療費助成事業	166,968			166,968
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計繰出金	5,220			5,220
母子家庭等自立支援総合対策事業	44,549	25,978		18,571
ひとり親就業サポート強化事業	10,720	5,332	52	5,336
児童扶養手当費（０７４－０２０）	1,229,041	411,355	43	817,643
児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事務費	20,341	8,455	43	11,843
児童扶養手当給付費	1,208,700	402,900		805,800
乳幼児医療助成費（０７４－０３０）	4,986,413			4,986,413
子どもの医療費助成事業	4,986,413			4,986,413
児童福祉施設費	1,108,463	223,868	274,798	609,797
大笹生学園費（０７５－０２０）	136,564	26,138	4,279	106,147
大笹生学園運営費	136,564	26,138	4,279	106,147
総合療育センター費（０７５－０３０）	554,106	63,619	241,496	248,991
総合療育センター施設運営費	356,698	51,486	155,384	149,828
総合療育センター費事務経費	197,408	12,133	86,112	99,163
乳児院費（０７５－０６０）	317,879	114,507	27,101	176,271
（新）福島県立乳児院管理運営経費	212,344	88,144	699	123,501
（新）県立乳児院多機能化推進事業	105,535	26,363	26,402	52,770
福島学園費（０７５－０７０）	99,914	19,604	1,922	78,388
福島学園管理運営経費	40,776	11,493	1,853	27,430
福島学園費事務経費	59,138	8,111	69	50,958

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
公衆衛生総務費（０９１－００３）	614,401	106,471	439	507,491
母子保健費（091-121）	614,401	106,471	439	507,491
母子保健事務費	460	89	4	367
旧優生保護法一時金請求等支援事業	5,197	5,175	22	
妊産婦等支援事業	1,143	361	395	387
市町村妊娠出産包括支援推進事業	36,484	545		35,939
小児慢性特定疾病対策事業	113,013	56,475	16	56,522
家庭訪問型子育て支援事業	495			495
産前・産後支援事業	23,852	23,851		1
未熟児等に対する健康支援事業	93,022	29	2	92,991
不育症治療費等支援事業	1,440	30		1,410
未来へつながる性と健康の支援事業	35,786	6,386		29,400
（一部新）妊婦にやさしい遠方出産支援事業	10,599	5,227		5,372
（新）不妊治療支援総合対策事業	292,910	8,303		284,607
合 計	35,514,991	4,264,378	799,786	30,450,827

○母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

貸付金	42,570		42,570	
貸付金	42,570		42,570	
貸付金	42,570		42,570	
償還金	66,283		66,283	
償還金	66,283		66,283	
国庫等償還金	66,283		66,283	
事務費	5,250		5,250	
事務費	5,250		5,250	
事務費	5,250		5,250	
一般会計繰出金	5,000		5,000	
一般会計繰出金	5,000		5,000	
一般会計繰出金	5,000		5,000	
合 計	119,103		119,103	

5 資 料

(1) 補助事業一覧

保健福祉総室

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
社会福祉施設整備費 (各主務総室)	社会福祉施設整備利子 補給事業 (各主務総室)		定額		社会福祉法人による社会福祉施設の整備の支援・促進に資するため、社会福祉法人が施設整備する際の独立行政法人福祉医療機構からの借入金の利子の一部を助成する。 補助先：社会福祉法人 対象施設：介護老人保健施設 等
国保助成費	保険基盤安定負担制度 (低所得者の保険料 (税)軽減分) (保険者支援制度分) (未就学児均等割軽減 措置) (産前産後保険料負担 金)	1/2 1/2 1/2	3/4 1/4 1/4	1/4 1/4 1/4	市町村：国民健康保険法第 72 条の 3 市町村：国民健康保険法第 72 条の 4 市町村：国民健康保険法第 72 条の 3 の 2 政令に基づき算定した一般会計から国保特別会計への繰入額の一部を負担する。
普通交付金	保険給付費等交付金 (普通交付金)	定額	定額	定額	市町村が国保連合会を通じて医療機関に支払う療養の給付費や、被保険者に支払う療養費などと同額を市町村へ普通交付金を交付する。
特別交付金	保険給付費等交付金 (特別交付金)	定額	定額		市町村の国民健康保険に関する特別会計において、各市町村の財政状況その他の事情に応じて負担する費用に対して、市町村へ特別交付金を交付する。
高齢者医療給付費	後期高齢者医療給付費 県費負担金	3/12	1/12	1/12	広域連合：高齢者医療確保法第 96 条 広域連合が行う高齢者医療確保法に基づく医療等に要する費用の一部を負担する。
	後期高齢者医療保険基 盤安定制度		3/4	1/4	市町村：高齢者医療確保法第 99 条 後期高齢者医療制度の安定的、健全な運営を図るため、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料の軽減分の 4 分の 3 を負担する。
	後期高齢者高額医療費 県費負担金	1/4	1/4		広域連合：高齢者医療確保法第 96 条 高額な医療の発生により後期高齢者広域連合の財政リスクを緩和するため、レセプト一件当たり 80 万円を超える高額な医療費の保険料相当分の 4 分の 1 を負担する。
	後期高齢者医療財政安 定化基金	1/3	1/3	1/3	広域連合：高齢者医療確保法第 116 条 国、県、広域連合が県に設置している財政安定基金に 3 分の 1 ずつ資金を拠出し、広域連合に対し資金の貸し付け又は交付を行う。

生活福祉総室

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
社会福祉推進費	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	1/3	1/3	1/3	民間社会福祉施設職員等退職手当金の支給に要する経費について、国及び県がそれぞれ 1/3 を補助し、施設経営者が 1/3 を負担する。
	福島県社会福祉大会開催事業		定額		福島県社会福祉大会に要する経費の一部を負担する。
	福祉活動指導員及び事務職員設置費		定額		県社会福祉協議会が設置する福祉活動指導員及び事務職員の人件費や活動費の一部を補助する。
	福祉サービス苦情解決事業	1/2	1/2		福祉サービス利用者からのサービスに関する苦情等の解決を図る体制を整備するために補助する。
	日常生活自立支援事業	1/2	1/2		判断能力が十分でない高齢者や障がい者等が、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭の管理等を援助する日常生活自立支援事業について、事業経費を補助する。
	福祉ボランティア活動強化支援事業	1/2	1/2		県内の福祉ボランティア活動の振興のため、県ボランティアセンターの機能の充実を図るために補助する。
	生活福祉資金貸付事業	定額 (1/2 相当)	1/2		社会福祉協議会が生活福祉資金の貸付等を行うために必要な経費を補助する。
	重層的支援体制整備補助事業	1/2	1/4	1/4	社会福祉法第 106 条の 8 に基づき市町村が実施する重層的支援体制整備事業について、費用の一部を負担する。
	行旅死亡人取扱負担金		10/10		行旅中死亡して引取者のいない者等について市町村が繰替支弁した取扱費用を県が弁償する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
社会福祉推進費	避難者見守り活動支援事業	10/10			東日本大震災の被災地及び被災地からの避難者を受け入れている地域において、避難者の孤立防止のための見守りや相談支援等を行うため、相談員を配置するなど避難者の支援体制を整備するために必要な経費を補助する。
	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業		10/10		経済連携二国間協定に基づき受入れた外国人介護福祉士候補者の介護福祉士の資格取得に向けた学習支援を行う。受入施設が行う候補者の日本語学習や介護分野の専門学習に対し、候補者一人当たり15万円以内を補助する。
	県北・会津地方介護人材確保対策事業		10/10		県北及び会津地方から介護福祉士等養成施設に進学した学生が、卒業後当該地方に戻って就労することを促進するため住居費等の貸付を行う。
	市町村等介護職員初任者研修及び実務者研修補助事業		定額		介護職員初任者研修及び実務者研修を自主財源で実施している市町村等に対し必要な費用を補助する。
	介護職就職支援金貸付事業		10/10		他業種で働いていた方等に介護分野就職支援金（20万円、1回を限度）を貸し付ける。
	介護福祉士養成施設市町村支援事業		1/2	1/2	共同で県指定の介護福祉士養成施設に経費助成を行っている市町村に対し必要な経費を補助する。
	外国人介護人材受入環境整備事業		1/3	2/3	介護施設等が介護福祉士養成施設の留学生に対して給付等する奨学金の一部を補助する。
	外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業		2/3	1/3	外国人介護人材を受け入れる（予定を含む）介護施設等に外国人介護人材とのコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援等の取組に対し費用の一部を補助する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
社会福祉推進費	小規模法人ネットワーク化による協働推進事業				
	社会福祉連携推進法人設立支援事業		定額		社会福祉連携推進法人の設立に向け、設立準備会を設置し、連携推進業務の実施に向けたリサーチ等を行う場合に補助金を交付する。
	小規模社会福祉法人ネットワーク化事業		定額		複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」を設置し、社会的に孤立するものに対する見守りや社会参加支援等の地域課題に関して協働事業を施行する場合に補助金を交付する。
民生委員活動費	民生委員推薦会負担金		定額		民生委員推薦会に対する負担金
	民生委員協議会負担金		定額		民生委員協議会に対する負担金
生活保護扶助費	住所不定者措置費負担金	3/4	1/4		住所不定者を保護した市（中核市を除く。）が支弁する生活保護費及び施設事務費の1/4を負担する。
援護業務諸費	援護業務団体に対する助成費		定額		援護業務団体に対する運営費等を補助する。 補助先：（一財）福島県遺族会
遺族及び留守家族等援護事務費	未帰還者留守家族等援護法施行事務費（戦傷病者特別援護法に基づく補装具給付等事務費交付金）	定額			戦傷病者補装具交付修理等決定に要する事務費を交付する。 交付先：市
	各種特別給付金支給法等施行事務経費（特別弔慰金支給事務費市町村交付金）	定額			特別弔慰金受付請求書受付業務に係る事務費を交付する。 交付先：市町村
施設保護対策費	軽費老人ホーム事務費補助金		10/10 1/2	1/2	軽費老人ホームが入所利用料のうち事務費の一部を免除した場合の減免分に対して補助する。 補助先：社会福祉法人、市町村

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
高齢者福祉対策事費	被災地介護サービス提供体制再構築支援事業				
	被災地福祉・介護人材確保支援事業	国庫 10/10			福島県外の者及び避難地域からの避難者で、相双地域等の介護施設等に就労を予定している者に対し、就職準備金等の貸与を行う。また、新規採用職員等に対する就職支援金の交付や介護福祉士養成施設へ進学する者へ通学費等の貸与を行う。
	被災地介護施設再開等支援事業	国庫 10/10			全国の社会福祉法人等から、避難指示解除区域等の介護保険施設へ介護職員の応援を行う際の、応援先及び応援元が負担する経費に対し支援を行う。
	被災地介護施設運営支援事業	国庫 10/10			避難指示解除区域等で再開、運営している介護保険施設が定員に満たない場合に、運営費の補助を行う。
	被災地訪問サービス運営支援事業	国庫 10/10			避難指示解除区域等で訪問サービスを実施する事業所に対して運営費の補助を行う。
	ICT等を活用した介護現場生産性向上支援事業		3/4	1/4	少子高齢化の進行等に伴う要介護者の増加や労働人口の減少、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護施設での人材不足に拍車がかかっており、介護職員の負担軽減や離職防止、定着促進を図るため、県内介護事業所に対して介護ロボットやICTを普及促進し、介護現場の生産性向上に資する経費の補助を行う。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
高齢者福祉対策事業費	高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業	定額			避難指示解除区域等市町村において、高齢者等の安心した生活を支援するため、総合相談、デイサービス、訪問サービス、生活支援サービス等を包括的に提供するサポート拠点の設置・運営に必要な経費を補助する。
	社会福祉施設危機対応強化支援事業		10/10 4/5 2/3	1/5 1/3	大規模災害発生時においても社会福祉施設が利用者に必要なサービスを継続的に提供できるよう、施設とりまとめ団体が中心となり施設同士の災害時応援協定を締結する場合に、その費用を補助する。 補助先：（一社）福島県老人福祉施設協議会 （一社）福島県老人保健施設協会 （特非）福島県認知症グループホーム協議会
介護保険給付費	介護給付費負担金	25% 20%	12.5% 17.5%	12.5%	介護保険法により、県は市町村に対し介護給付及び予防給付に要する費用の12.5%（施設サービスに係る分は17.5%）を負担する。 ※負担割合残り50%は介護保険料による
	低所得者利用者負担対策事業	1/2	1/4	1/4	介護保険制度施行による低所得者の負担を軽減するための事業を行う市町村に対し補助する。
	地域支援事業交付金	25% 38.5%	12.5% 19.25%	12.5% 19.25%	介護保険法により、県は市町村に対し地域支援事業に要する費用のうち介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の12.5%に相当する額及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用を除いた地域支援事業に要する費用の額の19.25%に相当する額を交付する。 ※負担割合残りは介護保険料による
	低所得者保険料軽減強化事業	1/2	1/4	1/4	低所得者の保険料の負担を軽減するため軽減強化に要する費用を負担する。
介護保険事業推進費	訪問介護等サービス提供体制確保支援事業		定額		訪問介護等サービス事業者が行う人材確保や経営改善に向けた取組に要する費用を補助する。 補助先：訪問介護等サービス事業者

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
社会福祉施設整備費	社会福祉施設整備事業		定額		老人福祉法に基づく老人福祉施設の整備等に対して補助する。 補助先：社会福祉法人、市町村等
	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業	1/2	1/4	1/4	高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電設備及び給水設備の整備に要する費用を補助する。 補助先：社会福祉法人等
	施設整備資金利子補給事業		1/2 10/10	1/2	療養病床を特別養護老人ホーム等に転換するための整備に係る独立行政法人福祉医療機構借入金の利子償還額を補助する。 補助先：社会福祉法人等
	小規模介護施設等整備事業		定額		地域において将来必要となる小規模な介護施設等の整備に対して補助する。 補助先：法人、市町村等
社会福祉施設災害復旧費	社会福祉施設災害復旧事業				
	老人福祉施設等災害復旧対策事業	1/2 2/3	1/4 1/6	1/4 1/6	自然災害により被害を受けた社会福祉施設の災害復旧に係る費用を補助する。
	介護事業所・施設等復旧支援事業	10/10			自然災害により被害を受けた社会福祉施設の設備の災害復旧に係る費用を補助する。
高齢者保健対策費	認知症介護実践者等養成・対応力向上事業（指導者養成事業）		定額		認知症介護指導者養成研修に職員を派遣する施設等に対する代替職員雇用経費等を補助する。 補助先：介護保険施設等運営法人
高齢者保健施設費	介護老人保健施設整備事業		定額		介護老人保健施設の整備に対して補助する。 補助先：医療法人等

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
重度心身障がい者対策費	重度障がい者支援事業		1/2	1/2	1 重度心身障がい者医療費補助事業 重度心身障がい者の医療費の自己負担額を公費で負担する。（入院時食事療養費の標準負担額は対象外） ＜対象者＞ ①身体障害者手帳１級、２級又は３級（内部障害）所持者 ②療育手帳Ａ所持者 ③精神障害者保健福祉手帳１級所持者 ④療育手帳Ｂかつ身体障害者手帳所持者 ⑤精神障害者保健福祉手帳２級又は３級で、かつ身体障害者手帳所持者 ⑥精神障害者保健福祉手帳２級又は３級で、かつ療育手帳所持者 2 在宅重度障がい者対策事業 日常生活において、常に医療的処理等を必要とする在宅重度障がい者に治療材料等を給付することにより、経済的負担の軽減を図る。（中核市を除く） ○治療材料費給付事業 補助対象額（月限度額） 3,000 円 ○衛生器材費給付事業 補助対象額（月限度額） 4,000 円 3 人工透析患者通院交通費補助事業 人工透析を受けている通院患者に対し、通院に要する経費を助成する。（中核市を除く） ○対象者 通院費が月額 5,000 円を超える者 ○補助対象額 5,000 円を超える額（25,000 円上限）
県地域生活支援事業費	授産振興対策事業	1/2	1/2		障がい者就労施設等の経営安定化等を目的とする授産事業振興センターを運営する福島県授産事業振興会へ活動費を助成する。
市町村地域生活支援事業費	市町村地域生活支援事業	1/2	1/4	1/4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい者及び障がい児が自立した生活を営むことができるよう市町村が地域の特性等に応じ取り組む事業の一部を補助する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
障がい者総合支援関連費	障がい福祉サービス等給付事業（居宅介護等）	1/2	1/4	1/4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス（居宅介護等）に係る介護給付費等の一部を負担する。
	障がい福祉サービス等給付事業（短期入所）	1/2	1/4	1/4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス（短期入所）に係る介護給付費等の一部を負担する。
	障がい福祉サービス等給付事業（共同生活援助等）	1/2	1/4	1/4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス（グループホーム）に係る介護給付費等の一部を負担する。
	障がい福祉サービス等給付事業（相談支援事業）	1/2	1/4	1/4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス（相談支援）に係る介護給付費等の一部を負担する。
	補装具給付事業	1/2	1/4	1/4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき支給される補装具費の一部を負担する。
	自立支援医療費（更生医療）	1/2	1/4	1/4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療（更生医療）の医療費の一部を負担する。
	障がい福祉サービス等給付事業（入所等）	1/2	1/4	1/4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス（障害者支援施設、就労継続支援など）に係る介護給付費等の一部を負担する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
精神保健医療費	精神科救急連携事業 (精神科救急連携病院への補助事業)		10/10		救急指定病院へ搬送された精神疾患を有する傷病者のうち、身体の治療は終了したものの、引き続き、精神科での治療を要する患者の受入れ調整を行う精神科救急連携病院に対して助成する。
	自殺対策緊急強化事業 (民間団体への補助事業)	1/2	1/2		自殺関連の民間団体に対して、自殺対策活動を拡充するための事業費に対して助成する。
	自殺対策緊急強化事業 (市町村自殺対策緊急強化支援事業)	1/2 2/3 10/10		1/2 1/3	市町村が地域の状況に応じて実施する、中長期的な計画策定にかかる費用や、若年層や未遂者等ハイリスク者に対する相談支援、住民向けの啓発等の自殺対策事業に対して助成する。
	自殺対策緊急強化事業 (福島県自殺対策セーフティネット強化事業)	1/2	1/2		心のケアによる精神面でのセーフティネットの強化を図り、新型コロナウイルス感染症の影響等も配慮した自殺対策を推進するため、電話相談及びメール相談事業等に対して補助する。
	依存症対策推進事業 (依存症対策民間団体支援事業)	1/2	1/2		アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、問題の改善に取り組む民間団体の活動に対し、補助金を交付する。
社会福祉施設整備費	社会福祉施設整備事業	1/2	1/4	運営主体 1/4	障害者総合支援法に基づく障がい福祉施設の整備に対して補助する。
	社会福祉施設整備利子補給事業		定額		社会福祉法人等が施設整備のための資金を独立行政法人福祉医療機構から借り入れた場合、当該年度の利子償還金に対して利子補給を行う。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
社会福祉施設災害復旧費	障がい福祉施設災害復旧事業				
	障がい福祉施設災害復旧事業	1/2 2/3	1/4 1/6	1/4 1/6	東日本大震災等により被災した障がい福祉施設の復旧費用の一部を補助する。
	障がい福祉施設（設備）災害復旧事業	10/10			東日本大震災等により被災した障がい福祉施設が事業再開する経費の一部を補助する。
医務費	地域医療介護総合確保事業				
	参入促進事業		10/10 以内		地域住民等に介護や介護の仕事の理解促進を図るとともに介護初任段階の職員への研修を支援する。
	資質向上事業		10/10 以内		中堅職員のマネジメント研修など資質向上に資する研修を支援する。
	労働環境・処遇改善事業		10/10 以内		介護負担軽減に対する雇用管理改善方策普及・促進に関する研修や介護施設内保育施設運営費などを支援する。
	離島・中山間地域等介護人材確保支援事業		10/10 以内		離島・中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組（地域外からの就職促進（引越費用の助成等）、地域外から講師を招いて行う介護従事者の資質向上研修の実施、高齢者の介護サービス事業所への移動を支援する団体の立ち上げ等）を支援する。
特定疾患対策事業費	難病相談支援センター事業（難病相談会・交流会開催補助事業）	1/2	1/2		難病患者や家族会等が開催する相談会等の開催経費を補助する。 補助先：難病患者・家族会
精神保健福祉費	精神科訪問看護人材育成支援事業	1/2	1/2		精神科訪問看護に従事する人材の育成を図る研修会の開催経費を補助する。

健康衛生総室

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
長寿社会対策費	長寿社会推進センター運営費等補助事業		10/10		長寿社会推進センター((社福)福島県社会福祉協議会内設置)が実施する各種事業の管理費に対し補助する。 補助先:(社福)福島県社会福祉協議会
	ニュースポーツによる高齢者の健康づくり支援事業			10/10	(公財)福島県老人クラブ連合会が実施するニュースポーツ交流大会の開催経費等を補助する。 補助先:(公財)福島県老人クラブ連合会
	高齢者コミュニティづくり活性化支援事業			10/10	高齢者を対象として定期的に健康サロン等を実施している団体において、地域の高齢者によるコミュニティづくりが活性化するような健康づくり、介護予防、生きがいくくり活動を新たに実施する場合に、その活動経費を補助する。 補助先:町内会や地域活動団体
	老人クラブ活動等社会活動促進事業	1/3	1/3	1/3	高齢者が生きがいを持ち、健康で豊かな生活を送ることができるよう老人クラブ活動等に対し補助する。 補助先:市町村(中核市を除く。)
	老人クラブ活動継続・活性化支援事業		10/10		老人クラブ活動の継続・活性化をサポートする人材養成事業に対し補助する。 補助先:(公財)福島県老人クラブ連合会
	老人クラブ活動推進員設置等補助事業	1/2	1/2		(公財)福島県老人クラブ連合会の老人クラブ活動推進員の設置及び老人クラブ活性化事業に対し補助する。 補助先:(公財)福島県老人クラブ連合会
	福島県高齢者福祉大会開催事業		定額		(公財)福島県老人クラブ連合会に対し、福島県高齢者福祉大会の開催経費を補助する。 補助先:(公財)福島県老人クラブ連合会
高齢者福祉対策事業費	地域包括ケアシステム深化・推進事業補助金		10/10		地域包括ケアシステムの構築を深化・推進するため、市町村の実施する体制整備や先駆的事业に係る経費を補助する。
	ICT 活用による高齢者支援体制整備事業補助金		10/10		被災地において地域包括ケアシステムを構築するため I C Tを活用した高齢者の支援体制整備を行う事業へ補助する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
健康企画費	健康増進事業費補助事業	1/3	1/3	1/3	市町村が実施する健康増進事業に要する費用の一部を補助する。
	福島県被災者健康支援体制整備事業補助金	10/10			市町村が被災者等への健康支援活動や保健事業等に従事する専門職を雇用する場合の雇用経費、被災者への健康づくり事業及び県外避難者の検診体制を確保する場合の事業経費に対して補助する。
	消費・安全対策交付金（地域での食育の推進）	1/2		1/2	第四次食育推進計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動に係る経費を補助する。
	職域におけるがん検診受診率向上事業	10/10			県内事業所を対象に、従業員ががん検診を受診しやすい環境の整備のために要した経費を補助する。
結核予防費	私立学校等補助金		2/3	1/3	私立学校等の長が実施する結核定期健康診断に要する経費の一部を補助する。
感染症予防対策費	感染症予防費等負担金	1/3	1/3	1/3	市町村が実施する感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な措置を講ずる事業に要する経費の一部を負担する。（中核市を除く）
	感染症指定医療機関運営費補助金	1/2	1/2		感染症指定医療機関の運営に要する費用を補助する。
	新型インフルエンザ等医療体制整備事業補助金	1/2	1/2		新型インフルエンザ等対策のための医療体制の充実を図るために新型インフルエンザ患者入院医療機関及び感染症外来協力医療機関が行う設備整備に係る経費を補助する。
	協定締結医療機関施設・設備整備事業費補助金 ・個室整備 ・個室整備以外	1/3 1/2	1/3 1/2	1/3	医療措置協定を締結した医療機関が実施する、個室病床や個人防護具保管庫等の施設整備及び簡易陰圧装置等の設備整備に要する費用を補助する。
へき地医療対策費	へき地診療所運営事業	2/3		1/3	へき地診療所施設整備費国庫補助金の交付を受けて設置したへき地診療所の運営費に対して助成する。
	へき地医療施設設備整備事業	1/2		1/2	医療に恵まれないへき地における診療所等の施設及び設備の整備に要する経費の一部を補助する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
	医師少数区域等における認定医師の勤務推進事業	1/2	1/2		「医師少数区域経験認定医師」を有する医療機関に対して、当該医師がスキルアップを図るために必要とする経費を補助する。
医療人材対策費	理学療法士等修学資金貸与事業		定額		理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、歯科衛生士、臨床検査技師の養成施設に在学し、卒業後県内の指定施設で当該業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与する。
	保健師等修学資金貸与事業		定額		保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成施設に在学し、卒業後県内の指定施設において当該業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与する。
	理学療法士等医療従事者確保推進事業		10/10		理学療法士等に関する職種の理解促進のためのイベント開催等に必要な経費を補助する。
	医療従事者招へい事業		1/2	1/2	県内医療従事者の確保を図るため、県内医療機関等が行う医療従事者の招へい活動経費を補助する。
	女性医師等就労環境改善事業		1/2	1/2	仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備について取組を行う病院を支援する。
	地域医療勤務環境改善体制整備事業		10/10 9/10 2/3 1/2	1/10 1/3 1/2	地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関等を対象に、勤務医の労働時間短縮のための体制整備にかかる経費を補助する。
	へき地医療等医師確保修学資金貸与事業		定額		将来、県内のへき地診療所及び県立病院等に勤務しようとする医学部生に対して修学資金を貸与する。
	地域医療医師確保修学資金貸与事業		定額		本県枠として入学定員増を行った県外の私立大学（帝京大学）の医学部生に対して、修学資金を貸与する。
	緊急医師確保修学資金貸与事業		定額		将来県内の公的医療機関等に勤務しようとする県立医科大学医学部生に対し、修学資金を貸与する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
	特定診療科医師研究資金貸与事業		定額		不足が顕著な産科、小児科等特定診療科の医師不足対策として、県外から転任する総合診療科、救急科、産科、小児科、麻酔科の医師に対し研究資金を貸与する。
	自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与事業		定額		研修修了後、知事の指定する自治体等病院で医師として勤務しようとする県内の総合診療科、救急科、産科、小児科、麻酔科を専攻する研修医に対し研修資金を貸与する。
	地域医療医師確保研修等資金貸与事業		定額		地域医療に従事する医師の確保を図るため、義務年限終了後も県内自治体病院等に勤務する自治医科大学卒業医師に対し研究・研修資金を貸与する。
	ふくしま国際医療科学センター運営事業		定額		ふくしま国際医療科学センター先端臨床研究センターの運営に要する経費を補助する。
医師確保対策費	人材育成・定着促進事業		10/10		公立大学法人福島県立医科大学と県内の臨床研修病院が病院群を形成して魅力ある研修プログラムの作成等を行うため、同大学に対し要する経費を補助する。
	魅力的な臨床研修プログラム作成事業		10/10 2/3 10/10 10/10	1/3	臨床研修病院の相互乗り入れの推進や研修内容充実のための経費を補助する。 ・研修医の宿舎確保 10/10 以内 ・設備整備 2/3 以内 ・医療情報検索ツール導入 10/10 以内 ・臨床研修プログラムの作成 10/10 以内
	医療人材確保緊急支援事業		10/10		南相馬市及び双葉郡における、災害により医療従事者が減少し経営状況が厳しい病院の医療従事者の確保や就業環境改善等につながる活動経費を補助する。
	被災地域医療寄附講座支援事業		10/10 2/3	1/3	公立大学法人福島県立医科大学に設置され、浜通りの医療機関に常勤医師の派遣を行う寄附講座を支援するために必要な経費を補助する。 ・人件費 10/10 以内 ・事業費 2/3 以内

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
	双葉地域等公立診療所支援教員増員事業		10/10		公立診療所への継続的な支援を行う支援教員を設置し、双葉地域等の公立診療所への非常勤医師の派遣する公立大学法人福島県立医科大学に対し、必要な経費を補助する。
	地域医療再生支援教員事業		10/10		地域医療等支援教員を増員して相双医療圏の中核病院等へ非常勤医師を派遣する公立大学法人福島県立医科大学に対し、必要な経費を補助する。
	寄附講座設置支援事業		10/10		県外大学の医学部等に寄附講座を設置する市町村等に対し、その経費を補助する。
	被災地域医療支援事業		10/10 1/2	1/2	独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う、全国からの医療支援と県内医療機関のマッチングや双葉郡の保健医療活動を支援するために必要な経費を補助する。 ・旅費等 10/10 以内 ・人件費等 2/3 以内
	浜通り医療提供体制強化事業		2/3 1/2	1/3 1/2	浜通りの医療機関が、東日本大震災により離職等した医療従事者及び県外の医療従事者を雇用する場合の人件費、また県外からの医療支援を受ける医療機関に対しその報償費、旅費等を補助する。
	臨床研究イノベーションセンター医師派遣事業		10/10		公立大学法人福島県立医科大学の臨床研究イノベーションセンターに、専門医資格を志向する若手医師を招へいするための経費を補助する。
	地域医療体験研修事業		10/10		いわき市及び公立藤田総合病院が行う、地域医療に関心のある医学生を対象とする、へき地診療所等の地域医療の現場視察や地域住民との交流など、体験の場を提供する研修会に必要な経費を補助する。
	総合診療医養成支援事業		10/10		総合診療医の増加を図るため、公立大学法人福島県立医科大学の総合内科・総合診療医センターが実施する総合診療医養成のための経費を補助する。
	専門研修設備整備支援事業		2/3	1/3	専門研修施設の新設を促すため、専門研修施設に必要な設備整備費や備品購入費の一部を補助する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
	専門研修プログラム策定支援事業		10/10		専門研修プログラムの充実を図るため、県内の医療機関が専門研修プログラムの策定を行うために必要な経費を補助する。
	地域医療支援教員強化事業		10/10		医師不足に対応するため、地域医療支援担当教員を増員し、公的医療機関等への常勤医師の派遣を実施した場合に補助金を交付する。
保健師等研修及び指導費	特定行為研修推進事業		10/10 1/2	1/2	在宅ケアの推進等を図るため、特定行為研修の受講に要する経費を医療機関等に対し補助する。
	特定行為指定研修機関実施経費補助		1/2 10/10	1/2	指定研修機関が研修を継続実施するために必要な経費の一部を補助する。 ○補助率 ①研修使用の備品購入費 1/2 ②e-ラーニング経費 10/10
	多職種連携推進事業		1/2	1/2	多職種連携やチーム医療の必要性を学ぶことにより、医療人としての能力を育成し、在宅医療の推進を図るため、高校生や医療関係職種養成所等の学生を対象に実施する研修等に必要な経費の一部を補助する。
	医療従事者・実習指導者養成講習会事業		10/10		作業療法士実習指導者養成講習会及び理学療法士実習指導者養成講習会の実施に必要な経費を補助する。
看護要員等確保事業費	感染症専門人材養成支援事業		10/10		医療機関等に対し、所属する看護師の感染管理認定看護師の資格取得を促進するため、関連経費を補助する。
	感染症専門人材養成課程運営費補助事業		10/10		公益財団法人星総合病院が行う県内養成課程の継続的な運営のため、関連経費を補助する。
	看護師等養成所運営費補助事業		10/10		保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた看護師等養成所の充実強化を図るため、その設置者に対し運営に要する経費を補助する。
	病院内保育所運営費補助事業		2/3	1/3	子どもを持つ看護職員など病院職員の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関が行う院内保育事業に要する運営費の一部を補助する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
	新人看護職員研修事業費補助事業		1/2 3/8	1/2 5/8	新人看護職員研修を実施している病院等に対し、当該研修に要した経費を補助する。
	外国人看護師候補者就労研修支援事業	10/10			外国人看護師候補者受入施設に対し研修等の経費を補助する。
	県内定着のための普及・啓発事業（看護学生実習受入促進事業）		10/10		看護学生が実習を行う医療機関の実習指導者の養成に係る経費の補助を行う。
	浜通り看護職員確保支援事業		10/10		看護職員確保に取り組む浜通りの医療機関に対し、事業に要する経費の一部を補助する。
	看護職員ふるさと就職促進等事業		10/10		看護職員確保に取り組む南相馬市及び双葉郡にある病院に対し、事業に要する経費の一部を補助する。
	相双地域看護職等就業促進支援事業		1/2	1/2	相双地域の市町村が実施する看護職等医療従事者の就業を促進するためのイベント等に対して必要な経費を補助する。
	専門看護人材養成・派遣事業		10/10		看護師の資質向上のため、認定看護師等の養成に要する経費等を補助する。
	看護師等養成所教育体制支援事業		10/10		看護師等養成所が配置する実習指導教員に係る経費の一部を補助する。
	看護教育・研究支援事業		10/10		一般社団法人福島県看護学校協議会に対し、看護学生の研究発表や看護教育研究に要する経費の一部を補助する。
	看護師勤務環境改善施設整備費補助事業		1/3	2/3	看護職員の勤務環境改善を図るために行う施設整備に要する経費の一部を補助する。
	看護師等宿舍施設整備補助事業		1/3	2/3	看護職員の個室整備をするための宿舍施設整備を行う医療機関に対して補助を行う。
	病院内保育所施設整備費補助事業		1/3	2/3	看護職員等の離職防止及び未就業看護職員等の再就業促進並びに子育て支援を図るため、病院内保育所整備に要する経費の一部を補助する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
予防接種普及費	予防接種事故対策費負担金	1/2	1/4	1/4	市町村が予防接種による健康被害に対して支給する医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金等に必要な経費の一部を負担する。
	予防接種事故発生調査費補助金	1/2	1/4	1/4	市町村が予防接種健康被害調査委員会を開催し、調査に要した費用の一部を助成する。
	風しん対策助成事業 ・抗体検査 ・予防接種	1/2	1/2 1/2	1/2	妊娠を希望する女性及びその配偶者を対象に、市町村が風しんの抗体検査及び予防接種を行う場合に、その費用の一部を補助する。
	予防接種再接種費用助成事業		10/10		造血幹細胞移植等の医療行為により移植前の定期接種により獲得した免疫を消失した方が、再接種に要する費用を補助する。
動物愛護管理対策費	獣医学生修学資金貸与事業		定額		獣医学大学に在籍する学生で将来、県の公衆衛生に関する業務を行う機関に獣医師として勤務しようとする者に対して修学に必要な資金を貸与する。
営業指導育成費	生活衛生営業経営指導事業費補助	1/2	1/2		事業内容 1 生活衛生営業相談室運営 2 地区生活衛生営業相談指導 3 経営指導員設置（巡回指導） 4 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導 5 生活衛生関係営業再生特別支援 6 情報化整備 7 健康・福祉対策
水道事業指導費	水道施設整備費国庫補助（簡易水道等施設整備費国庫補助）	1/4 1/3 4/10		3/4 2/3 6/10	市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が実施する簡易水道等の施設整備費の一部を補助する。 1 水道未普及地域解消事業 2 簡易水道再編推進事業 3 生活基盤近代化事業
	水道施設整備国庫補助（水道水源開発等施設整備費国庫補助）	1/4 1/3 1/2		3/4 2/3 1/2	市町村が実施する水道（用水供給）事業の施設整備費の一部を補助する。 1 水道水源開発施設整備費 2 高度浄水等施設整備費 3 水道基盤施設耐震化事業 4 水道広域的災害対応支援事業

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
	社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）	1/4 1/3 4/10 1/2		3/4 2/3 6/10 1/2	市町村が実施する水道（用水供給）事業の施設整備費の一部を補助する。 1 水道未普及地域解消事業 2 簡易水道再編推進事業 3 生活基盤近代化事業 4 高度浄水施設等整備費 5 水道総合地震対策事業 6 緊急時給水拠点確保等事業 7 水道アセットマネジメント等推進事業 8 水道事業運営基盤強化推進事業 9 水道水源自動監視施設等整備事業 10 効果促進事業
	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費	1/4 1/3 4/10 1/2 10/10		3/4 2/3 6/10 1/2	市町村が実施する水道（用水供給）事業の施設整備費の一部を補助する。 1 上下水道施設再編推進事業 2 上下水道施設耐震化推進事業 3 官民連携等基盤強化推進事業 4 上下水道D X推進事業 5 業務継続計画策定事業 6 汚泥資源肥料利用推進事業
食品安全対策費	食品産業の輸出向けHACCP 等対応施設整備緊急対策事業補助	1/2		1/2	県産加工食品を輸出する食品事業者が相手国から要求されるHACCP等の規格に対応するための施設の改修及び新設に係る費用の一部を補助する。
救急医療対策費	小児初期救急医療推進事業		1/4	3/4	夜間における軽傷の小児急病患者的の医療を確保するため、地区医師会が地方公共団体の委託等により実施する事業に要する経費の一部を助成する。
	救命救急センター運営事業	1/3 〔公立病院以外〕	1/3	1/3	24 時間の診療体制で、重篤救急患者の医療を確保するため、救命救急センターを設置運営する病院に対して、その経費の一部を助成する。
	病院群輪番制病院施設整備事業	1/3	1/3	1/3	二次救急医療を担う病院群輪番制病院の体制を確保するため、必要な医療機器等の整備を行う病院の開設者に対して補助金を交付する。
	病院群輪番制病院施設整備事業	0.33		0.67	二次救急病院を担う病院群輪番制病院の体制を確保するため、必要な施設整備を行う病院の開設者に対して補助金を交付する。
	救命救急センター設備整備事業補助	1/3	1/3	1/3	救命救急センターの体制強化に必要な医療機器等の整備を補助する

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
	ドクターヘリ運営費補助金	1/2	1/2		本県における救命率向上のため、救命救急センターにドクターヘリを配備する福島県立医科大学附属病院に対して補助金を交付する。
	地域災害拠点病院施設整備事業	0.33		0.67	災害拠点病院に対し、災害時における多数傷病者の受入に備えるため、医療機器や簡易ベッド等の資機材を格納する備蓄倉庫の施設整備を補助する。
	医療施設浸水対策事業	0.33		0.67	浸水対策が必要な医療機関に対して、止水板の設置等に必要な経費を補助する。
	医療施設非常用通信設備整備事業	1/3		2/3	非常用通信設備の整備に必要な経費を補助する。
	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	0.33		0.67	非常用自家発電設備及び給水設備等の整備に必要な経費を補助する。
	災害拠点病院等耐震化事業	0.5		0.5	地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、耐震診断に要する経費について補助金を交付する。
県民医療対策費	骨髄移植ドナー支援事業		1/2	1/2	市町村が骨髄または末梢血幹細胞の提供者に対して助成を行う事業について、事業費の一部を補助する。
	臓器移植普及啓発等事業		定額		移植医療の推進に資するため、公益財団法人福島県臓器移植推進財団に対して、臓器移植に関する知識の普及・啓発組織適合性検査の助成等の事業費の一部を助成する。
地域医療対策費	地域周産期母子医療センター等運営事業 ・地域周産期母子医療センター ・周産期医療協力施設	1/3	1/3	2/3 2/3	周産期医療を担う地域周産期母子医療センター及び周産期医療協力施設に対して、運営に要する経費の一部を助成する。
	総合周産期母子医療センター運営事業	1/3	1/3	1/3	ネットワークにおける司令塔的な機能を踏まえ、総合周産期母子医療センターに対して、運営に要する経費の一部を助成する。
	がん診療連携拠点病院機能強化事業	1/2	1/2		がん診療連携拠点病院に対して、医療従事者の研修の実施や相談体制の整備などその機能を強化する事業に要する経費の一部を助成する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
	小児がん患者施設支援事業		定額		小児がん患者及びその家族に対する適切な療養環境を提供し、その負担を軽減するため、小児がん患者とその家族をサポートするための施設を運営する団体に補助金を交付する。
	がん診療連携推進病院機能強化事業		10/10		本県のがん診療連携体制を維持するため、県の認定指針を活用し、地域に必要ながん診療に係る取り組みを支援する。
	地域医療充実のための設備整備補助事業 (人工腎臓装置不足地域設備整備事業) (がん診療施設設備) (遠隔医療設備整備) (分娩取扱施設設備整備事業) (死亡時画像診断システム等設備整備事業) (内視鏡訓練施設設備整備事業) (小児医療施設設備整備事業) (臨床研修病院支援システム設備整備事業) (小児入院患者の付き添い等に関する設備整備事業)	1/3 1/2 1/2 1/2 1/2 1/3 1/2 1/2	 1/3 1/2 1/2 1/3 1/2	2/3 2/3 1/2 1/2 1/2 1/3 1/2	地域の医療水準の向上に資するため、医療機関における医療機器等の整備に要する経費の一部を助成する。
	アピアランスケア助成事業		定額		治療と就労や社会参加との両立を図るために、ウィッグなど補整具の購入費用の一部を助成する。
	妊孕性温存治療費助成事業		定額		将来子どもを持つことを望む小児・AYA世代のがん患者が、精子・卵子等を採取・凍結保存する費用の一部を助成する。
	在宅ターミナルケア支援助成事業		1/2	1/2	介護保険が適用されない世代のがん患者の在宅サービス利用料の一部助成を実施する市町村に対し補助を行い、患者本人や家族の負担を軽減する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
	医療施設等施設・設備整備事業 (分娩取扱施設施設整備事業) (死亡時画像診断システム等施設整備事業) (医療機器管理室施設整備事業) (地球温暖化対策施設整備事業) (院内感染対策施設整備事業) (研修医のための研修施設整備事業) (臨床研修病院施設整備事業) (共同利用施設施設整備事業) (小児入院患者の付き添い等に関する施設整備事業)	1/2 1/2 0.33 0.33 1/3 1/2 1/2 1/3 1/2	1/2	1/2 1/2 0.67 0.67 2/3 1/2 1/2 2/3	医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善を図り、患者及び医療従事者が安心して施設を利用できるよう、施設の整備を行う。
	救急医療従事者資質向上支援事業上支援事業		2/3	1/3	浜通りの医療機関に所属する救急医療に携わる医療従事者の資質向上のため、一次救命措置及び二次救命措置者の研修経費を補助する。
	初期救急医療確保支援事業		1/2	1/2	いわき市の休日夜間急病診療所及び南相馬市の休日夜間急病センターが行っている、小児を含む夜間救急の運営費を補助する。
	警戒区域等医療施設再開支援事業		4/5 10/10	1/5	医療機関等の再開に向け、地域で必要とされる医療行為等のために必要となる施設・設備整備等に要する経費を補助する。 ○補助率 同区域内で診療を再開・開設する場合 施設・設備整備等に要する経費 4/5 運営に要する経費 10/10

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
	近隣地域医療提供体制整備事業		2/3 1/2	1/3 1/2	避難地域の住民を含む新規透析患者を受け入れや、周産期医療、救急医療の機能強化に必要な経費を支援し、近隣地域の医療提供体制の充実を図る。 ○補助率 ①透析医療 施設整備 1/2、設備整備 1/2、技術指導経費等 2/3、1/2 ②周産期医療 施設整備 1/2、設備整備 1/2 ③救急医療機能強化・連携体制構築 施設整備 1/2、設備整備 1/2
	避難地域薬局運営補助事業		4/5 10/10	1/5	震災以前から避難地域等にあり、再開していない薬局等の再開等に向け、地域で必要とされる医療行為のために直接必要となる運営費等を補助し、再開及び運営を補助する。 ○補助率 施設・設備整備に要する経費 4/5 運営に要する経費 10/10
地域医療介護総合確保対策費	病院の入院患者への歯科保健医療推進事業		10/10		早期かつ効率的な歯科治療により、入院期間の短縮を図るため、口腔ケアチームの編成、運営等を支援する。
	在宅医療推進事業		10/10		医療介護総合確保区域や生活圏ごとに、地域包括ケアシステムに関するイメージや課題を共有するための研修会の開催に要する経費等を補助する。
	訪問看護推進事業		10/10		訪問看護連絡協議会が実施する訪問看護連携体制の整備にかかる費用を支援する。
	医療と介護の連携強化事業		1/2	1/2	在宅医療に関係する医療機関等が患者情報を共有するために必要な設備整備を支援する。
	認知症等入院患者への歯科医療研修会支援事業		10/10		認知症等の患者に対して、医科歯科連携により早期に歯科治療を開始することの必要性に関する研修会開催に要する経費を補助する。
	在宅医療基盤整備事業		2/3	1/3	医療機関等が訪問診療等を実施するにあたり必要な医療機器や訪問診療車を整備するための費用を補助する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
	地域連携体制支援事業		10/10		病院が退院支援部門を設置し、専従職員を新たに配置する際に要する費用を支援する。
	がん診療連携拠点病院の薬局薬剤師研修支援事業		10/10		地域の薬局薬剤師を対象とした化学療法や緩和ケアに関する研修会に要する経費を補助する。
	無菌調剤室整備事業		2/3 10/10	1/3	地域の薬局で共同利用できる無菌調剤室等の整備及びその利用体制の構築に係る研修会に要する経費を補助する。 ○補助率 ①施設整備 2/3 ②研修会開催 10/10
	歯科衛生士、歯科技工士の復職・再就業支援事業		10/10		潜在歯科衛生士等（離職者）の情報の把握及び再就業支援のための取組に要する費用を補助する。
	歯科衛生士、歯科技工士の人材確保事業		10/10		新規就業者の獲得を図るための説明会の開催や就業者の離職防止に向けた相談窓口等の設置する取組を支援する。
	がん患者、糖尿病患者等に係る医科歯科連携研修会支援事業		10/10		がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施に係る支援を行う。
	在宅医療エキスパート薬剤師人材育成強化事業		10/10		薬局薬剤師を対象とした無菌調剤等の在宅医療に関連する症例検討会、研修会等の開催費用を補助する。
	産科医等確保支援事業		1/3	2/3	産科医の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当を支給する分娩取扱医療機関に対して経費の一部を助成する。
	産科医等育成支援事業		1/3	2/3	産科の後期研修医の処遇を改善するため、産科専攻医に手当を支給する医療機関を支援する。
	新生児医療担当医確保支援事業		1/3	2/3	新生児科医の処遇を改善するため、出産後 NICU へ入院する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して経費の一部を助成する。
	小児平日夜間救急医療支援事業		1/4	3/4	小児救急医療体制の確保を図るため、平日夜間の夜間小児科外来の運営費を支援する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
	小児科以外の医師等を対象とした小児救急研修事業		10/10		救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。
	リハビリテーション機器活用人材育成事業		2/3	1/3	理学療法士会や作業療法士会が実施するリハビリテーション機器を活用した研修にかかる経費を支援する。
	地域医療提供体制強化事業		1/3	2/3	地域の実状に応じ、不足する医療機能や提供体制を確保するため、地域で必要な施設・提供体制を確保するため、地域で必要な施設・設備整備を行う。 1 小児医療 小児医療を担う施設が行う設備整備に必要な費用を支援する。 2 周産期医療 院内助産所・助産師外来を有する、または新規開設を予定する医療施設が行う増改築・改修、設備整備に必要な費用を支援する。
	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業 (施設整備)		1/2	1/2	地域医療構想に基づき、地域に必要な医療提供体制を確保するための施設設備等に係る経費を補助する。
	(設備整備)		1/3	2/3	
			1/2	1/2	
	病院の入院患者への歯科保険医療推進事業		10/10		病院の入院中の患者に対して、早期に歯科治療を行うことで、合併症の防止及び入院期間の短縮を図る取組みを支援する。
	1 2 誘導心電図伝送システム導入促進事業		2/3	1/3	医療機関及び消防機関が循環器病を発症した疑いがある患者の搬送から医療機関での治療までの時間を短縮することが出来る1 2 誘導心電図伝送システムを整備する際に要する費用を支援する。
	地域医療情報ネットワーク活用強化支援事業		1/3	2/3	標準型電子カルテの普及までの間に、キビタン健康ネットの利用・活用を強化するため、福島県医療福祉情報ネットワーク協議会が医療機関及び県民に対して行うキビタン健康ネット認知理解度強化の取組みに対し、補助金を交付する。
	地域医療情報ネットワーク推進助成事業		1/3	2/3	地域医療貢献のため、特に重要な役割を果たしている地域医療情報ネットワーク(キビタン健康ネット)の情報提供施設における情報公開用機器の更新費用を支援する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
県民健康調査費	県民健康調査支援事業		10/10 2/3	1/3	1 福島県放射線健康対策事業 個人線量計等の整備に係る経費及び放射線の健康影響に関する理解促進事業にかかる経費を助成する。 2 福島県甲状腺超音波検査機器整備事業 県民健康調査「甲状腺検査」の県内検査拠点として検査を担う医療機関が甲状腺検査機器を購入する際の費用の一部を助成する。
薬務事業費	薬剤師の地域包括ケアスキル習得支援事業		10/10		避難指示解除区域において調剤業務に携わる薬剤師を対象に、地域包括ケアシステムに係る研修会への参加等の必要な費用を補助する。
	電子処方箋の活用・普及促進事業	2/3	1/3		電子処方箋の普及拡大、利活用による質の高い医療サービスの提供、重複投薬等の抑制、医療機関・薬局の業務効率化を推進するため、電子処方箋の導入に係る経費を支援する。
	災害対策医薬品供給車両整備事業		2/3	1/3	災害時における医薬品の供給体制を確保するため、災害対策医薬品供給車両を整備する費用を補助する。

こども未来局

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
青少年育成県民会議事業費	青少年育成県民会議事業費補助金		定額		青少年の健全な育成を図る県民運動の推進母体である福島県青少年育成県民会議が、円滑に事業を実施するため、事業費の一部を補助する。
青少年会館運営費	青少年会館運営費補助金		定額		福島県青少年会館の円滑な運営を図るため、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構に対し、運営費等の一部を補助する。
女性保護対策費	民間団体支援強化・推進事業	1/2	1/2		多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体の育成や民間団体の少ない地域における支援団体立ち上げ時の環境整備に係る経費について補助する。
	福島県民間団体活動支援事業	3/4	1/4		一時保護を行うシェルターをはじめ、相談受付や居場所の提供など、民間団体における困難な問題を抱える女性の受入体制を強化するための経費を補助する。
地域障がい児支援事業費	市町村児童発達支援センター機能強化等補助事業	1/2	1/4		地域の障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化及び巡回支援専門員整備に取り組む市町村に対し、国の地域障害児支援体制強化事業に基づき補助金を交付する。
	市町村医療的ケア児支援補助事業	1/2	1/4		医療的ケア児等総合支援事業により、相談支援体制整備や家族支援に取り組む市町村に対し補助金を交付する。
社会福祉施設整備費	社会福祉施設整備利子補給事業		定額		社会福祉法人等が施設整備のための資金を独立行政法人福祉医療機構から借り入れた場合、当該年度の利子償還金に対して利子補給を行う。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
	社会福祉施設整備事業	1/2	1/4		障がい児が地域で生活するために必要な自立支援施設の整備を行う社会福祉法人等に対して施設整備費の一部を補助する。
	児童養護施設等生活環境改善事業	1/2	1/4		児童養護施設等の入所児童の生活向上を図るため、施設内の生活環境改善に係る費用の一部を補助する。
児童福祉総務費	児童福祉施設等給食体制整備事業	10/10			保育所等給食の食材の検査体制を整備しようとする市町村等に対して、検査機器操作員の配置経費及び検査に使用する食材（試料）代等を補助する。
	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業				さまざまな形で被災の影響を受けているこどもに対する支援を強化する。
	遊具の設置や子育てイベントの開催	10/10			市町村が実施する子育てイベントの開催などを支援し、こどもの運動機会を確保する事業の補助を行う。
	親を亡くした子ども等への相談・援助事業	10/10			市町村が実施する被災児童に対する心身の健康に関する相談・援助等を行う事業を補助する。
	屋内遊び場確保事業	2/3		1/3	屋内における遊び場を整備する取組に対して補助を行う。
	こどもの見守り・自立応援事業				児童虐待の予防から支援まで、支援を必要とするこどもの状況に応じた相談・支援体制を充実強化する。
	児童家庭支援センター運営事業	1/2	1/2		専門的な援助を必要としているこどもや家庭が必要な支援を受けることができるよう、心理療法を担当する職員等による専門的な相談を実施する児童家庭支援センターを運営する法人に補助を行う。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
	自立援助ホーム体制強化事業	1/2	1/2		指導員の資格要件を満たすことを目指す者を、補助者として雇い上げる自立援助ホームに対し必要な経費の一部を補助する。
	未成年後見人報酬等補助事業	1/2	1/2		児童相談所長が家庭裁判所に請求して選任した未成年後見人に対して、必要とする報酬の全部又は一部を支援する。
	児童福祉施設等職員資質向上事業	1/2	1/2		児童福祉施設に対し、人材育成のために必要な研修費用について補助金を交付し、職員の資質向上を図る。
少子化対策推進費	結婚・子育て応援事業	3/4 2/3 1/2 2/3 1/2	 10/10 2/3	1/4 1/3 1/2 1/3 1/2 事業者 1/3	1 市町村えんむすび応援事業 結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援を目的として、市町村が独自に実施する少子化対策事業に補助金を交付する。 2 結婚新生活応援事業 新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（住宅取得又は住宅賃借費用、引越費用、リフォーム費用）を支援する市町村へ補助を行う。 3 民間企業等の若手社員の交流推進事業（うち、若手社員の出会いの場創出事業） 青年会議所、商工会議所、企業等が自ら企画・開催する出会いの場の創出に資する取組に係る経費の一部を補助する。
	子育て・子育て環境づくり総合対策事業（地域で支える子育て推進事業）		4/5	1/5	地域全体で子育てを支援する機運の一層の向上を図るため、民間団体から企画提案を募集し、審査・選定の上、事業に要する経費を補助する。
	こどもの居場所づくり支援事業		4/5 9/10	1/5 1/10	1 こどもの居場所づくり支援事業 こどもの居場所を新たに開設する事業、こどもの居場所を広域的に支援する事業に必要な経費の一部を補助する。 2 コミュニティフリッジ開設支援事業 経済的に困窮している子育て世帯の支援を目的とした「コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）」の開設に必要な経費を補助する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
	(新) ふくしまのこどもたちの体験活動促進事業		10/10		福島県内のこども・若者の居場所を利用するこどもたちを対象とする、地域資源を活用した体験活動の取組に対して補助金を交付する。
子育て支援費	子どものための教育・保育給付負担金	1/2	1/4	1/4	保育所や認定こども園等の施設型給付及び地域型保育給付の負担金及び補助金を市町村へ交付する。
		(県補助は、県 1/2, 市町村 1/2)			
	子どものための教育・保育給付費補助金	1/2	1/4	1/4	市町村に対して教育・保育施設の運営費等の補助を行う。
		基金 10/10			市町村に対して、幼児教育・保育の無償化に伴う事務費の補助を行う。
	子育てのための施設等利用給付交付金	1/2	1/4	1/4	幼児教育・保育の無償化により、幼稚園や認可外保育施設等の施設等利用費の支給に要する費用を市町村へ交付する。
	子ども・子育て支援交付金	1/3 (利用者支援事業については 2/3)	1/3 (利用者支援事業については 1/6)	1/3 (利用者支援事業については 1/6)	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、乳幼児全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業を実施する市町村に対する補助を行う。
	病児保育広域運営支援事業		定額		病児保育施設が広域利用協定に基づき広域受入を行う場合、運営費の一部を補助する。
	病児保育施設整備事業	1/3 3/10	1/3 3/10	1/3 市町村 3/10 事業者 1/10	病児保育施設の創設等により施設整備を行う市町村に対して補助する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
	多子世帯保育料支援事業		10/10		認可保育所等、認可外保育施設に入所する第3子以降の3歳未満児にかかる保育料について、市町村が減免する額の一部を補助する。
子育て支援費	認可外保育施設運営支援事業		1/2	1/2	認可外保育施設が実施する入所児童の健康診断に要する経費の一部及び保育に要する費用の一部を補助する。
	保育対策総合支援事業				保育士の専門性向上と人材の安定的確保のため、各種支援を行う。
		1/2	1/4	1/4	(1) 保育体制強化事業 保育士の負担軽減を図るため、保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に必要な経費を補助する。
		3/4	1/8	1/8	(2) 保育補助者雇上強化事業 保育士の負担軽減を図るため、潜在保育士または保育士資格を有しない保育補助者の配置に必要な経費を補助する。
		1/3	1/3	1/3	(3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 認可外保育施設に勤務する職員の健康診断費用を補助する。
		1/3	1/3	1/3	(4) 保育環境改善等事業 保育所等において、必要な改修や設備の整備等に必要な経費を補助する。
		1/2	1/4	1/4	(5) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業 事故防止に関する助言等を行う巡回支援指導員の配置等に必要な経費を補助する。
		1/2	1/4	1/4	(6) 保育所等における要支援児童等対応推進事業 保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置等に必要な経費の一部を補助する。
		1/2	1/4	1/4	(7) 保育士資格等取得支援事業 保育士資格を取得するため、指定保育士養成施設等の受講料等及び受講する者の代替として、当該施設等が雇用する職員の雇上費の補助を行う。
		1/2	1/4	1/4	(8) 医療的ケア児保育支援事業 医療的ケアを必要とするこどもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師の配置等に要する費用を補助する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
	(一部新) えがお輝く ふくしまの保育支援事業		2/3	1/3	専門家の助言を踏まえた園庭等の環境改善や県産材を活用した遊びの環境改善を行う場合、その費用の一部を補助する。
	保育所等安全対策推進事業	1/2	1/4	1/4	認可外保育施設に対し、ＩＣＴを活用したこどもの見守りに必要な機器の導入、保育業務のＩＣＴ化の推進及びこどもの性被害防止対策のための設備整備に必要な経費の一部を補助する。
	新型コロナウイルス緊急対策事業（児童福祉施設）	1/2	1/2		認可外保育施設が感染症対策の徹底を図りながら継続的に保育を提供するために必要な経費を補助する。
子ども・子育て支援施設整備費	放課後児童クラブ施設整備事業	1/3 又は 2/3	1/3 又は 1/6	1/3 又は 1/6	放課後児童クラブの創設等により施設整備を行う市町村に対して補助する。
	教育支援体制整備事業	1/2		1/2	幼保連携型認定こども園の設備の整備に対し補助する。
	安心こども基金事業	1/2 (2/3)		市町村 1/4 (1/12) 5	安心こども基金を活用し、保育所等の整備を実施し、こどもを安心して育てることができる体制整備を図る。 1 保育所緊急整備事業 保育所（公立を除く）の施設整備費の補助（新子育て安心プラン実施計画が採択されている場合は、基金 2/3、市町村 1/12）
				市町村 1/4 (1/12) 事業者 1/4	2 小規模保育整備事業 小規模保育事業の整備に要する費用の補助（新子育て安心プラン実施計画が採択されている場合は、基金 2/3、市町村 1/12）
	賃貸物件による保育施設整備事業	1/2 (2/3)		市町村 1/4 (1/12) 事業者 1/4	1 賃貸物件による保育所整備事業 賃貸物件による保育所整備費の補助（新子育て安心プラン実施計画が採択されている場合は、基金 2/3、市町村 1/12）

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
					2 小規模保育設置促進事業 小規模保育事業の実施促進のため、改修費等の補助を実施する。（新子育て安心プラン実施計画が採択されている場合は、基金 2/3、市町村 1/12）
	次世代育成支援対策施設整備事業	1/3	1/3	1/3	次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、市町村が行う施設整備を支援する。 児童厚生施設の整備等を行う市町村に対して補助する。
保育人材対策費	保育士宿舎借り上げ支援事業（県費）	(1/2)	1/4	(1/4)	市町村が国の保育士宿舎借り上げ支援事業を実施する際において、事業者負担分を市町村が負担する場合に、その額を補助する。
	保育士修学資金貸付等事業	9/10	1/10		保育士資格取得のための修学資金等の貸付を行う社会福祉法人福島県社会福祉協議会に対し、補助を行う。
	産休等代替職員費補助事業		3/4	事業者 1/4	児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため長期間休暇を取得する場合に、代替職員の雇用に係る経費の一部を施設に対して補助する。
	保育士資格取得に係るオンライン手続化	1/2	1/2		保育士登録の登録については、全国一律の社会福祉法人日本保育協会において事務処理を行っており、オンラインによる手続きを可能とするために必要なシステム改修費総額を各都道府県の受験者数の割合に応じて負担する。
	（新）放課後児童クラブ人材確保支援事業		10/10		若者（学生達）のアルバイト雇用に係る経費の一部を補助する。
母子保健費	育成医療負担金	1/2	1/4	1/4	障がい児に対する育成医療費等を負担する。
	養育医療負担金	1/2	1/4	1/4	未熟児に対する養育医療費等を負担する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
	小児慢性特定疾病医療費支援事業	1/2	1/2		県が指定する医療機関において小児慢性特定疾病の治療を行う児童等に対し、医療給付を行う。
	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	(市) 1/2 (町村) 1/2	1/4	1/2 1/4	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対して日常生活用具を給付する事業を行う市町村に対し、必要な経費を補助する。
	不妊治療支援事業		10/10		不妊治療を受けた夫婦に対し、治療費及び検査費の一部を補助する。
	出産・子育て応援交付金	2/3 1/2	1/6 1/4	1/6 1/4	伴走型相談支援及び出産・子育て応援ギフト事業を実施する市町村に対して、費用の一部を補助する。
	(一部新) 妊婦にやさしい遠方出産支援事業	1/2	1/4 1/2	1/4 1/2	遠方で出産する必要がある妊婦等に対して、分娩取扱施設までの交通費及び宿泊費用を助成する事業を実施する市町村に対して、費用の一部を補助する。 また、遠方で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して、産科医療機関までの交通費を助成する事業を実施する市町村に対して、費用の一部を補助する。
	不妊治療交通費支援事業（仮称）		1/2	1/2	遠方の医療機関で不妊治療を受診した場合に、その通院に係る費用の一部を助成する事業を実施する市町村に対して、費用の一部を補助する。
障がい者総合支援関連費	軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業		1/3	1/3	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の健全な発達を確保することを目的として、補聴器購入費用及び修理費用の助成を行う市町村に対し、その費用の一部を補助する。
措置児童援護費	児童養護施設等入所児童自立支援事業		10/10		児童養護施設等に入所している児童のうち、企業等への就職により普通自動車運転免許が必要な児童に対してその取得費用を助成する（上限 330 千円）。
	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業		1/10		児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付を行う社会福祉法人に対して、必要な経費の一部を補助する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
児童相談所費	里親促進事業補助金		定額		里親制度の普及と振興を図るため、福島県里親連合会が実施する事業に対して補助する。
児童措置費	児童措置費				障害児施設において障害児を保護するとともに、独立自活に必要な指導及び支援を行い、心身ともに健やかに養育するための経費等を支給する。
	障害児通所支援事業所等設備支援事業	1/2	1/4		障害児入所施設に措置されている障がい児のうち、就職により退所が見込まれる障がい児であって、保護者からの経済的援助が見込まれず、普通自動車運転免許取得費用の負担が困難な障がい児に対してその取得費用を助成する（上限 330 千円）。
	障害児入所施設入所児童自立支援事業	1/2	1/4		障害児通所施設等における児童への性被害防止を図ることを目的として、パーティションやカメラ等の設備の購入や更新に係る経費を補助する。
	障害児通所支援事業所等安全対策推進事業				
	登園管理システム導入支援事業	3/5	1/5		登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するため、登園管理システムを導入する障害児通所支援事業所へ補助金を交付する。
	こどもの見守りサービス機器導入支援事業	3/5	1/5		I C Tを活用したこども見守り支援サービス等の安全対策に資する機器等を導入する障害児通所支援事業所へ、導入費用の一部を補助する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
母子福祉対策費	ひとり親家庭医療費助成事業		1/2	1/2	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し健康と福祉の増進を図るため、市町村で実施しているひとり親医療費の助成に対し、必要な経費の一部を補助する。
	自立支援教育訓練給付金事業	3/4	1/4		雇用保険の教育訓練給付の受講資格のない母子家庭の母又は父子家庭の父が、予め指定した教育訓練給付講座を受講し、修了した場合、訓練受講費用の60%を給付する。（上限160万円（修学年数最大4年×40万円）） また、雇用保険法の教育訓練給付を受けるひとり親に対して、教育訓練費用の6割相当額との差額（40%相当額）を支給する。
	高等職業訓練促進給付金等事業	3/4	1/4		母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、修業期間の一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給する。
	高卒認定試験合格支援事業	3/4	1/4		ひとり親家庭の親及び20歳未満の子の学び直しを支援し、よりよい条件での就職や転職につなげていくため、ひとり親世帯の親及び20歳未満の子が高卒認定試験に合格するために講座を受講し修了した時及び高卒認定試験に合格した時に受講費用の一部を支給する（上限15万円）。
	高等職業訓練促進資金貸付事業		1/10		高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格の取得を目指すひとり親に対し、入学準備金、就職準備金及び住宅支援資金の貸付を行う社会福祉法人に対し、必要な経費の一部を補助する。
	こどもの生活・学習支援事業	1/2	1/4		ひとり親家庭等のこどもに対して生活習慣の習得支援、学習支援、食事の提供等を行う市町村に対し、その経費の一部を補助する。

事業名		補助率・負担割合			補助内容等
科目・事項	細事項等	国	県	市町村・事業者等	
乳幼児医療助成費	乳幼児医療費助成事業		1/2	1/2	市町村が実施する就学前児童の入院・通院に対する医療費の助成に対し必要な経費の一部を補助する。
	子どもの医療費助成事業		10/10		市町村が実施する小学4年生から18歳までのこどもの医療費の助成に対し、必要な経費を補助する。

(2) 附属機関等

ア 附属機関

名 称	根拠法令	事 項	担当課・室
福島県社会福祉審議会	社会福祉法第 7 条第 1 項	社会福祉に関する事項の調査審議に関する こと	保健福祉総務課
福島県国民健康保険審査会	国民健康保険法第 92 条	国保法第 91 条第 1 項の規定による保険給付 に関する処分又は保険料その他同法の規定に よる徴収金に関する処分に対する不服の審査 に関すること	国民健康保険課
福島県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に 関する法律第 129 条	高齢者医療確保法第 128 条第 1 項の規定に よる後期高齢者医療給付に関する処分又は保 険料その他同法の規定による徴収金に関する 処分に対する不服の審査に関すること	国民健康保険課
福島県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第 11 条 第 1 項	国民健康保険事業の運営に関し、国民健康 保険事業費納付金の徴収や国民健康保険運営 方針の作成、その他重要事項の審議に関する こと	国民健康保険課
福島県介護保険審査会	介護保険法第 184 条	保険者である市町村の行った処分に対する 不服申立の審理・裁決に関すること	高齢福祉課
福島県障がい者 施策推進協議会	障害者基本法第 36 条及 び福島県障がい者施策 推進協議会条例	障害者基本法第 36 条の規定による障害者に 関する施策の総括的かつ計画的な推進につい て必要な事項及び障がい者に関する施策の推 進について必要な関係行政機関相互の連絡調 整を要する事項の調査審議に関すること	障がい福祉課
福島県精神保健 福祉審議会	精神保健及び精神障害 者福祉に関する法律第 9 条及び福島県精神保 健福祉審議会条例	精神保健及び精神障がい者の福祉に関する 事項の調査審議及び意見の具申に関すること	障がい福祉課
福島県精神医療 審査会	精神保健及び精神障害 者福祉に関する法律第 12 条	入院中の精神障がい者のその入院の可否及 び処遇の適否の審査に関すること	障がい福祉課
福島県障害者介 護給付費等不服 審査会	障害者総合支援法第 98 条第 1 項及び福島県障 害者介護給付費等不服 審査会条例	市町村の行った介護給付費等の処分に対す る不服審査請求の審査に関すること	障がい福祉課

名 称	根拠法令	事 項	担当課・室
福島県障がい者差別解消調整委員会	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例	障がいを理由とする差別に起因する紛争解決のための助言又はあっせんに関する事	障がい福祉課
福島県指定難病審査会	難病患者の医療等に関する法律第 8 条	法第 7 条第 2 項の規定による支給認定しないことに関する審査に関する事	障がい福祉課
福島県がん対策推進審議会	福島県がん対策の推進に関する条例	がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）の規定により定められた事項 その他がん対策の推進に関する事項の調査審議に関する事	健康づくり推進課 地域医療課
福島県医療審議会	医療法第 72 条	医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事	地域医療課
准看護師試験委員会	保健師助産師看護師法第 25 条第 1 項	准看護師試験の実施に関する事 保健師助産師看護師法第 15 条第 2 項の規定による審議に関する事	医療人材対策室
福島県〇〇地区感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条第 1 項	就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長、結核患者の医療に関する必要な事項の審議に関する事	感染症対策課
福島県感染症対策連携協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 10 条の 2 第 1 項	感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な対策の実施についての協議に関する事	感染症対策課
福島県生活衛生適正化審議会	福島県生活衛生適正化審議会条例	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する重要事項の調査審議に関する事	食品生活衛生課
福島県ふぐ処理者試験委員会	福島県ふぐの取扱い等に関する条例	ふぐ処理者試験を行うため、試験問題、可否の決定に関する事項の審議に関する事	食品生活衛生課
福島県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 3 条第 2 項	薬事に関する県の事務及び法に基づき知事の権限に属する事務のうちで政令に定められたものに関する重要事項の調査審議に関する事	薬務課
福島県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第 58 条の 13 第 1 項	法第 58 条の 8 第 3 項の規定による審査に関する事	薬務課

名 称	根拠法令	事 項	担当課・室
福島県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第 77 条第 4 項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 25 条	子ども・子育て支援法第 72 条第 4 項各号に掲げる事務の処理に関すること 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項に定める事項を調査審議すること 次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項に掲げる事項を調査審議すること その他、子ども・子育て支援に関すること	こども・青少年政策課
福島県青少年健全育成審議会	福島県青少年健全育成条例	知事の諮問に応じ、条例で定められた事項を調査審議すること 青少年の健全な育成に関する事項について調査し、知事に建議すること	こども・青少年政策課
福島県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第 19 条の 4	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 3 第 4 項の規定による小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者について医療費支給認定をしないことに関する審査に関すること。	子育て支援課
福島県いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項及び福島県いじめ問題調査委員会条例	いじめ防止対策推進法第 28 条に基づき県立及び私立学校等が行った、いじめによる「重大事態」の事実調査結果に対し、知事が必要と認めた場合に行う再調査に関すること	児童家庭課

注：〇〇……保健所名、地区名
イ 附属機関以外の懇談会等

名 称	設置根拠	事 項	担当課・室
〇〇地域保健医療福祉協議会	要 綱	各地域における保健・医療・福祉の各関係機関・団体の連携強化と保健医療福祉施策の推進及び地域保健医療福祉推進計画等の推進、進行管理、見直し等に関すること	保健福祉総務課
保健福祉部指定管理者選定検討会	要 綱	保健福祉部が所管する公の施設に係る指定管理者の候補団体の選定に関すること	保健福祉総務課
県立社会福祉施設移譲先法人選定検討会	要 綱	保健福祉部が所管する県立社会福祉施設の移譲先の候補団体の選定に関すること	保健福祉総務課
福島県市町村国保運営安定化等連携会議	要 綱	市町村国保に関して、国民健康保険法第 82 条の 2 に定める国民健康保険運営方針の作成、変更等について意見の交換及び調整を行うこと	国民健康保険課

名 称	設置根拠	事 項	担当課・室
福島県福祉サービス第三者評価推進会議	要 綱	福祉サービス第三者評価にかかる評価基準や評価機関の認証要件等の検討に関する事	社会福祉課
福島県養護老人ホーム等入所判定審査会	要 綱	各市町村から協議のあった養護老人ホーム等の入所措置の判定困難ケースの検討に関する事	高齢福祉課
福島県高齢者福祉施策推進会議	要 綱	高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の達成状況の点検・評価や広域的な調整、推進方策の検討に関する事	高齢福祉課
福島県認知症施策推進協議会	要 綱	福島県認知症施策推進計画（ふくしまオレンジプラン）の策定・進行管理、認知症施策やその取組状況、認知症疾患医療センターの事業内容、医療と介護等の連携に関する事	高齢福祉課
福島県権利擁護推進会議	要 綱	高齢者及び障がい者の尊厳の保持及び権利擁護の推進に向けた虐待防止や成年後見制度の利用促進等に関する事	高齢福祉課
福島県高齢社会対策推進本部	要 綱	県の高齢社会対策の総合的推進及び調整に関する事	高齢福祉課
福島県地域リハビリテーション協議会	要 綱	高齢者や障がいのある人々が住み慣れた地域において生き生きとした生活を送ることを目的とした地域リハビリテーションの適切かつ円滑な推進に資すること	高齢福祉課
福島県喀痰吸引等研修実施委員会	要 綱	喀痰吸引等研修の実施及び修得程度の公正かつ適正な審査に関する事	高齢福祉課
福島県自殺対策推進協議会	要 綱	県における自殺対策の総合的な推進に関する事	障がい福祉課
福島県精神科救急医療システム連絡調整委員会運営	要 綱	精神科救急医療システムの実施体制の整備に関する事	障がい福祉課
福島県災害派遣精神医療チーム（DPAT）運営協議会設置要綱	要 綱	DPATの体制整備及び運営に関する事	障がい福祉課

名 称	設置根拠	事 項	担当課・室
福島県自立支援協議会	要 綱	障がい者が地域において自立した日常、社会生活を営むことができるようにするための県及び各地域における相談支援体制の構築に関する事	障がい福祉課
福島県障がい者工賃向上プラン推進会議	要 綱	福島県障がい者工賃向上プランの円滑かつ効果的な推進を図ること	障がい福祉課
福島県難病医療連絡協議会	要 綱	重病難病患者の受入れを円滑に行うための基本となる拠点病院、基幹協力病院及び協力病院等の連携協力体制の構築に関する事	障がい福祉課
健康長寿ふくしま会議	要 綱	「誰もがすこやかにいきいきと活躍できる笑顔あふれる健康長寿ふくしまの実現」を目指し、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を基本目標とした第三次健康ふくしま21計画の推進に関する事	健康づくり推進課
福島県歯科保健対策協議会	要 綱	県民の生涯を通じた“歯と口の健康づくり”を図るため、本県における歯科保健対策の総合的かつ体系的な推進に関する事	健康づくり推進課
福島県食育推進ネットワーク会議	要 綱	食育の推進のための地域支援体制の確立に関する事	健康づくり推進課
福島県生活習慣病検診等管理指導協議会	要 綱	健康診査事業等の精度管理の状況把握及び指導を行い、生活習慣病予防対策の推進に資すること	健康づくり推進課
福島県アレルギー疾患医療連絡協議会	要 綱	県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する事	健康づくり推進課
福島県介護予防市町村支援委員会	要 綱	市町村における介護予防関連事業の事業評価、調査・検討等、市町村における効果的な介護予防関連事業の推進に資すること	健康づくり推進課
福島県「県民健康調査」検討委員会	要 綱	県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的として実施する「県民健康調査」に関し、調査の実施方法等の検討、調査の進捗管理及び評価等に関する事	県民健康調査課

名 称	設置根拠	事 項	担当課・室
福島県県民健康調査の調査情報提供に関する審査会	要 綱	「県民健康調査」で得られたデータの学術研究目的のための第三者への提供における適正なデータ提供の審査、助言に関すること	県民健康調査課
〇〇地域医療構想調整会議	要 綱	地域医療構想の達成を推進するための関係者の連携や必要事項の協議に関すること	地域医療課
福島県救急医療対策協議会	要 綱	県の救急医療体制の整備に関すること。	地域医療課
〇〇地域救急医療対策協議会	要 綱	県及び地域の救急医療体制の整備等に関すること	地域医療課
福島県周産期医療協議会	要 綱	県の周産期医療体制の整備等に関すること	地域医療課
福島県小児医療確保方策検討会	要 綱	県内の限りある医療資源を有効に活用した小児医療の確保方策に関すること	地域医療課
福島県医療安全対策検討会	要 綱	福島県医療相談センターの活動方針、医療機関や関係団体等における窓口との連絡調整、医療安全対策等に関すること	地域医療課
福島県災害医療対策協議会	要 綱	災害時における医療救護、DMATの運用・研修等に関すること	地域医療課
福島県原子力災害医療対策協議会	要 綱	原子力災害等における原子力災害医療に関すること 医療関係団体、医療機関、原子力災害医療関係団体等相互の連携・ネットワーク化に関すること	地域医療課
福島県在宅医療推進協議会	要 綱	県の在宅医療の推進に関すること	地域医療課
福島県地域医療対策協議会	要 綱	県内における医療従事者の確保その他必要とされる地域医療の確保・充実に関すること	地域医療課 医療人材対策室
双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会	要 綱	双葉郡等避難地域における医療等提供体制の再構築の検討に関すること	地域医療課

名 称	設置根拠	事 項	担当課・室
福島県死因究明等推進協議会	要 綱	死因究明等の推進に関する施策の検討、各関係機関との連携強化等の構築に関すること。	地域医療課
福島県歯科医療提供体制等構築推進等委員会	要 綱	県の実情に応じた歯科医療提供体制等の構築等に係る推進方策及び推進に資する事業等の検討に関すること	地域医療課
福島県循環器病対策推進協議会	要 綱	福島県循環器病対策推進計画の策定及び進捗管理に関することや、その他循環器病対策の推進に関すること。	地域医療課 健康づくり推進課
福島県看護職員需給計画策定検討会	要 綱	看護職員の需給見通しに関すること及び看護職員の養成及び確保に関すること	医療人材対策室
福島県感染症発生動向調査企画委員会	要 領	感染症発生動向調査対策に関する調査・研究、情報の解析及び還元等に関すること	感染症対策課
福島県麻疹・風しん対策検討部会	要 領	麻疹・風しんに関する発生動向、予防接種率及び副反応の発生事例等を把握し、地域における施策の構築及び進捗状況の評価等に関すること	感染症対策課
福島県結核対策推進協議会	要 綱	結核をめぐる諸問題を分析し効果的な対策を協議すること	感染症対策課
福島県エイズ・性感染症対策推進協議会	要 綱	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発、感染者・患者の受入体制の整備等に関すること	感染症対策課
福島県エイズ治療拠点病院情報交換研究会	要 綱	エイズ診療に関すること 県内のエイズ診療ネットワークに関すること 医療機関に対する情報提供に関すること 等	感染症対策課
福島県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会	要 綱	肝疾患情報の収集・提供に関すること 県内の肝疾患診療ネットワークに関すること 等	感染症対策課
福島県肝炎対策協議会	要 綱	県の肝炎に関する正しい知識の普及、肝疾患診療体制の構築等に関すること	感染症対策課
福島県新型インフルエンザ等対策本部	条 例	福島県の新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること	感染症対策課

名 称	設置根拠	事 項	担当課・室
福島県新型インフルエンザ等対策本部〇〇地域医療会議	要 綱	各地域における新型インフルエンザ患者等への医療提供体制に関すること 等	感染症対策課
ふくしま食の安全・安心推進会議	要 綱	食の安全と安心の確保を推進するため、関係部局及び関係自治体間の連携強化及び調整に関すること 食の安全・安心に関する基本方針及び対策プログラムの策定と進行管理に関すること	食品生活衛生課
ふくしま食の安全・安心推進懇談会	要 綱	食の安全と安心の確保を推進するため、消費者、生産・製造流通業者、学識経験者との意見交換及び食の安全・安心に関する情報提供に関すること	食品生活衛生課
福島県食の安全対策本部	要 綱	食の安全に関わる事案に対する全庁的対策に係る重要事項の審議決定及び実施の推進に関すること その他、県民の食の安全確保のため必要な事項に関すること	食品生活衛生課
福島県調理師試験委員会	要 綱	調理師試験を行うため、試験問題、合否の決定に関する事項の審議に関すること	食品生活衛生課
福島県製菓衛生師試験委員会	要 綱	製菓衛生師試験を行うため、試験問題、合否の決定に関する事項の審議に関すること	食品生活衛生課
福島県クリーニング師試験委員会	要 綱	クリーニング師試験を行うため、試験の実施、試験問題、合否の決定に関する事項の審議に関すること	食品生活衛生課
福島県動物愛護推進懇談会	要 綱	動物の愛護と適正な飼養の普及啓発のための情報及び意見の交換に関すること	食品生活衛生課
福島県公衆浴場入浴料金問題調査会	要 綱	公衆浴場入浴料金統制額指定に当たっての意見聴取及び調査審議に関すること	食品生活衛生課
保健福祉部試験研究技術会議	要 綱	保健福祉部における試験検査・調査研究等の効率的な運営に関すること	薬務課
福島県献血推進協議会	要 綱	献血思想の普及及び献血の推進に関すること	薬務課
福島県血液製剤使用に係わる懇談会	要 綱	血液製剤の使用適正化の普及に関すること	薬務課

名 称	設置根拠	事 項	担当課・室
福島県衛生検査精度管理委員会	要 綱	衛生検査所の精度管理実施方策及び実施結果に基づく改善方策を検討すること	薬務課
福島県試験検査精度管理委員会	要 領	試験検査精度管理事業の実施方針の決定、その他事業実施のうえで必要な事項を検討すること	薬務課
福島県登録販売者試験委員会	要 綱	登録販売者試験に関すること	薬務課
福島県毒物劇物取扱者試験委員会	要 綱	毒物劇物取扱者試験に関すること	薬務課
福島県薬物乱用対策推進本部会議	要 綱	関係機関相互の密接な連携を図り、総合的かつ効果的な薬物乱用対策を推進すること	薬務課
福島県後発医薬品安心使用促進協議会	要 綱	患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができる使用促進に係る環境整備等について検討すること	薬務課
ふくしま結婚支援事業推進協議会	要 綱	福島県及び県内市町村が連携・協力して一体的な結婚支援に取り組むことにより、結婚の希望をかなえる環境づくりを推進すること。	こども・青少年政策課
福島県青少年健全育成推進本部	要 綱	青少年行政の一元化と総合性を確保し、青少年育成施策の総合的かつ有機的な推進を図ること	こども・青少年政策課
福島県青少年有害環境対策推進連絡会議	要 綱	インターネットの利用を中心とした青少年を取り巻く有害環境対策について関係機関が連携して推進を図ること	こども・青少年政策課
福島県青少年支援協議会	要 綱	社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年を関係機関が連携して総合的・継続的な支援を行い、社会的な自立を促進すること	こども・青少年政策課
福島県子育て支援推進本部	要 綱	県における子育て支援の総合的な推進及び調整に関すること	こども・青少年政策課
福島県再犯防止推進協議会	要 綱	再犯の防止に携わる関係機関・団体等の連携・協力による再犯の防止に関する施策の推進を図ること	こども・青少年政策課

名 称	設置根拠	事 項	担当課・室
福島県待機児童対策協議会	要 綱	待機児童解消を促進し、県内の教育・保育の提供体制の確保内容等を協議すること。	子育て支援課
福島県新生児聴覚検査事業推進会議	要 綱	新生児聴覚検査実施体制の検討に関すること	子育て支援課
福島県先天性代謝異常等検査事業専門家連絡会議	要 綱	先天性代謝異常等検査事業の円滑かつ効率的な推進に関すること	子育て支援課
福島県HTLV-1母子感染対策協議会	要 綱	HTLV-1の母子感染予防対策の推進を図ること	子育て支援課
福島県不妊症・不育症支援ネットワーク協議会	要 綱	不妊症及び不育症に悩む方への包括的な支援体制の構築を図ること	子育て支援課
福島県虐待から子どもを守る連絡会議	要 綱	児童虐待の未然防止、早期発見、発見後の対応等について児童や家庭に関わりのある機関団体の連携及び取組みの強化を図ること	児童家庭課
福島県ヤングケアラー専門家会議	要 綱	ヤングケアラーの早期発見・把握や支援における連携のあり方の検討、ヤングケアラー実態調査事業の調査結果を踏まえた効果的な支援策の検討等を行うこと	児童家庭課
福島県困難な問題を抱える女性への支援調整会議	要 綱	困難な問題を抱える女性の福祉の推進を図るとともに、ドメスティックバイオレンスの防止と被害者の保護や支援のため、施策を推進することを目的とし、民間団体・行政・警察など支援を行う関係機関が連携し、困難な問題を抱える女性の発見、相談、心身の健康の回復や自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制について検討等を行うこと	児童家庭課

注：○○……保健所名、地区名

(3) 保健・医療・福祉関連 年間行事(キャンペーン)一覧

	名称、提唱日	趣旨
4月	○世界自閉症啓発デー 4月2日	平成19年12月18日の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、これを機に全世界の人々に自閉症を理解してもらう取り組みが始まった。
	○発達障害啓発週間 4月2日～8日	世界自閉症啓発デー(4月2日)から1週間を発達障害啓発週間として、自閉症をはじめとする発達障がいについて広く啓発活動を行う週間としている。
	○麻しんの予防接種強化月間 4月1日～30日	麻しんの予防接種率向上のため、関係機関と連携しながら、県民への普及啓発を図る。
5月	○児童福祉月間 5月1日～31日	本県独自に、5月を「児童福祉月間」と定め、県民に一層の児童福祉の理念の普及・啓発を図るとともに、県、市町村、学校、企業、家庭、地域などが一体となって子どもの健全育成や子育て支援のための多角的な取組を展開する。
	○孤独・孤立対策強化月間 5月1日～31日	孤独・孤立に至っても、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会の実現に向け、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていく。
	○児童福祉週間 5月5日～11日	5月5日の「こどもの日」から1週間を児童福祉週間として、各種の啓発事業及び行事を実施することにより、児童福祉の理念の一層の周知と児童を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図る。
	○看護週間 5月12日を含む一週間(日～土) ○看護の日 5月12日	看護の心、ケアの心、助け合いの心を老若男女問わず、だれもが育むきっかけとする。
	○民生委員・児童委員活動強化週間 5月12日～18日 ○民生委員・児童委員の日 5月12日	民生委員・児童委員について地域住民や関係機関・団体等に理解を深めていただき、信頼関係を築くことを目的に、PR活動等を行う。
	○ギャンブル等依存症問題啓発週間 5月14日～20日	国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めることを目的として啓発活動を行う。
	○世界高血圧デー(高血圧の日) 5月17日	高血圧の予防や適正管理について広く県民に啓発することにより、脳卒中等の発症予防に寄与する。
	○禁煙週間 5月31日～6月6日 ○世界禁煙デー 5月31日	喫煙が健康に与える影響は大きく、生活習慣病を予防する上でも重要な課題になっており、国・地方公共団体等が協力して、正しい知識の普及・公共の場での受動喫煙防止等の対策を図る。
	○不正大麻・けし撲滅運動 5月～7月	不正栽培及び自生する大麻・けしを撲滅するため、これら的大麻・けしの発見及び除去を実施するとともに、広く一般に対して大麻・けしに関する正しい知識の普及を図る。

	名称、提唱日	趣旨
6月	○水道週間 6月1日～7日	水道について国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道の今後の発展に資する。
	○HIV検査普及週間 6月1日～7日	国や都道府県等が行う検査・相談体制の充実を図り、国民のHIVやエイズに対する関心を喚起しHIV検査の普及啓発を図る。
	○食育月間 6月1日～30日 ○食育の日 毎月19日	国・地方公共団体・関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効率的に実施し、食育の国民への浸透を図る。食育の日を毎月19日と定め、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図る。
	○歯と口の健康週間 6月4日～10日	歯と口の健康に関する正しい知識を国民に対し普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより、歯の寿命を延ばし、もって国民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。
	○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 6月20日～7月19日	国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、「6.26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知により、薬物乱用防止につなげる。
7月	○愛の血液助け合い運動 7月1日～31日	広く国民の間に献血に関する理解と協力を求めるとともに、献血運動の一層の推進を図る。
	○青少年の被害・非行防止全国強調月間 7月1日～31日	青少年の被害防止等について、県民が理解を深め、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、青少年の犯罪被害防止、模範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図る。
	○青少年健全育成県民総ぐるみ運動 7月1日～8月31日	福島の将来を担う青少年が心身ともに健やかに成長することを願い、「生かそう、きずな。未来のために！」のスローガンの下、関係機関・団体が連携を図りながら、家庭・学校・職場・地域において、青少年の健全育成と非行防止に集中的に取り組む。
	○社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間 7月1日～7月31日	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとするもの。
	○肝臓週間 7月28日を含む1週間（月～日） ○日本肝炎デー 7月28日	ウイルス性肝炎のまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消や感染予防の推進を図る。
8月	○食品衛生月間 8月1日～31日	食品等事業者及び消費者に対し、衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図り、食中毒事故の防止と衛生管理の向上を確保する。

	名称、提唱日	趣旨
9月	○がん征圧月間 9月1日～30日	がんに対する正しい知識とがん対策を広く周知するため、関係機関と連携してがん予防に関する正しい地域の普及啓発を図る。
	○健康増進普及月間 9月1日～30日	生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など個人の生活習慣の改善の重要性についての理解を深め、健康づくりの実践を促進するための啓発を行う。
	○障害者雇用支援月間 9月1日～30日	広く国民に対して障がいのある人の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的に国及び県等において啓発活動を行い、障がい者雇用の気運を醸成するとともに、障がい者の職業的自立を支援する。
	○認知症月間 9月1日～30日 ○認知症の日 9月21日	認知症に対する正しい理解の普及・啓発を図る。
	○自殺予防週間 9月10日～16日	9月10日の世界自殺予防デーに因んで、国が自殺対策基本法において定めた週間。命の大切さや、自死予防に関する正しい知識を広めるため、重点的な普及啓発活動を行うこととしている。
	○老人週間 9月15日～21日 ○老人の日 9月15日	国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し、自らの生活の向上に努める意欲を促す。
	○動物愛護週間 9月20日～26日	県民に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていく。
	○結核・呼吸器感染症予防週間 9月24日～30日	呼吸器感染症が例年流行する秋冬前に、結核と呼吸器感染症に関する正しい知識や感染対策の取組について普及啓発を行う。
10月	○がん検診受診率向上に向けた集中キャンペーン月間 10月1日～31日	第四期がん対策推進基本計画において目標に掲げる「がん検診受診率60%以上」の達成に向けて、10月を集中キャンペーン月間として定め、地方公共団体、企業、関係団体等と連携協力し、がん検診の受診率向上のための普及啓発を行う。
	○里親を求める運動（里親月間） 10月1日～31日	要保護児童は全国的にも増加しつつあり、虐待等子どもの抱える背景も多様化している。子どもたちの健やかな育ちを支える上で、家庭的な環境で養育を行う里親の活用を促進していく必要があるため、関係機関・団体の協力を得て、里親を求める運動を展開し、里親制度の普及啓発活動や、新規里親の開拓など里親委託を促進するための活動を実施する。
	○臓器移植普及推進月間 10月1日～31日	臓器移植の一層の定着・推進を図るためには、多くの方々に臓器移植に対する理解を深め、臓器提供に関する意思表示をしていただくことが極めて重要であることから、「臓器移植普及推進月間」を設け、広く国民に対して、普及啓発を行う。
	○骨髄バンク推進月間 10月1日～31日	骨髄移植等の進展には骨髄移植等に対する国民の理解を深め、善意の骨髄等提供希望者の登録を促進することが緊要であるため、「骨髄バンク推進月間」を実施し、広く国民に対して正しい知識を普及するとともに、一人でも多くの国民が骨髄等提供希望者として登録するよう呼びかけを行い、骨髄等移植対策の推進を図る。

	名称、提唱日	趣旨
10月	○麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 10月1日～11月30日	麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物乱用による危害を広く国民に周知し、国民一人一人の認識を高めることにより、薬物乱用の根絶を図る。
	○精神保健福祉普及運動週間 10月の精神保健福祉全国大会開催日を含む一週間	地域社会における精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健福祉の向上を図ることを目的とし、啓発活動を行う。
	○県民健康の日 10月10日	本県独自に、10月10日を「県民健康の日」と制定し、全ての県民が健康で生き生きと生活できる活力ある社会の実現を目指し、自分の健康は自分で守る自覚と、家族・地域ぐるみの健康づくりの実践を図る。
	○薬と健康の週間 10月17日～23日	医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を広く国民に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与する。
11月	○子供・若者育成支援強調月間 11月1日～30日	子供・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の子供・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図る。
	○乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間 11月1日～30日	乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に突然の死をもたらす疾患であり、乳幼児の死亡原因の上位を占めていることから、その発生の低減を図るための対策が強く求められている。 12月以降の冬季に乳幼児突然死症候群（SIDS）が発生する傾向が高いことから、発生の予防に対する普及啓発を重点的に行う必要があるために、11月に対策強化に取り組む。
	○オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン 11月1日～30日	児童虐待に関する相談件数の増加や、子どもの尊い生命が奪われる重大事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題である。児童虐待防止法が施行された11月を「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待に対する正しい理解を促進するために広報や啓発活動を重点的に実施する。
	○アルコール関連問題啓発週間 11月10日～16日	国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めることを目的として啓発活動を行う。
	○介護の日 11月11日	介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、使用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障がい者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施する。
	○家族の日 11月の第3日曜日 ○家族の週間 毎年11月の第2日曜日から第4日曜日の前日まで	「新しい少子化対策について」等に基づき、11月の第3日曜日を「家族の日」とし、さらに、その前後1週間を「家族の週間」と定め、この期間を中心として、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さが国民一人一人に再認識されるよう呼び掛けている。
	○子育ての日 11月の第3日曜日 ○子育て週間 毎年11月の第2日曜日から第4日曜日の前日まで	子育てしやすい県づくりの機運の醸成を図るため、「子育て支援を進める県民運動の一環」として、本県独自に「子育ての日」、「子育て週間」を設定し、集中的に広報・啓発を行う。

	名称、提唱日	趣旨
11月	○いい育児の日 11月19日	育児や家庭について考える機運を高めるため。「日本創世のための将来世代応援知事同盟」において、11月19日を「いい育児の日」として定めた。
	○女性に対する暴力をなくす運動 11月12日～25日	11月25日は国連が指定した「女性に対する暴力撤廃国際日」であり、内閣府等の主唱によりこの日を含む2週間を運動期間としている。関係機関・団体が連携して、女性の人権を著しく侵害するDV、性犯罪、ストーカー等の女性に対するあらゆる暴力の撲滅と女性の人権尊重のための社会的意識啓発や教育等の取り組みを推進する。
	○全国糖尿病週間 11月14日を含む一週間（月～土） ○世界糖尿病デー 11月14日	国連が指定した世界糖尿病デー（11月14日）を含む月曜日から日曜日までの1週間を糖尿病週間とし、糖尿病の予防治療療養を喚起する啓発運動を推進している。
	○麻しんの予防接種強化月間 11月1日～30日	麻しんの予防接種率向上のため、関係機関と連携しながら、県民への普及啓発を図る。
	○上手な医療のかかり方月間 11月1日～30日	かかりつけ医を持つことや受診の必要性・医療機関の適切な選択方法等の周知・広報活動を実施することで、必要なときに適切な医療機関にかかることができる医療提供体制の確保、医療提供者側の過度な負担の軽減、医療の質・安全確保につなげる。厚生労働省による「上手な医療のかかり方」プロジェクトの一環として実施する。
12月	○世界エイズデー 12月1日	12月1日は国連が定めた「世界エイズデー」であり、エイズに関する啓発活動などを実施する。
	○国際障害者デー 12月3日	障がい者問題への理解促進、障がい者が人間らしい生活を送る権利とその補助の確保を目的とする記念日。昭和57年12月3日の国連総会において「障害者に関する世界行動計画」が採択されたことを記念して平成4年の国連総会で宣言された。
	○障害者週間 12月3日～9日	国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために設けられた。平成16年6月からは障害者基本法第9条に明記されている。
1月	○はたちの献血キャンペーン 1月1日～2月末日	新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に成分献血、400mℓ献血の継続的な推進を図る。
2月	○フレイルの日 2月1日	フレイル及びフレイル予防について正しい理解の普及・啓発を図る。
	○アレルギー週間 2月17日～23日 ○アレルギーの日 2月20日	アレルギー疾患の普及啓発活動の重点期間として活動の推進を図る

	名称、提唱日	趣旨
3月	○女性の健康週間 毎年3月1日～8日	女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図ることで、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援する。
	○子ども予防接種週間 3月1日～3月7日	子どもに対する予防接種への関心を高め、予防接種実施率の向上を図ることを目的とし、入園、入学前で保護者の予防接種への関心を高める必要がある時期に、普及啓発に取り組む。
	○自殺対策強化月間 3月1日～31日	自殺対策基本法において、3月が自殺対策強化月間と定められた。様々な機関や団体と連携して啓発活動を推進し、また当事者が必要な支援が受けられるよう支援策を重点的に実施する。
	○世界腎臓デー 毎年3月第2木曜日	腎臓病の早期発見と治療の重要性を啓発する国際的な取組として、医師やコメディカル、患者や患者家族が主体となって啓発活動を盛り上げる。

令和 7 年度

保 健 福 祉 部 事 業 計 画 書

○編集・発行 福島県 保健福祉部 保健福祉総務課

〒960-8670

福島市杉妻町 2 番 16 号

電 話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 2 1 7

U R L <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21005a/>

e-mail hofukusoumu@pref.fukushima.lg.jp
